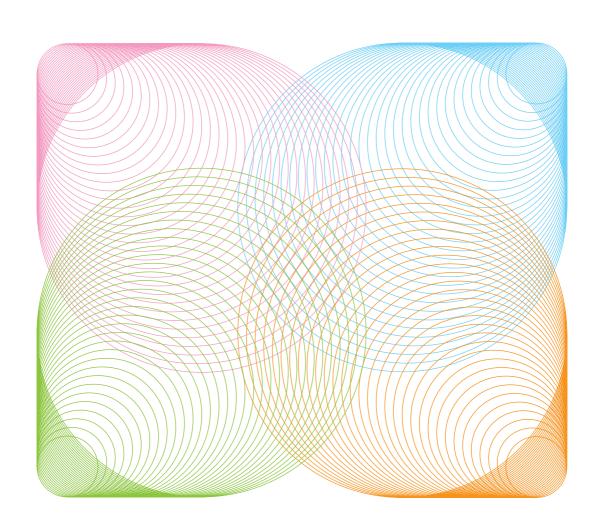
改正保育制度施行の実態及び 保育所の運営管理に関する 調査研究報告書 - 平成18年度 -



社会福祉法人 日本保育協会

改正保育制度施行の実態及び保育所の運営管理に関する調査研究報告書

— 平成18年度 —

執 筆 者 一 覧

野 坂 勉 (大正大学名誉教授)

荻 須 隆 雄 (玉川大学教授)

吉 田 眞 理 (小田原女子短期大学助教授)

山 城 清 子 (草花保育園園長)

太田嶋信之 (竜南保育園園長)

鷲 見 宗 信 (梅雲保育園園長)

本報告書は、厚生労働省の補助事業として、日本保育協会が実施した「改正保育制度施行の実態に関する調査研究」並びに「保育所の運営管理に関する調査研究」の結果をまとめたものです。

これらの事業は、保育制度改革への保育所の対応状況及び運営管理等の実態について調査研究を行い、保育所が提供する保育サービスの充実と向上に資することを目的とするものです。

今年度は、認定こども園制度、規制改革、市町村合併、次世代育成支援、 交付金化等と保育所運営について調査を実施し、その結果を分析・研究しま した。

本書を、今後の保育システムや保育所の運営管理の在り方を考える上で参考としていただければ幸いです。

このたびの調査研究事業の実施に当たりましては、野坂勉先生(大正大学)、 荻須隆雄先生(玉川大学)、吉田眞理先生(小田原女子短期大学)、山城清子 先生(草花保育園)、太田嶋信之先生(竜南保育園)、鷲見宗信先生(梅雲保 育園)の研究スタッフにご尽力いただいたこと、調査対象保育所の皆様にご協 力いただいたことに対し、心から深く感謝の意を表する次第であります。

平成19年3月

社会福祉法人 日本保育協会 理事長 佐々木 典 夫

改正保育制度施行の実態及び保育所の運営管理に関する調査研究報告書 (平成18年度)

目 次

執筆者一覧

序 文

Ι.	調査研究の目的及び方法
	調査結果の分析
\1	呆育所の属性〉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Α	認定こども園制度9
]	1. 認定こども園9
2	2. 認定制度の運用10
3	3. 幼児教育の実施を要件とすることへの印象11
4	4. 子育て支援事業を認定要件とした方針への評価12
В	規制改革・民間開放14
Ę	5. 公立保育所の民営化14
6	6. 民営化に必要と考えられるプロセス17
7	7. 保育所の情報開示19
8	3. 保育所の第三者評価20
С	市町村合併22
Ç	9. 市町村では合併が行われたか22
D	次世代育成支援23
1	0. 補助金の交付金化23

E 保育所再編成····································
11. 市町村の状況25
F 交付金化の影響・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
12. 交付金化の影響27
G 規制緩和施策の受け入れ ····································
13. 規制緩和の影響29
14. 短時間保育士の採用32
15. 園庭としての使用地35
16. 調理業務の委託36
H 機能強化 ···········38
17. 地域子育て支援センターの併設38
18. 児童福祉施設併設型民間児童館等について42
18. 尤里倫征他設併設型民间尤里貼寺について42
18. 尤里倫征施設併設型民间尤里貼寺について42
Ⅲ. 研究員の考察45
Ⅲ. 研究員の考察45
Ⅲ. 研究員の考察 ····································
Ⅲ. 研究員の考察
 Ⅲ. 研究員の考察 1. 荻須隆雄研究員による考察 2. 吉田眞理研究員による考察 3. 山城清子研究員による考察
 Ⅲ. 研究員の考察 1. 荻須隆雄研究員による考察 2. 吉田眞理研究員による考察 3. 山城清子研究員による考察 49 40 41 42 45 45 45 46 47 48 49 40 40 41 42 43 44 45 45 45 46 47 48 49 40 40 41 42 43 44 45 45 46 47 48 49 40
 Ⅲ. 研究員の考察 1. 荻須隆雄研究員による考察 2. 吉田眞理研究員による考察 3. 山城清子研究員による考察 49 40 41 42 45 45 45 46 47 48 49 40 40 41 42 43 44 45 45 45 46 47 48 49 40 40 41 42 43 44 45 45 46 47 48 49 40
III. 研究員の考察 45 1. 荻須隆雄研究員による考察 45 2. 吉田眞理研究員による考察 49 3. 山城清子研究員による考察 59 4. 太田嶋信之研究員による考察 63 5. 鷲見宗信研究員による考察 69
 Ⅲ. 研究員の考察 1. 荻須隆雄研究員による考察 2. 吉田眞理研究員による考察 3. 山城清子研究員による考察 4. 太田嶋信之研究員による考察 5. 鷲見宗信研究員による考察 69 Ⅳ. 総合的考察と展望
 Ⅲ. 研究員の考察 1. 荻須隆雄研究員による考察 2. 吉田眞理研究員による考察 3. 山城清子研究員による考察 4. 太田嶋信之研究員による考察 5. 鷲見宗信研究員による考察 69 Ⅳ. 総合的考察と展望
 Ⅲ. 研究員の考察 1. 荻須隆雄研究員による考察 2. 吉田眞理研究員による考察 3. 山城清子研究員による考察 49 3. 山城清子研究員による考察 59 4. 太田嶋信之研究員による考察 5. 鷲見宗信研究員による考察 69 Ⅳ. 総合的考察と展望 野坂 勉研究員 77

Ⅰ. 調査研究の目的及び方法

1. 調査研究の目的

保育制度の改革と定着度、保育所の対応状況及び運営管理の実態を把握し、今 後の保育所保育の充実と向上に資することを目的とする。

2. 調査研究の内容

次の項目等について調査研究を実施した。

調査票による調査研究(分析と考察)

・認定こども園制度

認定こども園

認定制度の運用

幼児教育の実施を要件とすることへの印象

子育て支援事業を認定要件とした方針への評価

·規制改革 · 民間開放

公立保育所の民営化

民営化に必要と考えられるプロセス

保育所の情報開示

保育所の第三者評価

· 市町村合併

市町村では合併が行われたか

· 次世代育成支援

補助金の交付金化

·保育所再編成

市町村の状況

- ・交付金化の影響交付金化の影響
- ・規制緩和施策の受け入れ 規制緩和の影響 短時間保育士の採用 調理業務の委託
- ・機能強化 地域子育て支援センターの併設 児童福祉施設併設型民間児童館等について

3. 調査研究スタッフ

野 坂 勉 (大正大学名誉教授)

荻 須 隆 雄 (玉川大学教授)

吉 田 眞 理 (小田原女子短期大学助教授)

山 城 清 子 (草花保育園園長)

太田嶋 信 之 (竜南保育園園長)

鷲 見 宗 信 (梅雲保育園園長)

4. 調査期間及び調査時点

・調査票による調査

自 平成18年9月4日

至 平成18年9月30日

(調査時点・平成18年9月1日現在)

5. 調査の手続き

ア調査対象保育所の選定

調査対象は、全国保育所数の10分の1抽出によるものとし、各都道府県・指定都市・中核市ごとの公民営別にそれぞれ10分の1を抽出した施設とした。

イ 調査方法

前項アで選定した調査対象保育所に対して、調査票を送付し、原則として保育 所長に記入をお願いした。

ウ 調査票の回収数及び回収率 (集計対象数)

	項	目	か所数及び回収率
調査	票配	布 保 育 所 数	2,271
調査	票回収	保育所数 (率)	844 (37.16%)
内	有 効 調	査 票 数 (率)	837 (99.17%)
訳	無 効 調	査 票 数 (率)	7 (0.83%)

6. 整理、分析基準

調査票の集計に当たっては、次の基準によって整理、分析した。

ア 経営主体別

地方自治体が運営する公営保育所と、社会福祉法人等が運営する民営保育所に 大別している。①公営、②民営

イ 地域区分別

地域特性を考察するために、全国を7区分に分類している。①北海道・東北地区、②関東地区、③東海地区、④北信越地区、⑤近畿地区、⑥中国・四国地区、 ⑦九州地区

ウ 所在地区分別

都市階級による特性を考察するために、全国を6区分に分類している。①都区

部・指定都市(特別区並びに指定都市:東京23区、札幌、仙台、さいたま、千葉、川崎、静岡、横浜、名古屋、京都、大阪、堺、神戸、広島、北九州、福岡)、②県庁所在市(指定都市を除く県庁所在市)、③中都市(人口15万人以上で、指定都市、県庁所在市を除く市)、④小都市A(人口5万人以上15万人未満の市)、⑤ 小都市B(人口5万人未満の市)、⑥町・村

工 定員規模別

定員規模により6区分に分類している。①45人以下、②46~60人、③61~90人、 ④91~120人、⑤121~150人、⑥151人以上

オ 3歳未満児比率別

当該施設に在籍する3歳未満児の割合により、5区分に分類している。①0~9%、②10~29%、③30~49%、④50~69%、⑤70~100%

7. 整理分析担当

調査票の集計、整理、分析、まとめには、調査研究スタッフ全員が当った。

II. 調査結果の分析

〈保育所の属性〉

(1)調査協力園—地域区分・所在地別

調査協力園(公営:325園、民営:512園)は、図1に示すように公営、民営ともに小都市Aからの回答が約30%である。

公営民営日本区部・指定都市 □ 県庁所在市 □ 中都市 □ 小都市A □ 小都市B □ 町・村0 20 40 60 80 100(%)

図1:地域区分・所在地区分別(割合)

(2)回答者

本調査の回答者は、「原則として保育所長」と依頼していることから、回答者は 公営、民営ともに91%は保育所長である。

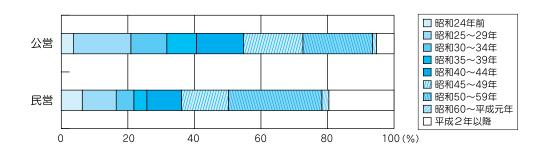
(3)調査協力園—経営主体別

全国837園から回答が寄せられたが、61%が民営からの回答である。

(4) 施設認可年

調査協力園の施設認可年は、図2に示すように、公営、民営ともに昭和50~59年に認可を受けた保育所からの回答が最も多い。民営では、平成2年以降の認可による保育所からの回答も約20%を占めている。

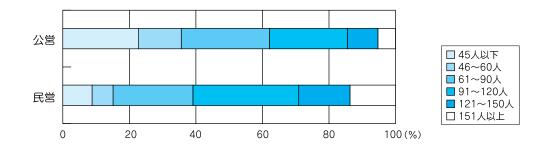
図2:施設認可年(割合)



(5) 定員規模

回答を寄せられた協力園の定員規模は、図3のように公営では61~90人が最も多く (26.5%)、民営では91~120人の定員からの回答が最も多い (31.8%)。

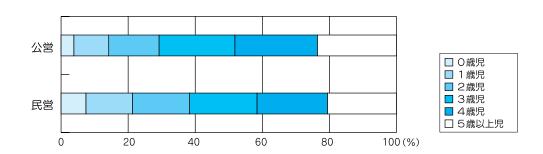
図3:定員規模(割合)



(6) 年齡別在園児童数

図4は、調査協力が得られた保育所の年齢別在園児童数の割合である。0~2歳 児の在園率が38%を占める民営からの回答である。

図4:年齢別在園児童数(割合)



(7) 定員充足状況

調査協力園の定員充足状況をみると、図5に示すように公営では欠員が59.1%であるのに対して、民営では超過が76.6%である。

図5:定員充足状況(割合)

(8) 〇歳児在籍数

0歳児の在籍状況は、公営では在籍が無い保育所が最も多くを占めている (40.9%)。民営では6~10人が在籍する保育所が40.6%を占めている(図6)。

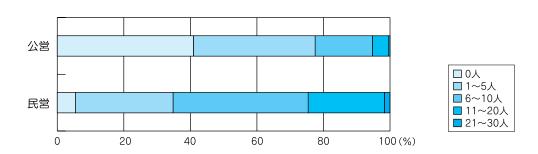
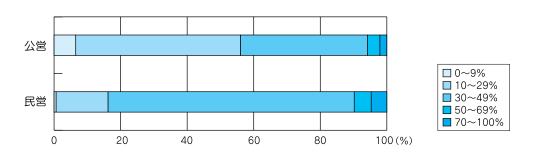


図6:0歳児在籍数(割合)

(9) 3歳未満児在籍比率

(6)年齢別在園児童数(図4)で触れたように、調査協力園の3歳未満児の在籍率は、公営:29.2%、民営:38.2%であり、民営に占める割合が多い。さらに、図7に示すように3歳未満児在籍比率を比較してみると、公営では10~29%を占める保育所が約半数であるのに対して、民営の74%の保育所では30~49%を占めている。

図7:3歳未満児在籍比率



(荻須)

A 認定こども園制度

平成18年3月に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案」が可決され、同10月より「認定こども園制度」がスタートした。「認定こども園」については各都道府県でその認定の基準を定めることとなっている。この設問はその「認定こども園制度」の実施状況及び各園を取り巻く状況について確認したものである。

1. 認定こども園

まず第一に、知事部局より「認定こども園制度」の関係文書が送付されたか、については「送付された」・「市町村経由」を合わせて全国平均で52.1%が送付されたと答えている。逆に「送付されてこない」も36.8%あり、調査時点(平成18年9月)では未だ各都道府県において細部に至る検討が間に合っていないことを示している。また「送付されてこない」について公営・民営の対比で見ると、地域別・都市規模別とも通して公営において送付されていない率が高い。これは自治体側が民営保育所への送付を優先しているとも捉えられるが、「認定こども園制度」そのものに対して積極的な意向が無いことが、公営保育所への周知率の低さにも表れているのではないかと考えられる。

次に「認定こども園」ではその運営のあり方に関する設問である。「認定こども園」は4類型に分類され、その点について「よく知っていた」・「一応知っていた」の両者の合計が全国平均で91.6%となった。全国的に公営・民営を問わずこの「認定こども園」に対する強い関心が伺えた。同じく関連の設問で「認定こども園」は知事が認定する制度となっている事の理解について確認したところ、「よく知っていた」・「一応知っていた」の両者の合計は88.3%となり、こちらも十分に理解されていることがわかる。この両者の設問を見ると全体の傾向としてはやはり民営保育所が「認定こども園制度」についての理解が進んでいることがわかる。地域的に見ると近畿・九州地区においては民営では「よく知っていた」の率が公営に対して2

~3倍近く高いという結果が見られた。逆に「全く知らなかった」は5~6倍以上の率で公営が高い数値を示した。この両地区においては周知活動という点で「認定こども園制度」は民営優先の傾向がはっきりと現れているように思われる。

(鷲見)

2. 認定制度の運用

10月より法が施行される「認定こども園制度」の運用実施状況について聞いたのが本設問である。「受付が始まっている」全国平均で7.9%、「準備中と聞いている」47.1%、「情報もなく不明である」32.5%と言う結果であった。準備中又は不明であるが79.6%にも達しており各自治体とも準備が間に合っていない現状が伺える。また「認定こども園制度」の理解と同じく、民営保育所の方が情報を取得している傾向が伺える。所在地区分別で見ると所在地の規模が大きくなるほど「準備中と聞いている」の率が高くなり、「情報もなく不明である」の率が低くなる傾向が伺える。このことから「認定こども園制度」に対して人口規模が大きくなるほど関心が強いことを表していると思われる。

次に「認定こども園制度」の運営に向けて各保育所に対してどのような説明がなされたのかという問について、「説明は行われていない」が全国平均で44.8%、「認定要件の審査と適用」19.4%、「わからない」16.4%となった。逆に「幼保提携型への勧奨」5.7%、「認可外施設の地方裁量型への移行勧告」0.5%であった。「認定こども園制度」とは幼保一元化ではないか、また認可外施設が移行していき実績を作られ押し切られてしまうのではないかと危惧される意見もあったが、調査の結果からはその危惧は伺えなかった。

県の認定の仕組みについては「まだわからない」が全国平均で75.4%となった。 今回の調査報告で明らかなように各保育所に説明や具体的な要綱等の情報が通知されていない現状ではまだはっきりとしない点ではある。また制限的な枠付けの理由として「財政の効率化と適正配置」が全国平均で54.5%と最も多数を占めた意見となった。具体的な仕組みについてはっきりしない現状の中での調査であるため意見 数そのものが少ないが、公営保育所のすべてが「財政の効率化と適正配置」の項目 に答えていることから、各自治体とも従来の保育所運営とは異なる財政面から効率 を重視した運営をおこないたい意向が伺える。

(鷲見)

3. 幼児教育の実施を要件とすることへの印象

2006年10月1日に施行された「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の第3条において、保育所が認定こども園を行う場合、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第78条各号に掲げる目標(幼稚園における5領域の保育内容)が達成されるように保育を行うことと定められている。つまり保育所型においても幼稚園教育を実施する内容となっている。本設問は養護と教育が一体となった保育所の保育を分離するかのような認定こども園の認定要件に対してその印象を問うものである。

52.6%が養護と教育が一体のものであるべき保育所保育を分解することに抵抗を感じていて、28.8%が保育内容を幼稚園教育課程として編成する幼児教育に違和感があると考えている。また28.3%が福祉組織から教育組織に移転してしまうような印象があると回答している。つまり認定こども園が3歳以上児に対して学校教育法に基づいた幼児教育を実施することに殆どの保育所が抵抗、違和感、疑問を感じていることが分かる。

3-1 保育所保育指針と就学前教育について

保育計画は保育所保育指針のねらいと内容に基づいて策定されている保育所が多いと思われる。認定こども園では指導計画と実施体制において"就学前教育"としての内容を満たしていることが求められている。本設問では保育を就学前教育という捉え方をした場合に、保育所保育指針、保育計画、指導計画、実施される保育所保育をどのように考えているかを聞いたものである。

70%が保育所保育は就学前教育として系統化した保育実績を持つと確信している

と回答している。公営と民営を比較すると公営保育所が65.2%に対して、民営保育 所は73%と民営保育所のほうが就学前教育に対しての実績を確信している割合が高 い。この傾向は地域区分においても所在地区分においても同様な傾向を示している。

一方、3歳以上児の保育内容について再編や強化の必要性を感じている割合は8.7%、就学前教育としての検討が求められると感じている割合は12.7%と、いずれも少ない結果となっている。

3-2 幼稚園教育要領との関連性

認定こども園では幼稚園教育要領の保育内容に基づいた教育課程及び指導計画と 実施体制が求められることになるが、それをふまえた幼稚園教育要領との関連性に ついての設問である。

42.5%が保育所保育指針のねらいと内容で対応できると回答しており、現状の保育所保育指針に自信をもっている割合が高いことが分かる。しかしながら公営保育所と民営保育所を比較すると、公営保育所30.8%に対して民営保育所は50%と公私で20ポイントの相違があり、民営保育所の方が自信をもっているという結果であった。そのような反面22.1%が保育計画と指導計画を修整し適合させたいと回答しており、民営保育所18%に対して公営保育所は28.6%と公営保育所の方が10.6ポイント高い。

しかしながら、幼稚園教育要領については勉強不足で詳しいことはわからない、 という回答が24.4%と高い割合を占めていて、幼稚園教育要領に関する理解や研究 の必要があることがわかる。

(太田嶋)

4. 子育て支援事業を認定要件とした方針への評価

認定こども園では、保護者に対して子育て支援事業を行うことが認定要件となっているが、本設問はその評価について聞いたものである。

調査結果からは48.6%が否定的な受け止め方であった。効果的であると回答し

た割合は27.4%に過ぎない。否定的な考え方のうち、22.1%が認定こども園が実施する子育で支援については、これまでの子育で支援を矮小化させる危険性があると回答しており、次世代育成支援対策として進められている地域や企業などにおける子育で支援対策に影響を及ぼすのではないかと考えている。さらに26.5%が子どもの成長・発達を遂げる生活の場という視点が失われる問題をはらんでいると回答している。

一方、効果的であると回答した理由としては、家庭に焦点をあわせた特化したサ ービスが総合的に供給できると考えるということであった。

4-1 自己評定

本設問は、これまで保育所が関与し担ってきた子育て支援について効果を上げた 度合いを5段階評価した場合の自己評定の結果である。

下記に示したように、5段階の5または4という高い自己評定をつけた支援内容をみると、①働く母親の支援、②女性の仕事と子育ての両立支援、④子どもの発達支援、といった従来から保育所が果たしてきた役割が上位にきている。しかし③地域の子育て支援に関してみると、自己評定が4と3ということで、他の支援と比較して評価が低いことがわかる。保育所における"地域の子育て支援"という概念ならびに機能が歴史的にはまだ浅いこともあり、回答者の自己評定が低くなったものと考えられる。

(5段階評価した場合の自己評定結果)

	1	2	3	4	5
①働く母親の就労支援	1.1%	1.8%	12.4%	32.0%	48.5%
②女性の仕事と子育ての両立支援	1.0%	1.7%	18.9%	40.4%	34.2%
③地域の子育て支援	2.2%	9.1%	31.9%	35.2%	17.1%
④子どもの発達支援	0.6%	1.4%	14.3%	41.3%	37.9%

(太田嶋)

B 規制改革·民間開放

5. 公立保育所の民営化

問5は近年何かと話題になり、時代の流れの中でその意味が問われている公立保 育園の民営化に関して問うている。ここでは、公営保育園と民営保育園との比較を しながら、地域差についても見て行きたい。基本情報として、公営保育園と民営保 育園の傾向について、本調査において回答した保育園の施設規模を確認したい。ま ず、調査に回答した公営保育園と民営保育園を比較してみると、公営保育園では定 員61~90人の園が最も多く26.5%であった。民営保育園は、91~120人の園が最も 多く31.8%である。定員45人以下という小規模園では公営保育園が22.8%で民営保 育園は8.8%である。121~150人の園では公立保育園が9.2%で民営保育園は15.4% と反対の結果であった。公営保育園民営化に関する回答に影響を与えると考えられ る公営保育園と民営保育園の定員充足率を平成17年地域児童福祉事業等調査結果か ら比較してみると、全国平均では定員超過園は公立保育園が32.0%民営保育園は 76.6%で、民営保育園に定員超過園が多い。欠員がある園を全国平均で見ると、公 営保育園が59.1%民営保育園は16.6%で、公営保育園に欠員が多い結果となってい る。都市規模によっても差異があり、都市部に超過園が多く、小都市に欠員が多い。 欠員が最も多かったのは、小都市Bの公営保育園で81.4%、超過が最も多いのは、 県庁所在地の民営保育園で85.2%である。続いて、調査結果を見てみたい。

5-1 公立保育所の民営化の状況

5-1は、調査に回答した園のある地域の公立保育園の民営化の実態について聞いたものである。

全国平均では、「まったく民営化に移行していない」と回答した園が最も多く38.1%あった。公営保育園と民営保育園では、民営化移行に関する意識に差異が出ている。公営保育園では全国平均で「一部民営化に移行している」とした園がもっとも多く35.7%、民営保育園では「まったく民営化に移行していない」としたもの

が、44.9%である。このデータからは、民営化の進行実態をどうとらえているか、という公営保育園と民営保育園の意識の差がわかる。民営保育園は、もっとすばやく進めていくことが期待しており、現状はそれに比較してまったく不十分である、と考えているのであろう。そして、公営保育園においては危機意識が高まっていることにより、民営化移行に敏感に反応したという考え方が出来る。また、都市規模による違いが顕著に見られる。公営保育園、民営保育園ともに、中都市以上では「一部民営化に移行している」、小都市A・Bと町・村では、「まったく民営化に移行していない」と答えた園が最も多いという傾向がある。また、自由記述には「小さな町では公営保育園でやるしかない」という意見もあった。

5-2 民営化による保育の質の変化

公立保育園の民営化移行について最も関心が寄せられるのは、保育の質の問題である。民営化による保育の質の変化について聞いたところ、全国平均では、34.4%が「民営化は保育の質には関係ない」と答えている。この答えに関する自由記述を見ると、「保育の質は運営母体の考え方によるもので、それは民営か公営かとは一律にいえない」「保育の質は保育士次第であり、経営がどこかということではない」という意見があった。一方、公営保育園と民営保育園による回答内容には大きな違いがみられた。「民営化により保育の質が下がる」という意見は、公営保育園に多く36.3%であるが、民営保育園では4.1%と少ない。反対に「保育の質が上がる」という意見は、民営保育園に多く36.1%であるが、公営保育園では3.1%である。都市規模が小さくなると、民営化により「保育の質が下がる」と答える民営保育園が増え、町・村では、45.5%が「保育の質が下がる」と答えた。中都市以上の規模では「変わらない」と答えるものが多く、40%台を示している。また、この設問に対する回答に「わからない」と答えたものが全国平均で15.4%、公営保育園では22.2%いる。民営化による保育の質の変化は、見通しがつけにくいといえるが、多くの要素を含み個別性が高いということも「わからない」と答えたものが多い一因であろう。

5-3民営化の影響

民営化の影響をさらに詳しく聞いている設問が、5-3である。ここでは、「家庭への個別援助」「地域子育て支援」「グループ支援」「他組織との連携」「多様な保育サービスの提供」「児童福祉としての保育運営」について聞いている。

「家庭への個別援助」について聞いたところ、全体の全国平均では、32.9%が「変化はない」と答えている。民営保育園の全国平均では、「行いやすくなる」が34.0%、「変化はない」が40.4%と意見が分かれている。地区別に見ると、関東地区、近畿地区の公営保育園で「行いにくくなる」がそれぞれ44.6%、51.7%と高い割合を示したのが特徴的である。自由記述からは「障害児」「ひとり親家庭」など、福祉ニーズをもった家庭への個別援助が民営化によって行いにくくなるのではないか、という意見が見られた。

「地域子育て支援」については、全国平均では、35.1%が「変化はない」と答えていて、最も多い。2番目に多い回答の全国平均に、公営保育園と民営保育園の違いが出ている。公営保育園では2位は「わからない」の27.1%である。民営保育園では2位は、「行いやすくなる」の40.4%であるが、「園の裁量で出来るようになる」などの自由回答がその意図するところの一端を表している。

「グループ支援」については、全国平均全体では、「変化はない」が34.8%で最も多く、民営保育園では、40.6%であるが公営保育園では「わからない」が一番多く36.0%あった。

「他組織との連携」については、全国平均では、48.3%が「変化はない」と答えており、民営保育園では、「変化はない」と答えた園が57.6%に及んでいる。北海道・東北地区、北信越地区、近畿地区の民営保育園では60%以上の園が「変化はない」と答えている。一方、公営保育園だけ見ると「行いにくくなる」が全体で37.8%と最も多く、東海地区、近畿地区では50%以上の園が「行いにくくなる」と答えている。公営保育園と民営保育園により意見が大きく分かれていることがわかる。意見としては、「民営化すると行政との連携がとりにくくなる」という意見があるが、「民営化すると、地域との会合が行いやすい」という意見もあった。連携先により、行いやすくなる場合と、そうでない場合があるということであろう。ま

た「守秘義務がネックになって、民営化すると連携が難しいのではないか」と懸念 する園もあった。

全国平均で54.5%の園が、「民営化により多様な保育サービスの提供が行いやすくなる」と答えている。また、公営、民営に関わらずこの設問に肯定的に答えた園が多く、全国平均で公営保育園では42.2%が、民営保育園では、62.3%が「行いやすくなる」と答えている。「多様な保育サービスの提供」は、民営化の利点として捉えられていることがわかる。

「民営化と、児童福祉としての保育運営には関係がないと思いますか」という設問について、全国平均の全体では、「あまりそう思わない」と答えた園が22.3%、「そう思う」と答えた園が28.1%と分かれるが、公営保育園では、「あまりそう思わない」と答えた園32.3%で一番多く、民営保育園では、「そう思う」と答えた園38.5%で一番多いという結果であった。つまり、公営保育園では、民営化により児童福祉施設としての保育園という位置づけに変化があるだろう(福祉的意味が薄れる)と考える園が多く、民営保育園では、児童福祉施設であることに変わりはないと考えているということである。

以上、民営化については反対意見と賛成意見があるが、それぞれに、自園の運営 への自負があることが伺えた。また、財政的裏づけがない効率第一主義の民営化に 対する批判が全体にみられた

(吉田)

6. 民営化に必要と考えられるプロセス

民営化に必要と考えられるプロセスについて、「保護者への周知をする」「保育士の交代を最低限にする」「保育内容の急激な変化を避ける」「新しい運営母体の理念や長所を周知させる」「特に必要ない」「その他」という項目を作り3つ選んでいただいた。これらの項目のうち、「保護者への周知をする」を選んだものが最も多く、全ての地区で90%前後の園がこの項目を挙げている。詳しく見てみると、全国平均が89.2%であり、公営・民営別に見ると、公営保育園で90.8%、民営保育園

で88.3%である。

次に公営保育園、民営保育園全体の全国平均で多く選ばれた項目は、「新しい運営母体の理念や長所を周知させる」であり、全国平均が64.5%であり、公営・民営別に見ると、公営保育園が57.5%、民営保育園が68.9%である。「新しい運営母体の理念や長所を周知させる」は、全国的に民営保育園のほうが重視している。

公営保育園、民営保育園全体の全国平均で3番目に上げられたものは「保育内容の急激な変化を避ける」である。全国平均が56.2%であり、公営・民営別に見ると、公営保育園で67.1%、民営保育園で49.2%である。

公営保育園と民営保育園を比較してみると最も多いものは、「保護者への周知をする」であり、公営保育園も民営保育園も同じである。しかし、2番目は、公営保育園では「保育内容の急激な変化を避ける」であり、民営保育園では「新しい運営母体の理念や長所を周知させる」である。民営保育園は、園の理念への理解を通じて、保護者の賛同が得られ、民営化がスムーズに進むのではないか、と考えていることがわかる。また、その背景には自園の理念に立脚した保育の方針や内容への自負があるように思われる。

「保育士の交代を最低限にする」は全体の全国平均で32.9%が選んでおり、公営・民営別に見ると、公営保育園で40.6%、民営保育園で27.9%である。この項目について北海道・東北地区では公営保育園と民営保育園の差が歴然としており、民営保育園が25.0%なのに比較して、公営保育園では50.5%と2倍になっている。保育士交代については、公営保育園と民営保育園それぞれの思いの深さが感じられる。

また、民営化のプロセスへの配慮は「特に必要ない」とした園も全国平均で 2.2%あり、中都市の民営保育園では6.3%あった。

自由記述では「保育士が整った環境下で働けるように基盤整備すべき」「保育士数の確保が必要」という意見が目立った。このように、民営化にあたり保育士の労働条件への配慮を上げた園も少なくなかったが、この意味することは、単に労働サイドからの権利の要求ではない。保育の質を保証するために、環境整備の必要性を訴えている。

(吉田)

7. 保育所の情報開示

7-1 市町村を通じての情報開示

市町村には、認可保育園の入所定員、施設の状況、保育方針の情報を開示していくことが求められている。調査においては、地域におけるその進行状況を保育園運営者がどう捉えているか、という意図で設問をたてた。その結果、全国平均で55.0%が、「すでにかなり実施されている」と答えている。内訳を見ると、公営保育園で51.7%、民営保育園で57.0%である。この項目に関して多い順に示すと「一部実施」の28.3%(公営28.0%、民営28.5%)、「あまり実施されていない」6.8%(公営7.7%、民営6.3%)、「まったく実施されていない」2.3%(公営、2.8%民営2.0%)「わからない」2.9%(公営4.6%、民営1.8%)である。全国的に公営保育園のほうが情報開示に関する実感がないことがわかる。

7-2 情報開示の実態をどう考えるか

情報開示に関して、「賛成」「条件付で賛成」「あまり賛成できない」「反対」「その他」という枠組みで答えていただいた。

情報開示に関しては「賛成」が最も多く、全国平均で46.8%、公営保育園で45.8%、民営保育園で47.5%である。全体で「賛成」が最も多いのが都区部・指定都市の公営保育園であり67.9%としている一方で、「賛成」が民営保育園で最も少ないのも都区部・指定都市である。情報開示に対する反対意見は全体の0.1%であり、公営保育園では「反対」と答えた園は皆無であった。

このように、認可保育園の入所定員、施設の状況、保育方針の情報に関しては、保育園を選択しようとしている保護者に情報を提供する必要があるという理解が浸透していることがわかった。また、情報開示に関しては、「賛成」「条件付賛成」がほとんどを占めているが、経理に関する公開、指導記録の開示などに関してまで広げて考えると、難しいという意見もあった。設問には、「認可保育園の入所定員、施設の状況、保育方針の情報を、市町村を通じて開示していくことについて」という但し書きを入れたが、情報開示という言葉に、記録や日誌までを含んで考えた園

もあるようだった。近年求められるようになった情報開示に関してナーバスになっていることが反映されていることが感じられた。

(吉田)

8. 保育所の第三者評価

保育園の民営化に伴い、サービスの質にばらつきがでないように、保育の質の精査をどのような機関を通して、いつ、どのように行うか、という問題が発生する。これに関する対応策の一つとして、保育園の第三者評価がある。調査に答えた保育園の地域における保育園の第三者評価受審と公開の進行状況、及び保育の質向上への効果に関する考えを聞いた。

8-1 第三者評価の受審

第三者評価の受審状況は、「まったく受審していない」が全国平均で35.5%、公営保育園で45.8%、民営保育園で28.9%であり、それぞれ「まったく受審していない」が最も多いという結果になった。小都市A・Bと町・村では平均を上回っている。小都市Bでは、全体で59.5%であり、公営保育園では65.1%、民営保育園では53.7%である。

「受審しろと言うなら価格を見直してほしい」「学識者が作った評価項目は、実態を把握できないものだ」「評価者の質を高める必要がある」など、厳しい意見もあった。

8-2 第三者評価結果の公開の進行状況

保育園に限らず、第三者評価は受審するだけではなく、公開することにより実施した効果が増すといわれている。では、保育園の第三者評価の公開状況はどうであろうか?この調査は、第三者評価が公開されたということが保育園にどのくらい届いているか、ということを明らかにするものである。受審が進んでいない中での調査であるので、「わからない」と答えた園が多い(全国平均20.1%)が、「まったく

行われていない」が全国平均で30.2%(公営33.8%、民営27.9%)と最も多い。公開は、都区部・指定都市においては、「一部行われている」が公営・民営の平均で25.0%である。また、都区部・指定都市の公営保育園では、「一部行われている」「かなり行われている」とも28.6%という数値を示している。

8-3 第三者評価の受審は保育サービスの向上に役立つか

第三者評価の受審は保育サービスの向上を期しているが、保育園はどう感じているのであろうか?この設問に対しては「ややそう思う(第三者評価は保育サービスの向上に役立つ)」と答えた園が多く、全国平均38.5%であり、公営・民営別に見ると、公営保育園42.2%、民営保育園36.1%である。民営保育園では「あまりそう思わない」が30.5%と第2位、公営保育園では「そう思う」が第2位で22.5%であり、公営と民営の差があらわれている。自由記述では「第三者評価には評価者の主観が入る」など評価者について思うところがあるという記述や、評価項目への疑問、「短時間で保育の質がわかるのか」といった懐疑の声があった。

8-4 第三者評価の結果の公開は保育サービスの向上に役立つか

評価結果の公開が保育サービスの向上に役立つかという設問については、「あまりそう思わない」が35.0%と多かった。第三者評価の受審を通じて保育の質を高めるためには、継続受審とその公開が必要、という意見もあった。

(吉田)

C 市町村合併

9. 市町村では合併が行われたか

保育の実施主体である市町村の合併問題は保育行政にも影響を与える。合併特例 法も終わり、市町村合併そのものは一段落ついたと思われる。その現状において実 際にどれだけ合併が行われたのかを確認するのが本設問である。

市町村合併が「行われた」は全国平均で49.8%、「行われない」41.8%となった。 地域区分別では「行われた」では中国・四国地区77.6%、北信越地区69.9%と高い数 字となった。逆に低い地域は関東地区31.5%、近畿地区38.2%であった。所在地区別 では、「行われた」は県庁所在地64.5%、中都市58.4%、小都市A63.1%、小都市B 61.9%と高い数字を示した。

各市町村が規模の拡大を目指して合併に取り組んでいたことがわかる。

(鷲見)

D 次世代育成支援

10. 補助金の交付金化

平成15年の次世代育成支援対策推進法により、各市町村は行動計画を策定することとなった。この行動計画は5年ごとに見直されるものであるが、国は各市町村の行動計画に必要な経費を交付することとなった。その交付金の対象として直接保育所に関わるものが延長保育事業と施設整備となる。ここではその2点についての現状を確認したものである。

補助金の交付金化-ハードとソフト

10-1 延長保育事業 (ソフト交付金)

延長保育事業は従来の補助金から次世代育成対策交付金(ソフト交付金)へと変更された。この変更により各保育所に変化があったのかを聞いたのが本設問である。

全国平均で「増額」1.4%、「減額」29.9%、「変化なし」51.2%と言う結果であった。 地域区分別で見ると東海地区が「減額」が19.6%と少なく、「変化なし」が62.7%と なった。もっとも減額が大きかったのは、関東地区で「減額」が35.6%、「変化なし」 が46.2%であった。所在地区分別では町・村38.2%、中都市36.5%、小都市B31.7%と 30%を越えた。各地域・各所在地ともおおむね「減額」30%であったが、減額され たことが各保育所にどのような影響をあたえたか、来年度以降も継続して確認して いく必要がある。

10-2 施設整備(ハード交付金)

こちらも全国平均で「増額」0.4%、「減額」35.4%、「変化なし」38.7%と言う結果であった。延長保育事業と比べても変化が大きかったことがわかる。地域区分別で見ると関東地区44.2%、北信越地区41.5%、近畿地区41.1%、中国・四国地区42.6%がいずれも「減額」が平均を超え40%以上となった。所在地区別では県庁所在地

40.7%、中都市47.9%が平均を超えている。施設整備に関わる資金は膨大な額となる。 ハード交付金の減額は自己資金を増やすことで対応することとなるであろう。定員 割れ、各種補助金が廃止、または減額される中、自己資金を増やしていくことは大 変難しいことでもある。しかし老朽化した施設は子どもの保育推進のうえで障害に なることもあり得る。よりよい環境を整備していくうえでも各地域ごとに自治体に 訴えかける活動も必要となろう。

(鷲見)

E 保育所再編成

11. 市町村の状況

11-1 保育所の統廃合の状況

市町村における保育所統廃合の状況について設問したものであるが、「統廃合が 実施された7.9%」、「実施が確定5.7%」、「実施の計画が進められている16.4%」と、 統廃合が進行している割合は30%であった。今回の調査においては「今のところ計 画はない47.1%」が最も多く、おおむね半数が統廃合の計画はないと回答している。 「わからない」は15.8%であった。

公営保育所と民営保育所の回答を比較すると、公営保育所の方が統廃合の状況を 把握している割合が高い。「すでに行われた」「実施が確定している」「計画が進め られている」と統廃合が進んでいる状況を把握している割合は公営保育所が43.4% と高いのに比較して、民営保育所では21.5%と低率であった。また「わからない」 と回答している割合をみても公営保育所8.6%に対して民営保育所は20.%と民営保 育所の方が状況をあまり把握していないことがわかる。

所在地区分の状況をみると、統廃合が実施・確定・計画されている割合は「都区部・指定都市17%」、「中都市26.2%」、「小都市A31.4%」、「町・村35.1%」、「小都市B39.1%」と、都区部・指定都市では低く、人口規模の小さい市や町で高い傾向となっている。

11-2 新規参入の状況

社会福祉法人以外の経営主体による認可保育所への参入の状況については、全国 平均としては9.9%と新規参入はあまり進んでいない。「計画がない」「わからない」 を合わせると81.2%にも及んでいる。しかしながら地域別や所在地別にみると格差 がみられる。所在地区分別では人口規模の小さな市や町村ではかなり低率で、小都 市A5.6%、小都市B2.4%、町・村0.7%となっている。ところが都区部・指定都市 では30.4%と高率であることがわかる。また地域別に見ると、関東地区においては 21.9%と高いのが目立ち、東京を中心とした関東地区の都区部・指定都市で社会福祉法人以外の参入があることがわかる。

11-3 公営保育所民営化の動向

民営化はここ数年で着実に進んでいる。「すでに民営化された」「民営化が計画されている」割合をみると、平成16年度38.7%、平成17年度39.7%に対して、今回の平成18年度調査では56.4%と大幅に伸びている。また「民営化の計画はない」という回答をみても平成16年度52.4%、平成17年度44.3%、そして今回の平成18年度においては28.1%と減少しており、民営化が毎年確実に進行していることがわかる。

所在地区分別にみると、人口規模が小さい市や町ではあまり民営化が進んでおらず、「民営化の計画がない」と回答している割合が高いのは、町・村50.7%、人口5万人以下の小都市B36.9%となっている。

民営化の相手先では、「社会福祉法人へ移管された24.3%」、「社会福祉法人へ移管計画がある14%」と社会福祉法人への移管が最も多く、つづいて「指定管理者7.8%」、「その他の経営主体に移管された1.9%」、「その他の経営主体に移管計画がある1.3%」、「学校法人へ移管された1.8%」、「学校法人へ移管計画がある1.2%」、「その他5.9%」となっている。その他としてはNPO法人、株式会社、医療法人、社会福祉協議会などが記述されている。

民営化が指定管理者によって行われた状況についてみると、全国平均が7.8%に対して、関東地区で15.7%と高い比率を示し、さらに都区部・指定都市における割合も21.4%と高率となっている。

(太田嶋)

F 交付金化の影響

12. 交付金化の影響

12-1 補助事業への影響

次世代育成支援対策推進法の制定にともなって国庫補助事業であった特別保育事業の多くが次世代育成支援対策交付金となったが、その影響にについて民営保育所に対して設問したものである。

影響はいろいろな形で表れている。最も多かった回答は「事業予算が減額された 32.8%」であった。中でも中国・四国地区42.6%、北海道・東北地区40.8%が高い 比率を示し、両地区では予算の減額を余儀なくされていることが分かる。

つづいて「補助対象や補助内容の基準が今までより厳しくなった23.2%」で、東海地区37.3%、近畿地区28.8%の両地域が高い割合を示している。その次の影響としては「今まで実施してきた事業が打ち切られた10.2%」となっている。

「今までどおりに継続」については25%に過ぎなく、交付金化されたことによる 影響は66.2%の民営保育所が受けており、これまで通りに事業を継続してくことに 大きな支障が出てくる可能性は高いと考えられる。

12-2 実施している交付金対象事業について

次世代育成支援対策交付金の対象として実施している事業についての設問である。最も多かった事業は「延長保育促進事業」で民営保育所の78.1%が実施している。地域的には九州地区82.3%、近畿地区84.9%、中国・四国地区87%と西日本地域での取り組みの高いのが目立つ。しかし東海地区については64.7%と平均よりも14ポイント低く、他の地区と比較して取り組みが低調といえる。

つづいて「乳幼児健康支援一時預かり事業」が25.6%で、近畿地区34.2%、北信 越地区31.7%が全国平均を上回っている状況であるが、全体的には病後児保育等に 代表される本事業はあまり進んでいないことがわかる。

その他の事業としては、取り組みは低調だが「子育て短期支援事業」3.7%、「つ

どいの広場 | 3.3%、「食育等推進事業 | 3.3%となっている。

なお、「保育所地域活動事業」については廃止されて補助対象ではなくなったが、 民営の保育所では引き続いて事業は実施されており、今回の調査では「世代間交流」 74.2%、「異年齢児交流」58.9%、「育児講座・育児と仕事両立支援」38.9%、「小学 校低学年児童受け入れ」18.1%と、これまでどおりに地域活動事業に取り組んでい ることが分かる。

(太田嶋)

G 規制緩和施策の受け入れ

13. 規制緩和の影響

待機児童の解消策の一つとして児童福祉施設としての最低基準を維持するための規制の一部が、平成10年2月の児童家庭局保育課長通知(保育所への入所円滑化対策について)により緩められている。そのことが保育現場にどんな影響を及ぼしているのであろうか。

13-1 定員の弾力的運用

平成18年9月1日現在の在籍児童数の状況について尋ねたところ、「定員どおり」は全国平均8.0%(そのうち公営10.2%、民営6.6%)であった。「定員以上の入所」は同59.6%(公営32.6%、民営76.8%)となっている。この結果をおおまかに言えば公営のおよそ43%・民営の83%が「定員どおりもしくは定員以上」の児童を受け入れており、公営の定員未充足が目立つ。

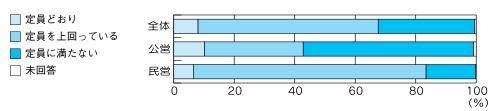
地域区分別では近畿地区、次いで関東地区、北海道・東北地区の民営の80%以上が、所在地区分別では都区部・指定都市(81.0%)や県庁所在市(85.2%)が定員以上の児童を入所させている。(図1)

13-2 入所児童の定員以上の受け入れの影響

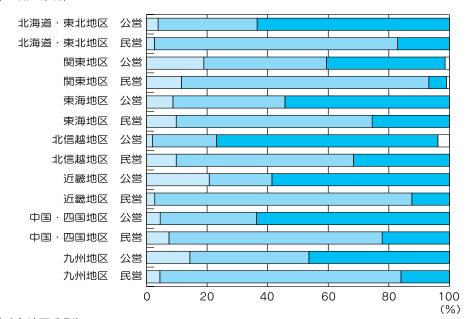
定員以上の受け入れは保育所運営管理にどのような影響を及ぼしているのであろうか。ここでの設問は回答の5項目を提示し複数回答とした。「地域の要望に応えやすくなった」では全国計48.7%(公営34.2%、民営58.0%)で民営の方が公営に比して数値が高く、この傾向は地域区分別、所在地区分別共に同様であった。また「定員以上に入所しているので会計上ゆとりがある」については民営のみであるが、近畿地区(民営34.2%)が最も数値が高く、次いで九州地区(民営25.7%)、中国・四国地区(22.7%)という順になっていた。(図2)

次にマイナス面としては「園舎が手狭になっている」ことである。民営保育所の

図1 在籍児童数



〈地域区分別〉



〈所在地区分別〉

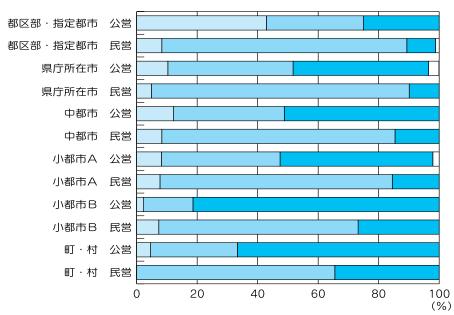
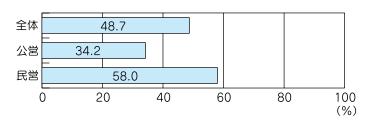
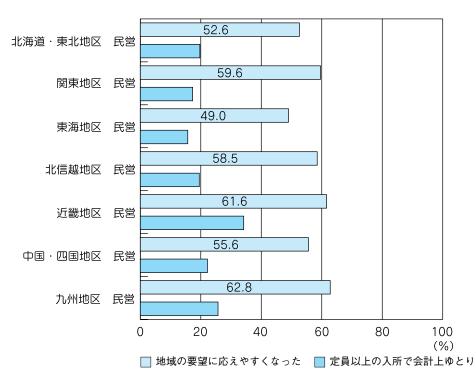


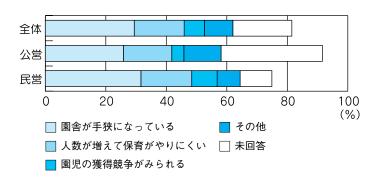
図2 定員の弾力的運用の影響

〈メリット〉





〈デメリット〉



建物は国や都道府県、自治体の補助金と設置者の資金で建設されている場合が多いので、どうしても最低基準ギリギリの面積ということになりがちである。そのため定員以上の入所は建物全体がゆとりのない状況になってくる。それに引き換え、公営の園舎はもともと基準以上に広めのことが多く民営よりも若干ゆとりがあるものと想像される。そのためか全国計29.4%であり、設置主体別では公営(25.8%)に対し民営(31.6%)の方が手狭になっているものと思われる。

そしてマイナスの2番目は「クラスの人数がふえたため保育がやりにくい」である。これは全国平均(16.5%)も公営(16.0%)、民営(16.8%)共に似た数値であった。更に「地域内の保育園間で園児の獲得競争がみられるようになった」については全国平均6.7%であり、最も高い数値は九州地区(13.5%)、最少は関東地区(2.2%)であった。 (山城)

14. 短時間保育士の採用

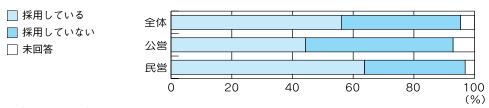
14 短時間勤務保育士の採用

平成14年7月1日より児童家庭局長通知により、定数上の保育士数の一部が新たに短時間勤務(1日6時間未満または月20日未満勤務)保育士を充てても可能ということになった。これは「利用児童の多様な保育需要や保育士の多様な勤務形態に係る需要に柔軟に対応できるように……」との主旨であった。それから4年経過した保育現場はいかなる状況であろうか。

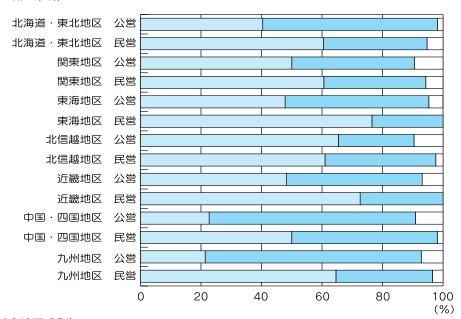
全国計では「採用している」が56.2%であり、経営主体別で見れば公営(44.3%)よりも民営(63.7%)の方が高い数値を示している。これを地域区分別に見ると公営では北信越(65.4%)が最も高く、九州地区(21.4%)が最低値である。また民営では東海地区(76.5%)が最も高く、中国・四国地区(50.0%)が最も低い数値であった。(図3)

短時間勤務保育士採用理由については、回答項目をランダムなかたちで提示し複数回答可とした。その結果を全国計で最も数値の多いものから列挙すると次のとおりである。

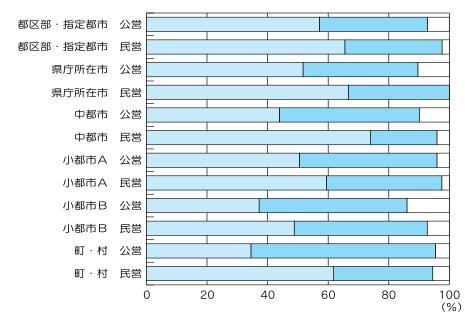
図3 短時間保育士を採用しているか



〈地域区分別〉



〈所在地区分別〉



- ①「1日の保育時間帯の中で必要な時に適切な保育士数を配置したいので」… (68.3%)
- ②「常勤保育士の勤務条件を良くするため」…38.7%
- ③「人件費の支出を抑えるため」…34.7%
- ④「常勤の希望者がないため」…9.1%
- ⑤ 「その他」…6.2%

地域区分別では関東地区・東北地区の公営及び北信越地区全部が②と③の順位が 逆になっている。また、所在地区分別では県庁所在市の民営と町・村の公営が同じ 傾向である。

次に短時間保育士採用による運営上の変化の有無を聞いてみた。想定される六つの回答項目を提示し複数回答の形式にしてある。質問紙に記されている項目順にその数値の最も高い所を挙げれば次のとおりである。

- ①「特に影響はない」……全国計では25.1%・経営主体別では公営24.3%、民営25.5%である。地域区分別では近畿地区の公営(50.0%)と民営(28.3%)が一番高い数値である。また所在地区分別では中都市の公営(38.9%)及び都区部・指定都市の民営(29.1%)である。
- ②「保育に活気が出てきた」……全国計では11.7%・経営主体別では公営7.6%、民営13.5%である。地域区分別では九州地区の公営(12.3%)と東海地区の民営(23.1%)が、所在地区分別では町・村の公営(13.3%)と民営(20.6%)である。
- ③「人件費が節約できる」……全国計では31.7%・経営主体別では公営17.4%、民営38.0%である。地域区分別では近畿地区の公営(35.7%)と北信越地区の民営(56.0%)が、所在地区分別では町・村の公営(30.0%)と県庁所在市の民営(46.3%)である。
- ④「職員の勤務条件に余裕が出来た」……全国計では54.9%・経営主体別では公営 45.8%、民営58.9%である。地域区分別では中国・四国地区の公営 (80.0%) と 九州地区の民営 (64.4%) が、所在地区分別では県庁所在市の公営 (53.3%) と 中都市の民営 (62.0%) である。
- ⑤「保育士間の連携がとりにくく保育に支障をきたしている」……全国計では

7.0%・経営主体別では公営10.4%、民営5.5%である。地域区分別では北信越地区の公営(14.7%)と中国・四国地区の民営(14.8%)が多く、所在地区分別では県庁所在市の公営(20.0%)の数値が目立つ。

⑥「短時間保育士の採用で常勤保育士の勤務条件がきつくなっている」……全国計では7.2%・経営主体別では公営12.5%、民営4.9%である。地域区分別では東海地区の公営(18.2%)と中国・四国地区の民営(11.1%)が、所在地区分別では県庁所在市の公営(26.7%)が多い。

以上の①から⑥までを要約すれば、⑤と⑥は短時間保育士制度のマイナス点(公営のほうが民営のおよそ2倍の数値である)で両者併せて約14%(全国計)と、筆者の予想外に低い数値であり、更に「特に影響はない」としたものがおよそ25%という結果であった。また②・③・④はプラス面であり、複数回答とは言えそれぞれ54.9%・31.7%・11.7%と言う決して悪くない数値(公営よりも民営の方が更に高い数値を示している)となっている。本調査に限って言えば「短時間保育士」の採用は、取り入れ方によっては運営管理の上では都合が良いということであろう。

15. 園庭としての使用地

15 園庭としての使用地の状況

本調査の対象は認可施設なので「園舎と同一敷地内に専用の園庭がある」は全国計83.9%であり、「園舎と同一敷地内に専用の園庭はあるが広さが不十分」8.4%も含めれば約92%が自己の園庭がある。「隣接・近隣の公園など」の利用は2.2%であるが、地域区分別では北信越地区の民営12.2%が目立つ。更に「園庭はあるが広さが不十分」では東海地区の公営(13.0%)・近畿地区の公営(13.8%)・関東地区の民営(13.5%)が気になる数値である。

2006年10月、川口市所在の無認可施設で、園庭が無いために近隣の公園に向かって通行中であった園児の列に暴走車がぶつかり死傷事故発生という痛ましい出来事があった。保育者は誰でも可能な限り、お天気さえ良ければ毎日でも広い庭でのびのびと子どもたちを遊ばせたいと願っている筈である。だからこそ、この無認可施

設の保育者たちは園児を近くの公園に連れて行こうとしたのであろう。待機児解消策とは言え街中の便利な場所に遊び場無しの託児施設は設置すべきではないと、あらためて思う。

また、「乳幼児にとって園庭とはどのようなものか(複数回答)」を問うてみたところ、「乳幼児の生活や遊びにとって園庭は必要欠くべからざるものである」としているのは全国計91.2%である。「公園等の利用は安全管理が難しい」は27.7%であった。

そして「乳幼児の生活や遊びに支障をきたすような規制緩和はするべきではない」という項目を選択したのは全国計では44.8%であり、設置主体別では公営(49.2%)の方が民営(42.0%)よりも若干高い数値であった。

(山城)

16. 調理業務の委託

16 調理業務の委託

平成10年4月1日に出された厚生省児童家庭局長通知により、保育所における調理業務の委託は認められることになった。保育界の猛反対にもかかわらず曰く「保育所における調理業務については、これまで施設の職員により行われるものとされていたが、地方分権推進委員会の第2次勧告等を踏まえ、給食の安全・衛生や質の確保が図られていることを前提としつつ、保育所本来の円滑な運営を阻害しない限りにおいて……(後略)」とされてしまった。それから8年、保育所給食の状況はどうなっているのであろうか。

まず調理業務委託の有無については、「委託している」は全国計5.7%であり、公営(7.4%)のほうが民営(4.7%)よりも若干多かった。そして「委託していない」は全国計88.9%であり、公営(84.3%)は民営(91.8%)よりも若干少ない数値であった。

これを地域区分別に見れば、委託化は北海道・東北地区、関東地区、東海地区、中国・四国地区においては公営が多く、近畿地区では公営(3.4%)よりも民営が

公営よりも委託化が多くなっていた。さらに町・村においては民営(3.6%)に比して公営(14.9%)の方が目だって多かった。

次に業務委託の内容については下記のような結果であった(これは現に業務委託の給食を実施している全国計5.7%・実数48か所の状況である)。

- ①「調理済みの物を購入」……全国計29.2% (公営45.0% 民営12.5%)
- ②「調理室を業者が使用」……全国計50.0%(公営29.2% 民営70.8%)
- ③「人材派遣会社等に委託」…全国計12.5%(公営16.7% 民営8.3%) そして「今後、給食を業務委託する予定はありますか」の質問についての回答は 次のとおりであった。
- ①「今後検討の予定」……・・・・・・・全国計6.6% (公営9.5% 民営4.9%)
- ②「委託は全く考えていない」……全国計79.7%(公営66.4% 民営87.4%)
- ③「将来は人材派遣会社等に委託」…全国計2.8%(公営1.8% 民営3.4%)
- ④「その他」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・全国計7.1%(公営15.3% 民営2.3%)

上記の調査結果から何を読み取るかであるが、給食の業務委託にゴーサインが出されて以来、8年間の経過の中で公営の84%、民営の92%は委託せずに保育所本来の給食を実施していることに安堵感を持ちつつも、今後は公営保育所の民間委託は更に進むであろうし、運営費先細りの折、民営においても給食担当職員の非常勤化や人材派遣会社への委託はなお一層増えていくのではないだろうか。

(山城)

H 機能強化

17. 地域子育て支援センターの併設

地域子育で支援センターは、新たな子育で支援社会の構築を目指すために、平成6年12月に策定されたエンゼルプランにおいて、子育で支援のための基盤整備のひとつとして誕生した事業である。その後に策定・制定された新エンゼルプラン、少子化社会対策基本法、子ども・子育で応援プラン、児童福祉法一部改正等では、地域における子育で支援の展開、充実を掲げている。特に、乳幼児の養育に関する専門性を有し、最も多い設置数を数える保育所には、子育でネットワークの中心として地域子育で支援センターが併設されることが期待されている。

(1) 子育て支援センターの併設・運営状況

さて、本調査では、保育所の機能強化の視点から、地域子育て支援センターの併設・運営状況について尋ねた。地域子育て支援センターを併設・運営している保育所は、公営:21.1%、民営:20.3%である(図17—①)。この結果を保育所の所在地区別、公民営別にみると、図17—②に示すように、中都市の公営、町村および小都市Aの民営での併設・運営率が高い。

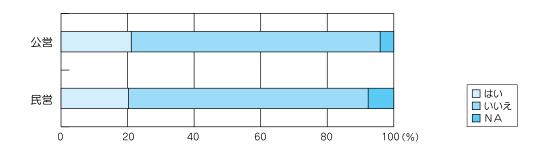


図17—①:地域子育て支援センター併設・運営状況

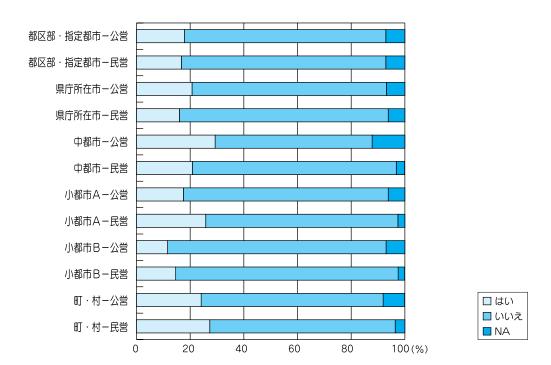


図17-②:地域子育で支援センター併設・運営状況(所在地区分別)

(2) 子育て支援センター併設・運営の方式・区分

子育て支援センターを併設・運営している保育所(公営:66園、民営:108園)に、その方式・区分を尋ねた結果は、図17—③に示したとおりである。市の事業に基づく実施が、公営(54.5%)、民営(40.7%)ともに最も多い。次いで国の事業による実施率が多い(公営:27.3%、民営:38.0%)。

また、子育で支援センターを併設・運営している保育所に、運営上の困難性・課題の有無を尋ねてみると、図17—④に示すように公営では困難性・課題は無いと回答している保育所が73%と多いのに対して、民営では半数以上が困難性・課題が有ると回答している。寄せられた自由記述による運営上の困難性・課題を数例、以下に示しておく。

○公営

- ・同一の玄関を利用しているため、安全確保の面で検討・改善
- ・保育機能を活かす子育て支援の充実についての職員意識の醸成
- ・他の事業も含め保育所に任せきりになっている。

○民営

- ・個々の育児支援(育児相談)には対応できているが、既に地域内で活動している子育でサークルとの連携協力体制づくりに難しさがある(公設民営)。
- ・市の事業に基づいて実施しているが、補助の面での改善を望む。
- ・センターの充実を図るためには、専用の部屋と職員が不可欠である。
- ・業務の過重負担への対応 (園独自事業)
- ・補助金が減額されている。
- ・ 育児相談がありそうであるが、自らセンター利用がない保護者に対する支援の 方法が目下の課題。

図17-3:地域子育で支援センター併設・運営の方式・区分

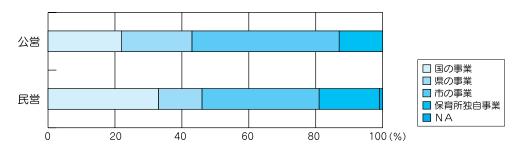
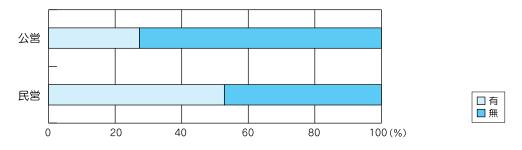


図17-4:地域子育で支援センター併設運営の困難性有無



(3) 子育て支援センターを併設・運営していない理由

図17—①に示すように、子育て支援センターを併設・運営していない保育所は、公営、民営ともに70%を超えている。調査では、その理由について、選択肢を設けて尋ねた(図17—⑤。複数回答)。公営、民営ともに「その他」が多い。これを除く理由を公営、民営別にみると、公営では、「財源不足」(18.4%)、「地域にニーズがない」(17.5%)が上位に挙げられている。一方の民営では、「市町村の補助がな

い」(28.7%)、「財源不足」(21.4%)、「人材不足」(19.6%)、「地域のニーズがない」(16.2%)の順で挙げられており、併設・運営していない主な理由が公営よりも多く挙げられている。

併設・運営していない「その他」の理由について、寄せられた自由記述から参考 に数例を挙げておこう。

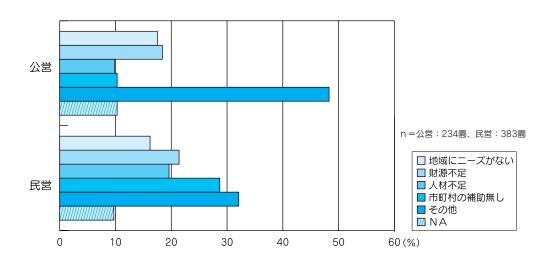
○公営

- ・同地域内にある他の公営保育所が中心となって運営されており、本園は事業の 協力を担当し、園庭開放を行っている。
- ・同地域内の公営児童館や公営保育所で本事業が行われている。
- ・同町内にある他園に併設されており、本園との共同運営によっている。
- ・本事業は同町内にある他園が担当し、本園は未就園児を対象にした開放事業を 担当している。
- ・事業のための部屋の確保が困難である。

○民営

- ・市担当課が市内の地域性、交通の利便性等から、事業実施園を配置している。
- ・当初は併設・運営していたが、その後、役場が担当することになった。
- ・既に同市内には本事業の実施園がある。本園でも併設・運営を希望しているが、 現在のところ行政担当から認められていない。

図17-5:地域子育て支援センター併設・運営しない理由



保育所での子育て支援センター併設・運営の普及促進が期待されるが、子育て支援センター事業の実施施設数を単に増やすことを主目的とするのではなく、併設していない保育所からの理由例にもあるように、各地域内の保育所や児童館、児童養護施設等の配置・運営状況、乳幼児や小学生等の居住地域等から、地域内に事業を実施運営する保育所があれば、他の保育所はその運営を支援したり、他の事業を専ら担当するといった調整が望まれる。また、同地域内に保育所と児童館が設置されている地域にあっては、施設区分の垣根を越えて、共存する地域内における子育て支援のために、両施設が協力し合って総合的にセンターを運営していくといった視点・計画、実践も必要である。

また、子育で支援センター事業を実施している保育所およびその他の児童福祉施設における事業実施の効果を検証するとともに、全国的にまたは自治体別に共通する課題等について整理し、改善していく仕組みをつくることが今後の課題のひとつであろう。

(荻須)

18. 児童福祉施設併設型民間児童館等について

民間児童館の活動の推進については、「民間児童厚生施設等活動推進等事業費等の国庫補助について」(昭和63年5月20日発児第106号)に基づく民間児童厚生施設等活動推進事業費より国庫補助が実施され、平成12年度からは、民間の保育所や児童養護施設等児童福祉施設に併設した児童館において、児童福祉施設の機能を活用した総合的な取組が行われるよう、「児童福祉施設併設型民間児童館事業」について国庫補助が行われるようになった。また、財団法人こども未来財団により実施されてきた「保育所併設型民間児童館事業」は、平成12年度から上記事業に順次移行されるようになった。

本事業の目的は、民間の保育所等児童福祉施設に併設した児童館において、保育 所等が有する専門的な養育機能を活用して、児童健全育成、児童養育等に関する相 談援助活動、各種子育で支援サービスの利用促進等を実施することにより、児童館 事業の総合的な展開を図ることとされている。併設した児童館では、①放課後児童健全育成事業、②地域児童育成活動支援事業(地域の実情に応じた相談事業、各種子育て支援に関する啓発活動、子ども会等に係わる地域住民による自主的な活動支援、関係機関等への連絡・協力)、③児童健全育成特別事業(子育て支援、異年齢児との交流、引きこもり・不登校等児童に対する支援、思春期児童の養育支援)を行うこととされている。

以下の内容は、民営保育所のみを対象に質問し、民営512園からの回答結果である。

(1) 地域児童の健全育成に関するニーズ

先ず、併設児童館が実施することとされている上記①~③について、地域にニーズがあるか否かについて尋ねた(複数回答)。

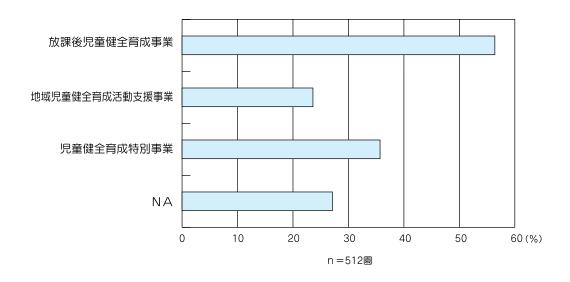
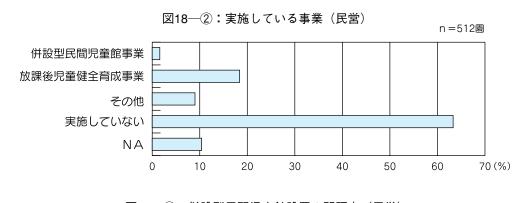


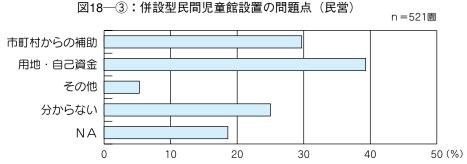
図18―①:地域でニーズのある事業(民営)

3つの事業のうち、放課後児童健全育成事業(いわゆる学童保育)が最も多く、 半数以上の保育所がこれを挙げている(56.4%)。地域区分別では、東海地区 (60.8%)、近畿地区(64.4%)が特に多く、所在地区分別では小都市B(63.4%)、 町村(61.8%)が多い。なお、未回答が27%もあり、保育所にとって小学生以上の 子どもの健全育成活動全般には疎遠な関係にあるように考えられる。

(2) 実施している事業

図18—②は、地域児童を対象に実施している健全育成事業を尋ねてみた結果である。放課後児童健全育成事業を実施している保育所は512園中94園(18.4%)であり、併設型民間児童館事業やその他の事業を行っている保育所は52園(計10.5%)と僅かである。多くの民間保育所では、小学生以上を対象にした健全育成事業はまだ広く取り組まれていない。





児童福祉施設併設民間児童館を設置するうえでの問題点について、選択肢の「その他」の理由として寄せられた内容から、数例を紹介しておく(いずれも民営)。

- ・最近、小学校で実施されるようになった。
- ・既に小学校で実施されている。
- ・本園の近くに既に放課後児童クラブが設置されている。
- ・園舎が狭く必要な面積の確保が困難。
- ・乳児保育中心の保育所であることから、3歳以上児や小学生対象の放課後児童クラブ事業は、園舎の設計構造等から困難。 (荻須)

Ⅲ. 研究員の考察

1. 荻須隆雄研究員による考察

1. 公立保育所の民営化

本調査では、規制改革・民間開放に関連して公立保育所の民営化の実態、民営化に伴い予測されるさまざまな変化について尋ねた(問5)。また、第2部:保育所の運営管理実態では、保育所再編成に関連して、同一地域における公立保育所の民営化の動向について尋ねた(問11—3)。

社会的な動向として避けられない方向性にあると考えられる公立保育所の民営化の実態については、「まったく移行していない」および「あまり移行していない」という回答が合わせて約47%である。しかし、都区部・指定都市をはじめ県庁所在市、中都市では、「一部移行している」という回答が42~50%みられ、都区部・指定都市では「すでにかなり移行している」という回答が20%に達している。

公立保育所の民営化による保育の質の変化

上述のような公立保育所の民営化の実態がみられるなかで、民営化による「保育の質の変化」(問 5-2)、および、「児童福祉としての保育所の運営への影響」(問 5-3① \sim ⑥)について尋ねた。まず、「保育の質の変化」については、全体で「わからない」や「その他」の回答が多いが、公営では「質が下がる」という回答が最も多い(36.3%)。公営保育所の立場からすれば、この結果は当然とも言える。

これに対して民営では、小都市B(41.5%)や町・村(45.5%)で「質が上がる」という回答が最も多いが、全体では「質には関係ない」という回答が最も多い結果となっている(39.1%)。民営によるこの考えは、都区部・指定都市、県庁所在市、中都市で顕著である。公営では、いずれの所在地区分別でも「質が下がる」>「質には関係ない」という結果であるが、県庁所在市、小都市A、Bではそれぞれ「質が下がる」よりも多い約30%が「質には関係ない」と回答している。

以上の結果をみると、公営のもつプライドの一面が窺えるが、公立保育所が民営

化されても最も重要な保育の質には関係ないという考えが主流になってくると思われる。

民営化による保育所運営への影響

民営化による保育所運営への影響について、①育児困難な家庭への個別援助、②地域子育で支援、③子育で中の住民グループへの支援、④関連機関・組織との連携、⑤多様な保育サービスの提供の5項目(小問)を挙げて、それぞれが行いやすくなるか否かについて尋ねた。いずれの質問でも他の質問に比べて「わからない」という回答が多いが、それぞれの小問(①~⑤)に対する「行いやすくなる」「行いにくくなる」「変化はない」の回答を比較すると、公営では⑤を除き「行いにくくなる」または「変化はない」の回答が最も多い。特に、①育児困難な家庭への個別援助、④関連機関・組織との連携については、「行いにくくなる」という見方が第1位を占めている。また①~③については、「行いやすくなる」という回答も10~13%有るが、④関連機関・組織との連携が「行いやすくなる」については僅かに1.5%である。

これに対して民営では① \sim ⑤について、「行いやすくなる」または「変化はない」の回答が第1または第2位を占めている。また、「行いにくくなる」というネガティブな見方は、④関連機関・組織との連携で10.4%とやや多くを占めているが、その他の小問では $3\sim7\%$ と極めて僅かである。

公営が、④関連機関・組織との連携に対して、「行いにくくなる」という回答率が高い理由として、民営に比べて普段から児童相談所等行政機関、児童委員等との連携協力体制ができているという見方が多いからであろうか。①育児困難な家庭への個別援助については、公立が最も多く「行いにくくなる」と回答している内容である。公営保育所からみると、民営では育児困難な家庭に関する情報の入手や援助技術等に困難があるように捉えられている面があるのだろうか。これらの業務への取組方法や内容等について、両者間に大きな差がみられるのかについて比較検討することは、民営保育所にとっての今後の課題であろう。

ところで、小問⑤「多様な保育サービスの提供」についての回答は、他の小問に 比べて異なる結果となっている。すなわち、公営、民営ともに最も多くが「行いや すくなる」と回答しており、特に公営は42.2%を占め、都区部・指定都市、中都市ではこの回答が半数を超えている。民営ではさらに多く62%となっている。この結果は、公営、民営ともに公営による「保育サービスの提供」については、多様な保育サービスが十分にされていない、あるいは、改善の余地があるといった見方がされており、民営の方が多様な保育サービスを行っており、また、行いやすいという評価の現れであると推察される。

おわりに、保育制度、保育所運営に関して寄せられた多くの自由記述の中から、 公営保育所長を経験し、現在、指定都市内の民営保育所長を務める立場からみた民 営保育所の課題、今後のあり方についての意見を以下に紹介しておこう。なお、趣 旨を変えない範囲で、部分的に割愛または補足してある。

『民営保育所は、理事長・所長の理念や運営方針によって、良くも悪くもなると 実感している。また、保育士養成校の講師も行っているが、学生からの実習報告を 通しても同様な実感を抱いている。公営にはない民営の良さも多くあるが、民営保 育所の理事長・園長の資質向上を図ることも大切である。民営保育所の諸会議・研 修会等に出席するたびに、各民営保育所の理事長・園長は、もっと意識改革をしな ければならないと痛感する。』

2. 園庭としての使用地・広さ

児童福祉施設最低基準では、満2歳以上の幼児を入所させる保育所の設備基準のひとつとして、「屋外遊戯場」(以下、園庭)が挙げられ、「保育所の付近にある園庭に代わるべき場所を含む」とされている。また、園庭の面積は、満2歳以上の幼児一人につき、3.3㎡以上であることと定められている。従来、園庭としての土地の確保が難しい場合、「園庭に代わるべき公園、広場、寺社境内等が保育所の付近にあるのであれば、これを園庭に代えて差し支えない」と規定されてきた。「待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について」(平成13年3月30日、雇児保第11号、厚労省保育課長通知)では、園庭に代わるべき場所に求められる条件について、「当該公園、広場、寺社境内等については、必要な面積があり、屋外活動に当たって安全が確保され、かつ、保育所からの距離が日常的に幼児

が使用できる程度で、移動に当たって安全が確保されていれば、必ずしも保育所と 隣接する必要はないこと」と示されている。

本調査結果では、公営、民営ともに専用の園庭を有している割合が多いものの(公営:83.4%民営:84.2%)、「園舎と同一敷地内に専用の園庭が有るが、広さが不十分である」という保育所が、僅かながら小都市Aの公営、都区部・指定都市、中都市の民営を中心にみられる。

問13—1では、定員の弾力的運用について尋ね、問13—2では、定員の弾力的運用による影響について尋ねているが、都区部・指定都市、県庁所在市の80%を超える民営保育所では定員を上回っている。また公営、民営ともに「園舎が手狭になっている」という回答も3割以上となっている。園庭の広さ・余裕については、定員の弾力的運用との関連から尋ねていないが、定員を上回る園児の受け入れを行っている保育所にあっては、園庭についても園舎と同様に、最低基準に定める面積を満たしていない例が多くあるものと推察される。

家庭にあっては、屋外遊びの時間や機会が少なくなってきていると指摘される現代の子ども達にとって、園庭で伸び伸びと思う存分に遊ぶことの重要性は説明するまでもない。同一敷地内に園庭を有する保育所であっても、園外保育で付近にある街区公園等の都市公園、児童遊園(児童厚生施設)や団地内の遊び場、寺社境内等を利用する機会も多いであろう。これらの遊び場には、各種遊具が設置されているであろうが、幼児の体格や運動能力等に合った遊具ばかりではないことのほか、日常的な安全管理体制が保育所とは異なっていること(管理者が常駐していないこと、毎日、安全点検が行われていない場合が多いこと、夜間等に遊具が破損される例があること等)を理解していることが必要である。その上で利用する際は、その都度、保育士が事前に各遊具や遊び場の全域、周辺道路や河川等の安全を確認することが求められる。保育所からこれらの場所までの道中における自動車、自転車、バイク、電車等の交通事故防止、河川・水路への転落事故防止等への配慮も不可欠である。

2. 吉田眞理研究員による考察

これまで公的責任において運営がなされてきた事業を民営化していくことは、わが国の社会全体の方向性であり、多くの分野でその動きがある。保育園の運営もその大きなうねりの中に置かれている。民間参入や運営主体の多様化は規制緩和と呼ばれているが、その一方で第三者評価が行われ、外部機関の導入による実践の質の担保の方策が設けられている。

入り口を緩めて参入業者を広く求める規制緩和と、実践の結果を問い事業者に自省を求める第三者評価はセットになって進んでいくべきものであると言えよう。そこで本稿では、保育園の民営化と第三者評価実施に関して、本調査結果を通じて考察する。

1. 保育園の民営化について

周知のように、福祉分野への民間参入の流れの中で実施されている保育園の民営 化には、3つの意図がある。

- ①競争原理導入によるサービスの質向上
- ②経済効率アップと柔軟な運営
- ③経済的に逼迫している行政のスリム化

都市部においては、民間参入の促進を通じて保育園不足を補おうとしているところがあり、待機児童ゼロ作戦に伴い、保育施設の多様化や定員弾力化が起こっている。「平成17年地域児童福祉事業等調査結果の概況(厚生労働省)」によれば、保育園定員の弾力化を実施している保育園は全国で59.2%あり、都市規模別にみると、指定都市では74.8%と最も多く、その他の市では62.7%である。一方、郡部になると39.4%になる。公営保育園と民営保育園を比較してみると、都市規模にかかわらず民営保育園の方が公営保育園よりも定員の弾力化を実施している割合が高い。定員充足率からみると、民営保育園に定員超過園が多く、欠員は公営保育園が多い。都市部で保育園が不足しており、小都市には欠員がある保育園が多い。過疎地においては、経営が成り立たないところで行政が保育園運営を担っているところがある。

ざっとみても、このように全国各地における状況は様々であり、一概に民営化について語ることは難しいが、一般に保育園の民営化には、以下のような課題があるといわれている。

- ①民営化により、保育の質が下がるのではないかということ。
- ②すでに通園している園児にとって保育士などの交代があり、愛着関係が形成されている保育士たちとの関係が途切れること。
- ③保育の質には園の運営理念や保育の方針が大きく影響するが、民営保育園になる と運営が効率主義で保育の質や地域支援を視点にしないのではないかということ。
- ④待遇が公務員のようには恵まれていないのに、手厚い保育が出来るのかということ。

このような意見は、民営化が予定されている園の保護者から聞かれることである。 では、保育を提供している主体である保育園側は民営化について、どのように感じ、 どのように考えているのであろうか。調査票の自由記述を中心に、保育園側の意見 を公営保育園と民営保育園にわけて整理し、考察する。

①保育士の質(経験が少ない若い保育士が多いことに関して)

公営保育園からの意見

- ・民営化したときの保育園は、若い保育士がほとんどで、保育の質が保てない。
- ・民営保育園は経験の浅い保育士ばかりで、個々の親や子どもへの対応が困難。
- ・障害児が今までどおりのサービスを受けられるか?
- ・地域子育て支援をしていると、園児が集まりやすいので、盛んになるのではないか。
- ・(高齢化している)公営保育園の民営化により意欲ある職員を採用し若返らせることが出来る。(現在は硬直化している)
- ・公立はベテランが多いから、家族援助のノウハウを知っている。
- ・民営化すると、若い人の採用ばかりで、保育の伝達が出来ない。
- ・公営保育園でも育児困難な家庭が多く、人員が足りない。

民営保育園からの意見

- ・数十年民営保育園をやっているが、民営保育園と公営保育園との保育サービス の質の差はない。
- ・民営保育園の保育士は援助の気持ちが優しい。
- ・競争して保育の質を高めている。

民営化により、保育の質が下がるのではないか、との不安が保護者から聞かれることがあるが、数的には、公営保育園は民営化により保育の質が下がると考えるところが多く、民営保育園では保育の質が上がるという意見が多い。当然のことながら、自らが運営する保育園の質に関して自負を持っているということであろう。上記の自由記述から見てみると、民営化後の園には、経験が少ない若い保育士が多いという指摘が多いことから、保育士の質とは、その経験や年齢が問題の中心になっていることがわかる。

②民営への移行のプロセスに関わること(子どもの戸惑いへの対応など)

公営保育園からの意見

- ・通園児に必要な人員を確保してから移行すべきである。
- ・公立で働いていた臨時保育士を民営化後に雇うと、子どものストレスが軽減される。
- ・保護者に不安を感じさせないことが大事。
- ・民営化は社会福祉法人に限定すべき。
- ・卒園までその園でと望んでいたのに変えられるのは納得できない保護者が多い。
- ・運営母体がどこになるか分からないのは保護者が不安になるので、運営母体に 関してしっかりと情報提供する。
- ・民営化には反対ではないが、子どもへの影響を考えて進めるべき。
- ・正職ではない保育士(臨時・補助)は民営化のときに民営保育園の正職員に採 用してほしい。
- ・事前に保育士による交換保育や保育内容の話し合いを十分する必要がある。

民営保育園からの意見

- ・民営化により新園舎になることにより、自然にそちらに園児が集まり、民営化 が進む。
- ・民営化するなら職員の交代は当然である。
- ・突然の発表、短い期間の移行、説明不足では、保護者が不安になるのは当然。
- ・保育士の交代が子どもと親に不安を与えるのはわかるが、公立の保育士は雇い たくない。
- ・良い保育実績がある法人を、地域住民を交えて選び、その後はその法人に任せ るのが良い。
- ・保育内容がよければ、保護者に理解してもらえるから、運営母体に関する説明 をきちんとすべき。
- ・保育ニーズの多様化で公営保育園には無理な時代になったのに、「民営化して も内容は変わりません」という行政説明は違うのではないか。
- ・行政の中長期計画として、はっきりと園名をあげて民営化方針を打ち出してい くことが必要。
- ・民営化で保育士が変わるのが困るというが、公営保育園では毎年異動がある。
- ・民営化による保育士の交代は100%とする。
- ・出来る限りの説明が必要だが、必ず最後まで反対する保護者はいるから、見切 り発車も必要。
- ・保育は職員集団でするもので、方針が異なる保育者が混在するのはプラスにな らない。
- ・民営化後に、日々の保育を通じて信頼関係を築く心構えが大切。
- ・公営保育園が民営化を納得し、公営保育園の保育士が親子に安心を与えるよう 努力してほしい。
- ・地域全体の子育て保育事業を示して、納得する内容を説明すべき。
- ・最低3年くらいは急激な保育内容の変化は避けるべき。

保育園の民営化については、公営保育園から民営保育園にかわること自体が問題 という以外に、民営化の移行期をどう進めていくか、という課題がある。民営化移 行のプロセスに関わることに、このように多くの保育園から種々の意見が寄せられていることから、プロセスへの関心の高さがわかる。

現在、公営保育園を利用している保護者からは、民営化について、特に「愛着関係が形成されている保育士たちとの関係が途切れること」が不安要因としてあげられる。その問題への対応に関して、公営保育園と民営保育園で意見が分かれている。調査では、公営保育園からは臨時保育士などを民営化後に雇い入れることがその対策として提案されているが、民営保育園には公営保育園の保育士は雇いたくないという思いがある。

移行に要する期間も課題である。調査から見ると保育園運営者は、行政が現在用意している期間より、かなり長い移行期間を必要と考えているようである。「行政の中長期計画として」「最低3年くらいは」という記述や、「自然にそちらに園児が集まり民営化が進む」という考え方からは、年単位の移行(準備)期間が求められていることが見て取れる。

③運営理念や保育の方針

公営保育園からの意見

- ・『保育の市場化』『保育の民営化』は『子どもの発達』や自覚の陶冶という面から離れてくような気がする。
- ・子どもの最善の利益より、保護者優先の保育になる。
- ・民営保育園では、独自性を出すために様々な学習を取り入れて、勉強させているが、子どもには遊びが必要。
- ・民営化すると、保育園長の考えで自由に地域子育て支援が出来る。公営保育園 は何かと制約がある。
- ・公立のよくない点を改めていき、保育は行政が行うべきである。
- ・民営保育園は、保育サービスを目玉にして園児を集めるから、多様な取り組み が行われるようになる。

民営保育園からの意見

・保育園長や理事長の資質向上も大切。

- ・実際に民営化が進んでいるが、公営か民営で差はない。保育サービスの質は保 育園長の方針にかかっている。
- ・民営保育園は地域子育て支援を自由裁量で出来る。
- ・民営保育園には独自性がある。
- ・民営保育園は地域の会合にも気軽に出張できる。
- ・公営保育園のほうが、身内という感覚で、他組織と連携しやすいのではないか。

公営保育園から民営保育園に移行しても、園の理念や保育方針、保育内容が信頼されれば保護者も安心する、という意見がある一方で、園長次第で良くも悪くもなるのが保育園であるという認識から、園長や理事長のさらなる資質向上が求める意見がある。

民営保育園の利点として、民営化により地域との関係が柔軟になるのではないか、という期待があり、民営化に際しては地域への貢献も勘案する必要があるという意見が見られた。しかし、一方では〈民営化=経営効率重視〉という理解から、公営保育園側からは民営化による保育観や保育内容の変化への懸念がある。

4職員の待遇の影響

公営保育園からの意見

- ・給与・待遇の面で公営より劣る民営で、保育の質が保てるのか疑問。
- ・民営保育園は高いとはいえない給与であるから、経験を積んだ頃に退職する。
- ・給与が少ない中でどれだけ職員の資質向上が出来るか。
- ・きめ細かな個別指導は人もお金もかかるので、家族援助の質が下がる。
- ・保育に効率化を持ち込むと子どもの健全育成に影響が出る。

民営保育園からの意見

・特別保育に取り組んでいるが、障害児保育や病後児保育の人件費、給食調理員 の加配などが必要であり、きめ細かく実施するには人件費がオーバーする。

民営化による保育士給与の減少や待遇の不安定化が予想されている。保育の質を 担保できるだけの待遇が必要、ということは公営保育園からも民営保育園からも指 摘されている。現状の保育園においても職員不足、資金不足であることは、多くの 園が指摘しており、国の方針は本当に子どもの最善の利益を考えているのだろうか、 という切実な意見も少なくなかった。

保育園民営化の先にあるのは保護者による保育園の選別化であり、その前提に市町村を通じての(選択のための)情報開示がある。平成17年地域児童福祉事業等調査結果の概況から、全国の保育園の情報提供の状況をみると、ほぼ100%の市町村で「保育施設・サービスの内容」、「保育施設・サービスの料金」、「保育施設・サービスの利用(手続き)方法」「子育て・児童関係の諸手当・助成制度の利用方法」、「子育て・児童関係の相談窓口・連絡先」の情報提供がされている。また、「保育園入所の選考基準」は90.9%、「休日・夜間小児緊急医療情報」は75.7%の市町村で情報を提供されている。「保育施設・サービスの評価(第三者評価、指導監督における指摘事項等)」のみ36.7%とやや低くなっているが、情報提供は順調に進んでいる。ところが本調査では、「すでにかなり実施されている」と答えている園は全国平均で約5割であった。情報開示に関する実感がないことがわかる。情報開示という点で、保育園選別化の基盤を全国で整えつつあるが、保育園側の実感はそこに追いついていないということであろうか。

2. 保育園の第三者評価について

保育園の運営は、社会福祉の事業展開である。社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことなどにより、サービス提供の質を向上させることを求められている(社会福祉法第78条)。保育園は自らの保育の質や地域への貢献度、運営管理の適正さを外部の目によって評価することが求められるようになったのである。そのようにして保育の質を高めて競争し、選ばれる保育園になっていくことが、民営化の究極の姿である。そして、利用者に選択のための情報を提供し、保育園にスタンダードを示すもののひとつとして第三者評価がある。また行政にも、民営化を進めるに当たり、第三者評価などにより、保育サービスの質を常に確認していく必要が生じている。しかし、調査では「まったく受審していない」が最も多いという結果であった。保育園の第三者評価受審が進まない要因について、調査票の自由記述を整理して考察する。

①第三者評価項目について

- ・評価基準が保育園の実情を把握していない。
- ・第三者評価ができてから、マニュアル化が進められているが、マニュアルでは 園の特長が反映できない。
- ・保護者側の立場の評価になっている。
- ・評価基準の信憑性がない。

このように自由記述を見ると、「評価基準が保育園の実情を把握していない」 「評価基準の信憑性がない」「園の特長が反映できない」など、評価項目に関する信頼度の低さが、その一因として浮き彫りになっている。

②評価委員について

- ・他の人(評価委員)の主観が入るので、参考程度。
- ・評価する会社に信用がない。
- ・短時間見ただけでは、わからない。
- ・評価委員の信頼性に疑問を感じる。

以上のように、評価する側に関しても「評価委員の主観が入る」「評価委員の信頼性に疑問」「評価する会社に信用がない」など厳しい指摘がある。

③公開

- ・自己評価のためであるから公開する必要はない。
- ・職員の周知に意味があるから、公開の意義はない。
- ・評価者に施設も住民も振り回される。

保育園が第三者評価を受けた結果を公開することが求められている。それには、 民営化により多様化する保育園の中から、利用者が自分に合った園を適切に選択するという意味もある。しかし、上記の自由記述では「(第三者評価は) 職員の周知に意味がある」「(第三者評価は) 自己評価のためである」(だから公開は必要ない) との理解もみられ、公開に否定的な園があることもわかった。

4) その他

- ・受審すべきと位置づけるなら、価格と評価委員の育成が重要。
- ・保育園が主体ではなく、評価者が上位に受け取れる。
- ・提出書類が多く、その間仕事にならない。

第三者評価受審を阻害しているその他の要因としては、このように価格の問題や 提出書類の多さがあげられている。

保育園の第三者評価は、保育園が提供する保育サービスの質を当事者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するものである。評価項目や評価者への信頼を増し、受審しやすいシステム構築を通じて、受審率を高めていくことが求められる。

自由記述には、「~~と聞いている」「~~という話だ」というようにうわさレベルの不信感も漂っていた。このような不信感を一掃し、受審したことが保育の質を高めるといわれるように第三者評価の"評価"が高まれば、保育園の内外から、受審を後押しする要望がでるようになるであろう。

しかし、第三者評価受審に否定的な意見ばかりではなく、「客観的視点で振り返ることが出来る」「適切な評価項目で、一貫した評価を受けた場合は向上につながる」「評価委員がきちんと見てくれれば、今後の方向や不足している面を考えていくきっかけになる」という意見もあったことも付け加えたい。

3. まとめ

調査から全体の傾向を振り返ると、保育の質は公営保育園か民営保育園かという 運営主体の性質によるのではなく、園自体の姿勢が重要であるという保育園側の認 識と自園の保育への自信が読み取れた。また、保育士についても、若い保育士の多 い民営化後の保育の質への懸念があるものの、「意欲ある職員を採用し若返らせる」 と、民営化による若い保育士活用のよさを表現している意見もあった。また、「保 育の伝達」が出来ないことを憂慮している意見があるが、これも若い保育士を否定 する意味ではなく、ベテランが若い保育士を育てることの重要性を示唆したものと 考えられる。公営保育園には公営保育園のよさがあり、民営保育園には民営保育園 のよさがある。若い保育士には若さゆえのよさがあり、ベテランにはベテランのよ さがある。保育園へのニーズ多様化に対応するために、保育園、保育士ともに多様 性と柔軟性を求められているのではないだろうか。

民営化と第三者評価に関して述べてきたが、調査全体を通じて、民営化をはじめとする時代の流れの中で子どものことを考え、保護者を支援しようという保育園の熱意が伝わってきた。「国の方針は児童福祉とは違う方向に行っているような気がする」「これで子どもは育っていけるのだろうか」「保護者の面倒を見なければならない状況がある」など、困惑を感じながら、与えられた条件の中で歯を食いしばっている園が多い。「最低基準を見直してほしい」「きめ細かい支援をするために、保育士の加配がほしい」「障害児支援はとてもエネルギーがいるので、保育士の増員がほしい」など、精一杯の保育をしながら、さらに質の高い保育を目指している現場の声が聞こえた。

3. 山城清子研究員による考察

[入所児童定員数の弾力的運用]

この度の調査では、調査に協力して下さった保育所に限っていえば、定員を超えての入所は全体の59.6%(公営32.6%、民営76.8%)であった。

そうした状況は確かに「地域の要望に応えやすくなった(全体の48.7%)」り、 民営では「定員以上の入所により会計上ゆとりがある(22.5%)」という利点も出 てはきたが、そのような環境に身を置かねばならない子どもたちや職員にどう影響 しているのであろうか。それは多分「園舎が手狭になっている」と感じさせ(公営 25.8%・民営31.6%)、更に「クラスの人数が増えたため保育がやりにくい」(公営、 民営ともにおよそ16%)状況になっているものと思われる。

保育所の最低基準は、まさしく文字どおりの最低基準である上に、専用の午睡室 や食堂さえも設置できないまま大多数の保育所は長時間、掛け替えのない乳幼児期 の子どもたちの保育をし続けてきた。

定員を超えての入所は「保育所の床面積と保育士数に余裕があれば……」という 条件はあるものの、待機児童解消対策のために職員の休憩室や更衣室までも保育室 に改造して児童の受け入れをした、という苦肉の策を講じた保育園も筆者の身近に いくつかあった。定員の弾力的運用は保育需要に即対応できる便利な方策に見える が、実態は子どもたちに質の高い処遇を提供し、職員が安心して保育に専念できる 保育環境からますます遠のかせることになっているように思えてならない。

尚、現場の声として調査票の回答箇所の「その他」に自由記述されていた主なものを掲げておく。

- 公営*トイレの数の不足、午睡用のふとんの収納場所などの不足
 - *定員に満たないので中途入所が多い。
 - *市の担当課が私立保育園に優先的に入所させているので定員不足
- 民営*平成15年に定員増(90→105名)、運営費は120名適用なので会計上苦しい
 - *中途入所の0・1歳児を余裕のある限り受け入れている。定員増を迫られている。

- *保育士の中途採用ができない *中途入園が増えたので落ち着かない
- *施設の広さが限られているので需要に対応できない
- *園全体の入所数が増えたので保育(管理)は大変になった。

[短時間保育士の採用]

短時間保育士の採用は公営よりも民営の方が9ポイント多かった。それは「1日の保育時間帯の中で必要な時に適切な保育士数を配置」のためであり、常勤者の勤務条件を良くしたり、人件費の支出を抑える効果もあった。だがその一方では「常勤の希望者がないため」に短時間保育士を採用している場合もあった(全国計9.1%)公営では関東地区(13.5%)、民営では中国・四国地区(25.9%)が気になる数値であった。

ここでの回答の選択肢「その他」に記述されていた内容は次のとおりである。

(1) 短時間保育士の採用理由

- 公営*土曜日の1日保育をはじめたので採用
 - * 夕方遅くの保育対応や、障害児保育の加配
 - *その年により3歳未満児の入所者数が不確かなので…。
 - *保育の安全面 (子どもへの対応をきめ細かくしたいので)
- 民営*乳児等の入園数により職員数が変わってくるので。
 - *有能な人材確保のため
 - *本人が常勤を希望しないため
 - *早朝、夕方(延長保育のための3時間・4時間延長保育)の保育対応のため

(2) 短時間保育士の採用による変化

- 公営*常勤者とどのように連携をとるか・保育指針をどう理解してもらうかが課題
 - *職務に対する意識が違い園児や保護者への対応を任せられないことがある。
 - *保育士間の連携がやや難しくなってはきたが支障はない。
- 民営*雇用したい時間帯の保育士の確保が難しい。

- *連絡・報告・研修・会議への参加が難しい。
- *保育内容がレベルアップした。
- *家庭もちのベテラン保育士を採用できる。
- *保育士定数に $+\alpha$ できる。連携を取るための話し合い等きめ細かい対応が必要
- *常勤職員の研修参加がしやすくなり残業も減った。保育以外の作業も減少。

職員の週40時間勤務体制や11時間開所対策、延長保育、地域への育児支援事業実施のために年々非常勤職員が増えている。例えば筆者が勤務する保育園の職員構成は常勤職員22名及び非常勤職員12名(早朝、夕方、延長保育時間のための短時間保育士や保育助手など)である。この中で常勤保育士たちは7時から19時までの保育時間を7つのパターンの当番で交替勤務し、不足分や穴のあくところを非常勤職員で補う。つまり常勤職員65%、非常勤職員35%で日々の保育が成り立っているのである。正に保育者が二つの階層に分化したのである。近頃は国からの運営費や自治体の補助金が急速に減額されているので、定数以外の常勤保育士の採用は出来ず、やむを得ず非常勤保育士で補うことになる。こうした傾向は今後も尚一層拍車がかかる恐れがある。

本調査の回答の中にも短時間保育士導入により派生してきた問題に触れたものがあった。(前述の*印項目の波線をつけた箇所である。) つまり、短時間保育士も少数のうちは目立たなくても、人数が増えると保育士間の『連携を取るための話し合い等きめ細かい対応が必要』『連絡・報告・研修・会議への参加が難しい』などの点が浮かびあがり、ここがうまくいかないと『職務に対する意識が違い園児や保護者への対応を任せられない』ということになるかもしれないのである。

更に人材派遣会社からの派遣社員を入れる場合も出てきている。時折「あらゆる 職種の派遣に応じます」というダイレクトメールが送られてきたりする。保育園が 単なる子どもを預かるだけの施設なら非常勤職員や派遣社員が増えても差し支えな いであろうが、子どもに最善の利益をもたらす保育を目指すのであれば、職員定数 を増やす方向にしなければならない。これは決して非常勤職員や派遣社員たちの能 力や意識の問題云々ということではない。職場での身の置きどころが安定しないと 誰しも真心を尽くす訳には行かないのが普通だからである。

[給食調理の業務委託について]

規制緩和されてから8年経過したにもかかわらず、本調査に協力して下さった約89%の保育所は業務委託せず、おのおのが園舎の調理室で職員により美味しい給食を供していることに、ほっとした思いである。

保育園は、今やそれぞれの地域で子育て支援の拠点の役割を果たしている。事実、 給食は子どもたちにとって命の源になっている、と言っても過言ではない。早朝、 朝食もそこそこに半ば眠っている状態で登園し、昼どきに初めて手作りの温かな食 事にありつく子どもも珍しくない時代となった。加えて法律まで制定しての食育ブ ーム、でも子どもが家庭で家族揃って食事をするのは1週間のうち何回あるのだろ う。父親のみならず母親までもが労働市場に駆り出され、家庭は全くの「ねぐら」 もしくは賄いの付かない下宿屋になりそうである。「日本中の全子育て家庭の両親 は毎日午後5時には帰宅せよ」と言う法律を制定し施行するまでは、保育園の給食 をもっと充実すべきである。

ますます広がる格差社会、ワーキングプアの浮上、増えていく生活保護世帯、そうした状況の中での保育所の給食は必要度を増す一方であると思う。

4. 太田嶋信之研究員による考察

認定こども園における就学前教育とは何か

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が平成18年10月1日に施行されたことにより、認定こども園が本格的にスタートした。法律の第3条によると、認定こども園が幼稚園である場合は、幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行い、保育に欠ける子どもに対しては教育終了後に保育を行うことが記述されている。また、認定こども園が保育園である場合においては、保育に欠ける子どもに対して保育を行うとともに、満3歳以上の子どもに対しては学校教育法78条に掲げる目標が達成されるよう保育を行うことと記されている。学校教育法第78条には幼稚園において達成すべき5領域の目標が書かれていて、認定こども園では教育と保育を分けて捉えているように思われる。

調査結果をみると、70%が保育所では就学前教育としての系統化した実績をもっていると確信していて、保育所関係者の中での認識は、就学前教育は保育所の保育において十分に行われていると考えていることがわかる。保育所保育の特性は「養護」と「教育」が一体となったものであり、分離して考えることはできないものである。しかし、幼稚園は教育をする機関、保育所は保育する機関ということで、保育所における教育的機能については世間一般的にはあまり理解されていなくて、幼稚園の方が高く評価されているというのが多くの見方である。ところが幼稚園に関して示されている学校教育法7章をみると、第77条から81条の中で、幼稚園の目的、目標、保育内容について書かれた条文があるが、そこには「教育」という言葉は一切使われていない。

認定こども園は、教育及び保育を一体的に提供する機能をもつということだが、 就学前教育も含め、もともと教育的機能も果たしてきている保育所にとっては、改 めて"一体的な提供"といわれてもどうも理解し難いものがある。認定こども園に おける「保育」と「教育」また「就学前教育」とは何なのか、関係者の中で十分に 議論し明確にする必要があるのではないだろうか。それと同時に、「保育所の保育」 と「幼稚園の教育」についても教育課程と保育計画、さらに指導計画そして実施さ れる保育内容を具体的な形で分かりやすく示す必要がある。

求められる保育所保育の社会へのアピール

数年前、保育内容に関する現地調査を実施したことがあるが、その時に訪問した 民営保育所の保護者に聞き取り調査を行い、幼稚園と保育所についてのどのような 認識を持っているかを聞いた。ある保護者が「本当は幼稚園に入園させたかったが、 働いていたので仕方なく保育所にした」とのことであった。どうして幼稚園に入園 させたかったのかその理由を尋ねてみると「幼稚園は勉強を教えてくれて、幼稚園 の先生は保育園の先生よりも学歴も高いから」と答えた。それを聞いて保育所に対 する認識があまりにも低いことを痛感した。

そのような認識の低さや誤解は、保育所が長い間、措置に基づく社会福祉施設ということで、保育内容に関して情報提供を積極的に行えず、理解されていなかったことが要因であろう。過去には市町村によって広報活動することを禁じていたところもある。実際にあった話だが、地元路線バスの中にある民営保育所が宣伝広告を出したところ、それを知った市の担当者から、すぐに取り外すように指導があったという。そのような閉鎖的な状況の中では、保育園の保育について理解されないどころか、誤解や認識不足が生じるのも無理のない話である。

文部科学省から出された幼稚園に関するパンフレットがあるが、その中に「幼稚園は小学校へ入学する前の学校」と書かれている。確かに学校教育法に基づいているために法律的には学校である。したがって幼稚園関係者は保護者も含めて保育所よりもレベルの高い"教育"を行っているという認識がある。社会全体の認識もほぼ同様である。幼稚園は就学前教育をする機関、保育所は遊ぶところ、そうした偏見のようなものが未だに根強く残っている。

昭和38年に出された「幼稚園と保育所との関係について」という文部省初等中等教育・厚生省児童家庭局長連名の通知がある。その中で「幼稚園は幼児に対して学校教育を施すことを目的とし、保育所は保育に欠ける児童の保育をおこなうことを目的とするもので両者は明らかに機能を異にするものである」と書かれている。幼稚園と保育所は異なるものだと明確に示されていることからも、教育は幼稚園が行

うものとして受け止められてしまうのかもしれない。

平成18年12月に保育所保育指針改定に関する検討会が始まった。見直しの方向性の一つに「養護及び教育の充実、小学校との連携強化」が検討される。改めて保育所における小学校を視野にいれた"教育"の方向性が示されるものと思われる。同時に保育所の保育は"養護"と"教育"は切り離すことができない一体の関係にあり、そのことが子どもの発達上きわめて重要なことであり、保育所が果たすべき大きな役割であり特性であることを、しっかりと社会に伝えていくべきである。

ここ数年、独自のホームページをもっている保育所が増加している。こども未来 財団の"i-子育てネット"には全国の公営・民営の保育所の情報がかなり掲載さ れている。また地域ごとで保育所をアピールするために、組織でリーフレットを作 成したり、保育所保育を理解してもらうためのイベント企画を設けて取り組んでい るようだ。また各保育園でも立派なパンフレットを作成しているところも増えてい る。地域にもっとも密着している保育所としては、その機能と役割を明確に示し、 保護者に、地域に、さらに社会全体に対して積極的に発信していくべきである。

それと同時に保育所長をはじめ保育士、給食関係者も含めた全職員の資質向上を図るための研修体制の確立、保育内容に関して地域全体で研究を積み重ねていく取り組みが必要である。さらに保育所長の資格要件についても見直しや法制化が検討されていて、平成17年度の本調査でも意識や実態については報告したところであるが、ぜひとも取り組むべき課題であろう。加えて保育士の処遇や地位の向上を図ることも保育所の評価を高めていく上で重要なことである。

認定こども園が行う子育て支援に期待はできるか

認定こども園の認定要件に「地域における子育て支援の実施」があるが、法律では認定こども園が行う子育て支援として、①子育でに関する相談、助言、援助、②一時または特定保育、③地域の人材や社会資源との連携、といった事業を行うことを定めている。これらの事業はすでに認可保育所の多くが実施していて、地域の多様なニーズに応えるべく努力をしているところである。しかし課題も多いことは確かである。子育で支援センター事業のような財源的補助がある場合にはあまり心配

はないが、年々、制度の見直しや補助額の減少が進む中で、事業の継続に支障が出始めている保育所もある。収入減少により子育て支援担当職員の配置を減らし、人件費も削減せざるをえないところもある。しかし、一度取り組んだ事業は地域の要望がある限り、あるいは地域にとって必要不可欠な事業である限り後退させる訳にはいかない。自助努力で何とか実施しているケースも多い。

認定こども園を実施する場合のことを考えた時、認定の類型により異なるとは思うが、本来の幼稚園教育や保育所保育に加えて、認定こども園が果たさなければならない役割と機能が多すぎるという心配がある。財源的な裏づけのない事業は縮小や後退を余儀なくされる可能性が高く、十分な役割と機能を果たせないという懸念もある。

それでも幼保連携型の場合は幼稚園と保育所の両方の補助が受けられるので、子育て支援事業を展開することは可能であろう。しかし、その他の類型で認定を受けても地域における子育て支援機能の充実は期待できない可能性は高い。幼稚園と保育所の機能を果たしながら、財源がないあるいは未確定な状態の中で、地域の子育て支援事業を継続し充実させることはかなり困難であると考えられる。

今回の調査で、認定こども園が行う子育で支援に対してどのような評価をしているかという設問に、効果的だという回答は27.4%であった。しかし48.6%が問題があると感じ否定的な考え方をしている。具体的には「次世代育成対策として進められている地域や企業の子育で支援の矮小化や後退につながる」「子どもの成長・発達を遂げるべき本来の視点が失われる」といった内容であった。

身近な地域の中に子育て支援を実施している場所が増えることは、地域の利用者にとってさらに利用しやすくなるはずなのに、回答者の約半数が否定的な考え方をするのはどうしてだろうか。認定こども園も含めて保育所や幼稚園が熱心に取り組めば取り組むほど、地域や企業の子育て支援事業の後退につながるとか、入所児童の保育に影響が出るというのはあまりにもネガティブな考え方のように思われる。

保育所の再編成

少子化と厳しい地方財政の影響で、全国各地の保育所で統廃合や民営化が進めら

れている。統廃合が進行している割合は30%という結果であった。とりわけ人口規模の小さな小都市や町村で多く見られた。しかし統廃合の動きは前年の調査結果と比較してもあまり進行している状況はみられなかった。平成17年度の調査では統廃合の動きは32%で、今回の調査結果とあまり差はない。統廃合の進行がそれほど伸びていない理由としては、すでにある程度の統廃合が行われたためか、あるいは保育ニーズが増加傾向にあるため統廃合の動きにブレーキがかかっていることも考えられる。さらに保育所が地域の子育て支援の拠点として重要な役割を果たす存在であるため統廃合を見送っているということもあるだろう。

公営保育所民営化の動向については、計画も含めた進行状況についてみると平成17年度が39.7%であるのに対して、今回の平成18年度調査では56.4%と大幅な伸びをみせている。民営化はここ数年で確実に進行していて、市町村にとっては財政負担が軽減されるため積極的に進めていく姿勢がみられる。移管先は社会福祉法人が最も多い。民営の社会福祉法人としても複数の保育所を経営することで、同一法人内での競争意識が働いて保育の質や職員の資質向上につながる。また職員活用の幅も広がるとともに、施設間の資金移動や弾力的な運用も期待できるし、地域の信頼度も高くなることが考えられため経営上のメリットは大きいと思われる。

しかし、民営化の検討が始まると、必ずといって良いほど反対が起こる。保育の質が低下する、経験の乏しい若年の保育士が増える、経営が最優先となる、などの意見が全国各地で共通して出てくる。時間をかけて地道に保護者、地域住民、自治労に説明し、説得力のあるプレゼンテーションをすることが求められる。

公営保育所の民営化は今後も進められると思うが、民営化することで市町村の財政負担が軽減される反面、国庫負担は当然ながら増加しており、民営化が国の財政を圧迫してきていることも事実である。民間保育所運営費について予算ベースでみていくと、平成17年度2,796億円、平成18年度2,982億円、平成19年度3,121億円と着実に伸びている。民間保育所運営費の国庫負担の増加は一般財源化への動きに拍車をかけることになるのではないかと懸念する声もある。民営化の加速がここへきて思わぬ波紋を投げかけている。

補助金の交付金化と事業への影響

特別保育事業として実施されてきた国庫補助事業の多くが、次世代育成支援対策推進法に基づいて「次世代育成支援対策交付金」として組み替えられた。事業内容は、1.特定事業、2.総合施設モデル事業、3.その他の事業に分類されている。特定事業として「延長保育促進事業」「つどいの広場事業」「乳幼児健康支援一時預かり事業」など6つの事業があり、多くの保育所が取り組んでいるところである。

これまでの特別保育事業は、各事業ごとに市町村から都道府県を経由して国に申請し承認を必要としたが、交付金になったために各事業単位ではなく一括して交付されることとなった。市町村としては自治体の裁量により柔軟な対応が可能となったといえる。融通の利く使い勝手の良い補助金としての期待をもった保育関係者もいる。しかし現実には市町村の財政事情や保育事業に対する考え方によりさまざまな影響が出ているようだ。

何の影響も無く今までどおり事業が継続できているところもある一方で、これまで継続してきた事業の見直しや打ち切りを迫られるなど、市町村間格差が生じる結果となっている。

今回の調査では66.2%の民営保育所が影響を受けたと答えている。内訳は32.8%が市町村の事業予算が減額になったと回答していて、一部の地域では40%を超えているところもある。また23.2%が補助対象や補助内容の基準が厳しくなったと答え、10.2%が事業が打ち切りになったと回答している。

交付金は事業の変更や増減に柔軟に対応できるというメリットがあるとはいえ、 市町村は綿密な事業計画のもとに国への交付申請を行っている上に、2分の1は市 町村負担となるわけであるから、現実にはそれほど柔軟な対応はできないだろう。 事業を実施している保育所に対して事業の縮小や打ち切りがあってはならない。地 域にニーズがある限り市町村は事業を継続させていくべきである。次世代育成支援 対策推進法では、その目的として「次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、か つ、育成される社会の形成に資すること」を掲げており、その法律に基づいて作ら れた交付金であることを忘れてはならない。

5. 鷲見宗信研究員による考察

認定こども園制度

平成18年6月に公布された「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案」により10月より「認定こども園の制度」がスタートした。「認定こども園の制度」とは①就学前の子どもに教育・保育を提供する機能(保育に欠ける子も欠けない子も受け入れて教育・保育を一体的に行う)、②地域の子育て支援(全ての子育て家庭への相談や親子のつどいの場を提供する)機能を備え、知事の認証を必要とする施設の制度である。そして各地域の実情に応じて以下の4つの形に分類される。

- ①幼保連携型(幼稚園と保育所等が合築等されており、両者が連携し一体的な運営を行うもの)
- ②幼稚園型(幼稚園が保育に欠ける子どもの保育時間を確保するなど保育所的な機能を備えるもの)
- ③保育所型(保育所等が保育に欠けない子どもを保育するなど幼稚園的な機能を備えるもの)
- ④地方裁量型(幼稚園、保育所いずれの認可もうけていないが、一定の機能を備えるもの)

このうち保育所が直接関わるのは幼保連携型と保育所型になる。また「施設設備や職員配置」、「教育・保育の内容」等は認定の基準については国の指針に基づき 各都道府県の条例により決定することとなっている。

「認定こども園の制度」は保育所が保護者の就労等により保育に欠けるという要件、幼稚園では3歳以上児という要件があり、就学前の子ども達が要件の別なく入所できる施設が求められたことに始まる。その背景には幼稚園施設の減少、待機児童の増大という問題がある。現状において就労をしていない家庭の子どもの受け皿が減り、また短時間でも両親とも就労を希望する子育て家庭が増えてきている。こ

の状況に対応するために「認定こども園の制度 | が始まることとなる。

しかし待機児童対策としては、認可保育所の増設によって対応することが本来もっとも望ましい形ではないかと考えている。また子育て支援については保育所・幼稚園ともに取り組んできた実績がある。各保育所が社会福祉法人として取り組んできたその実績が、子どもの健全な成長を支えていけるということを今一度強くアピールしていくことが必要となっている。そのためにも「認定こども園の制度」をきちんと理解し、子どもの健全な成長を保証するために何が、どれだけ必要であるか、改めて検討していく必要があると思われる。

関係文書の送付

「認定こども園制度」は各保育所の申請から始まる。そのためには情報をきちんと集める必要がある。今回の調査ではまず「認定こども園制度」の知事部局よりの関係文書が送付されたかという設問に対して「送付された」・「市町村経由」を合わせて全国平均で52.1%、「送付されてこない」36.8%となった。10月スタートの制度に対し、9月調査時点で36.8%が送付されていないとの回答は大変高い数字ではあるが、その他回答の中で「準備中であると聞いている」等の意見も見られ、また実際に動き出すのは19年度と捉え準備を進めている自治体もあると考えられる。

こども園の4類型と認定制度

先にも述べた「認定こども園」の運営のあり方に関する設問では、「認定こども園」の4類型について「よく知っていた」・「一応知っていた」の両者の合計が全国平均で91.6%となった。同じく「認定こども園」は知事が認定する制度となっている事の理解についての設問では、「よく知っていた」・「一応知っていた」の両者の合計は88.3%となり、こちらも十分に理解されていることがわかる。

自由意見の中にも認定こども園制度に対する意見が見られた。その中には従来の 保育所の枠組みで十分対応できるのではないかという意見であった。確かに保育所 への入所は就労等による保育に欠ける要件だけではなくなっており、実際に定員割 れを起こしている施設では私的契約児を受け入れている保育所もある。また特定保

— 70 —

育事業に取り組む保育所も増えてきた。特に後述するハード交付金では各事業を実施することにより交付金額が増えていくため、今後も特定保育事業への取り組みは増えていくことが予想される。また「認定こども園制度」は待機児童数の多い都市部の問題であり、地方都市では関係ないとの意見も見られ、待機児童のいない地域では十分に従来の枠組みで対応できるとの意見である。

認定こども園制度の運営

受付状況

「認定こども園制度」の運用実施状況について聞いた設問では、「受付が始まっている」全国平均で7.9%、「準備中と聞いている」47.1%、「情報もなく不明である」32.5%と言う結果であった。準備中又は不明であるが79.6%にも達しており各自治体とも10月開始に向けて準備が間に合っていない現状が伺える。所在地区分別では、都市の規模が大きくなるほど「情報もなく不明である」の率が低くなる。おそらく都市規模が大きくなるほど待機児童も多いことが予想され、待機児童対策として「認定こども園制度」を活用していきたいという意向が強さ、また担当課の職員の確保がしやすいことがこの差の表れではないかと考えられる。

またその他として、「条例が定まっていない」・「市町村が考えていない」・「興味・関心がない」・「いずれ検討する必要がある」・「定員オーバーのため」等の意見も見られた。制度の情報は確認しているが、制度の準備が間に合っていない、市町村が考えていない、入園児数が多く余剰の部屋が確保できない、現段階では情報集めにつとめる等の状況であり、実施に向けて動き出している保育所は今回の調査では確認することができなかった。

行政説明

次に「認定こども園制度」の運営に向けて各保育所に対してどのような説明がなされたのかという設問について、「説明は行われていない」が全国平均で44.8%、「認定要件の審査と適用」19.4%、「わからない」16.4%となった。逆に「幼保提携型への勧奨」5.7%、「認可外施設の地方裁量型への移行勧告」0.5%であった。その他

として「国の制度の説明」・「現段階で実施の予定なし」(自治体が)・「説明会に参加しなかった」(詳細がわからない)等の意見が見受けられた。

「認定こども園制度」への移行が全体の流れになってしまうことに危惧を覚えている保育所もある。今回の調査では「幼保提携型への勧奨」は5.7%と低く、危惧するような状況は確認できなかった。

県の認定の仕組み

県の認定制度の具体的仕組みについての設問では、「まだわからない」が全国平均で75.4%となり、条例・要項等が定まらない現状でははっきりとしないことが確認された。

制限的枠付け

制限的な枠付けの理由についても、制度が整っていない現状では回答数そのものが少なく結果となった。しかしその中でも「財政の効率化と適正配置」が全国平均で54.5%と高い率で回答があった。公営保育所がすべてこの項目で回答しているように各自治体とも財政状況は厳しく、就学前の子どもにかかる財政負担をなるべく効率化したいというのは本音であろう。しかし、この効率化がただ単に財政負担の軽減につながるのではなく、子どもの健全な成長を視するための効率化につながるよう、各保育所は常に意見を準備しておく必要があろう。

全体としては「認定こども園制度」が自治体レベルで定まっておらず、今回の調査ではそのことが明らかになる段階でとどまった。次年度も継続して調査を行う必要がある。特に施設整備の基準や職員配置、利用料、直接契約の状況等細かく検討していく必要がある。

市町村合併の影響

平成11年の地方分権一括法により保育所制度は国から地方へ運営の責任が移行された。その保育の実施主体である市町村の合併問題は保育行政にも影響を与えると

考えられる。合併特例債等の特例も含めた合併特例法も17年3月で終わり、平成の 大合併と呼ばれた市町村合併そのものは一段落ついたと思われる。その現状におい て実際にどれだけ合併が行われたのかを確認するのが本設問である。

市町村合併が「行われた」は全国平均で49.8%、「行われない」41.8%となった。 今回回答された保育所の所在する地域の実に約50%が市町村合併を経験したことに なる。

地域区分別では中国・四国地区・北信越地区の約70%で合併が行われた。この数字を問11の保育所の統廃合と関連させてみると、中国・四国地区では実に37.7%統廃合が実施、実施することが確定もしくは計画中となっている。同じように北信越地区では47.4%となった。所在地区別でも同様の傾向が見られる。県庁所在地や人口5万人以上の都市の約60%が合併が行われたと回答しており、これを問11で比較すると県庁所在地の30.9%、小都市A31.4%、小都市B39.2%が統廃合の対象となっていることがわかる。

比較対象として平成17年度の調査報告と見ると今回と同じように中国・四国地区・北信越地区の合併対象地域である率は最も高く、そして主に公立保育所の統廃合について確認した設問であるが北信越地区では統廃合率は高いという結果であった。

市町村合併によるだけの影響とはいえないが、適正配置、財政の効率化のもと、 合併率の高い地域所在地では統廃合もよく行われているといえよう。

補助金の交付金化-ハードとソフト

延長保育事業(ソフト交付金)

次世代育成支援対策推進法により平成17年度予算から延長保育事業は従来の補助金から次世代育成対策交付金(ソフト交付金)へと変更された。交付金化することにより、各自治体の計画によりその交付額が決定されることとなった。この変更により各保育所に対する延長保育に当たる補助額がどのように変化したのかを確認するのが本設問である。

その結果は全国平均で「増額」1.4%、「減額」29.9%、「変化なし」51.2%と言う結

果であった。「減額」と答えた保育所が約30%となったことは大変な驚きであった。 地域区分別で見ると東海地区19.6%ともっとも減額が少なく、減額が大きかった のは、関東地区で35.6%、北海道地区32.9%となった。所在地区分別では町・村 38.2%、中都市36.5%、小都市B31.7%と30%を越えた。その他では「利用数による 年度末精算」や「廃止」という大変厳しい内容の意見も見受けられた。

関連する設問として交付金化の影響をたずねる問12を見ると、全国平均で「事業の打ち切り」10.2%、「事業予算が減額」32.8%となった。もっとも削減の大きかったのは北信越地区で「事業の打ち切り」19.5%、「事業予算が減額」41.5%になる。北海道地区「事業の打ち切り」5.3%、「事業予算が減額」40.8%となり、関東地区は「事業の打ち切り」8.7%、「事業予算が減額」28.8%と全国平均以下であった。所在地区別では町・村「事業の打ち切り」14.5%、「事業予算が減額」34.5%、小都市A「事業の打ち切り」12.9%、「事業予算が減額」34.2%、中都市「事業の打ち切り」8.3%、「事業予算が減額」35.4%となった。全体の傾向としてはソフト交付金の減額地区とほぼ似たような構成となった。

各地域・各所在地ともおおむね「減額」30%であったが、減額や廃止されたことが各保育所にどのような影響をあたえたか、来年度以降も継続して確認していく必要がある。

施設整備(ハード交付金)

施設整備の補助金も次世代育成対策交付金(ハード交付金)へと変更された。こちらの交付金も全国平均で「増額」0.4%、「減額」35.4%、「変化なし」38.7%と言う結果であった。地域区分別で見ると関東地区44.2%、北信越地区41.5%、近畿地区41.1%、中国・四国地区42.6%がいずれも「減額」が平均である35.4%を超え40%以上となった。所在地区別では県庁所在地40.7%、中都市47.9%が平均を超えている。その他では「廃止」や「対象にならない(交付の)」意見が見られた。その他にも自由記述の意見として「園舎が古く何とか補修を繰り返し保たせているが定員割れが続き自己資金の確保もできない」という大変厳しい現状を感じさせる意見もあった。

施設整備に関わる資金は膨大な額となる。ハード交付金の減額は自己資金を増やすことで対応することとなるであろう。定員割れ、各種補助金が廃止、または減額される中、自己資金を増やしていくことは大変難しいことでもある。しかし老朽化した施設は子どもの保育推進のうえで障害になることもあり得る。よりよい環境を整備していくうえでも各地域ごとに自治体に訴えかける活動も必要となろう。

最後に自由記述の意見を採り上げながらまとめたい。自由記述の意見を大きくま とめると公的責任の維持(運営費の安定化)、子どもの健全な成長を保証する保育 の質、保育の室を高めるための第三者評価、認定こども園の4点に分けられる。

まず公的責任、特に運営費の安定化を望む意見が見られた。民間保育所運営費の一般財源化を警戒し、子どもを育てていくことが国の大事な事業であり、責任であるとの意見であった。平成17年度の本調査の問5において「一般財源化」について設問した項目がある。その調査では「公立保育所の一般財源化後の予算」が「削減・圧縮された」との回答が全国平均で25.5%でなった。公営保育所単独では31.6%にもなっていた。一般財源化により、保育関連予算の削減があり得るということである。保育所の予算の実に70%~80%は人件費であり、子ども達を直接保育するのは保育士である。保育予算の削減は各保育所の人件費にも影響するであろう。保育士を安定して雇用できてこそ各保育所の求める保育ができるはずである。その他にも、短時間保育士と正規職員との意思疎通、組織作り、研修等が十分できるよう保育士を余裕を持って雇用していきたいが定員の問題で雇用できない等の意見もあった。

子どもの健全な成長を保証する保育の質としては、職員配置に対する意見が見受けられた、現行の職員配置基準を見直し、 $0 \sim 1$ 歳児 2:1、3 歳児 15:1、 $4 \sim 5$ 歳児 20:1 など余裕を持って丁寧に保育に当たりたいという意見であった。特に発達障害の子どもへの対応や保護者にしっかりと向き合うために見直しが必要であるとの意見である。

第三者評価については、否定的な意見が多かった。評価会社によって評価費用の 違いや評価の基準が異なることがあるのは問題ではないか、現在の評価基準で保育 の質が向上する費用となるのかという意見であった。第三者評価については各自治 体で取り組みの違いがあり、自治体が負担もしくは補助をする場合と全額自己負担 の場合と様々な例がある。

聞くところによると評価を受ける金額は30万円~50万円もかかることがあるという。これだけの費用を本来子供に向けられる事業費や事務費から捻出するのは大変な努力が必要であろう。しかし、どのような評価であれ外部の視点で自己の保育を見直すことには大変重要な意味があると考えている。いずれにせよ、第三者評価が進められていくためには、保育の向上に資することをもっと明確にアピールするとともに、プレ第三者評価のような公表を伴わなく安価にできるような評価を用意して、評価を受けることを体験し、第三者評価を受けるための準備ができるよう進めていくことが必要になるのではなかろうか。後述する「認定こども園制度」に向き合うためにも各保育所が自己の保育内容を見つめ直すことが必要となってくる。

認定こども園についても否定的な意見が見られた。前述しているとおり、今回の調査では「認定こども園制度」については都道府県の制度が整っておらず不明な点が多かった。その中でも、保育所は従来子育て支援を行い、なおかつ特定保育事業や私的契約の形での直接入所など、従来からの枠組みで「認定こども園制度」の求めるものは十分対応できるのではないかという意見であった。また実際問題として常に4時間で帰る子ども達と8時間在園する子ども達が共に生活することが子ども達によい結果をもたらすのかという意見も見られた。

日本保育協会が厚生労働省に意見書を提出しているように、待機児童がいる地域や少子化が進んでいる地域での保護者の選択肢を増やすという点では意味があるが、財政効率からの競争により保育所の施設規模や職員配置を必要としている子ども達から従来の保育所を奪われないよう努めていくことも重要となる。そのためには、社会福祉法人として取り組んできた保育実践が子ども達にとってどのように必要であったのかを各保育所がもう一度検討することが必要となろう。各保育所の理念、保育の計画、内部での検討会等、自らの保育を高め、伝えられるよう準備をする事が求められる。

筆者自身の実践の反省も含めであるが、保育所として存在したからこそできることを、保育に関わる全ての人とともに見つめ直していく必要がある。

認定こども園 一制度設計と保育所

平成18年10月、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が施行され、認定こども園制度が成立したのである。

認定こども園は、保育所と幼稚園の間に位置するのみならず、両者をまたぐ形での管理形態、その機能の併有、直接的利用契約なども制度的特性とする。

1. 制度化の契機

かかる制度的特性をもつ認定こども園は、現行制度が保護責任者たる親のニーズに応えていないとし、「保育と教育を一体として提供する」を改革の契機とする事において、保育所と相対する関係にある。すなわち、「教育」が十分でないとする評を、そのままにする事は、保育所保育への偏見を助長しかねないのであって、看過すべきではない。

果たして、保育所の教育能力が劣弱であるのかである。

①保育所保育に欠けるところがあり、義務教育課程の就学にたえられず、学習困難や、知識獲得、あるいは集団適応において問題を発生しているのかである。就学前の年齢相当児の40%をこえる保育所卒園児に、かかる適応障害があるとすれば、当然の事ながら社会問題化するであろう。

然して、就学前教育としての保育所保育に不具合がありとし、それに起因する事 象は発生していないというべきである。

②幼児教育という名の早期教育や、才能開発というプログラム展開、あるいは稽古事、英語学習、スポーツ教室など、各種教育産業ないしチャイルドビジネス系統については、公共的性格をもつ保育所が普遍的サービスとして実施する必要は存在しない。これが、保護責任者たる親のニードに合致するものであるならば、それこど市場利用者の自己責任において係わるべきである。しかしそこにも、児童の成長

発達を妨げてはならないのであって、「児童の最善の利益」に適うかどうかといった、権利擁護=アドボカシィの立場から、チェック機能は働かさねばならないはずである。

③幼児教育のキーワードであり、成立基盤たる「保育」についてである。それは 学校教育法が幼稚園に、「幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を 助長(第77条)」する目的規定を与えているところである。

また、その保育概念において、家庭、保育所、幼稚園の通則(昭和23年・保育要領)とする意義と、家庭の保育を補完(「保育に欠ける《児童福祉法第24条》」)する児童福祉施設(同法第39条)として、「教育に関する事項(昭和38年10月、文部省初等中等局、厚生省児童局・両省局長共同通知)」を含むとする保育所保育を成立させたのである。それは幼稚園教育要領との整合性を保つ、保育所保育指針の改定作業のなかにある。

何れにしろ、幼児教育の成立基盤が保育にある事は、確認されねばならない。また、保育施設の幼児教育としての実像、あるいは在り方が、必ずしも十分に議論されてこなかった事を認めなければならない。それは保育所保育が、その根源において母性的養育を基本とし、保育所の社会的性格から規定された、保育と教育の密接不可分な乳幼児の「保育される権利」として、人権を構成するものだからである。

2. 第3制度の系譜

「教育」を命題に制度化された認定こども園は、次のような系譜を踏んで実体化したものである。第1段階としては、1970年代において教育改革を宣言した中央教育審議会が、「4・5歳児から小学校のある学年までを同じ教育機関で一貫した教育を行うことによって、幼児期の教育効果を高める」として、「基本構想試案(昭和45年5月)」を提示、昭和46年6月答申において、保育所を幼稚園に準ずる施設としてとらえ、必要な条件を備えた保育所を幼稚園としての地位を付与するという、いわゆる「2枚看板論」を打ち出したのである。これには中央児童福祉審議会(当時)が、保育対策部会報告(「保育と教育はどうあるべきか《昭和46年6月》」)を経て、昭和46年10月「保育所における幼児教育のあり方について(意見具申)」と

して、これを斥けたのである。

第2段階は、1970年代後半に至って、行政管理庁(当時)が厚生、文部両省に対し、「幼児の保育及び教育に関する行政監察結果に基づく勧告(昭和50年11月)」、協議の場をもつ必要があるとしたのである。これは不調(「幼稚園及び保育所に関する懇談会報告《昭和56年6月》」)に終ったが、総理大臣の諮問機関である第2次臨時行政調査会の、いわゆる臨調答申(昭和56年7月)によって行政改革の標的=ターゲットとされたのである。

そこでは、幼稚園と保育所に類似助成がなされているとして、統合あるいは調整すべきとしたのである。かかる臨調答申のもと、地方公共団体の自治体改革として、二重行政ならびに上乗せ福祉の解消、公立保育所の民営化、コスト削減など財政効率面から、保育所は俎上にのぼる事になる。これが次の段階の規制緩和による構造改革として、その路線は現われ、推し進められるものとなる。

第3段階は、1990年代後半、規制緩和推進計画(平成7年)による構造改革としてはじまる。規制改革委員会となった平成11年4月、「規制改革に関する論点公開」など焦点化し、平成13年4月、総理大臣諮問機関に格上げになった総合規制改革会議として、「福祉・保育等」を重点分野とする規制改革の推進に関する第1次答申(平成13年12月11日、以下第1次答申という)を出したのである。

それは、これまで二度にわたって戦わされた「保育」と「教育」に関する本質的な議論とは次元を異にし、経済の論理によって組み立て、貫徹させる事を意味する。 すなわち、保育全般にわたって選好性と便宜性に基づく直接利用、それを可能にするため公共部門から、私企業化し非公共部門に移転する事による市場競争の導入、 そのための事業主体制限の解除と、自由契約によるサービス供給化を推し進める事になる。

認定こども園の制度的特性は、第3制度としてのそれである。

1. 法制作業下の保育所

1. 規制改革推進計画の経緯

重点6分野に組み込まれた保育の規制緩和は、第1次答申を最大限に尊重する旨

の閣議決定(平成13年12月18日)を経て、以後毎年、改定を遂げる事になったのである。

(1) 平成14年3月29日閣議決定:

規制改革推進3か年(平成13、14、15年度)計画(改定)

- イ. 公立保育所の民間への運営委託等の促進
- ロ. 保育士に関する諸規制の改革
- ハ. 保育サービスの利用者に対する直接補助方式の導入
- 二. 保育所に関する情報公開、第三者評価の推進
- ホ. 夜間保育、休日保育の推進
- へ. 認可保育所基準の見直しの検討及びその周知徹底
- ト. 保育所への株式会社等の参入の促進
- チ. 認可外保育施設に対する指導監査の徹底
- リ. 保育所と幼稚園の施設共用化等による連携強化
- ヌ. 放課後児童の受け入れ体制の充実

(2) 平成15年3月28日閣議決定:

規制改革推進3か年(平成13、14、15年度)計画(再改定)追加:

- ル、保育サービスに関する情報の一体的提供の推進
- ヲ.認可保育所の経営主体や施設基準についての地方自治体への周知徹底
- ワ. 保育所の運営費補助の余剰金に係る会計処理の柔軟化
- カ. 幼稚園と保育所の一体的運営の推進
- ヨ. 児童手当受給者の現況届における被用者確認方法の見直し

(3) 平成16年3月19日閣議決定:

規制改革、民間開放推進3か年(平成16、17、18年度)計画

- イ. 公立保育所の民間への運営委託等の促進
- ロ. 保育サービスの利用者に対する直接補助方式の導入

- ハ. 保育サービスに関する情報の一体的提供の推進
- 二. 保育所等に関する情報公開、第三者評価の推進
- ホ. 夜間保育、休日保育の推進
- へ. 認可保育所基準の見直しの検討及びその周知徹底
- ト. 認可保育所の経営主体や施設基準についての地方自治体への周知徹底
- チ. 認可外保育施設に対する指導監査の徹底
- リ. 保育所等の受け入れ児童数の拡大
- ヌ. 幼稚園、保育所の一元化
- ル. 放課後児童の受け入れ体制の充実
- ヲ. 地域子育て支援センター事業のNPO法人への委託の容認
- ワ. 新設の社会福祉法人が土地の貸与を受けて保育所を設置することの容認
- カ. 株式会社、NPO法人等による児童館の設置及び運営の解禁
- ヨ. 保育所の保育料の収納事務の私人への委託の容認
- タ. 多様な保育サービス制度の拡充

(4) 平成17年3月25日閣議決定:

規制改革・民間開放推進3か年(平成16、17、18年度)計画部分改定:

- ロ'. 認可保育所にいける直接契約・直接補助方式の導入
- ヌ'. 幼稚園・保育所の一元化(総合施設の設置)

(5) 平成18年3月31日閣議決定:

規制改革・民間開放推進3か年(平成16、17、18年度)計画補充:

ヌ".「総合施設」の施設整備

追加:

- レ. 認可保育所の保育料の設定方式の適正化
- ソ.要保育認定制度の導入

ツ. 保育サービスの情報公開の促進等

2. 認定こども園の制度化

本調査は平成18年6月、認定こども園法案の成立、10月施行の中間時期・9月1日を調査時点として実施されたものである。そこでは、本業認定を行う知事部局と保育現場の間に発生する問題を、予測的に把握する事を目的としたのである。

(1) 施行準備段階

認定こども園が幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型からなる制度である事については、90(91.6 注:集計値、以下同じ)%以上が知っているとし、関心の高さを表わす数値となっている。そして認定権者が知事である事も、90(88.3)%程には知られており、身近に制度が成立している事を示している。

この現場感覚的反応に比し、当事者である知事部局ならびに市町村の立ち上がり は遅く、40(36.8)%近くの保育所には関係文書が、未送達となっている。保育現場 を徒に困惑させ、不安定にさせている。

(2)制度運用段階

①運用開始

運用が始まっているのは8(7.9)%たらずで、あとは当局の動向に注意をはらいながら、50(47.1)%近くが、準備作業が進められている、といった間接情報で確認のとれない状態にある。また完全に情報伝達の外にあって、進行状況もつかめず、不明とするもの30(32.5)%を超える状態である。

②説明内容

認定こども園の制度化、認定制度の概要など、本体部分に関する行政説明を、半数 (44.8%) 近くはしていない。多いのは認定要件の審査と適用といった手続的説明20(19.4)%と、一体化施設への勧奨(5.7%) と地方裁量型への移行勧告(0.5%)がなされている。

③適格認定の仕組み

主管部局としての説明資料が整っていない事を反映してか、75(75.4)%の保育現場は見当もつかないとしている。説明を受けている場合にあっては、認可施設は自動振り分け6(5.5)%、市町村推薦制2(1.9)%と、行政主導をうかがわせる結果となっている。制限枠を設けていないが7(6.8)%、ありが1.3%となっている。調査時点では行政手続として整っていない状態であった。

なお例数は少ないが、申請枠を制限している場合にあっては、財政の効率化と適 正配置を理由とするものが50(54.5)%を超えている。次いで要望が強い市部への配 慮が20(18.2)%近くと、全体的傾向を暗示させる内容となっている。

(3) 認定の要件審査――幼児教育

①幼児教育の実施

3歳以上児に対する幼児教育の実施を要件とする事について、現場の受け止め方は、50(52.6)%以上が養護と教育を一体のものとして実践してきた乳幼児保育を分解するものだとの抵抗を示している。そして一歩踏み込んで、保育内容を目標管理的なカリキュラム=教育課程として編成する事への違和感28.8%、社会の維持組織=福祉組織に属する保育所を、教育組織に移転させる意図が働いているとするもの28.3%となっている。

ここには、何れも広範な生活問題を背景として生まれた乳幼児をかかえる保育所を、教育制度の枠組みで吸収できるか、という基本認識があるからである。保育現場にある者として、そこからリアリティに欠くものだとする判断が働くのは、当然といわなければならない。

②保育所保育指針と幼稚園教育要領

要件審査において、学校教育法によって基準性をもつとされる幼稚園教育要領が、 保育施設としての幼児教育のガイドラインである保育所保育指針に対し、優位性を もって臨む事になる問題についてである。

これは類型の如何にかかわらず、認定こども園の幼児教育として準拠すべきもの

となるのか、という事である。それはかかる強制可能な制度の成立が、保育所に影響を及ぼすであろう事態は避け得ないからである。

a. 保育所保育指針

保育所が就学前教育として、保育所保育指針の「ねらいと内容」を保育計画と指導計画ならびにその実施体制によって展開してきた実践が、認定こども園の要件を 充たすのか、どうかである。

70%は、保育所保育が就学前教育として系統化した内容で、実績に確信をもっているとする。20(21.4)%程は、系統性の面からの検討、ないし内容の再編、強化が必要であるとしている。

b. 幼稚園教育要領

要件審査において、幼稚園教育要領1本で臨んできた場合である。すなわち保育 所保育方針が、幼稚園教育要領と整合性を保ってきた経緯と、保育施設として幼児 教育を実践してきたキャリアを引っ提げて、要件審査にどう対応するかである。

保育所保育指針で対応できるが40(42.5)%を僅かに上回っている。審査によって 指摘されるならば、保育計画、指導計画を修整、適合させるも20(22.1)%を超える が、幼稚園教育要領に従って全面組み替えを表明するものは1(1.3)%程と合わせて も4分の1までは至らない。あと、幼稚園教育要領についての詳細は判らないが25 (24.4)%となっていて、戸惑いは隠せない。

(4) 認定の要件審査——子育で支援事業

児童福祉法によって、子育て支援事業は法定事業とされている。認定こども園の 幼児教育を、基準性をもつ幼稚園教育要領によってカリキュラム化を進める事に対 し、法定事業である子育て支援事業のキャパシティを審査する事でバッティングさ せ、バランスをとったものと考えられる。

①方針採用に対する評価

方針の採用に、総合的なサービスの供給効果があるとするものが30(27.4)%みられるものの、半数はマイナス評価を下している。すなわち子どもが成長発達をとげる生活の場を支援する視点が欠落するが27(26.5)%、次世代育成支援対策の段階に

位置づけられるに至った保育所の子育て支援事業にはらった努力からすれば、矮小化する危険20(22.1)%を超え、あわせて50(48.6)%近くに達している。保育と教育の一体的供給をフレームアップするだけで、子育て支援事業の本来のパワーを削ぐ事になるとの見方を示している。

②課題達成の自己評価

子育て支援の課題達成について自己評価を求めた結果では、母親への就労支援と子どもの発達支援を高く評価するものが、両者とも80(80.5:79.2)%前後となっている。しかし、女性の仕事と子育ての両立支援75(74.6)%、地域の子育て家庭支援50(52.3)%をやや超えるが、いずれも課題を残している。

3. 制度改革関連

規制改革・民間開放の重点分野とされた保育にあっては、推進3か年計画の最終年度に当たる平成18年、その成果として認定こども園を制度化させたのである。これは「生活者・消費者本位の経済社会システム」と「経済の活性化」を同時に実現させるとして制度改革を求めた総合規制改革会議の答申を閣議決定を承けたものであった。ここにはその制度環境として、供給主体となる企業の参入障壁を取り払い、保育需要を喚起するための消費者育成によって市場造成をはかる事が必要とされるのである。

(1) 規制改革・民間開放

①公立保育所の民営化

これは第1次答申を承けて、それまでの保育サービスの提供体制を改善するため、 民間委託を活用するとしたものを「規制改革推進3か年(平成13~15年)計画」の 重点計画事項:公立保育所の民間への運営委託等の促進として改定し、平成16~18 年度の推進3か年計画に引き継がれたものである。

a. 進捗状況と質の変化

児童福祉法のもとでは、保育に欠ける乳幼児に対する保育の実施責任を市町村が

もち、制度成立の当初にあっては公立施設優先の原則によって、公立保育所が設立された経緯がある。これは措置制度として保育所設置が実施条件をなしたからである。これが社会福祉基礎構造改革によって、契約制度に転換した中で、公的責任が後退し、民間活力の導入を始めるとした行政改革の一環として、公立保育所の民営化が進められる事になったのである。

民営化への移行は保育所の所在区域で40(移行の程度として、かなり移行8.7%、 一部移行33.6% 計42.3%)%を超えている。

民営化にともなう保育の質は、関係なしとするものは、公私に差があり、民営が公営(27.1%)をかなり上回って40(39.1)%に達する。そして民営化によってかなり質が上がるとするのは、民営(民営36.1%対公営3.1%)、下がるが公営(公営36.3%対民営4.1)で、極めて対照的な結果となっている。

b. 保育所運営と民営化

保育所運営と公立保育所の民営化との関係について、ありが公営50(53.2)%を超えるのに対し、民営は30(29.5)%に止まる。なしでは民営が50(53.3)%を超え、公営25(25.5)%に止まる。これも正反対な結果となっている。

課題別運営については、サービス提供が公私とも活動しやすくなると、プラスに 評価している。地域子育て、個別援助、住民グループへの支援について、公営に比 較して、民営がそれぞれ活動しやすくなるとしている。

c. 民営化プロセスの必要条件

第1順位、保護者に対する周知徹底と確認をとる。第2順位、民営化にともなう 新しい運営母体の理念と長所の明確化と提示、第3順位、保育内容を急激に変えな い、第4順位、保育士の入れ替えは最低限に抑える、となっている。

公営が保育内容と人事の入れ替えに慎重さを求め、当事者意識が強く働いている。 民営からは、新しい運営主体に対し理念の提示が求められるとし、主体制限の解除 にともなう、企業、学校法人、その他の参入する事への警戒感から、主体の性格が 公開されるべきだとしている。

②情報開示と第三者評価

推進3か年計画の重点計画事項として保育所に関する情報公開、第三者評価の推 進があげられている。

これは3か年計画が、保護責任者をサービスの消費者として育成し、その消費者 保護を謳文句に、保護者の選択的利用とサービスの品質管理を推し進めて、利用 者=ユーザーの自己責任の原則と競争原理の可動を容易にしようとするものであ る。

a. 情報開示

完全実施は60(55.0)%近くあるが、不完全30(28.3)%、未実施10(9.1)%の地域を 残している。

また開示に対する反応として、事実関係や受け止められている状況など、条件付きを含めて80(81.3)%をほぼ超え、実態として容認されている。

b. 第三者評価

受審状況は低く、一部受審を含めても25(23.0)%に達しない。また評価結果の公開は、一部公開を含めても20(17.0)%足らずで、進捗していない。

第三者評価の受審が、サービスの質的向上に繋がるかについては、60(57.3)%近くが肯定的に評価している。

評価結果の公開については、積極的評価(45.7%)が消極的評価(41.0%)をや や上回るものの、拮抗している。

II. 保育所運営と経営環境

認定こども園の成立は、保育制度に自己責任原則と市場原理を持ち込む事において、新たな段階に入ったといってよい。それは保育施設の消費者的利用と自由契約システムによって、直接補助方式 (バウチャー制など) の導入、設置基準を下方修正し、かつ地方自治体による認証、認定施設として脱児童福祉施設化する、二重基準の公然化を実現させる事になるからである。

ここには、児童の保護責任者が、ユーザー=利用者であり、コンシューマー=消費者としての選好的志向と満足度といったメリットスケールによってはかられる、

経済行動と性向が市場取引をコントロールする事になる。そこでは保育活動は商品 テストによって吟味され、支配される。ここには、児童の保護者としての育成責任、 養育監護の義務と、家族成員に対する親としての道徳的規律、といった価値規範の 体現と担い手意識が育つはずもない。

児童福祉を法源かつ基本的原理(児童福祉法第3条)とし、児童の保護者、国家、地方公共団体が育成責任(同法第2条)を負うとする制度理念と法制がこれまでわが国を形作るとされてきた。具体的には児童福祉施設最低基準が、児童のナショナルミニマム=国民最低限として保障するものだとされてきたからである。

児童福祉施設としての保育所が、基準の空洞化と財政負担の回避によって、非公 共部門へ移転する事が強制されつつある。保育所の経営環境は厳しいものにならざ るを得ないのである。

1. 保育所運営

保育所は、これまで本体業務以外の特別保育事業といったリエゾン=連結領域に ポジション=位置をとる事が求められてきた。すなわち、児童福祉法の平成15年改 正によって法定化された子育て支援事業などが典型である。

少子社会にあって次世代育成支援を政策課題として、その作業量と活動範囲は拡大し、遂行を義務づけられている。これは本体業務と無関係であり得ないにもかかわらずである。要するに不採算部門を残して、市場化するならば、公費投入を十分にしない限り、事業エネルギーは減退せざるを得ない。保育所運営においては、両面作戦を強いられながら、補給路を絶たれつつある現状にある。

(1) 規制緩和策の受け入れ

1990年代前半に「21世紀福祉ビジョン(平成6年3月)」をグランドデザインに、エンゼルプラン(平成6年12月)として保育対策等5か年事業が出され、新エンゼルプラン(平成11年12月)、待機児童ゼロ作戦(平成13年7月)、少子化対策プラスワン(平成14年9月)から、次世代育成支援推進体制(推進法:平成17年4月施行)に至っている。

しかしこの10年間においては、各種規制緩和策のそれはあったが、1970年代の社会福祉施設緊急整備5か年計画(昭和46~50年度)のような骨格をなす施設整備は、公用施設の転用、転換、あるいは民間委託はなされたが、必要な公共投資は、ほとんど行われなかったのである。

①臨時定員一定員の弾力的運用

定員は、施設、設備の基準値や、人件費、管理費など事務経費算定といった経営 管理の基礎数値となる。したがって、最低基準の維持や、保育水準の質的尺度と指標として、直接関係してくる。

これは極端に、客観的水準維持を担保する重しを操作する事で、臨時定員を設定し、収入増と待機者の解消をはかる事である。

まず入所人員の現状は、定員割れが30(31.9)%、これに対し定員超過で臨時定員を確保しているのが60(59.6)%に達している。ただこれには公私間に大きな差があり、定員割れ:公営56.3%対民営16.4%、定員超過:公営32.6%対民営76.8%で対照的な結果となっている。

これを民営に選択的利用の結果として現れた経営努力とみるのか、あるいは公営のそれを、保育水準の切り下げに対する抵抗であるのかである。いずれにしろ、アンバランスな状態が、子どもに跳ね返るものである事は、確かである。

この定員に関する弾力的運用が、地域のニーズに応えやすくなったと評価するのが、民営で60(58.0)%近くあり、公営では30(34.2)%台である。また園舎が手狭になり、狭隘さを公私に30%前後生じている。

②合理化策

a. 短期保育士——臨時職員の配置

採用率は、民営が60(63.7)%を超えているのに対し、民営では50(48.6)%を割っている。採用の理由は、保育士の配置数を調整確保するためが公私で65%前後になっているのと、常勤職員の勤務条件の改善と背中合わせである人件費抑制があげられている。特に民営保育所が採用に積極的である。

そして保育士の臨時職員として採用する事の影響では、民営が正規職員の勤務条件の緩和と、人件費節減という経営メリットをあげている。これに対し、公営は保育活動における職員相互の連携の阻害、あるいは本来勤務に跳ね返るなど、負担といったマイナス面を強調している。

b. 給食業務の委託

公私で委託している保育所は、5%前後に止まっている。なお実施例は少ないものの、業務委託を予定、ないし念頭におくが、公営で10(11.3)%をやや超えるが、民営では10(8.3)%以下に抑えられている。この傾向は規制緩和から規制改革へと推進計画にのせられてきたが、保育所は一貫して反対している。すなわち、保育所の本体業務として切り離せない、とする立場を崩していないのである。

③園庭の代替措置

「待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について(平成13年3月、保育課長通知11号)として、代替措置を認めるとした事についてである。

当然の事ながら、専用の園庭を保有(83%)している。広さが不十分とするものも8%あるが、公園等を利用している例は、3%にみたない。定員超過を強いる圧力が加わっている事をうかがわせるが、公園などへの移動する列に、車が突っ込んでくる危険な事態の発生を警戒するのは、当たり前といえば当たり前である。子どもを保護する対象とみない自分本位で、凶暴化した車が横行している現状においては、容易な代替措置は許すべきではない。

これは、園庭が乳幼児の成長発達にとって不可欠だという認識 (90%) を保育現場は強くもっており、そこではこの規制緩和には基本的に反対が45(44.8)%となっている。そして、公園等の利用にあたっては、安全管理が困難だとするのが30(27.7)%近くになっているのと合わせると、批判的立場をとるものが70%を超えているのである。園庭をもたないのは保育所ではあり得ないばかりか、その施設条件をもたない「場所」に子どもを置くべきではないからである。

(2) 機能強化

保育所の多機能化あるいは機能強化は、平成6年、エンゼルプランによって本格 化する事になった。これは、これまでの各種補助事業を、見直しと保育施策として 集約する方向が、背景にある。

①地域子育で支援センター

平成5年には「保育所地域子育てモデル事業」として、民営保育所において先行 的に実施されてきた経緯がある。

モデル事業当時にあっては、母子が通える範囲で、しかも保育所の園庭、施設、設備を使った相互交流場面を提供する、あるいは公用施設に出張して場面づくりをするなどの支援サービスが行われていたのである。これが平成12年、特別保育事業の実施として事業要綱が定められる中で、大型化する事になる。公立保育所の統廃合にともなう閉休施設を中心に規模が拡大し、質的に変化する事になるのである。

地域で中核的な活動をしている民営保育所をヒヤリングすると、保育所の機能を活用した本来的なセンター事業を、市町村が委託する志向はないとされる。すなわち、手を挙げたとしても、特に民営に委託される事はないのである。かくして、形は整ったが、子育て支援事業としてのセンター活動は、実質化しない結果をもたらしているのである。

併設運営は公私とも20%で差はみられない。事業費として、市(町村)補助をあてるとするのは約半数(46%)である。次いで国事業33.9%、県事業18.4%となっている。これに園独自とするものは19%にのぼる。事業収入の経理区分に基づく結果であるが、直担事業として認識しているのかは、判然としない。

なお、併設していない理由として、公営では地域のニーズがない、財源不足をあげるもの18%前後、民営では財源不足と人材不足が20%となっているが、決定的なのは、事業主体による補助がないとするものが、民営で30(28.7)%にのぼっている。

②児童福祉施設併設型民間児童館

高度経済成長期に入った1960年以降、母親の就労にともなうカギっ子問題が登場

し、そこから放課後児童対策として都市型児童館に児童クラブ、また地方自治体独 自の学童保育が生まれる事になった。

児童厚生施設としての児童館は、地方自治体によっては多様な運営あるいは活動 形態をもっている。地域子育て支援や、放課後児童健全育成のニードが高まるにつ れて、社会資源としての児童館機能が注目されるに至ったのである。

平成9年の児童福祉法改正によって、放課後児童健全育成事業が法定化され、市町村は実施について努力義務を負う事になったのである。そのため平成12年、児童福祉施設併設型民間児童館、さらに平成14年には、保育所を特化施設として、保育所併設型民間児童館事業の実施が推進される事になったのである。

a. 併設型児童館事業のニーズ

児童環境づくりのための基盤整備をかかげた事業に対し、子育て家庭支援のニーズとして保育現場が感知しているかをみると、学童保育の放課後児童健全育成事業が60(56.4)%近くで、次いで子育て支援、異年齢児との交流などの児童健全育成事業35.7%、子どもの健全育成・養育に関する相談事業23.6%となっている。

b. 子育で家庭支援の実施事業

放課後児童健全育成事業が20(18.4)%程となっている。併設型事業は2(1.6%)に みたない。

c. 併設型児童館設置の問題点

用地、自己資金など用意できないが40(39.3)%で、事業主体として国庫補助事業を受ける前段階にある。また市町村からの財政支援が期待できないを理由とするもの30(29.7)%にのぼっている。

2. 経営環境

第3制度である認定こども園の成立は、保育事業を採算部門と不採算部門に仕分ける事になる。すなわち、自由契約のできる階層が選択の幅を拡げ、かつ経営的にも拡大可能になるだろうからである。

またこの制度の周辺には、先行した認証保育所のように利便性と立地条件を活かした経営を可能にしている事から、本来、勤務条件、就労環境から、もっとも必要

とする層が競争率など、機械的手続から入所の機会が狭められる結果となる。また、 規制緩和の結果、参入する企業経営にとって、採算ラインが当然問題になる。同時 に競争も激化せざるを得ない。

何れにしても、子育て支援事業とされるのは、不採算部門であって、公的責任が 後退するなかで、特に民営保育所が退路を断つといった使命感のみでは、経営は成 り立たない事態を想定せざるを得ない。そこでは、保育最前線である保育所を、私 企業への転進(契約型、地方裁量型)を迫るといった政策は許されてはならない。 公共政策としての見直しこそがなされるべきである。

(1) 市町村合併と保育所再編成

広域行政圏の生成によって行政効率が上がるとされている。それは、職員の人件 費、施設の維持管理経費、予算執行に到るまでのプロセスに発生するムダが節約で きるとして進められる。それは市町村合併によって、二重になる施設の統廃合と転 用、冗員の整理でのコスト削減が可能になる、を前面に押し出しての事からくる。

①市町村合併

平成7年、合併特例法によって始まった平成の大合併は、半数近くの市町村を合併吸収して集結する。そして行政の効率化を目指して切り込まれ、住民の生活との関係では、公立保育所の統廃合、あるいは福祉センター、行政拠点が同じく廃止、吸収される事になる。

いずれにしても、行政規模を大きくする事でムダを省くとされるが、住民の生活 圏域に直結する基礎自治体の行政サービスが、格段に向上するとは思われない。と もあれ、人口比、集中度などという広域になった事からの平均化や、適正配置を謳 う計画行政が、旧行政区域との折り合いのつけ方に、政治力の差が影響を与える事 は間違いない。

合併実施区域は半数(計画進行中を含むと52.5%)を超えている。

②保育所再編成

平成の大合併によって、保育所の再配置、統廃合、さらには指定管理者制度による民間委託、あるいは民間事業者への移管など、民営化政策が与える影響を確認する必要がある。

また認定こども園の制度化にともない、直接利用と自由契約の導入などから、採算性を意識した保育所の統廃合が進行すると、懸念されている。

現在、統廃合は進行中を含めて30%に達している。保育所の再編成に、新規参入がなされるかどうかでは、設置計画が明確な区域は、10(9.9)%となっている。

また規制改革・民間開放推進計画によって政策誘導されている公立保育所の民営化は、社会福祉法人への移管、あるいは計画中が40(38.3)%でもっとも多くなっている。次いで指定管理者制度が採用され、期限つき民営化されるが10(13.1)%を超えている。幼稚園から経営に乗り出す動きは3%に止まる。認定こども園の経営メリットが高い事からくる方向転換も影響しているとみられる。

なお、計画として具体化していない区域も30(28.1)%程あって、選択肢の検討と 情勢を見極めようとする数字か、注目されるところである。また企業が想定される 経営主体への移管ないし委託は、3(3.2)%程で、経営ベースにのる状態でないのか、 本格的な動きにはなっていない。

(2) 次世代育成支援と交付金化の影響

次世代育成支援対策推進法が平成15年7月、それまでのエンゼルプラン(平成6年12月)、次いで新エンゼルプラン(平成11年12月)、さらには待機児童ゼロ作戦(平成13年7月)、少子化対策プラスワン(平成15年3月)を経て、立法化されるに至ったものである。

地方公共団体及び企業等に行動計画の策定を責務にすると共に、その実効性を強く求めるものとなっている。その際、子育て支援事業は児童福祉法が改正され法定化し、保育所の全面的関与を必要とするものとされた。

①補助金の交付金化

次世代育成支援は、地方自治体が主体的に事業展開をはかる責任を有する事から、 財政負担の問題は避けて通れない。そこでは地方分権改革の実質をなす、地方財政 の自主性なくしては、その実効性は空文化する。三位一体の改革で、補助金の一般 財源化が問題とされたところである。それは政策目的を遂行するために、国庫負担 割合が圧倒的で100%近い時代から、都道府県、市町村の負担率が引き上げられて きた経緯と、さらには地方分権改革によって福祉サービスが、地方自治体の本来任 務として実施する事務となった事からの要求であったのである。

これはまた、実体として地方自治体にある財政格差から、行政水準として維持する事が可能かの問題に直面するものでもある。この解決の制度的仕組みが地方交付税であって、如何なる地方自治体区域に居住しようとも、公平に行政サービスが受けられるとするものであった。これが、行政改革としてとり上げられたときには、公平さはあっても社会的公正さが保たれているのか、という問題提起がなされたのである。これは地方自治体間の努力工夫に差があり、徒らに国に依存する体質を放置するものだとの批判が、突きつけられてきたのである。端的に構造改革とされる自己責任の原則は、地方自治体にも要求されるとするものである。

ただ、現実には自治体の財政全般にある格差が、東京一極集中、過密過疎、太平 洋ベルト地帯のメガポリスといった社会経済的な歪みが、基盤に不均衡を生じさせ るのは当然である。

ともあれ、補助金の一般財源化からくる、政策の停滞と変質に、次世代を巻き込む事のないよう、責任課題への対応として、交付金化する意義は大きい。

ソフト交付金として、延長保育事業の実施を担保、維持する事では、自治体レベルには変化なしが50%で、かえって減額されているとするのが30(29.9)%で、全体(80%)として停滞し、政策的には現状維持どころか、低下の方向にある。

施設整備に向けられるハード交付金も、変化なしと減額が38.9%対35.4%とほぼ 並立して停滞し、却って流用ないし振り替えをする傾向があり、意図をネジまげる 実態が顕著となっている。

現状維持もままならない状態にあるとすれば、一般財源化と交付金化という政策

の比較考慮以前の、本質的な問題を表わすものである。

②交付金化の影響

三位一体の改革によって、政策として展開されてきた補助事業の多くが、一般財源化された結果、地方自治体が本来的に負担すべき経費も、減額、ないし圧縮される事を危ぶむ声が、日保協平成17年度調査でも保育現場には強かったのである。

調査では、事業予算として継続されているとするが25%あるものの、あとは打ち切り10(10.2)%、事業予算の減額30(32.8)%を超える実態となっている。少子化対策の掛け声とはまさに裏腹の状態となっている。

自園が実施している交付金対象事業は、延長保育促進事業78.1%と保育所地域活動事業71.3%が上位を占めている。乳幼児健康支援一時預かり事業が25.6%と下位についている。あとの対象事業は4%未満となっている。

なお食育等推進事業と保育所地域活動事業は、交付金対象事業リストから外れている。食育等推進事業は特別保育事業とは別に、平成16年に推進事業とされたものである。また保育所地域活動事業は、保育所が地域保育所としての特性を発揮して展開してきた特別保育事業である。

国庫補助事業としてきた特別保育事業は、「三位一体の改革」によって一般政策・財源化され、一部が交付金の対象事業となっている。その他の事業が、市町村において維持されているか否かは、定かではない。ただ、保育所地域活動事業は、世代間交流事業74.2%、異年齢児交流事業58.9%と活発に実施され、育児講座、育児と仕事両立支援事業38.9%も展開されている。事業主体としての都道府県、市町村の財政基盤によって維持されている可能性をうかがわせる。

これまで保育課題を担ってきた特別保育が、全体として事業停止に追い込まれた のか、あるいは地方自治体の単独事業として、一般政策化され、活動を継続してい るのか、関心がもたれるところである。

調査票

改正保育制度施行の実態及び保育所の運営管理に関する調査票

社会福祉法人 日本保育協会 東京都渋谷区神宮前5-53-1

	※ この調査票の回答者について、該当する職名の番号を○で囲んでください。 (回答者は、原則として保育所長とします)									
·	1 保育所長	2 主	任保育士	3 保育	± 4	市区町村の	担当者	5	その他	
	調査時点は、平成18年9月1日現在とします。 貴園の設置状況等についてお答えください。 経営主体について、該当する番号を○で囲んでください。									
	1 市町村な	どの公営		2 社会	会福祉法人な	どの民営				
2.	所在地を記 え 1 都道府県 3 町村名(•指定都市名)) :	2 市区名()	
3.	施設認可年月 昭和・平月	月を記入して 戈(**)月						
4.	4. 児童定員数を記入してください。 児童定員数() 人									
5.	5. 現在の入所児童数を記入してください。									
	年齢区分	O歳児	1 歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳 以上児	1	合計	
	入所 児童数	人	人	人	人	人	人		人	

〈第1 改正保育制度の施行実態〉

平成18年10月、教育と保育を一体的に提供する『認定こども園』が発足することになっています。この総合施設は利用者との自由契約と、事業者間の競争原理に委ねることから、市場的機動力と経営能力が事業体としての保育所に求められます。ただ、出発に先立って保育所は、各種の規制緩和、民営化、一般財源化など運営ないし経営手段の発動機をレベル以下に抑えられています。従って規制改革によって生じた負の部分を明らかにし、競争でハンデとなるものは除去し、克服しなければなりません。

ここでは、都道府県知事による『こども園』認定との関連で、貴園所在の市町村全域における制度改革の作業状況について、お伺いします。

Ⅰ 認定こども園制度

- 1 平成18年10月、保育所の存立基盤に深く関わる「認定こども園」制度が、施行されることについてお尋ねします。
 - 1-1 保育制度関連の重要事項として、知事部局より関係文書が送付されましたか。該当するものの番号一つに○をつけてください。

1 関係文書が送付されてきた2 市町村経由で文書が廻ってきた3 文書は送付されてこない4 その他()

1-2 こども園の4類型

こども園が4類型(幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型)からなる制度であることについて、該当するものの番号一つに○をつけてください。

1 よく知っていた
 2 一応知っていた
 3 全く知らなかった
 4 その他(

1-3 認定制度

こども園として、知事が認定する制度であることについて、該当するものの番号一つに○をつけてください。

よく知っていた
 一応知っていた
 その他(

2 こども園に関する認定制度の運用についてお尋ねします。該当するものの番号一つに○をつけてください。

受付が始まっている
 準備中と聞いている
 有の他(

2-1 行政説明

知事部局からこども園と認定制度について、どのような行政説明がなされましたか。該当するもの

の番号一つに○をつけてください。

- 1 認定要件の審査と適用
- 3 認可外施設の地方裁量型への移行勧告
- 5 わからない

- 2 幼保連携型への勧奨
- 4 説明会などは行われていない
- 6 その他()

2-2 認定の仕組み

あなたの県のこども園の適格認定の仕組みについて、該当するものの番号一つに○をつけてください。

- 1 認定申請には、特に制限はない
- 2 認可された保育所、幼稚園は、自動的に施設類型 I (幼稚園型)、施設類型 II (保育所型) に振り分けられている
- 3 地元市町村の推薦制による
- 4 地域別、類型別ならびに配置数など、枠があり制限されている $(→2-2-1 \land)$
- 5 まだわからない
- 6 その他()
- 2-2-1 制限的な枠付けをした理由について、該当するものの番号一つに○をつけてください。
 - 1 総合施設化の要望が強い市部への配慮
 - 2 地方自治体に課せられる財政負担の軽減
 - 3 財政の効率化と施設の適正配置を進めるため
 - 4 その他(
- 3 こども園が3歳以上児に対する幼児教育の実施(学校教育法第78条の目標達成としての5領域を 内容とする教育課程による保育)を要件として設定することについて、次のような印象を受けました か。該当するものの番号に○をつけてください。(複数回答可)
 - 1 養護と教育が一体のものであるべき乳幼児保育を、分解することに抵抗を覚える
 - 2 保育内容を、教育課程として編成する幼児教育には、違和感がある
 - 3 保育所を福祉組織から、教育組織に移転させる政策意図が働いていると思われる
 - 4 その他(

3-1 保育所保育指針

保育所保育指針のねらいと内容としての就学前教育を保育計画とする、指導計画と実施体制が施設 要件を満たすかという審査への対応について、どのように考えますか。該当するものの番号一つに をつけてください。

- 1 就学前教育として、系統化した内容の保育実績を、保育所は持っていると確信している
- 2 保育所は、3歳以上児の保育には系統性を持たせた内容として、再編・強化する必要があると認識している
- 3 就学前教育としての系統性の視点から、検討が求められると判断している

4 その他(

3-2 幼稚園教育要領

幼稚園教育要領を保育内容として、教育課程に編成した指導計画と実施体制が備わっているかの審査に対し、どのように考えますか。該当するものの番号一つに○をつけてください。

- 1 保育所保育指針のねらいと内容で、対応できているものと自信を持っている
- 2 指摘によっては、保育計画と指導計画を修整し、適合させる意思を持っている
- 3 幼稚園教育要領に基づく保育内容に、全面的に組み替えることもいとわないつもりである
- 4 幼稚園教育要領については勉強不足であり、詳しい事がわからない
- 5 その他()
- 4 こども園が施設類型とともに、保護者に対する子育て支援事業(こども園子育て支援事業)の提供体制を認定要件とした方針への評価について、該当するものの番号一つに○をつけてください。
 - 1 家庭に焦点をあわせて、特化したサービスを総合的に供給できることになり、効果的だと考えられる
 - 2 これまでの子育で支援を、地域、企業など基盤の改造、層化を進める次世代育成支援対策の段階 にあるものを、矮小化する危険性も指摘される
 - 3 子どもが成長・発達を遂げる生活の場という視点が、失われる問題をはらんでいる
 - 4 その他(

4-1 自己評定

これまで保育所が関与し、担うべきだとされた子育て支援の課題について、貴園の事業性が解決・効果を上げた度合いとして段階評価(5点)すればどう評定されるか、それぞれ該当するものに○をつけてください。

	〈評価が〉低い							
1	働く母親の就労支援	1	2	3	4	5		
2	女性の仕事と子育て支援の両立支援	1	2	3	4	5		
3	地域の子育て支援	1	2	3	4	5		
4	子どもの発達支援	1	2	3	4	5		

II 規制改革·民間開放

5 公立保育所の民営化

公立保育所の民営化は、社会的な動向として避けられない方向性といえます。このことについてお尋ねします。

- 5-1 貴園のある市町村の実態はどうですか。該当するもの一つに○をつけて下さい。
 - 1 すでにかなり移行している
- 2 一部移行している

3 あまり移行していない		4 まったく移行	していない	
5 わからない		6 その他()
5-2 保育所の民営化による係	育の質の変化につ	いてどう思われます	か。該当するも	の一つに○を
つけてください。また、ご意見	!があれば()内	にお書きください。		
1 保育の質が上がる	2 保育の質が	下がる	3 保育の質に	は関係ない
4 わからない	5 その他()
(自由記述/意見の基となっている)	事例や実態など)
5-3 保育所の民営化は、児童	福祉としての保育	所運営にどのように	影響を及ぼすと	考えられます
か。①~⑥のそれぞれ該当する	もの一つに○をつ	けてください。また	、ご意見があれ	ば()内に
お書きください。				
① 民営化すると、育児困難な	家庭への個別援助	が		
1 行いやすくなる	2 行いにくく	なる 3	変化はない	
4 わからない	5 その他 ()
(自由記述/意見の基となっている)	事例や実態など)
② 民営化すると、地域子育で	支援が			
1 行いやすくなる	2 行いにくく	なる 3	変化はない	
4 わからない	5 その他 ()
(自由記述/意見の基となっている)	事例や実態など)
③ 民営化すると、子育て中の	住民グループへの	支援が		
1 行いやすくなる	2 行いにくく	なる 3	変化はない	
4 わからない	5 その他 ()
(自由記述/意見の基となっている)	事例や実態など)
④ 民営化すると他の組織(児	. 己童相談所、行政、	支援センター、児童	委員他)との連	携が
1 行いやすくなる	2 行いにくく	なる 3	変化はない	
4 わからない	5 その他 ()
(自由記述/意見の基となっている)	事例や実態など)
⑤ 民営化すると、多様な保育	デサービスの提供が	:		
1 行いやすくなる	2 行いにくく	なる 3	変化はない	
4 わからない	5 その他 ()
(自由記述/意見の基となっている)	事例や実態など)

	6	民営化と、	、児童福祉と	しての係	科育所 证	運営には関係	がない。			
	1	そう思	う	2	دول ي	やそう思う	3	あま	きりそう思わない	
	4	まった	くそう思わなり	ر، 5	。 わヵ	からない	6	70)他()
6	公立	:保育所を!	民営化する場	合に必要	を と考え	えられるプロ	セスについ	ハて、	該当するもの3つ	以内に○を
-	っけて	ください。	。また、ご意	見があれ	ぃ ば()内にお書	きください	۰۱,		
1	保	護者への	司知徹底。十 _年	分な広執	ほと説	明を行い、理	解したこと	とを研	 窒認してから実施す	る
(自由語	記述/意見	,の基となって	いる事	例や実	態など)
2	2 保	育士の交付	代を最低限に	抑える						
(自由語	記述/意見	,の基となって	いる事	例や実	態など)
3	3 保	育内容の	急激な変化を	避ける						
(自由語	記述/意見	,の基となって	いる事	例や実	態など)
4	新	しい運営も	母体の理念や:	長所をは	はっきり	りと示す				
(自由語	記述/意見	,の基となって	いる事	例や実	態など)
5	5 特	に必要ない	۱,							
(自由語	記述/意見	,の基となって	いる事	例や実	態など)
6	i	の他								
()
7	保育	所の情報	開示に関して	貴園のあ	る地域	或の実態につ	いてお尋れ	ねしま	きす。	
7	7 – 1	認可保証	育所の入所定!	員、施設	との状況	兄、保育方針	の情報を、	市町	J村を通じて開示し	ていくこと
	につ	いて、貴	園のある地域	における	進行	犬況はどうで	すか。該論	当する	らもの一つに○をつ	けてくださ
	い。									
	1	すでにかれ	なり実施され	ている		2	一部実施	施さ∤	いている	
	3	あまり実力	施されていな	ر ۱		4	まった。	く実が	色されていない	
	5	わからない	٦,			6	その他	()
7	7-2	保育所の	の情報開示に	関して貴	園のる	ある地域の実	態を見てる	どのも	うに考えておられ	ますか。該
	当す	るものー	つに○をつけ [・]	てくださ	きい。 a	また、ご意見	があれば	()	内にお書きくださ	い。
	1	賛成		2 条	€件付~	で賛成	:	3 <i>t</i>	ちまり賛成できない	
	4	反対		5 t	つからな	ない	(6 7	での他()
	自由	記述/意	見の基となっ	ている事	郵例や3	実態など)
8	保育	所の第三	者評価							
8	3 – 1	貴園の	ある地域にお	ける、第	三者語	評価受審の進	行状況はる	どうて	ですか。該当するも	の一つに〇
	をつ	けてくだ	さい。							
	1	すでにかれ	なり受審して	いる	2	一部受審し	ている	3	あまり受審してい	ない
	4	まったく	受審していな	<i>۱</i> ۱	5	わからない		6	その他()

8-2	貴園のある地	域における、	第三者詞	平価結果の公開の)進行状況は	どうですか。該当	するもの一
つに	○をつけてくだ	さい。					
1	すでにかなり行	われている	2	一部行われてい	いる 3	あまり行われて	いない
4	まったく行われ	ていない	5	わからない	6	その他()
8-3	第三者評価受	審は、保育サ	ービスの	の質の向上を図る	らために役立 ^っ	つと思われますか	、該当する
もの	ーつに○をつけ	てください。					
1	そう思う		2	ややそう思う	3	あまりそう思わ	ない
4	まったくそう思	わない	5	わからない			
(自由	記述/意見の基	となっている	事例や3	実態など)
8-4	第三者評価結	果の公開は、	保育サ-	-ビスの質の向」	-を図るため	に役立つと思われ	よすか。該
当す	るもの一つに 〇)をつけてくだ [*]	さい。				
1	そう思う		2 3	ややそう思う	3	あまりそう思わな	: (,)
4	まったくそう思	わない	5 1	りからない			
(自由	記述/意見の基	となっている	事例やほ	実態など)
III 市町	村合併						
9 貴園	の所属する市町	「村では合併が	行われる	ましたか。該当す	「るもの一つ	に○をつけてくだ	さい。
1 行	われた	2 行われ	ない	3 計画	可中である	4 わか	らない
		成支援(設問1	O)] [ま民営保育所のみ	とお答えくだ	さい〉	
IV 次世	代育成支援						
	助金の交付金化			U /N -t- -t-		- -//	-/! ^ \ /
						交付金・ハード交	
		保育や施設整	備につい	ハて変化か見られ	にますか。該:	当するもの一つに	.○をつけて
ください	-		44				
	1 延長保育事			- //		,	,
1	増額 2	减积	3 3	変化なし	4 その他	()
1.0	○ 佐乳砂母 /	(ハードホルム)					
	2 施設整備(た/した !	4 7.00 /d.	1	\
1	増額 2	減額	3 3	変化なし	4 その他	()

〈第2 保育所の運営管理実態〉

V 保育所再編成

- 11 「認定こども園法」が成立し、保護者との直接的利用契約と自由競争が導入されることなどから、保育所保育の独自性、保育所固有の機能と形態に基づくサービス提供がこれまで以上に強く求められます。そこで貴園の所在する市町村の状況についてお尋ねします。
 - 11-1 保育所の統廃合について該当するもの一つに○をつけてください。

1 すでに統廃合が行われた 2 統廃合が行われることが確定している

3 統廃合の計画が進められている 4 今のところ計画はない

5 わからない 6 その他()

11-2 新規参入の状況

社会福祉法人以外の経営主体による認可保育所が最近設置されましたか。該当するもの一つに〇をつけてください。

- 1 社会福祉法人以外の経営主体による認可保育所の設置が計画されている
- 2 今のところ計画はない
- 3 わからない
- 4 その他()
- 11-3 公立保育所の民営化について該当するものに○をつけてください。(複数回答可)

1 指定管理者による民営化が行われた 2 指定管理者による民営化が計画されている

3 社会福祉法人へ移管された 4 社会福祉法人へ移管される計画がある

5 学校法人に移管された 6 学校法人へ移管される計画がある

7 その他の経営主体に移管された (経営主体:)

8 その他の経営主体に移管される計画がある (経営主体:)

9 移管ではなくて委託された (経営主体:)

3 炒出入1664人人文化1676 (胚日工件:

10 今のところ民営化の計画はない

11 わからない

12 その他()

(以下の「VI 交付金化の影響(設問12)」は民営保育所のみお答えください)

VI 交付金化の影響

12 三位一体改革にともないこれまで国庫補助事業であった特別保育事業の多くが、次世代育成支援交付金として組み替えられました。財源との関係や地方の裁量が高くなったことにより今までの事業に影響を及ぼすことが考えられます。

12-1 補助事業への影響について該当するもの一つに○をつけてください。 1 今まで実施してきた事業が打ち切られた 2 事業予算が減額された 3 補助対象や補助内容が今までの基準よりも厳しくなった 4 今までどおりに継続されている 5 その他の事業に再編成され継続) 6 その他(12-2 交付金の種別 肯園で実施している交付金対象事業について該当する事業に○をつけてください。(複数回答可) 1 つどいの広場事業 2 育児支援家庭訪問事業 3 乳幼児健康支援一時預かり事業 4 延長保育促進事業 5 食育等推進事業 6 育児支援家庭訪問事業 8 保育所地域活動事業 (→12-2-1へ) 7 子育て短期支援事業 9 その他(事業内容) 12-2-1 実施している保育所地域活動事業の内容に○をつけてください。(複数回答可) 1 世代間交流等事業 2 異年齢児交流事業

VII 規制緩和施策の受け入れ

5 その他(事業内容

- 13 待機児童の解消策の一つとして様々な規制(児童福祉施設としての最低基準を維持するための縛りの筈でしたが)を緩める傾向になっています。その事が貴園にどのような影響を及ぼしているかについてお尋ねします。
 - 13-1 定員の弾力的運用

貴園の在籍児童数(18年9月1日現在)について該当するもの一つに○をつけてください。

- 1 定員どおり
- 2 定員を上回っている
- 3 定員に満たない

4 小学校低学年児童受け入れ

)

- 13-2 定員の弾力的運用は貴園の保育にどのような影響がありましたか。該当するものに○をつけてください。(複数回答可)
 - 1 地域の要望に応えやすくなった
 - 2 園舎が手狭になっている
 - 3 定員以上に入所しているので会計上ゆとりがある

3 育児講座・育児と仕事両立支援事業

- 4 クラスの人数が増えたため保育がやりにくい
- 5 地域内の保育園間で園児の獲得競争がみられるようになった

6 その他(

14 短時間保育士の採用

- 14-1 貴園では短時間保育士を採用していますか。該当するもの一つに○をつけてください。
 - 1 採用している $(\rightarrow 14-1-1, 14-1-2^{\circ})$
 - 2 採用していない
- 14-1-1 短時間保育士を採用したのはどのような理由からですか。(複数回答可)
 - 1 常勤の希望者がないため
 - 2 人件費の支出を抑えるため
 - 3 常勤保育士の勤務条件をよくするため
 - 4 1日の保育時間帯の中で必要な時に適切な保育士数を配置したいので
 - 5 その他(
- 14-1-2 短時間保育士の採用で貴園の運営に変化がありましたか。(複数回答可)
 - 1 特に影響はない
 - 2 保育に活気が出てきた
 - 3 人件費が節約できる
 - 4 職員の勤務条件に余裕が出来た
 - 5 保育士間の連携がとりにくく保育に支障をきたしている
 - 6 短時間保育士の採用で常勤保育士の勤務条件がきつくなっている
 - 7 その他(

15 園庭としての使用地

保育所を設置の際、園庭としての土地の確保が難しい場合、隣接地に公園もしくは神社・仏閣などの 庭があれば可とされていました。ところが近頃では規制緩和のため、分園などにおいては「近隣」に園 庭に代わる場所があればよい、ということになっています。

- 15-1 貴園の園庭はどのようになっていますか。該当するもの一つに○をつけてください。
 - 1 園舎と同一敷地内に専用の園庭がある
 - 2 隣接・近隣の公園(または神社・寺院・公有地の広場等)を園庭として利用
 - 3 園舎と同一敷地内に専用の園庭があるが、広さが不十分である
 - 4 その他(
- **15-2 乳幼児にとって園庭とはどのようなものであるとお考えですか。(複数回答可)**
 - 1 乳幼児の生活や遊びにとって園庭は必要欠くべからざるものである
 - 2 隣接・近隣の公園(または神社・寺院・公有地の広場等)を園庭としての利用は、遊具や庭全 体の安全管理が難しい
 - 3 乳幼児の生活や遊びに支障をきたすような規制緩和はするべきではない

4 その他()
1 6 調理業務の委託についてお尋ねします。保育所の す。こうした傾向は今後も増していくように考えられる	
す。こうした映画はヶ接も増していてように考えられる います。	ドゥか、一万では調理業務の安託も可能となりて
16-1 貴園では給食の業務を委託していますか。	該当するもの一つに○をつけてください。
1 委託している (→16-1-1)	2 委託していない (→16-2へ)
16-1-1 どのような方法で行っていますか。	一つに○をつけてください。
1 調理済みの物を搬入	2 調理室を業者に使用させている
3 調理員を人材派遣会社等に委託	
	,
16-2 今後、給食業務を委託する予定はあります	「か。一つに○をつけてください。
1 今後検討の予定	
2 食育の点からも委託はまったく考えていない	1
3 将来は調理員の人材派遣会社委託を考えたい	١
4 その他()
Ⅷ 機能強化	
17 地域子育て支援センターの併設	
17-1 貴園では、地域子育て支援センターを併言	设・運営していますか。
1 $(+17-1-1, 17-1-2^{\circ})$	2 いいえ (→17-1-3へ)
17-1-1 方式-区分はどのようになっている	ますか。(複数回答可)
1 国の事業に基づいて実施 2	2 県の事業に基づいて実施
3 市の事業に基づいて実施	4 貴園独自による実施
17-1-2 運営上の困難性・課題についてご自	目由にお書きください。
()
17-1-3 併設・運営していない理由は何です	「か。(複数回答可)
1 地域にニーズがない 2 貝	才源不足 3 人材不足
4 市町村の補助が認められない 5 そ	その他 ()

(以下の「設問18」は民営保育所のみお答えください)

18 児童福祉施設併設型民間児童館等について

1 8	3 – 1	貴園のある地域で次の事業について	ニーズカ	バあれ	れば○をつけてください。(複数回答可)
	1	放課後児童健全育成事業(学童保育)			
	2	地域児童健全育成活動支援事業(子ど	もの健全	全育 原	戉・養育に関する相談事業)
	3	児童健全育成特別事業(子育て支援、	異年齢児	₹と0	か交流等)
1 8	3 – 2	と 貴園ではどのような事業を実施して	いますか	າ. (· 複数回答可)
		児童福祉施設併設型民間児童館事業			
		その他(これらを実施していない
	Ü		,	·	
1 8	3 – 3	8 児童福祉施設併設型民間児童館を設	置する」	とでの	ひ問題点は何ですか。(複数回答可)
	1	市町村からの補助が困難		2	用地・自己資金
	3	その他()	4	わからない
19	保育	舒制度または保育所運営についてご意見	があれば	ば、 a	お書きください。(自由記述)
					ブカーモリボレニブギハナレチ

集計表

表NO.1 地域区分别 所在地区分

		総記	i l	都区部·排	肯定都市	県庁所	f在市	中都	市	小都	πA	小都	ħB	町・	村
	計	837	100.0%	112	13.4%	110	13.1%	137	16.4%	252	30.1%	84	10.0%	142	17.0%
全国	公 営	325	100.0%	28	8.6%	29	8.9%	41	12.6%	97	29.8%	43	13.2%	87	26.8%
	民 営	512	100.0%	84	16.4%	81	15.8%	96	18.8%	155	30.3%	41	8.0%	55	10.7%
11. 14- 146	計	128	100.0%	16	12.5%	14	10.9%	16	12.5%	34	26.6%	14	10.9%	34	26.6%
北海道· 東北地区	公 営	52	100.0%	3	5.8%	3	5.8%	2	3.8%	13	25.0%	8	15.4%	23	44.2%
宋北地区	民 営	76	100.0%	13	17.1%	11	14.5%	14	18.4%	21	27.6%	6	7.9%	11	14.5%
	計	178	100.0%	40	22.5%	12	6.7%	47	26.4%	53	29.8%	6	3.4%	20	11.2%
関東地区	公 営	74	100.0%	16	21.6%	5	6.8%	15	20.3%	20	27.0%	4	5.4%	14	18.9%
	民営	104	100.0%	24	23.1%	7	6.7%	32	30.8%	33	31.7%	2	1.9%	6	5.8%
	計	97	100.0%	15	15.5%	9	9.3%	23	23.7%	28	28.9%	7	7.2%	15	15.5%
東海地区	公 営	46	100.0%	5	10.9%	1	2.2%	13	28.3%	14	30.4%	1	2.2%	12	26.1%
	民 営	51	100.0%	10	19.6%	8	15.7%	10	19.6%	14	27.5%	6	11.8%	3	5.9%
	ā†	93	100.0%			19	20.4%	11	11.8%	38	40.9%	11	11.8%	14	15.1%
北信越地区	公 営	52	100.0%			4	7.7%	5	9.6%	22	42.3%	9	17.3%	12	23.1%
	民 営	41	100.0%			15	36.6%	6	14.6%	16	39.0%	_ 2	4.9%	_ 2	4.9%
	計	102	100.0%	22	21.6%	18	17.6%	17	16.7%	31	30.4%	8	7.8%	6	5.9%
近畿地区	公 営	29	100.0%	2	6.9%	6	20.7%	1	3.4%	11	37.9%	5	17.2%	4	13.8%
	民 営	73	100.0%	20	27.4%	12	16.4%	16	21.9%	20	27.4%	3	4.1%		2.7%
1	計	98	100.0%	4	4.1%	18	18.4%	15	15.3%	28	28.6%	15	15.3%	18	18.4%
中国· 四国地区	公 営	44	100.0%	1	2.3%	6	13.6%	4	9.1%	10	22.7%	11	25.0%	12	27.3%
그는	民営	54	100.0%	3	5.6%	12	22.2%	11	20.4%	18	33.3%	4	7.4%	6	11.1%
	計	141	100.0%	15	10.6%	20	14.2%	8	5.7%	40	28.4%	23	16.3%	35	24.8%
九州地区	公 営	28	100.0%	i 1	3.6%	4	14.3%	1	3.6%	7	25.0%	5	17.9%	10	35.7%
	民 営	113	100.0%	14	12.4%	16	14.2%	7	6.2%	33	29.2%	18	15.9%	25	22.1%

表NO.2 地域区分別 回答者

		総	dž	保育	听長	主任保	育士	保育	士	市町村の	担当者	その	他	未回	答
	計	837	100.0%	759	90.7%	43	5.1%	1	0.1%	7	0.8%	26	3.1%	1	0.1%
全国	公 営	325	100.0%	295	90.8%	15	4.6%	1	0.3%	7	2.2%	6	1.8%	1	0.3%
	民 営	512	100.0%	464	90.6%	28	5.5%					20	3.9%		
北海道・	計	128	100.0%	120	93.8%	4	3.1%			2	1.6%	2	1.6%		
東北地区	公 営	52	100.0%	49	94.2%	1	1.9%			2	3.8%				- 1
***************************************	民 営	76	100.0%	71	93.4%	3	3.9%					2	2.6%		
	計	178	100.0%	158	88.8%	10	5.6%	1	0.6%	2	1.1%	7	3.9%		- 1
関東地区	公 営	74	100.0%	65	87.8%	4	5.4%	1	1.4%	2	2.7%	2	2.7%		- 1
	民営	104	100.0%	93	89.4%	6	5.8%					5	4.8%		
	計	97	100.0%	88	90.7%	2	2.1%			2	2.1%	4	4.1%	1	1.0%
東海地区	公 営	46	100.0%	41	89.1%	2	4.3%			2	4.3%			1	2.2%
	民 営	51	100.0%	47	92.2%							4	7.8%		
	計	93	100.0%	86	92.5%	4	4.3%					3	3.2%		
北信越地区	公 営	52	100.0%	48	92.3%	2	3.8%					2	3.8%		I
	民営	41	100.0%	38	92.7%	2	4.9%					1	2.4%		
	計	102	100.0%	92	90.2%	6	5.9%			1	1.0%	3	2.9%		I
近畿地区	公 営	29	100.0%	27	93.1%	1	3.4%			1	3.4%				I
	民 営	73	100.0%	65	89.0%	5	6.8%					3	4.1%		
中国·	計	98	100.0%	92	93.9%	5	5.1%					1	1.0%		
四国地区	公 営	44	100.0%	41	93.2%	2	4.5%					- 1	2.3%		
	民営	54	100.0%	51	94.4%	3	5.6%								
	計	141	100.0%	123	87.2%	12	8.5%					6	4.3%		
九州地区	公 営	28	100.0%	24	85.7%	3	10.7%					1	3.6%		
	民営	113	100.0%	99	87.6%	9	8.0%					5	4.4%		

表NO.3 所在地区分別 回答者

		総	i t	保育	所長	主任係	全育士	保育	士	市町村の)担当者	その	他	未回]答
	計	837	100.0%	759	90.7%	43	5.1%	1	0.1%	7	0.8%	26	3.1%	1	0.1%
総計	公 営	325	100.0%	295	90.8%	15	4.6%	1	0.3%	7	2.2%	6	1.8%	1	0.3%
	民営	512	100.0%	464	90.6%	28	5.5%					20	3.9%		
都区部・	計	112	100.0%	100	89.3%	6	5.4%			1	0.9%	5	4.5%		
部区部: 指定都市	公 営	28	100.0%	27	96.4%					1	3.6%				
3E AC HIVID	民 営	84	100.0%	73	86.9%	6	7.1%					5	6.0%		
	計	110	100.0%	98	89.1%	9	8.2%					3	2.7%		
県庁所在市	公 営	29	100.0%	28	96.6%	1	3.4%								
	民 営	81	100.0%	70	86.4%	8	9.9%					3	3.7%		
	計	137	100.0%	124	90.5%	7	5.1%			1	0.7%	5	3.6%		
中都市	公 営	41	100.0%	37	90.2%	3	7.3%			1	2.4%				
	民 営	96	100.0%	87	90.6%	4	4.2%					5	5.2%		
	計	252	100.0%	237	94.0%	8	3.2%	1	0.4%	1	0.4%	4	1.6%	1	0.4%
小都市A	公 営	97	100.0%	89	91.8%	4	4.1%	1	1.0%	1	1.0%	1	1.0%	1	1.0%
	民 営	155	100.0%	148	95.5%	4	2.6%					3	1.9%		
	計	84	100.0%	79	94.0%	2	2.4%					3	3.6%		
小都市B	公 営	43	100.0%	40	93.0%	1	2.3%					2	4.7%		
	民 営	41	100.0%	39	95.1%	1	2.4%					1	2.4%		
	計	142	100.0%	121	85.2%	11	7.7%			4	2.8%	6	4.2%		
町・村	公 営	87	100.0%	74	85.1%	6	6.9%			4	4.6%	3	3.4%		
	民 営	55	100.0%	47	85.5%	5	9.1%					3	5.5%		

表NO.4 地域区分別 経営主体

			総	計	公	営	民	営
	青	†	837	100.0%	325	38.8%	512	61.2%
全国	公	営	325	100.0%	325	100.0%		
	民	営	512	100.0%			512	100.0%
北海道•	喜	+	128	100.0%	52	40.6%	76	59.4%
東北地区	公	営	52	100.0%	52	100.0%		
***************************************	民	営	76	100.0%			76	100.0%
	喜	+	178	100.0%	74	41.6%	104	58.4%
関東地区	公	営	74	100.0%	74	100.0%		
*	民	営	104	100.0%			104	100.0%
	青	+	97	100.0%	46	47.4%	51	52.6%
東海地区	公	営	46	100.0%	46	100.0%		
	民	営	51	100.0%			51	100.0%
	言	+	93	100.0%	52	55.9%	41	44.1%
北信越地区	公	営	52	100.0%	52	100.0%		
	民	営	41	100.0%			41	100.0%
	青		102	100.0%	29	28.4%	73	71.6%
近畿地区	公	営	29	100.0%	29	100.0%		
	民	営	73	100.0%			73	100.0%
中国・	喜	+	98	100.0%	44	44.9%	54	55.1%
四国地区	公	営	44	100.0%	44	100.0%		
	民	営	54	100.0%			54	100.0%
	膏	+	141	100.0%	28	19.9%	113	80.1%
九州地区	公	営	28	100.0%	28	100.0%		
	民_	営	113	100.0%			113	100.0%

表NO.5 所在地区分別 経営主体

			総	計	公	堂	<u>E</u>	営
			1,0					
	ā	+	837	100.0%	325	38.8%	512	61.2%
総計	公	営	325	100.0%	325	100.0%		
	民	営	512	100.0%			512	100.0%
±07 (57 ±07 .	青	+	112	100.0%	28	25.0%	84	75.0%
都区部· 指定都市	公	営	28	100.0%	28	100.0%		
IT CETTON	民	営	84	100.0%			84	100.0%
	言	+	110	100.0%	29	26.4%	81	73.6%
県庁所在市	公	営	29	100.0%	29	100.0%		
	民	営	81	100.0%			81	100.0%
	青	+	137	100.0%	41	29.9%	96	70.1%
中都市	公	営	41	100.0%	41	100.0%		
	民	営	96	100.0%			96	100.0%
	喜	+	252	100.0%	97	38.5%	155	61.5%
小都市A	公	営	97	100.0%	97	100.0%		
	民	営	155	100.0%			155	100.0%
	Ē	t	84	100.0%	43	51.2%	41	48.8%
小都市B	公	営	43	100.0%	43	100.0%		
	民	営	41	100.0%			41	100.0%
	青		142	100.0%	87	61.3%	55	38.7%
町•村	公	営	87	100.0%	87	100.0%		
·	民	営	55	100.0%			55	100.0%

表NO.6 地域区分別 施設認可年

		総	āt	244	手前	25~	29年	30~	34年	35~:	39年	40~	44年	45~	49年	50~5	9年	60~∓	成1年	平成2	年以降
	計	837	100.0%	44	5.3%	108	12.9%	62	7.4%	49	5.9%	99	11.8%	130	15.5%	212	25.3%	15	1.8%	118	14.1%
全国	公 営	325	100.0%	12	3.7%	56	17.2%	35	10.8%	29	8.9%	46	14.2%	58	17.8%	68	20.9%	4	1.2%	17	5.2%
	民 営	512	100.0%	32	6.3%	52	10.2%	27	5.3%	20	3.9%	53	10.4%	72	14.1%	144	28.1%	11	2.1%	101	19.7%
北海道・	計	128	100.0%	5	3.9%	10	7.8%	7	5.5%	7	5.5%	18	14.1%	27	21.1%	33	25.8%	3	2.3%	18	14.1%
東北地区	公 営	52	100.0%	2	3.8%	4	7.7%	6	11.5%	4	7.7%	8	15.4%	14	26.9%	11	21.2%			3	5.8%
******	民 営	76	100.0%	3	3.9%	- 6	7.9%	1	1.3%	3	3.9%	10	13.2%	13	17.1%	22	28.9%	3	3.9%	15	19.7%
	āt	178	100.0%	10	5.6%	15	8.4%	13	7.3%	11	6.2%	28	15.7%	29	16.3%	41	23.0%	1	0.6%	30	16.9%
関東地区	公 営	74	100.0%	2	2.7%	6	8.1%	4	5.4%	8	10.8%	13	17.6%	17	23.0%	18	24.3%	1	1.4%	5	6.8%
	民 営	104	100.0%	8	7.7%	9	8.7%	9	8.7%	3	2.9%	15	14.4%	12	11.5%	23	22.1%			25	24.0%
	計	97	100.0%	9	9.3%	11	11.3%	12	12.4%	6	6.2%	11	11.3%	16	16.5%	25	25.8%	2	2.1%	5	5.2%
東海地区	公 営	46	100.0%	3	6.5%	7	15.2%	8	17.4%	4	8.7%	7	15.2%	6	13.0%	10	21.7%	- 1	2.2%		
	民 営	51	100.0%	6	11.8%	4	7.8%	4	7.8%	2	3.9%	4	7.8%	10	19.6%	15	29.4%	1	2.0%	5	9.8%
	計	93	100.0%	3	3.2%	13	14.0%	7	7.5%	5	5.4%	14	15.1%	12	12.9%	24	25.8%	1	1.1%	14	15.1%
北信越地区	公 営	52	100.0%	- 1	1.9%	10	19.2%	4	7.7%	4	7.7%	6	11.5%	9	17.3%	11	21.2%	[7	13.5%
	民 営	41	100.0%	2	4.9%	3	7.3%	3	7.3%	- 1	2.4%	8	19.5%	3	7.3%	13	31.7%	1	2.4%	7	17.1%
	計	102	100.0%	1	1.0%	21	20.6%	6	5.9%	4	3.9%	7	6.9%	13	12.7%	28	27.5%	2	2.0%	20	19.6%
近畿地区	公 営	29	100.0%			10	34.5%	4	13.8%	2	6.9%	2	6.9%	2	6.9%	9	31.0%				
	民 営	73	100.0%	1	1.4%	11	15.1%	2	2.7%	2	2.7%	5	6.8%	11	15.1%	19	26.0%	2	2.7%	20	27.4%
中国・	#	98	100.0%	8	8.2%	18	18.4%	10	10.2%	6	6.1%	7	7.1%	15	15.3%	16	16.3%	5	5.1%	13	13.3%
四国地区	公 営	44	100.0%	3	6.8%	16	36.4%	6	13.6%	3	6.8%	4	9.1%	6	13.6%	2	4.5%	2	4.5%	2	4.5%
	民営	54	100.0%	5	9.3%	2	3.7%	4	7.4%	3	5.6%	3	5.6%	9	16.7%	14	25.9%	3	5.6%	11	20.4%
	£†	141	100.0%	8	5.7%	20	14.2%	7	5.0%	10	7.1%	14	9.9%	18	12.8%	45	31.9%	1	0.7%	18	12.8%
九州地区	公 営	28	100.0%	1	3.6%	3	10.7%	3	10.7%	4	14.3%	6	21.4%	4	14.3%	7	25.0%				
	民 営	113	100.0%	7	6.2%	17	15.0%	4	3.5%	6	5.3%	8	7.1%	14	12.4%	38	33.6%	1	0.9%	18	15.9%

表NO.7 所在地区分別 施設認可年

			_																		 -
		総	āt	242	₽前	25~	29年	30~	34年	35∼	39年	40~	44年	45~	49年	50~	59年	60~平	成1年	平成2年	平以降
	計	837	100.0%	44	5.3%	108	12.9%	62	7.4%	49	5.9%	99	11.8%	130	15.5%	212	25.3%	15	1.8%	118	14.1%
総計	公 営	325	100.0%	12	3.7%	56	17.2%	35	10.8%	29	8.9%	46	14.2%	58	17.8%	68	20.9%	4	1.2%	17	5.2%
	民 営	512	100.0%	32	6.3%	52	10.2%	27	5.3%	20	3.9%	53	10.4%	72	14.1%	144	28.1%	. 11	2.1%	101	19.7%
都区部·	計	112	100.0%	10	8.9%	11	9.8%	13	11.6%	1	0.9%	11	9.8%	19	17.0%	21	18.8%	3	2.7%	23	20.5%
指定都市	公 営	28	100.0%	1	3.6%	3	10.7%	3	10.7%			4	14.3%	7	25.0%	8	28.6%	t	3.6%	1	3.6%
	民営	84	100.0%	9	10.7%	8	9.5%	10	11.9%	- 1	1.2%	7	8.3%	12	14.3%	13	15.5%	2	2.4%	22	26.2%
	計	110	100.0%	2	1.8%	12	10.9%	8	7.3%	5	4.5%	18	16.4%	19	17.3%	27	24.5%	t	0.9%	18	16.4%
県庁所在市	公 営	29	100.0%			6	20.7%	3	10.3%	1	3.4%	7	24.1%	6	20.7%	5	17.2%			1	3.4%
	民営	81	100.0%	2	2.5%		7.4%	5	6.2%	4	4.9%	11	13.6%	13	16.0%	22	27.2%	1	1.2%	17	21.0%
	āt	137	100.0%	6	1. 1.0	19	13.9%	5	3.6%	8	5.8%	14	10.2%	24	17.5%	37	27.0%	4	2.9%	20	14.6%
中都市	公 営	41	100.0%	2	4.9%	9	22.0%	3	7.3%	1	2.4%	5	12.2%	8	19.5%	8	19.5%	1	2.4%	4	9.8%
	民 営	96	100.0%	4	4.2%	10	10.4%	2	2.1%	7	7.3%	9	9.4%	16	16.7%	29	30.2%	3	3.1%	16	16.7%
	計	252	100.0%	17	6.7%	36	14.3%	14	5.6%	11	4.4%	27	10.7%	38	15.1%	70	27.8%	2	0.8%	37	14.7%
小都市A	公 営	97	100.0%	6	6.2%	22	22.7%	9	9.3%	6	6.2%	11	11.3%	15	15.5%	21	21.6%			7	7.2%
	民 営	155		11	7.1%		9.0%	5	3.2%	5	3.2%	. 16	10.3%	23	14.8%	49	31.6%	2	1.3%	30	19.4%
	計	84		3	3.6%	18	21.4%	9	10.7%	5	6.0%	9	10.7%	7	8.3%	21	25.0%	2	2.4%	10	11.9%
小都市B	公 営	43	100.0%	2	4.7%	9	20.9%	8	18.6%	5	11.6%	4	9.3%	3	7.0%	9	20.9%	1	2.3%	2	4.7%
	民営	41	100.0%	1	2.4%	9	22.0%	1	2.4%			5	12.2%	4	9.8%	12	29.3%	1	2.4%	. 8	19.5%
L	āt	142	100.0%	6	4.2%	12	8.5%	13	9.2%	19	13.4%	20	14.1%	23	16.2%	36	25.4%	3	2.1%	10	7.0%
町・村	公 営	87	100.0%	1	1.1%	7	8.0%	9	10.3%	16	18.4%	15	17.2%	19	21.8%	17	19.5%	1	1.1%	2	2.3%
	民 営	55	100.0%	5	9.1%	5	9.1%	4	7.3%	3	5.5%	5	9.1%	4	7.3%	19	34.5%	2	3.6%	8	14.5%

表NO.8 地域区分別 定員規模

		総	it	45人」	以下	46~	60人	61~	90人	91~1	20人	121~1	50人	151人	以上
	計	837	100.0%	119	14.2%	73	8.7%	209	25.0%	239	28.6%	109	13.0%	88	10.5%
全国	公 営	325	100.0%	74	22.8%	41	12.6%	86	26.5%	76	23.4%	30	9.2%	18	5.5%
	民 営	512	100.0%	45	8.8%	32	6.3%	123	24.0%	163	31.8%	79	15.4%	70	13.7%
北海道・	計	128	100.0%	30	23.4%	8	6.3%	37	28.9%	39	30.5%	9	7.0%	5	3.9%
東北地区	公 営	52	100.0%	19	36.5%	6	11.5%	17	32.7%	8	15.4%	1	1.9%	1	1.9%
X4070E	民 営	76	100.0%	11	14.5%	2	2.6%	20	26.3%	31	40.8%	8	10.5%	4	5.3%
	計	178	100.0%	15	8.4%	13	7.3%	50	28.1%	62	34.8%	27	15.2%	11	6.2%
関東地区	公 営	74	100.0%	9	12.2%	8	10.8%	20	27.0%	27	36.5%	9	12.2%	1	1.4%
	民 営	104	100.0%	6	5.8%	5	4.8%	30	28.8%	35	33.7%	18	17.3%	10	9.6%
	計	97	100.0%	9	9.3%	8	8.2%	29	29.9%	27	27.8%	8	8.2%	16	16.5%
東海地区	公 営	46	100.0%	8	17.4%	3	6.5%	13	28.3%	13	28.3%	4	8.7%	5	10.9%
-	民営	51	100.0%	1	2.0%	5	****	16	31.4%	14	27.5%	4	7.8%	11	21.6%
l	計	93	100.0%	16	17.2%	9	9.7%	15	16.1%	25	26.9%	13	14.0%	15	16.1%
北信越地区	公 営	52	100.0%	12	23.1%	7	13.5%	10	19.2%	11	21.2%	7	13.5%	5	9.6%
	民 営	41	100.0%	4	9.8%	2	4.9%	5	12.2%	14	34.1%	6	14.6%	10	24.4%
	計	102	100.0%	10	9.8%	6	5.9%	18	17.6%	28	27.5%	24	23.5%	16	15.7%
近畿地区	公 営	29	100.0%	6	20.7%	2	6.9%	5	17.2%	6	20.7%	6	20.7%	4	13.8%
	民 営	73	100.0%	4	5.5%	4	5.5%	13	17.8%	22	30.1%	18	24.7%	12	16.4%
中国・	量	98	100.0%	17	17.3%	16	16.3%	24	24.5%	19	19.4%	10	10.2%	12	12.2%
四国地区	公 営	44	100.0%	11	25.0%	10	22.7%	15	34.1%	5	11.4%	1	2.3%	2	4.5%
	民 営	54	100.0%	6	11.1%	6	11.1%	9	16.7%	14	25.9%	9	16.7%	10	18.5%
l	計	141	100.0%	22	15.6%	13		36	25.5%	39	27.7%	18	12.8%	13	9.2%
九州地区	公 営	28	100.0%	9	32.1%	5		6	21.4%	6	21.4%	2	7.1%		
	民 営	113	100.0%	13	11.5%	8	7.1%	30	26.5%	33	29.2%	16	14.2%	13	11.5%

表NO.9 所在地区分別 定員規模

		総	it i	45人	以下	46~	60人	61~	90人	91~1	20人	121~1	150人	151人	以上
	計	837	100.0%	119	14.2%	73	8.7%	209	25.0%	239	28.6%	109	13.0%	88	10.5%
総計	公 営	325	100.0%	74	22.8%	41	12.6%	86	26.5%	76	23.4%	30	9.2%	18	5.5%
	民 営	512	100.0%	45	8.8%	32	6.3%	123	24.0%	163	31.8%	79	15.4%	70	13.7%
都区部·	計	112	100.0%	6	5.4%	5	4.5%	31	27.7%	38	33.9%	21	18.8%	11	9.8%
郵应 邸 · 指定都市	公 営	28	100.0%	1	3.6%	1	3.6%	7	25.0%	14	50.0%	5	17.9%		
THAC BETTE	民 営	84	100.0%	5	6.0%	4	4.8%	24	28.6%	24	28.6%	16	19.0%	11	13.1%
	計	110	100.0%	4	3.6%	10	9.1%	19	17.3%	39	35.5%	21	19.1%	17	15.5%
県庁所在市	公 営	29	100.0%	3	10.3%	5	17.2%	5	17.2%	9	31.0%	5	17.2%	2	6.9%
	民 営	81	100.0%	1	1.2%	5	6.2%	14	17.3%	30	37.0%	16	19.8%	15	18.5%
	計	137	100.0%	15	10.9%	11	8.0%	33	24.1%	37	27.0%	22	16.1%	19	13.9%
中都市	公 営	41	100.0%	9	22.0%	6	14.6%	9	22.0%	6	14.6%	7	17.1%	4	9.8%
	民 営	96	100.0%	6	6.3%	. 5	5.2%	24	25.0%	31	32.3%	15	15.6%	15	15.6%
	<u>#</u>	252	100.0%	34	13.5%	19	7.5%	63	25.0%	77	30.6%	27	10.7%	32	12.7%
小都市A	公 営	97	100.0%	15	15.5%	13	13.4%	30	30.9%	26	26.8%	7	7.2%	6	6.2%
	民 営	155	100.0%	19	12.3%	6	3.9%	33	21.3%	51	32.9%	20	12.9%	26	16.8%
	計	84	100.0%	24	28.6%	14	16.7%	23	27.4%	14	16.7%	6	7.1%	3	3.6%
小都市B	公 営	43	100.0%	20	46.5%	6	14.0%	10	23.3%	2	4.7%	2	4.7%	3	7.0%
	民 営	41	100.0%	4	9.8%	8	19.5%	13	31.7%	12	29.3%	4	9.8%		
	計	142	100.0%	36	25.4%	14	9.9%	40	28.2%	34	23.9%	12	8.5%	6	4.2%
町・村	公 営	87	100.0%	26	29.9%	10	11.5%	25	28.7%	19	21.8%	4	4.6%	3	3.4%
	民 営	55	100.0%	10	18.2%	4	7.3%	15	27.3%	15	27.3%	8	14.5%	3	5.5%

表NO.10 地域区分別 在園児童総数

		総	āt	0歳	児	1歳	児	2歳	児	3歳	児	4歳	児	5歳以	上児	回答数
	計	79,986	100.0%	4,952	6.2%	10,182	12.7%	13,082	16.4%	16,711	20.9%	17,723	22.2%	17,336	21.7%	837
全国	公 営	26,119	100.0%	982	3.8%	2,712	10.4%	3,923	15.0%	5,895	22.6%	6,437	24.6%	6,170	23.6%	325
	民 営	53,867	100.0%	3,970	7.4%	7,470	13.9%	9,159	17.0%	10,816	20.1%	11,286	21.0%	11,166	20.7%	512
北海道・	計	10,135	100.0%	794	7.8%	1,408	13.9%	1,723	17.0%	1,939	19.1%	2,114	20.9%	2,157	21.3%	128
東北地区	公 営	3,270	100.0%	158	4.8%	422	12.9%	548	16.8%	671	20.5%	746	22.8%	725	22.2%	52
X40-0E	民 営	6,865	100.0%	636	9.3%	986	14.4%	1,175	17.1%	1,268	18.5%	1,368	19.9%	1,432	20.9%	76
	計	17,225	100.0%	1,131	6.6%	2,250	13.1%	2,894	16.8%	3,497	20.3%	3,723	21.6%	3,730	21.7%	178
関東地区	公 営	6,287	100.0%	302	4.8%	750	11.9%	995	15.8%	1,310	20.8%	1,430	22.7%	1,500	23.9%	74
	民 営	10,938	100.0%	829	7.6%	1,500	13.7%	1,899	17.4%	2,187	20.0%	2,293	21.0%	2,230	20.4%	104
	計	10,264	100.0%	369	3.6%	976	9.5%	1,492	14.5%	2,388	23.3%	2,558	24.9%	2,481	24.2%	97
東海地区	公 営	4,352	100.0%	92	2.1%	290	6.7%	538	12.4%	1,078	24.8%	1,233	28.3%	1,121	25.8%	46
	民 営	5,912	100.0%	277	4.7%	686	11.6%	954	16.1%	1,310	22.2%	1,325	22.4%	1,360	23.0%	51
	計	9,181	100.0%	424	4.6%	988	10.8%	1,392	15.2%	2,016	22.0%	2,170	23.6%	2,191	23.9%	93
北信越地区	公 営	4,497	100.0%	126	2.8%	358	8.0%	599	13.3%	1,033	23.0%	1,178	26.2%	1,203	26.8%	52
	民 営	4,684	100.0%	298	6.4%	630	13.5%	793	16.9%	983	21.0%	992	21.2%	988	21.1%	41
	計	11,258	100.0%	669	5.9%	1,449	12.9%	1,838	16.3%	2,362	21.0%	2,555	22.7%	2,385	21.2%	102
近畿地区	公 営	2,810	100.0%	102	3.6%	270	9.6%	387	13.8%	626	22.3%	733	26.1%	692	24.6%	29
	民営	8,448	100.0%	567	6.7%	1,179	14.0%	1,451	17.2%	1,736	20.5%	1,822	21.6%	1,693	20.0%	73
中国・	計	8,790	100.0%	534	6.1%	1,246	14.2%	1,499	17.1%	1,833	20.9%	1,880	21.4%	1,798	20.5%	98
四国地区	公 営	3,042	100.0%	98	3.2%	373	12.3%	529	17.4%	727	23.9%	690	22.7%	625	20.5%	44
	民 営	5,748	100.0%	436	7.6%	873	15.2%	970	16.9%	1,106	19.2%	1,190	20.7%	1,173	20.4%	54
	計	13,133	100.0%	1,031	7.9%	1,865	14.2%	2,244	17.1%	2,676	20.4%	2,723	20.7%	2,594	19.8%	141
九州地区	公 営	1,861	100.0%	104	5.6%	249	13.4%	327	17.6%	450	24.2%	427	22.9%	304	16.3%	28
	民営	11,272	100.0%	927	8.2%	1,616	14.3%	1,917	17.0%	2.226	19.7%	2,296	20.4%	2,290	20.3%	113

表NO.11 所在地区分別 在園児童総数

		総訓	i l	0歳	児	1歳	児	2歳	児	3歳	児	4歳	児	5歳以	上児	回答数
	計	79,986	100.0%	4,952	6.2%	10,182	12.7%	13,082	16.4%	16,711	20.9%	17,723	22.2%	17,336	21.7%	837
総計	公 営	26,119	100.0%	982	3.8%	2,712	10.4%	3,923	15.0%	5,895	22.6%	6,437	24.6%	6,170	23.6%	325
	民 営	53,867	100.0%	3,970	7.4%	7,470	13.9%	9,159	17.0%	10,816	20.1%	11,286	21.0%	11,166	20.7%	512
都区部・	計	11,754	100.0%	900	7.7%	1,600	13.6%	2,054	17.5%	2,306	19.6%	2,421	20.6%	2,473	21.0%	112
指定都市	公 営	2,698	100.0%	160	5.9%	315	11.7%	451	16.7%	537	19.9%	595	22.1%	640	23.7%	28
7 m / c m · · · ·	民 営	9,056	100.0%	740	8.2%	1,285	14.2%	1,603	17.7%	1,769	19.5%	1,826	20.2%	1,833	20.2%	84
	計	12,212	100.0%	739	6.1%	1,556	12.7%	1,973	16.2%	2,558	20.9%	2,736	22.4%	2,650	21.7%	110
県庁所在市	公 営	2,794	100.0%	94	3.4%	315	11.3%	452	16.2%	621	22.2%	672	24.1%	640	22.9%	29
	民 営	9,418	100.0%	645	6.8%	1,241	13.2%	1,521	16.1%	1,937	20.6%	2,064	21.9%	2,010	21.3%	81
	計	14,322	100.0%	908	6.3%	1,908	13.3%	2,296	16.0%	2,878	20.1%	3,195	22.3%	3,137	21.9%	137
中都市	公 営	3,664	100.0%	148	4.0%	383	10.5%	517	14.1%	791	21.6%	924	25.2%	901	24.6%	41
	民 営	10,658	100.0%	760	7.1%	1,525	14.3%	1,779	16.7%	2,087	19.6%	2,271	21.3%	2,236	21.0%	96
	計	24,699	100.0%	1,528	6.2%	3,111	12.6%	4,048	16.4%	5,271	21.3%	5,504	22.3%	5,237	21.2%	252
小都市A	公 営	8,149	100.0%	313	3.8%	857	10.5%	1,230	15.1%	1,848	22.7%	2,067	25.4%	1,834	22.5%	97
	民営	16,550	100.0%	1,215	7.3%	2,254	13.6%	2,818	17.0%	3,423	20.7%	3,437	20.8%	3,403	20.6%	155
	計	5,905	100.0%	333	5.6%	715	12.1%	964	16.3%	1,239	21.0%	1,359	23.0%	1,295	21.9%	84
小都市B	公 営	2,647	100.0%	80	3.0%	249	9.4%	390	14.7%	621	23.5%	673	25.4%	634	24.0%	43
	民営	3,258	100.0%	253	7.8%	466	14.3%	574	17.6%	618	19.0%	686	21.1%	661	20.3%	41
	計	11,094	100.0%	544	4.9%	1,292	11.6%	1,747	15.7%	2,459	22.2%	2,508	22.6%	2,544	22.9%	142
町・村	公 営	6,167	100.0%	187	3.0%	593	9.6%	883	14.3%	1,477	24.0%	1,506	24.4%	1,521	24.7%	87
	民 営	4,927	100.0%	357	7.2%	699	14.2%	864	17.5%	982	19.9%	1,002	20.3%	1,023	20.8%	55

表NO.12 地域区分別 定員充足状況

		総	ā†	充	足	欠	員	超	過
	計	837	100.0%	64	7.6%	277	33.1%	496	59.3%
全国	公 営	325	100.0%	29	8.9%	192	59.1%	104	32.0%
	民 営	512	100.0%	35	6.8%	85	16.6%	392	76.6%
北海道•	計	128	100.0%	4	3.1%	46	35.9%	78	60.9%
東北地区	公 営	52	100.0%	2	3.8%	33	63.5%	17	32.7%
X-10-0E	民 営	76	100.0%	2	2.6%	13	17.1%	61	80.3%
	計	178	100.0%	25	14.0%	41	23.0%	112	62.9%
関東地区	公 営	74	100.0%	10	13.5%	34	45.9%	30	40.5%
	民 営	104	100.0%	15	14.4%	7	6.7%	82	78.8%
	計	97	100.0%	8	8.2%	40	41.2%	49	50.5%
東海地区	公 営	46	100.0%	3	6.5%	27	58.7%	16	34.8%
	民 営	51	100.0%	5	9.8%	13	25.5%	33	64.7%
	計	93	100.0%	5	5.4%	53	57.0%	35	37.6%
北信越地区	公 営	52	100.0%	1	1.9%	40	76.9%	11	21.2%
	民 営	41	100.0%	4	9.8%	13	31.7%	24	58.5%
	計	102	100.0%	8	7.8%	26	25.5%	68	66.7%
近畿地区	公 営	29	100.0%	6	20.7%	17	58.6%	6	20.7%
	民 営	73	100.0%	2	2.7%	9	12.3%	62	84.9%
中国•	計	98	100.0%	5	5.1%	40	40.8%	53	54.1%
四国地区	公 営	44	100.0%	2	4.5%	28	63.6%	14	31.8%
	民 営	54	100.0%	3	5.6%	12	22.2%	39	72.2%
	計	141	100.0%	9	6.4%	31	22.0%	101	71.6%
九州地区	公 営	28	100.0%	5	17.9%	13	46.4%	10	35.7%
	民 営	113	100.0%	4	3.5%	18	15.9%	91	80.5%

表NO.13 所在地区分別 定員充足状況

			総	計	充	足	欠	員	超	過
	Ē	+	837	100.0%	64	7.6%	277	33.1%	496	59.3%
総計	公	営	325	100.0%	29	8.9%	192	59.1%	104	32.0%
	民	営	512	100.0%	35	6.8%	85	16.6%	392	76.6%
都区部•	青		112	100.0%	15	13.4%	21	18.8%	76	67.9%
指定都市	公	営	28	100.0%	8	28.6%	11	39.3%	9	32.1%
JA AC BIS (IS	民	営	84	100.0%	7	8.3%	10	11.9%	67	79.8%
	喜	+	110	100.0%	7	6.4%	22	20.0%	81	73.6%
県庁所在市	公	営	29	100.0%	3	10.3%	14	48.3%	12	41.4%
	民	営	81	100.0%	4	4.9%	8	9.9%	69	85.2%
	Ē	+	137	100.0%	14	10.2%	35	25.5%	88	64.2%
中都市	公	営	41	100.0%	5	12.2%	21	51.2%	15	36.6%
	民	営	96	100.0%	9	9.4%	14	14.6%	73	76.0%
	畜	+	252	100.0%	20	7.9%	76	30.2%	156	61.9%
小都市A	公	営	97	100.0%	8	8.2%	52	53.6%	37	38.1%
	民	営	155	100.0%	12	7.7%	24	15.5%	119	76.8%
	Ē	+	84	100.0%	4	4.8%	46	54.8%	34	40.5%
小都市B	公	営	43	100.0%	1	2.3%	35	81.4%	7	16.3%
	民	営	41	100.0%	3	7.3%	11	26.8%	27	65.9%
	Ē	+	142	100.0%	4	2.8%	77	54.2%	61	43.0%
町•村	公	営	87	100.0%	4	4.6%	59	67.8%	24	27.6%
	民	営	55	100.0%			18	32.7%	37	67.3%

表NO.14 地域区分別 児童数(0歳児)

		総	i+	0,	٨	1~	5人	6~1	10人	11~2	20人	21~3	0人	31人	以上
-	計	837	100.0%	161	19.2%	269	32.1%	264	31.5%	133	15.9%	10	1.2%		
全国	公 営	325	100.0%	133	40.9%	119	36.6%	56	17.2%	16	4.9%	1	0.3%		
	民 営	512	100.0%	28	5.5%	150	29.3%	208	40.6%	117	22.9%	9	1.8%		
北海道・	計	128	100.0%	28	21.9%	38	29.7%	39	30.5%	20	15.6%	3	2.3%		
東北地区	公 営	52	100.0%	24	46.2%	16	30.8%	10	19.2%	1	1.9%	1	1.9%		
**************************************	民 営	76	100.0%	4	5.3%	22	28.9%	29	38.2%	19	25.0%	2	2.6%		
	計	178	100.0%	33	18.5%	39	21.9%	78	43.8%	28	15.7%				
関東地区	公 営	74	100.0%	27	36.5%	21	28.4%	18	24.3%	8	10.8%				
	民 営	104	100.0%	6	5.8%	18	17.3%	60	57.7%	20	19.2%				
	計	97	100.0%	32	33.0%	37	38.1%	20	20.6%	8	8.2%				
東海地区	公 営	46	100.0%	22	47.8%	19	41.3%	4	8.7%	1	2.2%				
	民 営	51	100.0%	10	19.6%	18	35.3%	16	31.4%	7	13.7%				
	華	93	100.0%	25	26.9%	37	39.8%	21	22.6%	10	10.8%				
北信越地区	公 営	52	100.0%	24	46.2%	20	38.5%	6	11.5%	2	3.8%				
	民営	41	100.0%	1	2.4%	17	41.5%	15	36.6%	8	19.5%				
	計	102	100.0%	16	15.7%	31	30.4%	29	28.4%	25	24.5%	1	1.0%		
近畿地区	公 営	29	100.0%	13	44.8%	8	27.6%	5	17.2%	3	10.3%				
	民 営	73	100.0%	3	4.1%	23	31.5%	24	32.9%	22	30.1%	1	1.4%		
中国•	計	98	100.0%	19	19.4%	38	38.8%	22	22.4%	18	18.4%	1	1.0%		
四国地区	公 営	44	100.0%	18	40.9%	20	45.5%	5	11.4%	1	2.3%				
	民 営	54	100.0%	1	1.9%	18	33.3%	17	31.5%	17	31.5%	1	1.9%		
	計	141	100.0%	8	5.7%	49	34.8%	55	39.0%	24	17.0%	5	3.5%		
九州地区	公 営	28	100.0%	5	17.9%	15	53.6%	8	28.6%						
	民 営	113	100.0%	3	2.7%	34	30.1%	47	41.6%	24	21.2%	5	4.4%		

表NO.15 所在地区分別 児童数 (0歳児)

		総	it	0./		1~!	5人	6~1	0人	11~2	0人	21~3	0人	31人	以上
	計	837	100.0%	161	19.2%	269	32.1%	264	31.5%	133	15.9%	10	1.2%		
総計	公 営	325	100.0%	133	40.9%	119	36.6%	56	17.2%	16	4.9%	1	0.3%		
	民営	512	100.0%	28	5.5%	150	29.3%	208	40.6%	117	22.9%	9	1.8%		
都区部-	計	112	100.0%	12	10.7%	23	20.5%	47	42.0%	27	24.1%	3	2.7%		
指定都市	公 営	28	100.0%	6	21.4%	8	28.6%	9	32.1%	5	17.9%				
7672 01-11-	民 営	84	100.0%	6	7.1%	15	17.9%	38	45.2%	22	26.2%	3	3.6%		
	計	110	100.0%	11	10.0%	39	35.5%	42	38.2%	15	13.6%	3	2.7%		
県庁所在市	公 営	29	100.0%	9	31.0%	14	48.3%	6	20.7%						
	民 営	81	100.0%	2	2.5%	25	30.9%	36	44.4%	15	18.5%	3	3.7%		
	計	137	100.0%	22	16.1%	32	23.4%	56	40.9%	26	19.0%	1	0.7%		
中都市	公 営	41	100.0%	17	41.5%	10	24.4%	10	24.4%	4	9.8%				
	民 営	96	100.0%	5	5.2%	22	22.9%	46	47.9%	22	22.9%	1	1.0%		
	計	252	100.0%	43	17.1%	83	32.9%	79	31.3%	45	17.9%	2	0.8%		
小都市A	公 営	97	100.0%	38	39.2%	35	36.1%	20	20.6%	3	3.1%	1	1.0%		
	民営	155	100.0%	5	3.2%	48	31.0%	59	38.1%	42	27.1%	1	0.6%		
	計	84	100.0%	24	28.6%	37	44.0%	13	15.5%	9	10.7%	1	1.2%		
小都市B	公 営	43	100.0%	18	41.9%	21	48.8%	2	4.7%	2	4.7%				
	民 営	41	100.0%	6	14.6%	16	39.0%	11	26.8%	7	17.1%	1	2.4%		
	計	142	100.0%	49	34.5%	55	38.7%	27	19.0%	11	7.7%				
町∙村	公 営	87	100.0%	45	51.7%	31	35.6%	9	10.3%	2	2.3%				
	民 営	55	100.0%	4	7.3%	24	43.6%	18	32.7%	9	16.4%				

表NO.16 地域区分別 3 歲未満比率

		総	計	0~	9%	10~	29%	30~	49%	50~	69%	70~	100%
	計	837	100.0%	24	2.9%	241	28.8%	503	60.1%	38	4.5%	31	3.7%
全国	公 営	325	100.0%	21	6.5%	161	49.5%	124	38.2%	12	3.7%	7	2.2%
	民 営	512	100.0%	3	0.6%	80	15.6%	379	74.0%	26	5.1%	24	4.7%
北海道・	計	128	100.0%	4	3.1%	30	23.4%	79	61.7%	7	5.5%	8	6.3%
東北地区	公 営	52	100.0%	4	7.7%	17	32.7%	26	50.0%	2	3.8%	3	5.8%
**************************************	民 営	76	100.0%			13	17.1%	53	69.7%	5	6.6%	5	6.6%
	計	178	100.0%	2	1.1%	45	25.3%	119	66.9%	4	2.2%	8	4.5%
関東地区	公 営	7.4	100.0%	2	2.7%	33	44.6%	36	48.6%	1	1.4%	2	2.7%
	民営	104	100.0%			12	11.5%	83	79.8%	3	2.9%	6	5.8%
	計	97	100.0%	12	12.4%	44	45.4%	37	38.1%	2	2.1%	2	2.1%
東海地区	公 営	46	100.0%	10	21.7%	27	58.7%	8	17.4%	1	2.2%		
	民営	51	100.0%	2	3.9%	17	33.3%	29	56.9%	1	2.0%	2	3.9%
	計	93	100.0%	3	3.2%	43	46.2%	41	44.1%	1	1.1%	5	5.4%
北信越地区	公 営	52	100.0%	3	5.8%	35	67.3%	13	25.0%			1	1.9%
	民 営	41	100.0%			8	19.5%	28	68.3%	1	2.4%	4	9.8%
	計	102	100.0%	2	2.0%	29	28.4%	63	61.8%	3	2.9%	5	4.9%
近畿地区	公 営	29	100.0%	2	6.9%	16	55.2%	11	37.9%				
	民 営	73	100.0%			13	17.8%	52	71.2%	3	4.1%	5	6.8%
中国・	計	98	100.0%			31	31.6%	57	58.2%	8	8.2%	2	2.0%
四国地区	公 営	44	100.0%			23	52.3%	16	36.4%	4	9.1%	1	2.3%
	民 営	54	100.0%			8	14.8%	41	75.9%	4	7.4%	1	1.9%
	計	141	100.0%	. 1	0.7%	19	13.5%	107	75.9%	13	9.2%	1	0.7%
九州地区	公 営	28	100.0%			10	35.7%	14	50.0%	4	14.3%		
	民 営	113	100.0%	1	0.9%	9	8.0%	93	82.3%	9	8.0%	1	0.9%

表NO.17 所在地区分別 3 歳未満比率

			総	計	0~	9%	10~	-29%	30~	49%	50~	-69%	70~·	100%
	Ē	F	837	100.0%	24	2.9%	241	28.8%	503	60.1%	38	4.5%	31	3.7%
総計	公	営	325	100.0%	21	6.5%	161	49.5%	124	38.2%	12	3.7%	7	2.2%
	民	営	512	100.0%	3	0.6%	80	15.6%	379	74.0%	26	5.1%	24	4.7%
都区部・	ā		112	100.0%	1	0.9%	16	14.3%	89	79.5%	1	0.9%	5	4.5%
指定都市	公	営	28	100.0%	1	3.6%	8	28.6%	19	67.9%				
18 AC 815-17	民	営	84	100.0%			8	9.5%	70	83.3%	1	1.2%	5	6.0%
	計	 	110	100.0%	1	0.9%	29	26.4%	73	66.4%	7	6.4%		
県庁所在市	公	営	29	100.0%	1	3.4%	14	48.3%	12	41.4%	2	6.9%		
	民	営	81	100.0%			15	18.5%	61	75.3%	5	6.2%		
	ã-	۱ ۱	137	100.0%	3	2.2%	35	25.5%	90	65.7%	3	2.2%	6	4.4%
中都市	公	営	41	100.0%	2	4.9%	22	53.7%	14	34.1%	1	2.4%	2	4.9%
	民	営	96	100.0%	1	1.0%	13	13.5%	76	79.2%	2	2.1%	4	4.2%
	ā	۱ ۱	252	100.0%	5	2.0%	74	29.4%	149	59.1%	10	4.0%	14	5.6%
小都市A	公	営	97	100.0%	5	5.2%	49	50.5%	39	40.2%			4	4.1%
	民	営	155	100.0%			25	16.1%	110	71.0%	10	6.5%	10	6.5%
	ā		84	100.0%	5	6.0%	30	35.7%	39	46.4%	7	8.3%	3	3.6%
小都市B	公	営	43	100.0%	3	7.0%	22	51.2%	15	34.9%	2	4.7%	1	2.3%
	民	営	41	100.0%	2	4.9%	8	19.5%	24	58.5%	5	12.2%	2	4.9%
	Ē	-	142	100.0%	9	6.3%	57	40.1%	63	44.4%	10	7.0%	3	2.1%
町∙村	公	営	87	100.0%	9	10.3%	46	52.9%	25	28.7%	7	8.0%		
	民	営	55	100.0%			11	20.0%	38	69.1%	3	5.5%	3	5.5%

表NO.18 地域区分別 問1-1 知事部局より関係文書が送付されたか

		総	ā †	送付され	てきた	市町村	経由で	送付され	てこない	その)他	未回	回答
	計	837	100.0%	219	26.2%	217	25.9%	308	36.8%	58	6.9%	35	4.2%
全国	公 営	325	100.0%	52	16.0%	91	28.0%	143	44.0%	21	6.5%	18	5.5%
	民 営	512	100.0%	167	32.6%	126	24.6%	165	32.2%	37	7.2%	17	3.3%
北海道・	計	128	100.0%	40	31.3%	36	28.1%	38	29.7%	9	7.0%	5	3.9%
東北地区	公 営	52	100.0%	11	21.2%	17	32.7%	16	30.8%	5	9.6%	3	5.8%
木北地區	民 営	76	100.0%	29	38.2%	19	25.0%	22	28.9%	4	5.3%	2	2.6%
	計	178	100.0%	40	22.5%	46	25.8%	72	40.4%	9	5.1%	11	6.2%
関東地区	公 営	74	100.0%	9	12.2%	23	31.1%	34	45.9%	5	6.8%	3	4.1%
	民 営	104	100.0%	31	29.8%	23	22.1%	38	36.5%	4	3.8%	. 8	7.7%
	計	97	100.0%	14	14.4%	30	30.9%	38	39.2%	11	11.3%	4	4.1%
東海地区	公 営	46	100.0%	6	13.0%	12	26.1%	20	43.5%	5	10.9%	3	6.5%
	民 営	51	100.0%	8	15.7%	18	35.3%	18	35.3%	6	11.8%	1	2.0%
	計	93	100.0%	19	20.4%	20	21.5%	45	48.4%	5	5.4%	4	4.3%
北信越地区	公 営	52	100.0%	5	9.6%	14	26.9%	29	55.8%	3	5.8%	1	1.9%
	民 営	41	100.0%	14	34.1%	6	14.6%	16	39.0%	2	4.9%	3	7.3%
	計	102	100.0%	28	27.5%	27	26.5%	39	38.2%	6	5.9%	2	2.0%
近畿地区	公 営	29	100.0%	5	17.2%	8	27.6%	13	44.8%	2	6.9%	1	3.4%
	民 営	73	100.0%	23	31.5%	19	26.0%	26	35.6%	4	5.5%	1	1.4%
ф. Б	計	98	100.0%	34	34.7%	25	25.5%	30	30.6%	4	4.1%	5	5.1%
中国· 四国地区	公 営	44	100.0%	10	22.7%	11	25.0%	17	38.6%	1	2.3%	5	11.4%
四周地区	民 営	54	100.0%	24	44.4%	14	25.9%	13	24.1%	3	5.6%		
	計	141	100.0%	44	31.2%	33	23.4%	46	32.6%	14	9.9%	4	2.8%
九州地区	公 営	28	100.0%	6	21.4%	6	21.4%	14	50.0%			2	7.1%
	民 営	113	100.0%	38	33.6%	27	23.9%	32	28.3%	14	12.4%	2	1.8%

表NO.19 所在地区分別 問1-1 知事部局より関係文書が送付されたか

			総	計	送付され	てきた	市町村	経由で	送付され	てこない	₹0	の他	未回	答
	<u> </u>	+	837	100.0%	219	26.2%	217	25.9%	308	36.8%	58	6.9%	35	4.2%
総計	公	営	325	100.0%	52	16.0%	91	28.0%	143	44.0%	21	6.5%	18	5.5%
	民	営	512	100.0%	167	32.6%	126	24.6%	165	32.2%	37	7.2%	17	3.3%
都区部・	Ē	†	112	100.0%	22	19.6%	29	25.9%	50	44.6%	7	6.3%	4	3.6%
部位品· 指定都市	公	営	28	100.0%			7	25.0%	16	57.1%	2	7.1%	3	10.7%
10 70 10 10	民	営	84	100.0%	22	26.2%	22	26.2%	34	40.5%	5	6.0%	1	1.2%
	i	+	110	100.0%	34	30.9%	36	32.7%	31	28.2%	6	5.5%	3	2.7%
県庁所在市	公	営	29	100.0%	5	17.2%	8	27.6%	14	48.3%	1	3.4%	1	3.4%
	民	営	81	100.0%	29	35.8%	28	34.6%	17	21.0%	5	6.2%	2	2.5%
	i	+	137	100.0%	35	25.5%	31	22.6%	56	40.9%	9	6.6%	6	4.4%
中都市	公	営	41	100.0%	6	14.6%	12	29.3%	20	48.8%	1	2.4%	2	4.9%
	民	営	96	100.0%	29	30.2%	19	19.8%	36	37.5%	8	8.3%	4	4.2%
	ii	+	252	100.0%	65	25.8%	67	26.6%	92	36.5%	16	6.3%	12	4.8%
小都市A	公	営	97	100.0%	12	12.4%	31	32.0%	44	45.4%	5	5.2%	5	5.2%
	民	営	155	100.0%	53	34.2%	36	23.2%	48	31.0%	11	7.1%	7	4.5%
	¥in	†]	84	100.0%	22	26.2%	19	22.6%	31	36.9%	4	4.8%	8	9.5%
小都市B	公	営	43	100.0%	9	20.9%	7	16.3%	19	44.2%	3	7.0%	5	11.6%
	民	営	41	100.0%	13	31.7%	12	29.3%	12	29.3%	1	2.4%	3	7.3%
	Ē.	+]	142	100.0%	41	28.9%	35	24.6%	48	33.8%	16	11.3%	2	1.4%
町・村	公	営	87	100.0%	20	23.0%	26	29.9%	30	34.5%	9	10.3%	2	2.3%
	民	営	55	100.0%	21	38.2%	9	16.4%	18	32.7%	7	12.7%		

表NO.20 地域区分別 問1-2 こども園の 4 類型

			総	: [t	よく知っ	ていた	一応知	っていた	全く知ら	なかった	その	D他	未回]答
	Ē	t	837	100.0%	172	20.5%	595	71.1%	58	6.9%	8	1.0%	4	0.5%
全国	公	営	325	100.0%	36	11.1%	252	77.5%	31	9.5%	5	1.5%	1	0.3%
	民	営	512	100.0%	136	26.6%	343	67.0%	27	5.3%	3	0.6%	3	0.6%
北海道・	Ē	f	128	100.0%	28	21.9%	93	72.7%	7	5.5%				
東北地区	公	営	52	100.0%	11	21.2%	38	73.1%	3	5.8%				
未心地區	民	営	76	100.0%	. 17	22.4%	55	72.4%	4	5.3%				
	Ē	t	178	100.0%	27	15.2%	137	77.0%	9	5.1%	3	1.7%	2	1.1%
関東地区	公	営	74	100.0%	8	10.8%	60	81.1%	4	5.4%	1	1.4%	1	1.4%
	民	営	104	100.0%	19	18.3%	77	74.0%	5	4.8%	2	1.9%	1	1.0%
	Tip.	t	97	100.0%	16	16.5%	73	75.3%	7	7.2%	1	1.0%		
東海地区	公	営	46	100.0%	5	10.9%	37	80.4%	3	6.5%	1	2.2%		
	民	営	51	100.0%	11	21.6%	36	70.6%	4	7.8%				
	Ē	t	93	100.0%	11	11.8%	67	72.0%	11	11.8%	3	3.2%	1	1.1%
北信越地区	公	営	52	100.0%	3	5.8%	41	78.8%	6	11.5%	2	3.8%		
	民	営	41	100.0%	8	19.5%	26	63.4%	5	12.2%	1	2.4%	1	2.4%
	Ē	t	102	100.0%	31	30.4%	60	58.8%	10	9.8%			1	1.0%
近畿地区	公	営	29	100.0%	3	10.3%	19	65.5%	7	24.1%				
	民	営	73	100.0%	28	38.4%	41	56.2%	3	4.1%			1	1.4%
中国・	Įį.	t	98	100.0%	25	25.5%	67	68.4%	6	6.1%				
四国地区	公	営	44	100.0%	5	11.4%	35	79.5%	4	9.1%				
	民	営	54	100.0%	20	37.0%	32	59.3%	2	3.7%				
		t	141	100.0%	34	24.1%	98	69.5%	8	5.7%	1	0.7%		
九州地区	公	営	28	100.0%		3.6%	22	78.6%	4	14.3%	1	3.6%		
	民	営	113	100.0%	33	29.2%	76	67.3%	4	3.5%				

表NO.21 所在地区分別 問1-2 こども園の 4 類型

			総	計	よく知っ	ていた	一応知	っていた	全く知られ	なかった	その)他	未回	答
	ji p	t	837	100.0%	172	20.5%	595	71.1%	58	6.9%	8	1.0%	4	0.5%
総計	公	営	325	100.0%	36	11.1%	252	77.5%	31	9.5%	5	1.5%	1	0.3%
	民	営	512	100.0%	136	26.6%	343	67.0%	27	5.3%	3	0.6%	3	0.6%
都区部・	Ē		112	100.0%	37	33.0%	68	60.7%	6	5.4%	1	0.9%		
部区司· 指定都市	公	営	28	100.0%	4	14.3%	23	82.1%	1	3.6%				
76 70 80 17	民	営	84	100.0%	33	39.3%	45	53.6%	5	6.0%	1	1.2%		
	Ē	t	110	100.0%	21	19.1%	81	73.6%	6	5.5%	1	0.9%	1	0.9%
県庁所在市	公	営	29	100.0%	3	10.3%	24	82.8%	2	6.9%				
	民	営	81	100.0%	18	22.2%	57	70.4%	4	4.9%	1	1.2%	1	1.2%
-	ā	†	137	100.0%	28	20.4%	103	75.2%	6	4.4%				
中都市	公	営	41	100.0%	5	12.2%	34	82.9%	2	4.9%				
	民	営	96	100.0%	23	24.0%	69	71.9%	4	4.2%				
	Ē	t	252	100.0%	45	17.9%	179	71.0%	22	8.7%	3	1.2%	3	1.2%
小都市A	公	営	97	100.0%	9	9.3%	72	74.2%	13	13.4%	2	2.1%	1	1.0%
	民	営	155	100.0%	36	23.2%	107	69.0%	9	5.8%	1	0.6%	2	1.3%
	Į.	t \neg	84	100.0%	17	20.2%	63	75.0%	3	3.6%	1	1.2%		
小都市B	公	営	43	100.0%	3	7.0%	37	86.0%	2	4.7%	1	2.3%		
	民	営	4 1	100.0%	14	34.1%	26	63.4%	1	2.4%		_		
	Ē	+	142	100.0%	24	16.9%	101	71.1%	15	10.6%	2	1.4%		
町・村	公	営	87	100.0%	12	13.8%	62	71.3%	11	12.6%	2	2.3%		
	民	営	55	100.0%	12	21.8%	39	70.9%	_ 4	7.3%				

表NO.22 地域区分別 問1-3 認定制度(知事が認定)

			総	計	よく知っ	ていた	一応知	っていた	全く知ら	なかった	. <i>そ</i> 0	の他	未回]答
	ā	F	837	100.0%	180	21.5%	559	66.8%	88	10.5%	5	0.6%	5	0.6%
全国	公	営	325	100.0%	38	11.7%	231	71.1%	53	16.3%	1	0.3%	2	0.6%
	民	営	512	100.0%	142	27.7%	328	64.1%	35	6.8%	4	0.8%	3	0.6%
北海道・	言	-	128	100.0%	37	28.9%	84	65.6%	7	5.5%				
東北地区	公	営	52	100.0%	12	23.1%	37	71.2%	3	5.8%				
******	民	営	76	100.0%	25	32.9%	47	61.8%	4	5.3%				
	計	T	178	100.0%	29	16.3%	126	70.8%	19	10.7%	1	0.6%	3	1.7%
関東地区	公	営	74	100.0%	6	8.1%	56	75.7%	11	14.9%			1	1.4%
	民	営	104	100.0%	23	22.1%	70	67.3%	8	7.7%	1	1.0%	2	1.9%
	計	Ŧ	97	100.0%	16	16.5%	67	69.1%	14	14.4%				
東海地区	公	営	46	100.0%	5	10.9%	34	73.9%	7	15.2%				
	民	営	51	100.0%	11	21.6%	33	64.7%	7	13.7%				
	Ē	Ť	93	100.0%	15	16.1%	61	65.6%	13	14.0%	2	2.2%	2	2.2%
北信越地区	公	営	52	100.0%	4	7.7%	36	69.2%	10	19.2%	1	1.9%	1	1.9%
	民	営	41	100.0%	11	26.8%	25	61.0%	3	7.3%	1	2.4%	1	2.4%
	計	+	102	100.0%	26	25.5%	61	59.8%	14	13.7%	1	1.0%		
近畿地区	公	営	29	100.0%	4	13.8%	15	51.7%	10	34.5%				į
	民	営	73	100.0%	22	30.1%	46	63.0%	4	5.5%	1	1.4%		
中国・	計	۲	98	100.0%	22	22.4%	68	69.4%	8	8.2%				
四国地区		営	44	100.0%	6	13.6%	33	75.0%	5	11.4%				
		営	54	100.0%	16	29.6%	35	64.8%	3	5.6%				
	計	+ 7	141	100.0%	35	24.8%	92	65.2%	13	9.2%	1	0.7%		
九州地区	公	営	28	100.0%	- 1	3.6%	20	71.4%	7	25.0%				
	民	営	113	100.0%	34	30.1%	72	63.7%	6	5.3%	1	0.9%		

表NO.23 所在地区分別 問1-3 認定制度(知事が認定)

			¥	計	よく知っ	ていた	一応知	っていた	全く知ら	なかった	. <i>そ</i> 0	の他	未回	答
	Ē	H	837	100.0%	180	21.5%	559	66.8%	88	10.5%	5	0.6%	5	0.6%
総計	公	営	325	100.0%	38	11.7%	231	71.1%	53	16.3%	1	0.3%	2	0.6%
	民	営	512	100.0%	142	27.7%	328	64.1%	35	6.8%	4	0.8%	3	0.6%
都区部·	Ē.	F	112	100.0%	36	32.1%	64	57.1%	12	10.7%				
都区部: 指定都市	公	営	28	100.0%	4	14.3%	19	67.9%	5	17.9%				
16 X 60-11	民	営	84	100.0%	32	38.1%	45	53.6%	7	8.3%				
	Ē	f	110	100.0%	23	20.9%	76	69.1%	10	9.1%	1	0.9%		
県庁所在市	公	営	29	100.0%	5	17.2%	19	65.5%	5	17.2%				
	民	営	81	100.0%	18	22.2%	57	70.4%	5	6.2%	1	1.2%		
	Ē.	f	137	100.0%	36	26.3%	83	60.6%	16	11.7%	2	1.5%		
中都市	公	営	41	100.0%	5	12.2%	28	68.3%	8	19.5%				
	民	営	96	100.0%	31	32.3%	55	57.3%	8	8.3%	2	2.1%		
	ā	Ηĺ	252	100.0%	43	17.1%	181	71.8%	23	9.1%	1	0.4%	4	1.6%
小都市A	公	営	97	100.0%	6	6.2%	74	76.3%	15	15.5%	1	1.0%	1	1.0%
	民	営	155	100.0%	37	23.9%	107	69.0%	. 8	5.2%			3	1.9%
	Ē	F	84	100.0%	20	23.8%	58	69.0%	5	6.0%			1	1.2%
小都市B	公	営	43	100.0%	8	18.6%	29	67.4%	5	11.6%			1	2.3%
	民	営	41	100.0%	12	29.3%	29	70.7%						
	Į.	H	142	100.0%	22	15.5%	97	68.3%	22	15.5%	1	0.7%		
町•村	公	営	87	100.0%	10	11.5%	62	71.3%	15	17.2%				
	民	営	55	100.0%	12	21.8%	35	63.6%	7	12.7%	1	1.8%		

表NO.24 地域区分別 問2 認定制度の運用

		総	ā†	受付が始	まっている	準備中と	肌いている	情報も	ぐ不明・	₹0	D他	未回]答
	計	837	100.0%	66	7.9%	394	47.1%	272	32.5%	83	9.9%	22	2.6%
全国	公 営	325	100.0%	18	5.5%	111	34.2%	132	40.6%	53	16.3%	11	3.4%
	民 営	512	100.0%	48	9.4%	283	55.3%	140	27.3%	30	5.9%	11	2.1%
北海道・	計	128	100.0%	9	7.0%	66	51.6%	31	24.2%	17	13.3%	5	3.9%
東北地区	公 営	52	100.0%	4	7.7%	19	36.5%	17	32.7%	9	17.3%	3	5.8%
X10.6E	民 営	76	100.0%	5	6.6%	47	61.8%	14	18.4%	8	10.5%	2	2.6%
	計	178	100.0%	14	7.9%	73	41.0%	67	37.6%	20	11.2%	4	2.2%
関東地区	公 営	74	100.0%	5	6.8%	21	28.4%	30	40.5%	16	21.6%	2	2.7%
	民 営	104	100.0%	9	8.7%	52	50.0%	37	35.6%	4	3.8%	2	1.9%
	計	97	100.0%	2	2.1%	54	55.7%	31	32.0%	9	9.3%	1	1.0%
東海地区	公 営	46	100.0%			21	45.7%	18	39.1%	6	13.0%	1	2.2%
	民 営	51	100.0%	2	3.9%	33	64.7%	13	25.5%	3	5.9%		
	計	93	100.0%	7	7.5%	31	33.3%	41	44.1%	10	10.8%	4	4.3%
北信越地区	公 営	52	100.0%	2	3.8%	18	34.6%	24	46.2%	6	11.5%	2	3.8%
	民 営	41	100.0%	5	12.2%	13	31.7%	17	41.5%	4	9.8%	2	4.9%
[計	102	100.0%	6	5.9%	49	48.0%	35	34.3%	10	9.8%	2	2.0%
近畿地区	公 営	29	100.0%			6	20.7%	16	55.2%	7	24.1%		
	民 営	73	100.0%	6	8.2%	43	58.9%	19	26.0%	3	4.1%	2	2.7%
+ E	計	98	100.0%	10	10.2%	49	50.0%	27	27.6%	9	9.2%	3	3.1%
中国・ 四国地区	公 営	44	100.0%	4	9.1%	17	38.6%	15	34.1%	5	11.4%	3	6.8%
	民 営	54	100.0%	6	11.1%	32	59.3%	12	22.2%	4	7.4%		
	計	141	100.0%	18	12.8%	72	51.1%	40	28.4%	8	5.7%	3	2.1%
九州地区	公 営	28	100.0%	3	10.7%	9	32.1%	12	42.9%	4	14.3%		
L	民 営	113	100.0%	15	13.3%	63	55.8%	28	24.8%	4	3.5%	. 3	2.7%

表NO.25 所在地区分別 問2 認定制度の運用

		総訓	it	受付が始ま	まっている	準備中と	別いている	情報もク	く不明	その	の他	未回	答
	計	837	100.0%	66	7.9%	394	47.1%	272	32.5%	83	9.9%	22	2.69
総計	公 営	325	100.0%	18	5.5%	111	34.2%	132	40.6%	53	16.3%	11	3.49
	民 営	512	100.0%	48	9.4%	283	55.3%	140	27.3%	30	5.9%	11	2.19
都区部・	計	112	100.0%	8	7.1%	59	52.7%	29	25.9%	10	8.9%	6	5.49
指定都市	公 営	28	100.0%	1	3.6%	8	28.6%	9	32.1%	8	28.6%	2	7.19
DE AC BIPTIP	民 営	84	100.0%	7	8.3%	51	60.7%	20	23.8%	2	2.4%	4	4.89
	計	110	100.0%	11	10.0%	58	52.7%	29	26.4%	10	9.1%	2	1.89
県庁所在市	公 営	29	100.0%	1	3.4%	12	41.4%	10	34.5%	6	20.7%		
_	民 営	81	100.0%	10	12.3%	46	56.8%	19	23.5%	4	4.9%	2	2.59
	計	137	100.0%	13	9.5%	59	43.1%	51	37.2%	12	8.8%	2	1.59
中都市	公 営	41	100.0%	3	7.3%	18	43.9%	16	39.0%	3	7.3%	1	2.49
	民 営	96	100.0%	10	10.4%	41	42.7%	35	36.5%	9	9.4%	1	1.09
	計	252	100.0%	17	6.7%	119	47.2%	84	33.3%	27	10.7%	5	2.09
小都市A	公 営	97	100.0%	2	2.1%	36	37.1%	42	43.3%	15	15.5%	2	2.19
	民営	155	100.0%	15	9.7%	83	53.5%	42	27.1%	12	7.7%	3	1.99
	計	84	100.0%	2	2.4%	45	53.6%	24	28.6%	10	11.9%	3	3.69
小都市B	公 営	43	100.0%	2	4.7%	15	34.9%	15	34.9%	8	18.6%	3	7.09
	民 営	41	100.0%			30	73.2%	9	22.0%	2	4.9%		
	計	142	100.0%	15	10.6%	54	38.0%	55	38.7%	14	9.9%	4	2.89
町・村	公 営	87	100.0%	9	10.3%	22	25.3%	40	46.0%	13	14.9%	3	3.49
	民営	55	100.0%	6	10.9%	32	58.2%	15	27.3%	1	1.8%	1	1.89

表NO.26 地域区分別 問2-1 どのような行政説明か

		総		認定要審査と	適用	幼保連接勧		認可外 地方裁員 移行	型への	説明 行われて		わから	ない	その	他	未回]答
1	計	837	100.0%	162	19.4%	48		1 1	0.5%	375	44.8%	137	16.4%	76	9.1%	35	4.2%
全国	公 営	325	100.0%	35	10.8%	25	7.7%	1	0.3%	161	49.5%	54	16.6%	31	9.5%	18	5.5%
	民営	512	100.0%	127	24.8%	23			0.6%	214	41.8%	83	16.2%	45	8.8%	17	3.3%
北海道・	計	128	100.0%	31	24.2%	8	6.3%			52	40.6%	19	14.8%	12	9.4%	6	4.7%
東北地区	公 営	52	100.0%	11	21.2%	3	5.8%			22	42.3%	8	15.4%	5	9.6%	3	5.8%
×10-02	民 営	76	100.0%	20	26.3%	5	6.6%			30	39.5%	11	14.5%	7	9.2%	3	3.9%
	āt	178	100.0%	17	9.6%	10	5.6%	2	1.1%	90	50.6%	36	20.2%	16	9.0%	7	3.9%
関東地区	公 営	74	100.0%	5	6.8%	5	6.8%			36	48.6%	16	21.6%	8	10.8%	4	5.4%
	民 営	104	100.0%	12	11.5%	5	4.8%	2	1.9%	54	51.9%	20	19.2%	8	7.7%	3	2.9%
	計	97	100.0%	8	8.2%	7	7.2%			49	50.5%	18	18.6%	13	13.4%	2	2.1%
東海地区	公 営	46	100.0%	3	6.5%	3	6.5%			21	45.7%	10	21.7%	7	15.2%	2	4.3%
	民営	51	100.0%	5	9.8%	4	7.8%			28	54.9%	8	15.7%	6	11.8%		
	計	93	100.0%	15	16.1%	7	7.5%			46	49.5%	16	17.2%	5	5.4%	4	4.3%
北信越地区	公営	52	100.0%	2	3.8%	7	13.5%			31	59.6%	8	15.4%	2	3.8%	2	3.8%
	民営	41	100.0%	13	31.7%					15	36.6%	8	19.5%	3	7.3%	2	4.9%
	計	102	100.0%	16	15.7%	7	6.9%			50	49.0%	16	15.7%	9	8.8%	4	3.9%
近畿地区	公 営	29	100.0%	1	3.4%	3	10.3%			20	69.0%	3	10.3%	2	6.9%		
	民営	73	100.0%	15	20.5%	4	5.5%			30	41.1%	13	17.8%	7	9.6%	4	5.5%
中国-	計	98	100.0%	24	24.5%	3	3.1%	1	1.0%	38	38.8%	13	13.3%	10	10.2%	9	9.2%
四国地区	公 営	44	100.0%	7	15.9%	2	4.5%	1	2.3%	16	36.4%	7	15.9%	5	11.4%	6	13.6%
	民 営	54	100.0%	17	31.5%	1	1.9%			22	40.7%	6	11.1%	5	9.3%	3	5.6%
	計	141	100.0%	51	36.2%	6	4.3%	1	0.7%	50	35.5%	19	13.5%	11	7.8%	3	2.1%
九州地区	公 営	28	100.0%	6	21.4%	2	7.1%			15	53.6%	2	7.1%	2	7.1%	1	3.6%
	民 営	113	100.0%	45	39.8%	4	3.5%	1	0.9%	35	31.0%	17	15.0%	9	8.0%	2	1.8%

表NO.27 所在地区分別 問2-1 どのような行政説明か

		総	it	認定要審査と		幼保連携勧		認可外 地方裁 3 移行	型への	説明行われて		わから	ない	その	他	未回	答
	計	837	100.0%	162	19.4%	48	5.7%	4	0.5%	375	44.8%	137	16.4%	76	9.1%	35	4.2%
総計	公 営	325	100.0%	35	10.8%	25	7.7%	1	0.3%	161	49.5%	54	16.6%	31	9.5%	18	5.5%
	民営	512	100.0%	127	24.8%	23	4.5%	3	0.6%	214	41.8%	83	16.2%	45	8.8%	17	3.3%
都区部・	計	112	100.0%	22	19.6%	10	8.9%			50	44.6%	22	19.6%	5	4.5%	3	2.7%
指定都市	公 営	28	100.0%	1	3.6%	3	10.7%			15	53.6%	6	21.4%	1	3.6%	2	7.1%
74 7C H. 1	民 営	84	100.0%	21	25.0%	7	8.3%			35	41.7%	16	19.0%	4	4.8%	1	1.2%
	計	110	100.0%	28	25.5%	8	7.3%			38	34.5%	12	10.9%	18	16.4%	6	5.5%
県庁所在市	公 営	29	100.0%	2	6.9%	5	17.2%			9	31.0%	3	10.3%	6	20.7%	4	13.8%
	民 営	81	100.0%	26	32.1%	3	3,7%			29	35.8%	9	11.1%	12	14.8%	2	2.5%
	計	137	100.0%	20	14.6%	6	4.4%			70	51.1%	25	18.2%	11	8.0%	5	3.6%
中都市	公 営	41	100.0%	3	7.3%	2	4.9%			27	65.9%	5	12.2%	3	7.3%	1	2.4%
	民 営	96	100.0%	17	17.7%	4	4.2%			43	44.8%	20	20.8%	8	8.3%	4	4.2%
	計	252	100.0%	45	17.9%	12	4.8%	2	0.8%	116	46.0%	46	18.3%	21	8.3%	10	4.0%
小都市A	公 営	97	100.0%	8	8.2%	7	7.2%	1	1.0%	51	52.6%	19	19.6%	8	8.2%	3	3.1%
	民営	155	100.0%	37	23.9%	5	3.2%	1	0.6%	65	41.9%	27	17.4%	13	8.4%	7	4.5%
	計	84	100.0%	16	19.0%	4	4.8%			44	52.4%	4	4.8%	8	9.5%	8	9.5%
小都市B	公 営	43	100.0%	4	9.3%	3	7.0%			25	58.1%	3	7.0%	2	4.7%	6	14.0%
	民 営	41	100.0%	12	29.3%	1	2.4%			19	46.3%	1	2.4%	6	14.6%	2	4.9%
	計	142	100.0%	31	21.8%	8	5.6%	2	1.4%	57	40.1%	28	19.7%	13	9.2%	3	2.1%
町・村	公 営	87	100.0%	17	19.5%	5	5.7%			34	39.1%	18	20.7%	11	12.6%	2	2.3%
	民 営	55	100.0%	14	25.5%	3	5.5%	2	3.6%	23	41.8%	10	18.2%	2	3.6%	1	1.8%

表NO.28 地域区分別 問2-2 県の認定の仕組み

		総	ā†	特別制限(3		自動 振り:		地元市 推薦		枠があ	り制限	まだわた	いらない	その)他	未回]答
	ā†	837	100.0%	57	6.8%	46	5.5%	16	1.9%	11	1.3%	631	75.4%	25	3.0%	51	6.1%
全国	公 営	325	100.0%	14	4.3%	9	2.8%	8	2.5%	5	1.5%	253	77.8%	11	3.4%	25	7.7%
	民 営	512	100.0%	43	8.4%	37	7.2%	8	1.6%	6	1.2%	378	73.8%	14	2.7%	26	5.1%
北海道・	計	128	100.0%	11	8.6%	7	5.5%	4	3.1%			93	72.7%	7	5.5%	6	4.7%
東北地区	公 営	52	100.0%	5	9.6%	3	5.8%	1	1.9%			36	69.2%	3	5.8%	4	7.7%
X4046E	民 営	76	100.0%	6	7.9%	4	5.3%	3	3.9%			57	75.0%	4	5.3%	2	2.6%
	計	178	100.0%	7	3.9%	11	6.2%	1	0.6%	1	0.6%	144	80.9%	2	1.1%	12	6.7%
関東地区	公 営	74	100.0%	4	5.4%	2	2.7%	1	1.4%			60	81.1%	1	1.4%	6	8.1%
	民 営	104	100.0%	3	2.9%	9	8.7%			1	1.0%	84	80.8%	1	1.0%	6	5.8%
	計	97	100.0%	3	3.1%	4	4.1%	1	1.0%	3	3.1%	77	79.4%	4	4.1%	5	5.2%
東海地区	公 営	46	100.0%	1	2.2%	1	2.2%	1	2.2%	2	4.3%	36	78.3%	3	6.5%	2	4.3%
	民 営	51	100.0%	2	3.9%	3	5.9%			1	2.0%	41	80.4%	1	2.0%	3	5.9%
	計	93	100.0%	3	3.2%	2	2.2%	2	2.2%	4	4.3%	74	79.6%	2	2.2%	6	6.5%
北信越地区	公 営	52	100.0%					1	1.9%	2	3.8%	44	84.6%	1	1.9%	4	7.7%
	民 営	41	100.0%	3	7.3%	2	4.9%	1	2.4%	2	4.9%	30	73.2%	1.	2.4%	2	4.9%
	計	102	100.0%	7	6.9%	4	3.9%	2	2.0%	- 1	1.0%	77	75.5%	3	2.9%	8	7.8%
近畿地区	公 営	29	100.0%					1	3.4%			25	86.2%			3	10.3%
	民 営	73	100.0%	7	9.6%	4	5.5%	1	1.4%	1	1.4%	52	71.2%	3	4.1%	5	6.8%
中国・	計	98	100.0%	9	9.2%	8	8.2%	2	2.0%	1	1.0%	67	68.4%	3	3.1%	8	8.2%
四国地区	公 営	44	100.0%	3	6.8%	2	4.5%	2	4.5%	1	2.3%	28	63.6%	2	4.5%	6	13.6%
	民 営	54	100.0%	6	11.1%	6	11.1%					39	72.2%	1	1.9%	2	3.7%
	計	141	100.0%	17	12.1%	10	7.1%	4	2.8%	1	0.7%	99	70.2%	4	2.8%	6	4.3%
九州地区	公 営	28	100.0%	1	3.6%	1	3.6%	1	3.6%			24	85.7%	1	3.6%		
	民 営	113	100.0%	16	14.2%	9	8.0%	3	2.7%	1	0.9%	75	66.4%	3	2.7%	6	5.3%

表NO.29 所在地区分別 問2-2 県の認定の仕組み

		総	∄†	特制限(3		自動 振り:		地元市 推薦		枠があ	り制限	まだわた	いらない	その	他	未回	答
	計	837	100.0%	57	6.8%	46	5.5%	16	1.9%	11	1.3%	631	75.4%	25	3.0%	51	6.1%
総計	公 営	325	100.0%	14	4.3%	9	2.8%	8	2.5%	5	1.5%	253	77.8%	11	3.4%	25	7.7%
	民 営	512	100.0%	43	8.4%	37	7.2%	8	1.6%	6	1.2%	378	73.8%	14	2.7%	26	5.1%
都区部・	計	112	100.0%	10	8.9%	9	8.0%	2	1.8%	2	1.8%	82	73.2%	3	2.7%	4	3.6%
指定都市	公 営	28	100.0%	1	3.6%			1	3.6%	1	3.6%	23	82.1%			2	7.1%
18 C BP 19	民営	84	100.0%	9	10.7%	9	10.7%	1	1.2%	- 1	1.2%	59	70.2%	3	3.6%	2	2.4%
	計	110	100.0%	9	8.2%	6	5.5%	3	2.7%	1	0.9%	76	69.1%	4	3.6%	11	10.0%
県庁所在市	公 営	29	100.0%					1	3.4%			20	69.0%	2	6.9%	6	20.7%
	民営	81	100.0%	9	11.1%	6	7.4%	2	2.5%	1	1.2%	56	69.1%	2	2.5%	5	6.2%
	計	137	100.0%	7	5.1%	12	8.8%	3	2.2%	2	1.5%	104	75.9%	2	1.5%	7	5.1%
中都市	公 営	41	100.0%	1	2.4%	. 3	7.3%	1	2.4%	1	2.4%	32	78.0%	1	2.4%	2	4.9%
	民 営	96	100.0%	6	6.3%	9	9.4%	2	2.1%	1	1.0%	72	75.0%	1	1.0%	5	5.2%
	計	252	100.0%	13	5.2%	8	3.2%	1	0.4%	5	2.0%	201	79.8%	8	3.2%	16	6.3%
小都市A	公 営	97	100.0%	3	3.1%	1	1.0%			2	2.1%	83	85.6%	3	3.1%	5	5.2%
	民 営	155	100.0%	10	6.5%	7	4.5%	1	0.6%	3	1.9%	118	76.1%	5	3.2%	11	7.1%
	計	84	100.0%	6	7.1%	3	3.6%	. 5	6.0%	1	1.2%	62	73.8%	1	1.2%	6	7.1%
小都市B	公 営	43	100.0%	1	2.3%	1	2.3%	3	7.0%	1	2.3%	33	76.7%			4	9.3%
	民営	41	100.0%	5	12.2%	2	4.9%	2	4.9%			29	70.7%	1	2.4%	2	4.9%
	計	142	100.0%	12	8.5%	8	5.6%	2	1.4%			106	74.6%	7	4.9%	7	4.9%
町・村	公 営	87	100.0%	8	9.2%	4	4.6%	2	2.3%			62	71.3%	5	5.7%	6	6.9%
	民 営	55	100.0%	4	7.3%	4	7.3%					44	80.0%	2	3.6%	1	1.8%

表NO.30 地域区分別 問2-2-1 制限的な枠付けの理由

			総	計	要望か		財政負担	旦の軽減	財政の対 適正		その	D他	未回]答
	į	t	11	100.0%	2	18.2%	1	9.1%	6	54.5%	2	18.2%		
全国	公	営	5	100.0%					5	100.0%				
	民	営	6	100.0%	2	33.3%	1	16.7%	1	16.7%	2	33.3%		
北海道・	Ī	†												
東北地区	公	営												
******	民	営	-											
	Ī	†	1	100.0%			1	100.0%						
関東地区	公	営												
	民	営	1	100.0%			1	100.0%						
	ā	†	3	100.0%					2	66.7%	1	33.3%		
東海地区	公	営	2	100.0%					2	100.0%				
	民	営	1	100.0%							1	100.0%		
	ā		4	100.0%	1	25.0%			3	75.0%				
北信越地区	公	営	2	100.0%					2	100.0%				
	民	営	2	100.0%	1	50.0%			1	50.0%				
	ī		1	100.0%	1	100.0%								
近畿地区	公	営												
	民	営	1	100.0%	1	100.0%								
中国・	1		1	100.0%					1	100.0%				
四国地区	公	営	1	100.0%					1	100.0%				
	民	営												
	1	+	1	100.0%							1	100.0%		
九州地区	公	営												
	民	営	1	100.0%							1	100.0%		

表NO.31 所在地区分別 問2-2-1 制限的な枠付けの理由

		総	計	要望か 市部へ		財政負担	旦の軽減	財政の対 適正		₹0	D他	未回]答
	計	11	100.0%	2	18.2%	1	9.1%	6	54.5%	2	18.2%		
総計	公 営	5	100.0%					5	100.0%				
	民 営	6	100.0%	2	33.3%	1	16.7%	1	16.7%	2	33.3%		
都区部・	計	2	100.0%			1	50.0%	1	50.0%				
部区部· 指定都市	公 営	1	100.0%					1	100.0%				
11年之前11	民 営	1	100.0%			1	100.0%						
	計	1	100.0%							1	100.0%		
県庁所在市	公 営												
	民営	1	100.0%							1	100.0%		
	計	2	100.0%	1	50.0%			1	50.0%				
中都市	公 営	1	100.0%					1	100.0%				
	民 営	1	100.0%	1	100.0%								
	計	5	100.0%	1	20.0%			3	60.0%	1	20.0%		
小都市A	公 営	2	100.0%					2	100.0%				
	民 営	3	100.0%	1	33.3%			1	33.3%	1	33.3%		
	計	1	100.0%					1	100.0%				
小都市B	公 営	1	100.0%					1	100.0%				
i	民 営												
	計												
町・村	公 営												
	民 営												

表NO.32 地域区分別 問3 幼児教育の実施を要件とすることへの印象

		総	<u>=</u> +	乳幼児 分解		教育課編成す 編成す 違和	ることに	福祉組 教育組 移転る	且織に	₹0	の他	未回	回答
	計	837	100.0%	440	52.6%	241	28.8%	237	28.3%	108	12.9%	64	7.6%
全国	公 営	325	100.0%	161	49.5%	93	28.6%	66	20.3%	41	12.6%	38	11.7%
	民 営	512	100.0%	279	54.5%	148	28.9%	171	33.4%	67	13.1%	26	5.1%
北海道・	計	128	100.0%	65	50.8%	43	33.6%	35	27.3%	16	12.5%	15	11.7%
東北地区	公 営	52	100.0%	21	40.4%	19	36.5%	9	17.3%	7	13.5%	10	19.2%
)\(\tau_1\)	民営	76	100.0%	44	57.9%	24	31.6%	26	34.2%	9	11.8%	5	6.6%
	計	178	100.0%	89	50.0%	49	27.5%	64	36.0%	22	12.4%	10	5.6%
関東地区	公 営	74	100.0%	36	48.6%	23	31.1%	20	27.0%	8	10.8%	6	8.1%
	民 営	104	100.0%	53	51.0%	26	25.0%	44	42.3%	14	13.5%	4	3.8%
	吉十	97	100.0%	52	53.6%	25	25.8%	21	21.6%	16	16.5%	7	7.2%
東海地区	公 営	46	100.0%	25	54.3%	9	19.6%	5	10.9%	10	21.7%	6	13.0%
	民営	51	100.0%	27	52.9%	16	31.4%	16	31.4%	6	11.8%	1	2.0%
1 1	計	93	100.0%	56	60.2%	34	36.6%	18	19.4%	6	6.5%	5	5.4%
北信越地区	公 営	52	100.0%	28	53.8%	17	32.7%	9	17.3%	3	5.8%	3	5.8%
	民 営	41	100.0%	28	68.3%	17	41.5%	9	22.0%	3	7.3%	2	4.9%
	計	102	100.0%	55	53.9%	30	29.4%	30	29.4%	13	12.7%	7	6.9%
近畿地区	公 営	29	100.0%	17	58.6%	6	20.7%	6	20.7%	4	13.8%	5	17.2%
	民 営	73	100.0%	38	52.1%	24	32.9%	24	32.9%	9	12.3%	2	2.7%
中国・	計	98	100.0%	53	54.1%	19	19.4%	24	24.5%	15	15.3%	10	10.2%
四国地区	公 営	44	100.0%	21	47.7%	9	20.5%	11	25.0%	5	11.4%	5	11.4%
	民 営	54	100.0%	32	59.3%	10	18.5%	13	24.1%	10	18.5%	5	9.3%
	計	141	100.0%	70	49.6%	41	29.1%	45	31.9%	20	14.2%	10	7.1%
九州地区	公 営	28	100.0%	13	46.4%	10	35.7%	6	21.4%	4	14.3%	3	10.7%
L	民 営	113	100.0%	57	50.4%	31	27.4%	39	34.5%	16	14.2%	7	6.2%

表NO.33 所在地区分別 問3 幼児教育の実施を要件とすることへの印象

		総	ā†	乳幼児 分解		教育課 編成す 違和	ることに	福祉組 教育約 移転る	組織に	₹0)他	未回]答
	計	837	100.0%	440	52.6%	241	28.8%	237	28.3%	108	12.9%	64	7.6%
総計	公 営	325	100.0%	161	49.5%	93	28.6%	66	20.3%	41	12.6%	38	11.7%
	民 営	512	100.0%	279	54.5%	148	28.9%	171	33.4%	67	13.1%	26	5.1%
都区部・	計	112	100.0%	65	58.0%	29	25.9%	37	33.0%	18	16.1%	5	4.5%
指定都市	公 営	28	100.0%	15	53.6%	6	21.4%	7	25.0%	4	14.3%	5	17.9%
76 AC 80117	民 営	84	100.0%	50	59.5%	23	27.4%	30	35.7%	14	16.7%		
	計	110	100.0%	57	51.8%	37	33.6%	25	22.7%	19	17.3%	8	7.3%
県庁所在市	公 営	29	100.0%	10	34.5%	11	37.9%	4	13.8%	7	24.1%	4	13.8%
	民 営	81	100.0%	47	58.0%	26	32.1%	21	25.9%	12	14.8%	4	4.9%
	計	137	100.0%	69	50.4%	39	28.5%	47	34.3%	18	13.1%	11	8.0%
中都市	公 営	41	100.0%	17	41.5%	12	29.3%	10	24.4%	7	17.1%	5	12.2%
	民 営	96	100.0%	52	54.2%	27	28.1%	37	38.5%	11	11.5%	6	6.3%
	計	252	100.0%	139	55.2%	68	27.0%	69	27.4%	25	9.9%	19	7.5%
小都市A	公 営	97	100.0%	56	57.7%	24	24.7%	19	19.6%	4	4.1%	10	10.3%
	民営	155	100.0%	83	53.5%	44	28.4%	50	32.3%	21	13.5%	9	5.8%
	計	84	100.0%	45	53.6%	26	31.0%	26	31.0%	6	7.1%	7	8.3%
小都市B	公 営	43	100.0%	22	51.2%	16	37.2%	9	20.9%	4	9.3%	6	14.0%
	民 営	41	100.0%	23	56.1%	10	24.4%	17	41.5%	2	4.9%	1	2.4%
	計	142	100.0%	65	45.8%	42	29.6%	33	23.2%	22	15.5%	14	9.9%
町∙村	公 営	87	100.0%	41	47.1%	24	27.6%	17	19.5%	15	17.2%	8	9.2%
	民 営	55	100.0%	24	43.6%	18	32.7%	16	29.1%	7	12.7%	6	10.9%

表NO.34 地域区分別 問3-1 保育所保育指針

		総	i †	保育所に 持って		再編・強 必要が		系統性の 検討が求		₹0	D他	未回]答
	計	837	100.0%	586	70.0%	73	8.7%	106	12.7%	26	3.1%	46	5.5%
全国	公 営	325	100.0%	212	65.2%	27	8.3%	52	16.0%	13	4.0%	21	6.5%
	民 営	512	100.0%	374	73.0%	46	9.0%	54	10.5%	13	2.5%	25	4.9%
北海道・	計	128	100.0%	90	70.3%	14	10.9%	13	10.2%	6	4.7%	5	3.9%
東北地区	公 営	52	100.0%	31	59.6%	8	15.4%	7	13.5%	3	5.8%	3	5.8%
***************************************	民営	76	100.0%	59	77.6%	. 6	7.9%	6	7.9%	3	3.9%	2	2.6%
	計	178	100.0%	122	68.5%	16	9.0%	25	14.0%	5	2.8%	10	5.6%
関東地区	公 営	74	100.0%	50	67.6%	4	5.4%	12	16.2%	3	4.1%	5	6.8%
	民 営	104	100.0%	72	69.2%	12	11.5%	13	12.5%	2	1.9%	5	4.8%
	計	97	100.0%	68	70.1%	9	9.3%	12	12.4%	4	4.1%	4	4.1%
東海地区	公 営	46	100.0%	31	67.4%	3	6.5%	5	10.9%	3	6.5%	4	8.7%
	民 営	51	100.0%	37	72.5%	6	11.8%	7	13.7%	1	2.0%		
	計	93	100.0%	64	68.8%	5	5.4%	15	16.1%	1	1.1%	8	8.6%
北信越地区	公 営	52	100.0%	37	71.2%	2	3.8%	10	19.2%			3	5.8%
	民 営	41	100.0%	27	65.9%	3	7.3%	5	12.2%	1	2.4%	5	12.2%
	計	102	100.0%	75	73.5%	12	11.8%	12	11.8%	2	2.0%	1	1.0%
近畿地区	公 営	29	100.0%	17	58.6%	6	20.7%	5	17.2%	1	3.4%		
	民 営	73	100.0%	58	79.5%	6	8.2%	7	9.6%	1	1.4%	1	1.4%
中国・	計	98	100.0%	68	69.4%	7	7.1%	12	12.2%	2	2.0%	9	9.2%
四国地区	公 営	44	100.0%	30	68.2%	3	6.8%	8	18.2%			3	6.8%
	民 営	54	100.0%	38	70.4%	4	7.4%	4	7.4%	2	3.7%	6	11.1%
	計	141	100.0%	99	70.2%	10	7.1%	17	12.1%	6	4.3%	9	6.4%
九州地区	公 営	28	100.0%	1.6	57.1%	1	3.6%	5	17.9%	3	10.7%	3	10.7%
	民 営	113	100.0%	83	73.5%	9	8.0%	12	10.6%	3	2.7%	6	5.3%

表NO.35 所在地区分別 問3-1 保育所保育指針

		総	ā†	保育所に 持って	は実績を ごいる	再編・強		系統性の 検討が求		そ 0	D他	未回]答
	計	837	100.0%	586	70.0%	73	8.7%	106	12.7%	26	3.1%	46	5.5%
総計	公 営	325	100.0%	212	65.2%	27	8.3%	52	16.0%	13	4.0%	21	6.5%
	民 営	512	100.0%	374	73.0%	46	9.0%	54	10.5%	13	2.5%	25	4.9%
都区部・	計	112	100.0%	86	76.8%	8	7.1%	13	11.6%	3	2.7%	2	1.8%
指定都市	公 営	28	100.0%	21	75.0%	1	3.6%	3	10.7%	1	3.6%	2	7.1%
15 C HO ID	民 営	84	100.0%	65	77.4%	7	8.3%	10	11.9%	2	2.4%		
	計	110	100.0%	72	65.5%	16	14.5%	9	8.2%	7	6.4%	6	5.5%
県庁所在市	公 営	29	100.0%	16	55.2%	6	20.7%	2	6.9%	3	10.3%	2	6.9%
	民 営	81	100.0%	56	69.1%	10	12.3%	7	8.6%	4	4.9%	4	4.9%
	計	137	100.0%	100	73.0%	8	5.8%	22	16.1%	1	0.7%	6	4.4%
中都市	公 営	41	100.0%	31	75.6%			8	19.5%			2	4.9%
	民 営	96	100.0%	69	71.9%	8	8.3%	14	14.6%	1	1.0%	4	4.2%
	計	252	100.0%	173	68.7%	23	9.1%	31	12.3%	6	2.4%	19	7.5%
小都市A	公 営	97	100.0%	61	62.9%	9	9.3%	18	18.6%	3	3.1%	6	6.2%
	民 営	155	100.0%	112	72.3%	14	9.0%	13	8.4%	3	1.9%	13	8.4%
	計	84	100.0%	64	76.2%	4	4.8%	11	13.1%	2	2.4%	3	3.6%
小都市B	公 営	43	100.0%	29	67.4%	3	7.0%	9	20.9%			2	4.7%
	民 営	41	100.0%	35	85.4%	1	2.4%	2	4.9%	2	4.9%	1	2.4%
	計	142	100.0%	91	64.1%	14	9.9%	20	14.1%	7	4.9%	10	7.0%
町・村	公 営	87	100.0%	54	62.1%	8	9.2%	12	13.8%	6	6.9%	7	8.0%
	民 営	55	100.0%	37	67.3%	6	10.9%	8	14.5%	1	1.8%	3	5.5%

表NO.36 地域区分別 問3-2 幼稚園教育要領

		総	lt	保育指 対応でき		保育計 指導計 修整・	画の		育要領の 内容に 替える	詳しい わから		₹ <i>0</i> .	>他	未回	回答
	計	837	100.0%	356	42.5%	185	22.1%	11	1.3%	204	24.4%	19	2.3%	62	7.4%
全国	公 営	325	100.0%	100	30.8%	93	28.6%	5	1.5%	81	24.9%	10	3.1%	36	11.1%
	民営	512	100.0%	256	50.0%	92	18.0%	6	1.2%	123	24.0%	9	1.8%	26	5.1%
北海道・	計	128	100.0%	46	35.9%	23	18.0%	2	1.6%	40	31.3%	3	2.3%	14	10.9%
東北地区	公 営	52	100.0%	11	21.2%	9	17.3%	1	1.9%	17	32.7%	2	3.8%	12	23.1%
AC1810E	民 営	76	100.0%	35	46.1%	14	18.4%	1	1.3%	23	30.3%	1	1.3%	2	2.6%
	計	178	100.0%	69	38.8%	47	26.4%	4	2.2%	39	21.9%	5	2.8%	14	7.9%
関東地区	公 営	74	100.0%	26	35.1%	23	31.1%	2	2.7%	14	18.9%	2	2.7%	7	9.5%
	民 営	104	100.0%	43	41.3%	24	23.1%	2	1.9%	25	24.0%	3	2.9%	. 7	6.7%
	計	97	100.0%	40	41.2%	23	23.7%	2	2.1%	23	23.7%	2	2.1%	7	7.2%
東海地区	公営	46	100.0%	15	32.6%	13	28.3%	1	2.2%	10	21.7%	1	2.2%	6	13.0%
	民営	51	100.0%	25	49.0%	10	19.6%	1	2.0%	13	25.5%	1	2.0%	. 1	2.0%
	ãt	93	100.0%	36	38.7%	23	24.7%	2	2.2%	26	28.0%			6	6.5%
北信越地区	公 営	52	100.0%	16	30.8%	14	26.9%	1	1.9%	18	34.6%			3	5.8%
	民営	41	100.0%	20	48.8%	9	22.0%	1	2.4%	8	19.5%			3	7.3%
	計	102	100.0%	49	48.0%	18	17.6%			28	27.5%	3	2.9%	4	3.9%
近畿地区	公 営	29	100.0%	9	31.0%	8	27.6%			8	27.6%	2	6.9%	2	6.9%
Ĺi	民営	73	100.0%	40	54.8%	10	13.7%			20	27.4%	1	1.4%	2	2.7%
中国•	計	98	100.0%	47	48.0%	25	25.5%			18	18.4%	1	1.0%	7	7.1%
四国地区	公 営	44	100.0%	13	29.5%	21	47.7%			5	11.4%	1	2.3%	4	9.1%
	民 営	54	100.0%	34	63.0%	4	7.4%			13	24.1%			3	5.6%
	計	141	100.0%	69	48.9%	26	18.4%	1	0.7%	30	21.3%	5	3.5%	10	7.1%
九州地区	公 営	28	100.0%	10	35.7%	5	17.9%			9	32.1%	2	7.1%	2	7.1%
	民営	113	100.0%	59	52.2%	21	18.6%	1	0.9%	21	18.6%	3	2.7%	8	7.1%

表NO.37 所在地区分別 問3-2 幼稚園教育要領

		総	ā+	保育指対応でき		保育計 指導計 修整・3	画の	幼稚園教 保育内 組み	容に	詳しい わから		その)他	未回	答
	ā†	837	100.0%	356	42.5%	185	22.1%	11	1.3%	204	24.4%	19	2.3%	62	7.4%
総計	公 営	325	100.0%	100	30.8%	93	28.6%	5	1.5%	81	24.9%	10	3.1%	36	11.1%
	民 営	512	100.0%	256	50.0%	92	18.0%	6	1.2%	123	24.0%	9	1.8%	26	5.1%
都区部·	計	112	100.0%	54	48.2%	22	19.6%	2	1.8%	21	18.8%	5	4.5%	8	7.1%
指定都市	公 営	28	100.0%	9	32.1%	10	35.7%			4	14.3%	3	10.7%	2	7.1%
7670 81-11-	民 営	84	100.0%	45	53.6%	12	14.3%	2	2.4%	17	20.2%	2	2.4%	6	7.1%
	計	110	100.0%	44	40.0%	23	20.9%	2	1.8%	30	27.3%	3	2.7%	8	7.3%
県庁所在市	公 営	29	100.0%	6	20.7%	10	34.5%			7	24.1%	2	6.9%	4	13.8%
	民 営	81	100.0%	38	46.9%	13	16.0%	2	2.5%	23	28.4%	1	1.2%	4	4.9%
	計	137	100.0%	66	48.2%	20	14.6%	2	1.5%	38	27.7%	2	1.5%	9	6.6%
中都市	公 営	41	100.0%	17	41.5%	7	17.1%	1	2.4%	13	31.7%	1	2.4%	2	4.9%
	民 営	96	100.0%	49	51.0%	13	13.5%	1	1.0%	25	26.0%	1	1.0%	7	7.3%
	計	252	100.0%	110	43.7%	64	25.4%	3	1.2%	58	23.0%	3	1.2%	14	5.6%
小都市A	公 営	97	100.0%	29	29.9%	31	32.0%	3	3.1%	25	25.8%	1	1.0%	8	8.2%
	民 営	155	100.0%	81	52.3%	33	21.3%			33	21.3%	2	1.3%	6	3.9%
	計	84	100.0%	35	41.7%	21	25.0%	1	1.2%	20	23.8%	2	2.4%	5	6.0%
小都市B	公 営	43	100.0%	15	34.9%	12	27.9%	1	2.3%	10	23.3%	1	2.3%	4	9.3%
	民 営	41	100.0%	20	48.8%	9	22.0%			10	24.4%	1	2.4%	1	2.4%
	計	142	100.0%	47	33.1%	35	24.6%	1	0.7%	37	26.1%	4	2.8%	18	12.7%
町・村	公 営	87	100.0%	24	27.6%	23	26.4%			22	25.3%	2	2.3%	16	18.4%
	民 営	55	100.0%	23	41.8%	12	21.8%	1	1.8%	15	27.3%	2	3.6%	2	3.6%

表NO.38 地域区分別 問4 子育て支援事業を認定要件とした方針への評価

		総	ī†	サービスを 供給でき			支援を る危険性	生活の対視点が対		₹0	の他	未回]答
	計	837	100.0%	229	27.4%	185	22.1%	222	26.5%	81	9.7%	120	14.3%
全国	公 営	325	100.0%	112	34.5%	67	20.6%	76	23.4%	21	6.5%	49	15.1%
	民 営	512	100.0%	117	22.9%	118	23.0%	146	28.5%	60	11.7%	71	13.9%
北海道・	計	128	100.0%	33	25.8%	28	21.9%	35	27.3%	12	9.4%	20	15.6%
東北地区	公 営	52	100.0%	18	34.6%	7	13.5%	14	26.9%	2	3.8%	11	21.2%
*****	民営	76	100.0%	15	19.7%	21	27.6%	21	27.6%	10	13.2%	9	11.8%
	計	178	100.0%	50	28.1%	38	21.3%	50	28.1%	18	10.1%	22	12.4%
関東地区	公 営	74	100.0%	24	32.4%	19	25.7%	15	20.3%	7	9.5%	9	12.2%
	民 営	104	100.0%	26	25.0%	19	18.3%	35	33.7%	11	10.6%	13	12.5%
	計	97	100.0%	34	35.1%	21	21.6%	27	27.8%	6	6.2%	9	9.3%
東海地区	公 営	46	100.0%	21	45.7%	6	13.0%	12	26.1%	3	6.5%	4	8.7%
l	民 営	51	100.0%	13	25.5%	15	29.4%	15	29.4%	3	5.9%	5	9.8%
	計	93	100.0%	30	32.3%	18	19.4%	22	23.7%	9	9.7%	14	15.1%
北信越地区	公 営	52	100.0%	15	28.8%	12	23.1%	13	25.0%	3	5.8%	9	17.3%
	民営	41	100.0%	15	36.6%	6	14.6%	9	22.0%	6	14.6%	5	12.2%
	計	102	100.0%	30	29.4%	23	22.5%	24	23.5%	11	10.8%	14	13.7%
近畿地区	公 営	29	100.0%	10	34.5%	5	17.2%	7	24.1%	4	13.8%	3	10.3%
	民 営	73	100.0%	20	27.4%	18	24.7%	17	23.3%	7	9.6%	11	15.1%
46	計	98	100.0%	25	25.5%	28	28.6%	21	21.4%	8	8.2%	16	16.3%
中国· 四国地区	公 営	44	100.0%	15	34.1%	12	27.3%	10	22.7%			7	15.9%
四国地区	民 営	54	100.0%	10	18.5%	16	29.6%	11	20.4%	8	14.8%	9	16.7%
	計	141	100.0%	27	19.1%	29	20.6%	43	30.5%	17	12.1%	25	17.7%
九州地区	公 営	28	100.0%	9	32.1%	6	21.4%	5	17.9%	2	7.1%	6	21.4%
	民 営	113	100.0%	18	15.9%	23	20.4%	38	33.6%	15	13.3%	19	16.8%

表NO.39 所在地区分別 問4 子育て支援事業を認定要件とした方針への評価

		総	āt	サービスを 供給でき		子育で 矮小化す	支援を る危険性	生活の: 視点が5		その	の他	未回]答
	計	837	100.0%	229	27.4%	185	22.1%	222	26.5%	81	9.7%	120	14.3%
総計	公 営	325	100,0%	112	34.5%	67	20.6%	76	23.4%	21	6.5%	49	15.1%
	民 営	512	100.0%	117	22.9%	118	23.0%	146	28.5%	60	11.7%	71	13.9%
都区部・	計	112	100.0%	27	24.1%	30	26.8%	36	32.1%	11	9.8%	8	7.1%
部区部· 指定都市	公 営	28	100.0%	9	32.1%	8	28.6%	6	21.4%	2	7.1%	3	10.7%
THE COMPANY	民 営	84	100.0%	18	21.4%	22	26.2%	30	35.7%	9	10.7%	5	6.0%
	計	110	100.0%	26	23.6%	31	28.2%	32	29.1%	10	9.1%	11	10.0%
県庁所在市	公 営	29	100.0%	10	34.5%	8	27.6%	5	17.2%	2	6.9%	4	13.8%
	民 営	81	100.0%	16	19.8%	23	28.4%	27	33.3%	8	9.9%	7	8.6%
	計	137	100.0%	49	35.8%	29	21.2%	27	19.7%	13	9.5%	19	13.9%
中都市	公 営	41	100.0%	21	51.2%	4	9.8%	9	22.0%	4	9.8%	3	7.3%
	民 営	96	100.0%	28	29.2%	25	26.0%	18	18.8%	9	9.4%	16	16.7%
	計	252	100.0%	64	25.4%	48	19.0%	73	29.0%	25	9.9%	42	16.7%
小都市A	公 営	97	100.0%	29	29.9%	20	20.6%	29	29.9%	5	5.2%	14	14.4%
	民 営	155	100.0%	35	22.6%	28	18.1%	44	28.4%	20	12.9%	28	18.1%
	計	84	100.0%	17	20.2%	25	29.8%	17	20.2%	9	10.7%	16	19.0%
小都市B	公 営	43	100.0%	10	23.3%	14	32.6%	8	18.6%	2	4.7%	9	20.9%
	民 営	41	100.0%	7	17.1%	11	26.8%	9	22.0%	7	17.1%	7	17.1%
	計	142	100.0%	46	32.4%	22	15.5%	37	26.1%	13	9.2%	24	16.9%
町•村	公 営	87	100.0%	33	37.9%	13	14.9%	19	21.8%	6	6.9%	16	18.4%
	民営	55	100.0%	13	23.6%	9	16.4%	18	32.7%	7	12.7%	8	14.5%

表NO.40 地域区分別 問4-1-1 貴園の自己評定〈母親の就労支援〉

		総	lt	1			2	3	3	À		5	i	未回	答
	計	837	100.0%	9	1.1%	15	1.8%	104	12.4%	268	32.0%	406	48.5%	35	4.2%
全国	公 営	325	100.0%	5	1.5%	8	2.5%	50	15.4%	114	35.1%	129	39.7%	19	5.8%
	民 営	512	100.0%	4	0.8%	7	1.4%	54	10.5%	154	30.1%	277	54.1%	16	3.1%
北海道・	計	128	100.0%	1	0.8%	4	3.1%	18	14.1%	43	33.6%	57	44.5%	5	3.9%
東北地区	公 営	52	100.0%	- 1	1.9%	2	3.8%	7	13.5%	18	34.6%	20	38.5%	4	7.7%
×10-10-1	民営	76	100.0%			2	2.6%	11	14.5%	25	32.9%	37	48.7%	1	1.3%
	計	178	100.0%			2	1.1%	20	11.2%	58	32.6%	89	50.0%	9	5.1%
関東地区	公 営	74	100.0%					13	17.6%	23	31.1%	31	41.9%	7	9.5%
	民 営	104	100.0%			2	1.9%	7	6.7%	35	33.7%	58	55.8%	2	1.9%
	計	97	100.0%	3	3.1%	4	4.1%	17	17.5%	26	26.8%	46	47.4%	1	1.0%
東海地区	公 営	46	100.0%	2	4.3%	3	6.5%	12	26.1%	10	21.7%	19	41.3%		
	民 営	51	100.0%	1	2.0%	1	2.0%	5	9.8%	16	31.4%	27	52.9%	1	2.0%
	計	93	100.0%	1	1.1%			10	10.8%	36	38.7%	41	44.1%	5	5.4%
北信越地区	公 営	52	100.0%	1	1.9%			6	11.5%	24	46.2%	19	36.5%	2	3.8%
	民営	41	100.0%					4	9.8%	12	29.3%	22	53.7%	3	7.3%
	計	102	100.0%	2	2.0%	1	1.0%	15	14.7%	30	29.4%	53	52.0%	1	1.0%
近畿地区	公 営	29	100.0%	1	3.4%			7	24.1%	9	31.0%	12	41.4%		
	民営	73	100.0%	1	1.4%	1	1.4%	8	11.0%	21	28.8%	41	56.2%	1	1.4%
中国・	計	98	100.0%	1	1.0%			12	12.2%	43	43.9%	37	37.8%	5	5.1%
四国地区	公 営	44	100.0%					5	11.4%	25	56.8%	12	27.3%	2	4.5%
	民 営	54	100.0%	1	1.9%			7	13.0%	18	33.3%	25	46.3%	3	5.6%
	計	141	100.0%	1	0.7%	4	2.8%	12	8.5%	32	22.7%	83	58.9%	9	6.4%
九州地区	公 営	28	100.0%			3	10.7%			5	17.9%	16	57.1%	4	14.3%
	民営	113	100.0%	1	0.9%	1	0.9%	12	10.6%	27	23.9%	67	59.3%	5	4.4%

表NO.41 所在地区分別 問4-1-1 貴園の自己評定〈母親の就労支援〉

		総	it	1		2		3	3	4		5		未回]答
	計	837	100.0%	9	1.1%	15	1.8%	104	12.4%	268	32.0%	406	48.5%	35	4.2%
総計	公 営	325	100.0%	5	1.5%	8	2.5%	50	15.4%	114	35.1%	129	39.7%	19	5.8%
	民 営	512	100.0%	4	0.8%	7	1.4%	54	10.5%	154	30.1%	277	54.1%	16	3.1%
都区部·	計	112	100.0%			2	1.8%	9	8.0%	27	24.1%	70	62.5%	4	3.6%
指定都市	公 営	28	100.0%					4	14.3%	6	21.4%	16	57.1%	2	7.1%
ALAC HILLS	民 営	84	100.0%			2	2.4%	5	6.0%	21	25.0%	54	64.3%	2	2.4%
	計	110	100.0%	2	1.8%	2	1.8%	16	14.5%	37	33.6%	49	44.5%	4	3.6%
県庁所在市	公 営	29	100.0%	2	6.9%	1	3.4%	1	3.4%	12	41.4%	11	37.9%	2	6.9%
	民 営	81	100.0%			1	1.2%	15	18.5%	25	30.9%	38	46.9%	2	2.5%
	計	137	100.0%	2	1.5%	3	2.2%	11	8.0%	46	33.6%	70	51.1%	5	3.6%
中都市	公 営	41	100.0%	1	2.4%			5	12.2%	13	31.7%	20	48.8%	2	4.9%
	民 営	96	100.0%	1	1.0%	3	3.1%	6	6.3%	33	34.4%	50	52.1%	3	3.1%
	計	252	100.0%	4	1.6%	3	1.2%	32	12.7%	74	29.4%	127	50.4%	12	4.8%
小都市A	公 営	97	100.0%	2	2.1%	3	3.1%	17	17.5%	32	33.0%	37	38.1%	6	6.2%
	民 営	155	100.0%	2	1.3%			15	9.7%	42	27.1%	90	58.1%	6	3.9%
	計	84	100.0%			1	1.2%	10	11.9%	29	34.5%	39	46.4%	5	6.0%
小都市B	公 営	43	100.0%			1	2.3%	7	16.3%	16	37.2%	16	37.2%	3	7.0%
	民 営	41	100.0%					3	7.3%	13	31.7%	23	56.1%	2	4.9%
	計	142	100.0%	1	0.7%	4	2.8%	26	18.3%	55	38.7%	51	35.9%	5	3.5%
町・村	公 営	87	100.0%			3	3.4%	16	18.4%	35	40.2%	29	33.3%	4	4.6%
	民 営	55	100.0%	. 1	1.8%	1	1.8%	10	18.2%	20	36.4%	22	40.0%	1	1.8%

表NO.42 地域区分別 問4-1-2 貴園の自己評定〈仕事と子育ての両立支援〉

		総	it		1	2	2	;	3	2	1		5	未回	回答
	計	837	100.0%	8	1.0%	14	1.7%	158	18.9%	338	40.4%	286	34.2%	33	3.9%
全国	公 営	325	100.0%	4	1.2%	9	2.8%	70	21.5%	147	45.2%	76	23.4%	19	5.8%
	民 営	512	100.0%	4		5	1.0%	88	17.2%	191	37.3%	210	41.0%	14	2.7%
北海道・	計	128	100.0%	2	1.6%	3	2.3%	26	20.3%	56	43.8%	36	28.1%	5	3.9%
東北地区	公 営	52	100.0%	1	1.9%	2	3.8%	7	13.5%	26	50.0%	12	23.1%	4	7.7%
>K-13-52	民 営	76	100.0%	1	1.3%	1	1.3%	19	25.0%	30	39.5%	24	31.6%	1	1.3%
	計	178	100.0%	1	0.6%	3	1.7%	29	16.3%	68	38.2%	69	38.8%	8	4.5%
関東地区	公 営	74	100.0%	1	1.4%	1	1.4%	14	18.9%	30	40.5%	21	28.4%	7	9.5%
	民 営	104	100.0%			2	1.9%	15	14.4%	38	36.5%	48	46.2%	1	1.0%
	計	97	100.0%			4	4.1%	25	25.8%	39	40.2%	28	28.9%	1	1.0%
東海地区	公 営	46	100.0%			3	6.5%	17	37.0%	16	34.8%	10	21.7%		
	民 営	51	100.0%			1	2.0%	8	15.7%	23	45.1%	18	35.3%	1	2.0%
	計	93	100.0%	1	1.1%	1	1.1%	15	16.1%	41	44.1%	29	31.2%	6	6.5%
北信越地区	公 営	52	100.0%	1	1.9%	1	1.9%	10	19.2%	28	53.8%	9	17.3%	3	5.8%
	民 営	41	100.0%					5	12.2%	13	31.7%	20	48.8%	3	7.3%
	計	102	100.0%	2	2.0%	1	1.0%	24	23.5%	31	30.4%	43	42.2%	1	1.0%
近畿地区	公 営	29	100.0%	1	3.4%			11	37.9%	7	24.1%	10	34.5%		
	民 営	73	100.0%	1	1.4%	1	1.4%	13	17.8%	24	32.9%	33	45.2%	1	1.4%
中国・	計	98	100.0%	1	1.0%	1	1.0%	21	21.4%	47	48.0%	24	24.5%	4	4.1%
四国地区	公 営	44	100.0%			1	2.3%	9	20.5%	27	61.4%	5	11.4%	2	4.5%
	民 営	54	100.0%	1	1.9%			12	22.2%	20	37.0%	19	35.2%	2	3.7%
	計	141	100.0%	1	0.7%	1	0.7%	18	12.8%	56	39.7%	57	40.4%	8	5.7%
九州地区	公 営	28	100.0%			1	3.6%	2	7.1%	13	46.4%	9	32.1%	3	10.7%
	民 営	113	100.0%	1	0.9%			16	14.2%	43	38.1%	48	42.5%	5	4.4%

表NO.43 所在地区分別 問4-1-2 貴園の自己評定〈仕事と子育ての両立支援〉

		総	it	1		2		3	3	4	•	5		未回	答
	計	837	100.0%	8	1.0%	14	1.7%	158	18.9%	338	40.4%	286	34.2%	33	3.9%
総計	公 営	325	100.0%	4	1.2%	9	2.8%	70	21.5%	147	45.2%	76	23.4%	19	5.8%
	民 営	512	100.0%	4	0.8%	5	1.0%	88	17.2%	191	37.3%	210	41.0%	14	2.7%
都区部・	計	112	100.0%			1	0.9%	14	12.5%	41	36.6%	52	46.4%	4	3.6%
指定都市	公 営	28	100.0%					5	17.9%	10	35.7%	11	39.3%	2	7.1%
Ja Ac all III	民営	84	100.0%			1	1.2%	9	10.7%	31	36.9%	41	48.8%	2	2.4%
	計	110	100.0%	2	1.8%			26	23.6%	39	35.5%	40	36.4%	3	2.7%
県庁所在市	公営	29	100.0%	2	6.9%			5	17.2%	12	41.4%	9	31.0%	1	3.4%
	民営	81	100.0%					21	25.9%	27	33.3%	31	38.3%	2	2.5%
	計	137	100.0%	1	0.7%	4	2.9%	24	17.5%	49	35.8%	55	40.1%	4	2.9%
中都市	公 営	41	100.0%			1	2.4%	8	19.5%	18	43.9%	12	29.3%	2	4.9%
	民営	96	100.0%	1	1.0%	3	3.1%	16	16.7%	31	32.3%	43	44.8%	. 2	2.1%
	計	252	100.0%	3	1.2%	6	2.4%	43	17.1%	103	40.9%	85	33.7%	12	4.8%
小都市A	公 営	97	100.0%	2	2.1%	5	5.2%	19	19.6%	45	46.4%	20	20.6%	6	6.2%
	民 営	155	100.0%	1	0.6%	1	0.6%	24	15.5%	58	37.4%	65	41.9%	6	3.9%
	計	84	100.0%	1	1.2%			16	19.0%	40	47.6%	22	26.2%	5	6.0%
小都市B	公 営	43	100.0%					11	25.6%	20	46.5%	8	18.6%	4	9.3%
	民 営	41	100.0%	1	2.4%			5	12.2%	20	48.8%	14	34.1%	1	2.4%
	青十	142	100.0%	1	0.7%	3	2.1%	35	24.6%	66	46.5%	32	22.5%	5	3.5%
町・村	公 営	87	100.0%			3	3.4%	22	25.3%	42	48.3%	16	18.4%	4	4.6%
	民 営	55	100.0%	1	1.8%			13	23.6%	24	43.6%	16	29.1%	1	1.8%

表NO.44 地域区分別 問4-1-3 貴園の自己評定〈地域の子育で支援〉

		総	it	1		:	2	3	3	4	ļ	5		未回	答
	計	837	100.0%	18	2.2%	76	9.1%	267	31.9%	295	35.2%	143	17.1%	38	4.5%
全国	公 営	325	100.0%	7	2.2%	31	9.5%	109	33.5%	121	37.2%	37	11.4%	20	6.2%
	民 営	512	100.0%	11	2.1%	45	8.8%	158	30.9%	174	34.0%	106	20.7%	18	3.5%
北海道・	計	128	100.0%	6	4.7%	17	13.3%	44	34.4%	41	32.0%	15	11.7%	5	3.9%
東北地区	公 営	52	100.0%	1	1.9%	7	13.5%	12	23.1%	25	48.1%	3	5.8%	4	7.7%
未把配	民 営	76	100.0%	5	6.6%	10	13.2%	32	42.1%	16	21.1%	12	15.8%	1	1.3%
	計	178	100.0%	4	2.2%	19	10.7%	57	32.0%	54	30.3%	35	19.7%	9	5.1%
関東地区	公 営	74	100.0%	1	1.4%	9	12.2%	23	31.1%	22	29.7%	12	16.2%	7	9.5%
	民 営	104	100.0%	3	2.9%	10	9.6%	34	32.7%	32	30.8%	23	22.1%	2	1.9%
	計	97	100.0%			8	8.2%	34	35.1%	42	43.3%	11	11.3%	2	2.1%
東海地区	公 営	46	100.0%			4	8.7%	22	47.8%	15	32.6%	5	10.9%		
	民 営	51	100.0%			4	7.8%	12	23.5%	27	52.9%	6	11.8%	2	3.9%
	計	93	100.0%	1	1.1%	4	4.3%	27	29.0%	36	38.7%	18	19.4%	7	7.5%
北信越地区	公 営	52	100.0%	1	1.9%	2	3.8%	16	30.8%	22	42.3%	8	15.4%	3	5.8%
	民 営	41	100.0%			_ 2	4.9%	11	26.8%	14	34.1%	10	24.4%	4	9.8%
	計	102	100.0%	1	1.0%	8	7.8%	32	31.4%	41	40.2%	18	17.6%	2	2.0%
近畿地区	公 営	29	100.0%			4	13.8%	. 13	44.8%	9	31.0%	2	6.9%	1	3.4%
	民 営	73	100.0%	1	1.4%	4	5.5%	. 19	26.0%	32	43.8%	16	21.9%	1	1.4%
中国・	計	98	100.0%	4	4.1%	10	10.2%	30	30.6%	38	38.8%	11	11.2%	5	5.1%
四国地区	公 営	44	100.0%	3	6.8%	4	9.1%	14	31.8%	18	40.9%	3	6.8%	2	4.5%
	民 営	54	100.0%	1	1.9%	6	11.1%	16	29.6%	20	37.0%	8	14.8%	3	5.6%
	計	141	100.0%	2	1.4%	10	7.1%	43	30.5%	43	30.5%	35	24.8%	8	5.7%
九州地区	公 営	28	100.0%	1	3.6%	1	3.6%	9	32.1%	10	35.7%	4	14.3%	3	10.7%
	民 営	113	100.0%	1	0.9%	9	8.0%	34	30.1%	33	29.2%	31	27.4%	5	4.4%

表NO.45 所在地区分別 問4-1-3 貴園の自己評定〈地域の子育で支援〉

	ļ	総記	it	1			2	3	3	4		5		未回	回答
	計	837	100.0%	18	2.2%	76	9.1%	267	31.9%	295	35.2%	143	17.1%	38	4.5%
総計	公 営	325	100.0%	7	2.2%	31	9.5%	109	33.5%	121	37.2%	37	11.4%	20	6.2%
	民 営	512	100.0%	11	2.1%	45	8.8%	158	30.9%	174	34.0%	106	20.7%	18	3.5%
都区部・	計	112	100.0%	1	0.9%	12	10.7%	37	33.0%	40	35.7%	18	16.1%	4	3.6%
部 企 即 · 指定都市	公 営	28	100.0%			2	7.1%	11	39.3%	10	35.7%	3	10.7%	2	7.1%
15 AC BIN II	民 営	84	100.0%	1	1.2%	10	11.9%	26	31.0%	30	35.7%	15	17.9%	2	2.4%
	計	110	100.0%	1	0.9%	14	12.7%	30	27.3%	42	38.2%	20	18.2%	3	2.7%
県庁所在市	公 営	29	100.0%			5	17.2%	7	24.1%	11	37.9%	5	17.2%	1	3.4%
	民 営	81	100.0%	1	1.2%	9	11.1%	23	28.4%	31	38.3%	15	18.5%	2	2.5%
	計	137	100.0%	5	3.6%	11	8.0%	44	32.1%	48	35.0%	24	17.5%	5	3.6%
中都市	公 営	41	100.0%	1	2.4%	3	7.3%	11	26.8%	18	43.9%	6	14.6%	2	4.9%
	民 営	96	100.0%	4	4.2%	8	8.3%	33	34.4%	30	31.3%	18	18.8%	3	3.1%
	計	252	100.0%	6	2.4%	19	7.5%	76	30.2%	87	34.5%	50	19.8%	14	5.6%
小都市A	公 営	97	100.0%	2	2.1%	10	10.3%	34	35.1%	34	35.1%	10	10.3%	7	7.2%
	民 営	155	100.0%	4	2.6%	9	5.8%	42	27.1%	53	34.2%	40	25.8%	7	4.5%
	計	84	100.0%			10	11.9%	27	32.1%	26	31.0%	15	17.9%	6	7.1%
小都市B	公 営	43	100.0%			5	11.6%	16	37.2%	11	25.6%	7	16.3%	4	9.3%
	民 営	41	100.0%			5	12.2%	11	26.8%	15	36.6%	8	19.5%	2	4.9%
	計	142	100.0%	5	3.5%	10	7.0%	53	37.3%	52	36.6%	16	11.3%	6	4.2%
町∙村	公 営	87	100.0%	4	4.6%	6	6.9%	30	34.5%	37	42.5%	6	6.9%	4	4.6%
	民 営	55	100.0%	1	1.8%	4	7.3%	23	41.8%	15	27.3%	10	18.2%	2	3.6%

表NO.46 地域区分別 問4-1-4 貴園の自己評定〈子どもの発達支援〉

		総	\$ †	1		2			3	Ž	1		5	未回	回答
	計	837	100.0%	5	0.6%	12	1.4%	120	14.3%	346	41.3%	317	37.9%	37	4.4%
全国	公 営	325	100.0%	2	0.6%	4	1.2%	48	14.8%	160	49.2%	91	28.0%	20	6.2%
	民営	512	100.0%	3	0.6%	8	1.6%	72	14.1%	186	36.3%	226	44.1%	17	3.3%
北海道・	計	128	100.0%	1	0.8%	6	4.7%	20	15.6%	55	43.0%	41	32.0%	5	3.9%
東北地区	公 営	52	100.0%	1	1.9%	3	5.8%	7	13.5%	26	50.0%	11	21.2%	4	7.7%
X-10-01	民 営	76	100.0%			3	3.9%	13	17.1%	29	38.2%	30	39.5%	1	1.3%
	計	178	100.0%	1	0.6%	2	1.1%	18	10.1%	75	42.1%	71	39.9%	- 11	6.2%
関東地区	公 営	74	100.0%					12	16.2%	26	35.1%	28	37.8%	8	10.8%
	民 営	104	100.0%	1	1.0%	2	1.9%	6	5.8%	49	47.1%	43	41.3%	3	2.9%
	計	97	100.0%			1	1.0%	20	20.6%	43	44.3%	32	33.0%	- 1	1.0%
東海地区	公 営	46	100.0%					12	26.1%	27	58.7%	. 7	15.2%		
	民 営	51	100.0%			1	2.0%	8	15.7%	16	31.4%	25	49.0%	1	2.0%
	計	93	100.0%	1	1.1%	1	1.1%	11	11.8%	45	48.4%	29	31.2%	6	6.5%
北信越地区	公 営	52	100.0%	1	1.9%			4	7.7%	30	57.7%	14	26.9%	3	5.8%
	民営	41	100.0%			1	2.4%	7	17.1%	15	36.6%	15	36.6%	3	7.3%
	計	102	100.0%	1	1.0%	2	2.0%	22	21.6%	40	39.2%	36	35.3%	1	1.0%
近畿地区	公 営	29	100.0%			1	3.4%	7	24.1%	13	44.8%	8	27.6%		
	民 営	73	100.0%	1	1.4%	1	1.4%	15	20.5%	27	37.0%	28	38.4%	1	1.4%
中国-	計	98	100.0%					13	13.3%	43	43.9%	37	37.8%	5	5.1%
四国地区	公 営	44	100.0%					3	6.8%	25	56.8%	14	31.8%	2	4.5%
四国地区	民 営	54	100.0%					10	18.5%	18	33.3%	23	42.6%	3	5.6%
	計	141	100.0%	1	0.7%			16	11.3%	45	31.9%	71	50.4%	8	5.7%
九州地区	公 営	28	100.0%					3	10.7%	13	46.4%	9	32.1%	3	10.7%
	民 営	113	100.0%	1	0.9%			13	11.5%	32	28.3%	62	54.9%	5	4.4%

表NO.47 所在地区分別 問4-1-4 貴園の自己評定〈子どもの発達支援〉

		総言	it	1		2	2	3	1	ž		5		未回]答
	計	837	100.0%	5	0.6%	12	1.4%	120	14.3%	346	41.3%	317	37.9%	37	4.4%
総計	公 営	325	100.0%	2	0.6%	4	1.2%	48	14.8%	160	49.2%	91	28.0%	20	6.2%
	民 営	512	100.0%	3	0.6%	8	1.6%	72	14.1%	186	36.3%	226	44.1%	17	3.3%
都区部・	計	112	100.0%			2	1.8%	11	9.8%	35	31.3%	60	53.6%	4	3.6%
指定都市	公 営	28	100.0%					2	7.1%	- 11	39.3%	13	46.4%	2	7.1%
18 X 80/17	民 営	84	100.0%			2	2.4%	9	10.7%	24	28.6%	47	56.0%	2	2.4%
	計	110	100.0%			3	2.7%	16	14.5%	42	38.2%	46	41.8%	3	2.7%
県庁所在市	公 営	29	100.0%			2	6.9%	2	6.9%	13	44.8%	11	37.9%	1	3.4%
	民 営	81	100.0%			1	1.2%	14	17.3%	29	35.8%	35	43.2%	2	2.5%
	計	137	100.0%			1	0.7%	19	13.9%	59	43.1%	52	38.0%	6	4.4%
中都市	公 営	41	100.0%					5	12.2%	23	56.1%	11	26.8%	2	4.9%
	民 営	96	100.0%			1	1.0%	14	14.6%	36	37.5%	41	42.7%	4	4.2%
	計	252	100.0%	2	0.8%	3	1.2%	33	13.1%	108	42.9%	93	36.9%	13	5.2%
小都市A	公 営	97	100.0%					17	17.5%	47	48.5%	26	26.8%	7	7.2%
	民 営	155	100.0%	2	1.3%	3	1.9%	16	10.3%	61	39.4%	67	43.2%	6	3.9%
	計	84	100.0%			1	1.2%	16	19.0%	29	34.5%	32	38.1%	6	7.1%
小都市B	公 営	43	100.0%			1	2.3%	7	16.3%	15	34.9%	16	37.2%	4	9.3%
	民 営	41	100.0%					9	22.0%	14	34.1%	16	39.0%	2	4.9%
	計	142	100.0%	3	2.1%	2	1.4%	25	17.6%	73	51.4%	34	23.9%	5	3.5%
町・村	公 営	87	100.0%	2	2.3%	1	1.1%	15	17.2%	51	58.6%	14	16.1%	4	4.6%
	民 営	55	100.0%	1	1.8%	1	1.8%	10	18.2%	22	40.0%	20	36.4%	1	1.8%

表NO.48 地域区分別 問5-1 公立保育所の民営化

		総	! †	かなり	移行	一部	移行	ある 移行して			たく こいない	わから	ない	₹0)他	未回]答
	計	837	100.0%	73	8.7%	281	33.6%	71	8.5%	319	38.1%	18	2.2%	60,	7.2%	15	1.8%
全国	公 営	325	100.0%	12	3.7%	98	30.2%	28	8.6%	146	44.9%	8	2.5%	26	8.0%	7	2.2%
	民営	512	100.0%	61	11.9%	183	35.7%	43	8.4%	173	33.8%	10	2.0%	34	6.6%	8	1.6%
北海道・	計	128	100.0%	12	9.4%	49	38.3%	10	7.8%	36	28.1%	5	3.9%	14	10.9%	2	1.6%
東北地区	公 営	52	100.0%	1	1.9%	13	25.0%	5	9.6%	22	42.3%	2	3.8%	7	13.5%	2	3.8%
X-10-01	民 営	76	100.0%	11	14.5%	36	47.4%	5	6.6%	14	18.4%	3	3.9%	7	9.2%		
	計	178	100.0%	14	7.9%	71	39.9%	13	7.3%	60	33.7%	5	2.8%	12	6.7%	3	1.7%
関東地区	公 営	74	100.0%	4	5.4%	31	41.9%	4	5.4%	25	33.8%	2	2.7%	6	8.1%	2	2.7%
	民 営	104	100.0%	10	9.6%	40	38.5%	9	8.7%	35	33.7%	3	2.9%	6	5.8%	1	1.0%
	計	97	100.0%	5	5.2%	29	29.9%	9	9.3%	47	48.5%	2	2.1%	4	4.1%	1	1.0%
東海地区	公 営	46	100.0%	1	2.2%	15	32.6%	5	10.9%	21	45.7%	2	4.3%	2	4.3%		
	民営	51	100.0%	4	7.8%	14	27.5%	4	7.8%	26	51.0%			2	3.9%	1	2.0%
	計	93	100.0%	3	3.2%	24	25.8%	15	16.1%	44	47.3%	2	2.2%	3	3.2%	2	2.2%
北信越地区	公 営	52	100.0%	2	3.8%	13	25.0%	3	5.8%	30	57.7%	1	1.9%	3	5.8%		
	民 営	41	100.0%	1	2.4%	11	26.8%	12	29.3%	14	34.1%	1	2.4%			2	4.9%
	計	102	100,0%	10	9.8%	34	33.3%	7	6.9%	41	40.2%			9	8.8%	1	1.0%
近畿地区	公 営	29	100.0%	1	3.4%	7	24.1%	2	6.9%	15	51.7%			4	13.8%		
	民 営	73	100.0%	9	12.3%	27	37.0%	5	6.8%	26	35.6%			5	6.8%	1	1.4%
中国・	計	98	100.0%	8	8.2%	29	29.6%	9	9.2%	43	43.9%	1	1.0%	6	6.1%	2	2.0%
四国地区	公 営	44	100.0%	1	2.3%	12	27.3%	6	13.6%	21	47.7%			2	4.5%	2	4.5%
12.52	民 営	54	100.0%	7	13.0%	17	31.5%	3	5.6%	22	40.7%	1	1.9%	4	7.4%		
	計	141	100.0%	21	14.9%	45	31.9%	8	5.7%	48	34.0%	3	2.1%	12	8.5%	4	2.8%
九州地区	公 営	28	100.0%	2	7.1%	7	25.0%	3	10.7%	12	42.9%	1	3.6%	2	7.1%	1	3.6%
	民 営	113	100.0%	19	16.8%	38	33.6%	5	4.4%	36	31.9%	2	1.8%	10	8.8%	3	2.7%

表NO.49 所在地区分別 問5-1 公立保育所の民営化

i		総	i†	かなり	移行	一部	移行	ある 移行して		まっ 移行して		わから	ない	その	他	未回]答
	it it	837	100.0%	73	8.7%	281	33.6%	71	8.5%	319	38.1%	18	2.2%	60	7.2%	15	1.8%
総計	公 営	325	100.0%	12	3.7%	98	30.2%	28	8.6%	146	44.9%	8	2.5%	26	8.0%	7	2.2%
	民 営	512	100.0%	61	11.9%	183	35.7%	43	8.4%	173	33.8%	10	2.0%	34	6.6%	8	1.6%
ten era den	計	112	100.0%	23	20.5%	56	50.0%	10	8.9%	13	11.6%	3	2.7%	4	3.6%	3	2.7%
都区部・ 指定都市	公 営	28	100.0%	2	7.1%	15	53.6%	4	14.3%	2	7.1%			3	10.7%	2	7.1%
相先即帅	民営	84	100.0%	21	25.0%	41	48.8%	6	7.1%	11	13.1%	3	3.6%	1	1.2%	1	1.2%
	計	110	100.0%	9	8.2%	47	42.7%	13	11.8%	28	25.5%	4	3.6%	7	6.4%	2	1.8%
県庁所在市	公 営	29	100.0%	3	10.3%	15	51.7%	1	3.4%	4	13.8%	2	6.9%	4	13.8%		
	民 営	81	100.0%	6	7.4%	32	39.5%	12	14.8%	24	29.6%	2	2.5%	3	3.7%	2	2.5%
	āt	137	100.0%	10	7.3%	58	42.3%	12	8.8%	40	29.2%	2	1.5%	11	8.0%	4	2.9%
中都市	公 営	41	100.0%	2	4.9%	16	39.0%	5	12.2%	10	24.4%	1	2.4%	6	14.6%	1	2.4%
	民 営	96	100.0%	8	8.3%	42	43.8%	7	7.3%	30	31.3%	1	1.0%	5	5.2%	3	3.1%
	計	252	100.0%	17	6.7%	80	31.7%	22	8.7%	111	44.0%	3	1.2%	16	6.3%	3	1.2%
小都市A	公営	97	100.0%	3	3.1%	34	35.1%	7	7.2%	46	47.4%	- 1	1.0%	5	5.2%	1	1.0%
	民 営	155	100.0%	14	9.0%	46	29.7%	15	9.7%	65	41.9%	2	1.3%	11	7.1%	2	1.3%
	計	84	100.0%	8	9.5%	20	23.8%	7	8.3%	39	46.4%	2	2.4%	7	8.3%	1	1.2%
小都市B	公 営	43	100.0%	2	4.7%	7	16.3%	6	14.0%	23	53.5%			4	9.3%	1	2.3%
	民営	41	100.0%	6	14.6%	13	31.7%	1	2.4%	16	39.0%	2	4.9%	3	7.3%		
	計	142	100.0%	6	4.2%	20	14.1%	7	4.9%	88	62.0%	4	2.8%	15	10.6%	2	1.4%
町・村	公 営	87	100.0%			11	12.6%	5	5.7%	61	70.1%	4	4.6%	4	4.6%	2	2.3%
	民営	55	100.0%	6	10.9%	9	16.4%	2	3.6%	27	49.1%			11	20.0%		

表NO.50 地域区分別 問5-2 民営化による保育の質の変化

		総訓	i+	質が」	上がる	質がヿ	「がる	質には関	関係ない	わから	ない	その	他	未回	0答
	計	837	100.0%	195	23.3%	139	16.6%	288	34.4%	129	15.4%	65	7.8%	21	2.5%
全国	公 営	325	100.0%	10	3.1%	118	36.3%	88	27.1%	72	22.2%	28	8.6%	9	2.8%
	民 営	512	100.0%	185	36.1%	21	4.1%	200	39.1%	57	11.1%	37	7.2%	12	2.3%
北海道・	計	128	100.0%	21	16.4%	20	15.6%	50	39.1%	22	17.2%	10	7.8%	5	3.9%
東北地区	公 営	52	100.0%	3	5.8%	16	30.8%	9	17.3%	15	28.8%	6	11.5%	3	5.8%
米北地區 :	民 営	76	100.0%	18	23.7%	4	5.3%	41	53.9%	7	9.2%	4	5.3%	2	2.6%
	計	178	100.0%	41	23.0%	29	16.3%	61	34.3%	24	13.5%	19	10.7%	4	2.2%
関東地区	公 営	74	100.0%	1	1.4%	26	35.1%	27	36.5%	13	17.6%	7	9.5%		
	民 営	104	100.0%	40	38.5%	3	2.9%	34	32.7%	11	10.6%	12	11.5%	4	3.8%
	計	97	100.0%	16	16.5%	19	19.6%	33	34.0%	18	18.6%	9	9.3%	2	2.1%
東海地区	公 営	46	100.0%	2	4.3%	17	37.0%	9	19.6%	12	26.1%	5	10.9%	1	2.2%
	民 営	51	100.0%	14	27.5%	2	3.9%	24	47.1%	6	11.8%	4	7.8%	1	2.0%
	計	93	100.0%	21	22.6%	22	23.7%	31	33.3%	13	14.0%	4	4.3%	2	2.2%
北信越地区	公 営	52	100.0%	2	3.8%	22	42.3%	17	32.7%	8	15.4%	2	3.8%	1	1.9%
	民 営	41	100.0%	19	46.3%			14	34.1%	5	12.2%	2	4.9%	1	2.4%
	計	102	100.0%	31	30.4%	16	15.7%	32	31.4%	20	19.6%	2	2.0%	1	1.0%
近畿地区	公 営	29	100.0%			- 11	37.9%	7	24.1%	9	31.0%	1	3.4%	- 1	3.4%
	民 営	73	100.0%	31	42.5%	5	6.8%	25	34.2%	11	15.1%	1	1.4%		
中国・	計	98	100.0%	22	22.4%	20	20.4%	28	28.6%	14	14.3%	11	11.2%	3	3.1%
四国地区	公 営	44	100.0%	1	2.3%	18	40.9%	12	27.3%	8	18.2%	3	6.8%	2	4.5%
	民 営	54	100.0%	21	38.9%	2	3.7%	16	29.6%	6	11.1%	. 8	14.8%	1	1.9%
	計	141	100.0%	43	30.5%	13	9.2%	53	37.6%	18	12.8%	10	7.1%	4	2.8%
九州地区	公 営	28	100.0%	1	3.6%	8	28.6%	7	25.0%	7	25.0%	4	14.3%	1	3.6%
	民 営	113	100.0%	42	37.2%	5	4.4%	46	40.7%	11	9.7%	6	5.3%	3	2.7%

表NO.51 所在地区分別 問5-2 民営化による保育の質の変化

		総	i l	質が上	がる	質がヿ	「がる	質には関	関係ない	わから	ない	その	他	未回]答
	計	837	100.0%	195	23.3%	139	16.6%	288	34.4%	129	15.4%	65	7.8%	21	2.5%
総計	公 営	325	100.0%	10	3.1%	118	36.3%	88	27.1%	72	22.2%	28	8.6%	9	2.8%
	民営	512	100.0%	185	36.1%	21	4.1%	200	39.1%	57	11.1%	37	7.2%	12	2.3%
都区部·	計	112	100.0%	23	20.5%	17	15.2%	42	37.5%	16	14.3%	13	11.6%	1	0.9%
指定都市	公 営	28	100.0%	1	3.6%	10	35.7%	7	25.0%	3	10.7%	6	21.4%	1	3.6%
TEACHINITY	民 営	84	100.0%	22	26.2%	7	8.3%	35	41.7%	13	15.5%	7	8.3%		
	計	110	100.0%	30	27.3%	12	10.9%	44	40.0%	9	8.2%	8	7.3%	7	6.4%
県庁所在市	公 営	29	100.0%	1	3.4%	10	34.5%	9	31.0%	3	10.3%	2	6.9%	4	13.8%
	民 営	81	100.0%	29	35.8%	2	2.5%	35	43.2%	6	7.4%	6	7.4%	3	3.7%
	計	137	100.0%	33	24.1%	19	13.9%	50	36.5%	18	13.1%	14	10.2%	3	2.2%
中都市	公 営	41	100.0%		l	15	36.6%	9	22.0%	11	26.8%	5	12.2%	1	2.4%
	民 営	96	100.0%	33	34.4%	4	4.2%	41	42.7%	7	7.3%	9	9.4%	2	2.1%
	計	252	100.0%	62	24.6%	43	17.1%	88	34.9%	42	16.7%	11	4.4%	6	2.4%
小都市A	公 営	97	100.0%	3	3.1%	38	39.2%	29	29.9%	20	20.6%	5	5.2%	2	2.1%
	民営	155	100.0%	59	38.1%	5	3.2%	59	38.1%	22	14.2%	6	3.9%	4	2.6%
	計	84	100.0%	18	21.4%	18	21.4%	28	33.3%	13	15.5%	6	7.1%	1	1.2%
小都市B	公 営	43	100.0%	1	2.3%	17	39.5%	13	30.2%	8	18.6%	4	9.3%		
	民 営	41	100.0%	17	41.5%	1	2.4%	15	36.6%	5	12.2%	2	4.9%	1	2.4%
	計	142	100.0%	29	20.4%	30	21.1%	36	25.4%	31	21.8%	13	9.2%	3	2.1%
町•村	公 営	87	100.0%	4	4.6%	28	32.2%	21	24.1%	27	31.0%	6	6.9%	1	1.1%
	民 営	55	100.0%	25	4 5. 5 %	2	3.6%	15	27.3%	4	7.3%	7	12.7%	. 2	3.6%

表NO.52 地域区分別 問5-3-1 民営化は家庭への個別援助が

		総	it	行いや	すくなる	行いに	くくなる	変化は	はない	わから	ない	その	他	未回]答
	計	837	100.0%	207	24.7%	165	19.7%	275	32.9%	144	17.2%	26	3.1%	20	2.4%
全国	公 営	325	100.0%	33	10.2%	128	39.4%	68	20.9%	75	23.1%	12	3.7%	9	2.8%
	民 営	512	100.0%	174	34.0%	37	7.2%	207	40.4%	69	13.5%	14	2.7%	11	2.1%
北海道・	計	128	100.0%	27	21.1%	21	16.4%	43	33.6%	32	25.0%	1	0.8%	4	3.1%
東北地区	公 営	52	100.0%	7	13.5%	16	30.8%	8	15.4%	19	36.5%			2	3.8%
***************************************	民 営	76	100.0%	20	26.3%	5	6.6%	35	46.1%	13	17.1%	1	1.3%	2	2.6%
	計	178	100.0%	38	21.3%	40	22.5%	58	32.6%	29	16.3%	10	5.6%	3	1.7%
関東地区	公 営	74	100.0%	10	13.5%	33	44.6%	17	23.0%	11	14.9%	3	4.1%		
	民 営	104	100.0%	28	26.9%	7	6.7%	41	39.4%	18	17.3%	7	6.7%	3	2.9%
	計	97	100.0%	20	20.6%	21	21.6%	32	33.0%	18	18.6%	3	3.1%	3	3.1%
東海地区	公 営	46	100.0%	5	10.9%	19	41.3%	10	21.7%	10	21.7%	1	2.2%	1	2.2%
	民営	51	100.0%	15	29.4%	2	3.9%	22	43.1%	8	15.7%	2	3.9%	2	3.9%
	計	93	100.0%	26	28.0%	19	20.4%	30	32.3%	13	14.0%	3	3.2%	2	2.2%
北信越地区	公 営	52	100.0%	6	11.5%	18	34.6%	12	23.1%	12	23.1%	2	3.8%	2	3.8%
	民 営	41	100.0%	20	48.8%	1	2.4%	18	43.9%	1	2.4%	1	2.4%		
	計	102	100.0%	22	21.6%	24	23.5%	35	34.3%	15	14.7%	4	3.9%	2	2.0%
近畿地区	公 営	29	100.0%			15	51.7%	4	13.8%	5	17.2%	4	13.8%	1	3.4%
	民 営	73	100.0%	22	30.1%	9	12.3%	31	42.5%	10	13.7%			1	1.4%
中国・	計	98	100.0%	23	23.5%	21	21.4%	27	27.6%	19	19.4%	4	4.1%	4	4.1%
四国地区	公 営	44	100.0%	3	6.8%	17	38.6%	9	20.5%	11	25.0%	2	4.5%	2	4.5%
	民 営	54	100.0%	20	37.0%	4	7.4%	18	33.3%	8	14.8%	2	3.7%	2	3.7%
	計	141	100.0%	51	36.2%	19	13.5%	50	35.5%	18	12.8%	1	0.7%	2	1.4%
九州地区	公 営	28	100.0%	2	7.1%	10	35.7%	8	28.6%	7	25.0%			1	3.6%
	民 営	113	100.0%	49	43.4%	9	8.0%	42	37.2%	11	9.7%	1	0.9%	1	0.9%

表NO.53 所在地区分別 問5-3-1 民営化は家庭への個別援助が

		総	計	行いやす	すくなる	行いに	くくなる	変化に	はない	わから	らない	その	他	未回]答
	計	837	100.0%	207	24.7%	165	19.7%	275	32.9%	144	17.2%	26	3.1%	20	2.4%
総計	公 営	325	100.0%	33	10.2%	128	39.4%	68	20.9%	75	23.1%	12	3.7%	9	2.8%
	民 営	512	100.0%	174	34.0%	37	7.2%	207	40.4%	69	13.5%	14	2.7%	11	2.1%
都区部·	計	112	100.0%	26	23.2%	24	21.4%	43	38.4%	13	11.6%	4	3.6%	2	1.8%
郁区部: 指定都市	公 営	28	100.0%	4	14.3%	14	50.0%	6	21.4%	2	7.1%	1	3.6%	1	3.6%
JE VE HIVID	民 営	84	100.0%	22	26.2%	10	11.9%	37	44.0%	11	13.1%	3	3.6%	1	1.2%
	計	110	100.0%	26	23.6%	16	14.5%	40	36.4%	17	15.5%	5	4.5%	6	5.5%
県庁所在市	公 営	29	100.0%			11	37.9%	6	20.7%	6	20.7%	1	3.4%	5	17.2%
	民 営	81	100.0%	26	32.1%	5	6.2%	34	42.0%	11	13.6%	4	4.9%	1	1.2%
	計	137	100.0%	33	24.1%	24	17.5%	50	36.5%	22	16.1%	5	3.6%	3	2.2%
中都市	公 営	41	100.0%	5	12.2%	18	43.9%	8	19.5%	8	19.5%	1	2.4%	1	2.4%
	民 営	96	100.0%	28	29.2%	6	6.3%	42	43.8%	14	14.6%	4	4.2%	2	2.1%
	計	252	100.0%	62	24.6%	55	21.8%	86	34.1%	38	15.1%	5	2.0%	6	2.4%
小都市A	公 営	97	100.0%	8	8.2%	44	45.4%	23	23.7%	17	17.5%	3	3.1%	2	2.1%
	民営	155	100.0%	54	34.8%	11	7.1%	63	40.6%	21	13.5%	2	1.3%	4	2.6%
	計	84	100.0%	22	26.2%	14	16.7%	28	33.3%	15	17.9%	4	4.8%	1	1.2%
小都市B	公 営	43	100.0%	6	14.0%	11	25.6%	10	23.3%	12	27.9%	4	9.3%		
	民 営	41	100.0%	16	39.0%	3	7.3%	18	43.9%	3	7.3%			1	2.4%
	計	142	100.0%	38	26.8%	32	22.5%	28	19.7%	39	27.5%	3	2.1%	2	1.4%
町・村	公 営	87	100.0%	10	11.5%	30	34.5%	15	17.2%	30	34.5%	2	2.3%		
	民 営	55	100.0%	28	50.9%	2	3.6%	13	23.6%	9	16.4%	1	1.8%	2	3.6%

表NO.54 地域区分別 問5-3-2 民営化は地域子育で支援が

		総訓	! †	行いや	すくなる	行いに	くくなる	変化は	はない	わから	ない	その	他 -	未回]答
	計	837	100.0%	250	29.9%	90	10.8%	294	35.1%	158	18.9%	25	3.0%	20	2.4%
全国	公 営	325	100.0%	43	13.2%	74	22.8%	96	29.5%	88	27.1%	14	4.3%	10	3.1%
	民 営	512	100.0%	207	40.4%	16	3.1%	198	38.7%	70	13.7%	11	2.1%	10	2.0%
-1-2 - 2-2-	計	128	100.0%	23	18.0%	13	10.2%	47	36.7%	34	26.6%	5	3.9%	6	4.7%
北海道・ 東北地区	公 営	52	100.0%	3	5.8%	9	17.3%	13	25.0%	21	40.4%	3	5.8%	3	5.8%
未心地區	民 営	76	100.0%	20	26.3%	4	5.3%	34	44.7%	13	17.1%	2	2.6%	3	3.9%
, ,	Ē+	178	100.0%	56	31.5%	19	10.7%	55	30.9%	37	20.8%	9	5.1%	2	1.1%
関東地区	公 営	74	100.0%	18	24.3%	17	23.0%	20	27.0%	15	20.3%	4	5.4%		
	民営	104	100.0%	38	36.5%	2	1.9%	35	33.7%	22	21.2%	5	4.8%	2	1.9%
	計	97	100.0%	31	32.0%	10	10.3%	33	34.0%	20	20.6%	1	1.0%	2	2.1%
東海地区	公 営	46	100.0%	9	19.6%	10	21.7%	12	26.1%	13	28.3%	1	2.2%	1	2.2%
	民 営	51	100.0%	22	43.1%			21	41.2%	7	13.7%			1	2.0%
	計	93	100.0%	23	24.7%	10	10.8%	41	44.1%	16	17.2%			3	3.2%
北信越地区	公 営	52	100.0%	1	1.9%	10	19.2%	25	48.1%	14	26.9%			2	3.8%
	民 営	41	100.0%	22	53.7%			16	39.0%	2	4.9%			1	2.4%
	計	102	100.0%	29	28.4%	15	14.7%	39	38.2%	11	10.8%	6	5.9%	2	2.0%
近畿地区	公 営	29	100.0%			12	41.4%	7	24.1%	4	13.8%	5	17.2%		3.4%
	民 営	73	100.0%	29	39.7%	3	4.1%	32	43.8%	7	9.6%	1	1.4%	1	1.4%
中国・	計	98	100.0%	32	32.7%	13	13.3%	28	28.6%	20	20.4%	2	2.0%	3	3.1%
四国地区	公 営	44	100.0%	5	11.4%	11	25.0%	12	27.3%	13	29.5%	1	2.3%	2	4.5%
	民 営	54	100.0%	27	50.0%	2	3.7%	16		7	13.0%	1	1.9%	1	1.9%
	計	141	100.0%	56	39.7%	10	7.1%	51	36.2%	20	14.2%	2	1.4%	2	1.4%
九州地区	公 営	28	100.0%	7	25.0%	5	17.9%	7	25.0%	8	28.6%			1	3.6%
	民 営	113	100.0%	49	43.4%	5	4.4%	44	38.9%	12	10.6%	2	1.8%	1	0.9%

表NO.55 所在地区分別 問5-3-2 民営化は地域子育て支援が

		総	Ħ	行いやす	ナくなる	行いにく	くなる	変化は	はない	わから	ない	その	他	未回]答
	計	837	100.0%	250	29.9%	90	10.8%	294	35.1%	158	18.9%	25	3.0%	20	2.4%
総計	公 営	325	100.0%	43	13.2%	74	22.8%	96	29.5%	88	27.1%	14	4.3%	10	3.1%
	民 営	512	100.0%	207	40.4%	16	3.1%	198	38.7%	70	13.7%	11	2.1%	10	2.0%
## E7 #B	計	112	100.0%	36	32.1%	9	8.0%	42	37.5%	16	14.3%	6	5.4%	3	2.7%
都区部・ 指定都市	公 営	28	100.0%	6	21.4%	6	21.4%	7	25.0%	6	21.4%	2	7.1%	1	3.6%
11 75 1111	民 営	84	100.0%	30	35,7%	3	3.6%	35	41.7%	10	11.9%	4	4.8%	2	2.4%
	計	110	100.0%	34	30.9%	7	6.4%	42	38.2%	19	17.3%	2	1.8%		5.5%
県庁所在市	公 営	29	100.0%	4	13.8%	7	24.1%	8	27.6%	4	13.8%	2	6.9%		13.8%
	民営	81	100.0%	30	37.0%			34	42.0%	15	18.5%		_	2	2.5%
	計	137	100.0%	44	32.1%	9	6.6%	49	35.8%	28	20.4%	5	3.6%	2	1.5%
中都市	公 営	41	100.0%	6	14.6%	5	12.2%	12	29.3%	15	36.6%	2	4.9%	1	2.4%
	民 営	96	100.0%	38	39.6%	4	4.2%	37	38.5%	13	13.5%	3	3.1%	1	1.0%
	計	252	100.0%	76	30.2%	36	14.3%	92	36.5%	34	13.5%	7	2.8%	7	2.8%
小都市A	公 営	97	100.0%	13	13.4%	30	30.9%	30	30.9%	16	16.5%	5	5.2%	3	3.1%
	民 営	155	100.0%	63	40.6%	6	3.9%	62	40.0%	18	11.6%	2	1.3%	4	2.6%
	計	84	100.0%	28	33.3%	9	10.7%	29	34.5%	17	20.2%	- 1	1.2%		
小都市B	公 営	43	100.0%	7	16.3%	7	16.3%	13	30.2%	15	34.9%	1	2.3%		
	民営	41	100.0%	21	51.2%	2	4.9%	16	39.0%	2	4.9%				
	計	142	100.0%	32	22.5%	20	14.1%	40	28.2%	44	31.0%	4	2.8%	2	1.4%
町∙村	公 営	87	100.0%	7	8.0%	19	21.8%	26	29.9%	32	36.8%	2	2.3%	1	1.1%
	民営	55	100.0%	25	45.5%	1	1.8%	14	25.5%	12	21.8%	2	3.6%	1	1.8%

表NO.56 地域区分別 問5-3-3 民営化は子育で中の住民グループへの支援が

		総	it .	行いや	すくなる	行いに	くくなる	変化に	はない	わから	ない	その	他	未回	答
	計	837	100.0%	212	25.3%	85	10.2%	291	34.8%	205	24.5%	20	2.4%	24	2.9%
全国	公 営	325	100.0%	38	11.7%	69	21.2%	83		117	36.0%	7	2.2%	11	3.4%
	民 営	512	100.0%	174	34.0%	16	3.1%	208	-	88	17.2%	13	2.5%		2.5%
北海道・	計	128	100.0%	23	18.0%	12	9.4%	45	35.2%	41	32.0%	2	1.6%	5	3.9%
東北地区	公 営	52	100.0%	3	5.8%	10	19.2%	11	21.2%	25	48.1%			3	5.8%
X4870E	民営	76	100.0%	20	26.3%	2	2.6%	34		16	21.1%	2	2.6%	-	2.6%
	<u>‡</u>	178	100.0%	48	27.0%	10	5.6%	56	31.5%	51	28.7%	10	5.6%	3	1.7%
関東地区	公 営	74	100.0%	16	21.6%	9	12.2%	19	25.7%	26	35.1%	4	5.4%		
	民営	104	100.0%	32	30.8%	1	1.0%	37	35.6%	25	24.0%	6	5.8%	3	2.9%
	計	97	100.0%	25	25.8%	13	13.4%	31	32.0%	26	26.8%			2	2.1%
東海地区	公 営	46	100.0%	7	15.2%	11	23.9%	10	21.7%	17	37.0%			1	2.2%
	民 営	51	100.0%	18	35.3%	2	3.9%	21	41.2%	9	17.6%			1	2.0%
	計	93	100.0%	16	17.2%	11	11.8%	37	39.8%	25	26.9%	1	1.1%	3	3.2%
北信越地区	公 営	52	100.0%	1	1.9%	10	19.2%	19	36.5%	20	38.5%			2	3.8%
	民 営	41	100.0%	15	36.6%	. 1	2.4%	18	43.9%	5	12.2%	1	2.4%	1	2.4%
	計	102	100.0%	22	21.6%	13	12.7%	44	43.1%	17	16.7%	3	2.9%	3	2.9%
近畿地区	公 営	29	100.0%			10	34.5%	8	27.6%	8	27.6%	2	6.9%	1	3.4%
	民 営	73	100.0%	22	30.1%	3	4.1%	36	49.3%	9	12.3%	1	1.4%	2	2.7%
	計	98	100.0%	28	28.6%	17	17.3%	27	27.6%	19	19.4%	3	3.1%	4	4.1%
中国· 四国地区	公 営	44	100.0%	7	15.9%	14	31.8%	9	20.5%	11	25.0%	1	2.3%	2	4.5%
	民 営	54	100.0%	21	38.9%	3	5.6%	18	33.3%	8	14.8%	2	3.7%	2	3.7%
	計	141	100.0%	50	35.5%	9	6.4%	51	36.2%	26	18.4%	1	0.7%	4	2.8%
九州地区	公 営	28	100.0%	4	14.3%	5	17.9%	7	25.0%	10	35.7%			2	7.1%
	民 営	113	100.0%	46	40.7%	4	3.5%	44	38.9%	16	14.2%	1	0.9%	2	1.8%

表NO.57 所在地区分別 問5-3-3 民営化は子育で中の住民グループへの支援が

		総i	i+	行いや	すくなる	行いに	くくなる	変化に	はない	わから	ない	その	他	未回	答
	計	837	100.0%	212	25.3%	85	10.2%	291	34.8%	205	24.5%	20	2.4%	24	2.9%
総計	公 営	325	100.0%	38	11.7%	69	21.2%	83	25.5%	117	36.0%	7	2.2%	11	3.4%
	民 営	512	100.0%	174	34.0%	16	3.1%	208	40.6%	88	17.2%	13	2.5%	13	2.5%
都区部・	計	112	100.0%	30	26.8%	10	8.9%	40	35.7%	23	20.5%	6	5.4%	3	2.7%
部区部: 指定都市	公 営	28	100.0%	5	17.9%	8	28.6%	4	14.3%	8	28.6%	2	7.1%	1	3.6%
10 AC HP 114	民営	84	100.0%	25	29.8%	2	2.4%	36	42.9%	15	17.9%	4	4.8%	2	2.4%
	計	110	100.0%	31	28.2%	7	6.4%	41	37.3%	24	21.8%			7	6.4%
県庁所在市	公 営	29	100.0%	4	13.8%	7	24.1%	. 8	27.6%	6	20.7%			4	13.8%
	民 営	81	100.0%	27	33.3%			33	40.7%	18	22.2%			3	3.7%
	計	137	100.0%	34	24.8%	10	7.3%	48	35.0%	35	25.5%	7	5.1%	3	2.2%
中都市	公 営	41	100.0%	4	9.8%	5	12.2%	10	24.4%	20	48.8%	1	2.4%	1	2.4%
	民 営	96	100.0%	30	31.3%	5	5.2%	38	39.6%	15	15.6%	6	6.3%	2	2.1%
	計	252	100.0%	65	25.8%	28	11.1%	93	36.9%	55	21.8%	3	1.2%	8	3.2%
小都市A	公·営	97	100.0%	13	13.4%	22	22.7%	27	27.8%	31	32.0%	1	1.0%	3	3.1%
	民 営	155	100.0%	52	33.5%	6	3.9%	66	42.6%	24	15.5%	2	1.3%	5	3.2%
	計	84	100.0%	25	29.8%	11	13.1%	29	34.5%	18	21.4%	1	1.2%		
小都市B	公 営	43	100.0%	6	14.0%	10	23.3%	10	23.3%	16	37.2%	1	2.3%		
	民 営	41	100.0%	19	46.3%	1	2.4%	19	46.3%	2	4.9%				
	計	142	100.0%	27	19.0%	19	13.4%	40	28.2%	50	35.2%	3	2.1%	3	2.1%
町 - 村	公 営	87	100.0%	6	6.9%	17	19.5%	24	27.6%	36	41.4%	2	2.3%	2	2.3%
	民 営	55	100.0%	21	38.2%	2	3.6%	16	29.1%	14	25.5%	1	1.8%	1	1.8%

表NO.58 地域区分別 問5-3-4 他の組織との連携

		総計		行いやすくなる		行いにくくなる		変化はない		わからない		その他		未回答	
	計	837	100.0%	87	10.4%	176	21.0%	404	48.3%	135	16.1%	16	1.9%	19	2.3%
全国	公 営	325	100.0%	5	1.5%	123	37.8%	109	33.5%	72	22.2%	6	1.8%	10	3.1%
	民 営	512	100.0%	82	16.0%	53	10.4%	295	57.6%	63	12.3%	10	2.0%	9	1.8%
北海道・	計	128	100.0%	8	6.3%	24	18.8%	65	50.8%	26	20.3%			5	3.9%
東北地区	公 営	52	100.0%		1	16	30.8%	18	34.6%	15	28.8%			3	5.8%
X-10-E	民 営	76	100.0%	8	10.5%	8	10.5%	47	61.8%	11	14.5%			2	2.6%
	計	178	100.0%	18	10.1%	36	20.2%	80	44.9%	34	19.1%	8	4.5%	2	1.1%
関東地区	公 営	74	100.0%	3	4.1%	25	33.8%	26	35.1%	17	23.0%	3	4.1%		1
	民 営	104	100.0%	15	14.4%	11	10.6%	54	51.9%	17	16.3%	5	4.8%	2	1.9%
	計	97	100.0%	12	12.4%	30	30.9%	38	39.2%	15	15.5%			2	2.1%
東海地区	公 営	46	100.0%	2	4.3%	23	50.0%	12	26.1%	8	17.4%			t	2.2%
	民 営	51	100.0%	10	19.6%	7	13.7%	26	51.0%	7	13.7%			t	2.0%
	計	93	100.0%	6	6.5%	26	28.0%	39	41.9%	17	18.3%	3	3.2%	2	2.2%
北信越地区	公 営	52	100.0%			22	42.3%	13	25.0%	13	25.0%	2	3.8%	2	3.8%
	民営	41	100.0%	6	14.6%	4	9.8%	26	63.4%	4	9.8%	1	2.4%		
	計	102	100.0%	11	10.8%	24	23.5%	54	52.9%	8	7.8%	2	2.0%	3	2.9%
近畿地区	公 営	29	100.0%			16	55.2%	8	27.6%	3	10.3%	1	3.4%	1	3.4%
	民 営	73	100.0%	11	15.1%	8	11.0%	46	63.0%	5	6.8%	1	1.4%	2	2.7%
中国・	計	98	100.0%	11	11.2%	18	18.4%	45	45.9%	19	19.4%	2	2.0%	3	3.1%
四国地区	公 営	44	100.0%		,	15	34.1%	16	36.4%	11	25.0%			2	4.5%
	民 営	54	100.0%	11	20.4%	3	5.6%	29	53.7%	8	14.8%	2	3.7%	1	1.9%
	計	141	100.0%	21	14.9%	18	12.8%	83	58.9%	16	11.3%	1	0.7%	2	1.4%
九州地区	公 営	28	100.0%			6	21.4%	16	57.1%	5	17.9%			1	3.6%
	民 営	113	100.0%	21	18.6%	12	10.6%	67	59.3%	11	9.7%	1	0.9%	1	0.9%

表NO.59 所在地区分別 問5-3-4 他の組織との連携

		総計		行いやすくなる		行いにくくなる		変化はない		わからない		その他		未回答	
	ā†	837	100.0%	87	10.4%	176	21.0%	404	48.3%	135	16.1%	16	1.9%	19	2.3%
総計	公 営	325	100.0%	5	1.5%	123	37.8%	109	33.5%	72	22.2%	6	1.8%	10	3.1%
	民 営	512	100.0%	82	16.0%	53	10.4%	295	57.6%	63	12.3%	10	2.0%		1.8%
都区部・	計	112	100.0%	13	11.6%	20	17.9%	60	53.6%	15	13.4%	2	1.8%	2	1.8%
都区司· 指定都市	公 営	28	100.0%	1	3.6%	11	39.3%	8	28.6%	6	21.4%	1	3.6%	1	3.6%
16 XC 80-11	民 営	84	100.0%	12	14.3%	9	10.7%	52	61.9%	9	10.7%	1	1.2%	1	1.2%
	計	110	100.0%	17	15.5%	22	20.0%	53	48.2%	12	10.9%			6	5.5%
県庁所在市	公 営	29	100.0%	1	3.4%	13	44.8%	9	31.0%	2	6.9%			4	13.8%
.]	民 営	81	100.0%	16	19.8%	9	11.1%	44	54.3%	10	12.3%			2	2.5%
	計	137	100.0%	14	10.2%	24	17.5%	71	51.8%	21	15.3%	4	2.9%	3	2.2%
中都市	公 営	41	100.0%			15	36.6%	14	34.1%	11	26.8%			[1	2.4%
	民 営	96	100.0%	14	14.6%	9	9.4%	57	59.4%	10	10.4%	4	4.2%	2	2.1%
	計	252	100.0%	24	9.5%	56	22.2%	123	48.8%	39	15.5%	4	1.6%	6	2.4%
小都市A	公 営	97	100.0%	2	2.1%	39	40.2%	33	34.0%	19	19.6%	1	1.0%	3	3.1%
	民 営	155	100.0%	22	14.2%	17	11.0%	90	58.1%	20	12.9%	3	1.9%	3	1.9%
	計	84	100.0%	9	10.7%	21	25.0%	37	44.0%	14	16.7%	3	3.6%		
小都市B	公 営	43	100.0%			17	39.5%	12	27.9%	11	25.6%	3	7.0%		
	民 営	41	100.0%	9	22.0%	4	9.8%	25	61.0%	3	7.3%				
町・村	計	142	100.0%	10	7.0%	33	23.2%	60	42.3%	34	23.9%	3	2.1%	2	1.4%
	公 営	87	100.0%	1	1.1%	28	32.2%	33	37.9%	23	26.4%	1	1.1%	1	1.1%
	民 営	55	100.0%	9	16.4%	5	9.1%	27	49.1%	11	20,0%	2	3.6%	1	1.8%

表NO.60 地域区分別 問5-3-5 多様な保育サービスの提供

		総計		行いやすくなる		行いにくくなる		変化はない		わからない		その他		未回答	
	計	837	100.0%	456	54.5%	71	8.5%	156	18.6%	113	13.5%	23	2.7%	18	2.2%
全国	公 営	325	100.0%	137	42.2%	51	15.7%	48	14.8%	67	20.6%	13	4.0%	9	2.8%
	民 営	512	100.0%	319	62.3%	20	3.9%	108	21.1%	46	9.0%	10	2.0%	9	1.8%
Jb >= +¥	計	128	100.0%	55	43.0%	12	9.4%	30	23.4%	25	19.5%	2	1.6%	4	3.1%
北海道・ 東北地区	公 営	52	100.0%	19	36.5%	7	13.5%	6	11.5%	18	34.6%			2	3.8%
******	民 営	76	100.0%	36	47.4%	5	6.6%	24	31.6%	7	9.2%	2	2.6%	2	2.6%
関東地区	計	178	100.0%	101	56.7%	8	4.5%	28	15.7%	30	16.9%	9	5.1%	2	1.1%
	公 営	74	100.0%	37	50.0%	8	10.8%	12	16.2%	12	16.2%	5	6.8%		
	民 営	104	100.0%	64	61.5%			16	15.4%	18	17.3%	4	3.8%	2	1.9%
	計	97	100.0%	56	57.7%	14	14.4%	16	16.5%	8	8.2%	1	1.0%	2	2.1%
東海地区	公 営	46	100.0%	23	50.0%	11	23.9%	4	8.7%	6	13.0%	1	2.2%	1	2.2%
	民 営	51	100.0%	33	64.7%	3	5.9%	12	23.5%	2	3.9%			1	2.0%
	計	93	100.0%	56	60.2%	10	10.8%	12	12.9%	11-	11.8%	2	2.2%	2	2.2%
北信越地区	公 営	52	100.0%	24	46.2%	10	19.2%	5	9.6%	11	21.2%	1	1.9%	1	1.9%
	民 営	41	100.0%	32	78.0%			7	17.1%			1	2.4%	1	2.4%
	計	102	100.0%	51	50.0%	14	13.7%	21	20.6%	9	8.8%	5	4.9%	2	2.0%
近畿地区	公 営	29	100.0%	6	20.7%	8	27.6%	6	20.7%	3	10.3%	5	17.2%	1	3.4%
	民 営	73	100.0%	45	61.6%	6	8.2%	15	20.5%	6	8.2%			1	1.4%
.	計	98	100.0%	54	55.1%	5	5.1%	19	19.4%	14	14.3%	3	3.1%	3	3.1%
中国・ 四国地区	公 営	44	100.0%	19	43.2%	4	9.1%	8	18.2%	10	22.7%	1	2.3%	2	4.5%
	民 営	54	100.0%	35	64.8%	1	1.9%	11	20.4%	4	7.4%	2	3.7%	1	1.9%
	計	141	100.0%	83	58.9%	8	5.7%	30	21.3%	16	11.3%	1	0.7%	3	2.1%
九州地区	公 営	28	100.0%	9	32.1%	3	10.7%	7	25.0%	7	25.0%			2	7.1%
	民 営	113	100.0%	74	65.5%	5	4.4%	23	20.4%	9	8.0%	1	0.9%	1	0.9%

表NO.61 所在地区分別 問5-3-5 多様な保育サービスの提供

		総言	i+	行いやす	けくなる	行いに	くくなる	変化に	はない	わから	ない	その	他	未回	答
	計	837	100.0%	456	54.5%	71	8.5%	156	18.6%	113	13.5%	23	2.7%	18	2.2%
総計	公 営	325	100.0%	137	42.2%	51	15.7%	48	14.8%	67	20.6%	13	4.0%	9	2.8%
	民 営	512	100.0%	319	62.3%	20	3.9%	108	21.1%	46	9.0%	10	2.0%	9	1.8%
都区部・	計	112	100.0%	61	54.5%	5	4.5%	24	21.4%	14	12.5%	6	5.4%	2	1.8%
都区部: 指定都市	公 営	28	100.0%	15	53.6%	1	3.6%	3	10.7%	5	17.9%	3	10.7%	1	3.6%
1日人日2717	民営	84	100.0%	46	54.8%	4	4.8%	21	25.0%	9	10.7%	3	3.6%	1	1.2%
	計	110	100.0%	63	57.3%	8	7.3%	22	20.0%	10	9.1%	2	1.8%	5	4.5%
県庁所在市	公 営	29	100.0%	12	41.4%	5	17.2%	5	17.2%	2	6.9%	1	3.4%	4	13.8%
	民 営	81	100.0%	51	63.0%	3	3.7%	17	21.0%	8	9.9%	1	1.2%	1	1.2%
	計	137	100.0%	82	59.9%	9	6.6%	21	15.3%	17	12.4%	5	3.6%	3	2.2%
中都市	公 営	41	100.0%	21	51.2%	6	14.6%	3	7.3%	8	19.5%	2	4.9%	1	2.4%
	民 営	96	100.0%	61	63.5%	3	3.1%	18	18.8%	9	9.4%	3	3.1%	2	2.1%
	計	252	100.0%	137	54.4%	28	11.1%	52	20.6%	24	9.5%	4	1.6%	7	2.8%
小都市A	公 営	97	100.0%	43	44.3%	21	21.6%	15	15.5%	13	13.4%	2	2.1%	3	3.19
	民 営	155	100.0%	94	60.6%	7	4.5%	37	23.9%	11	7.1%	2	1.3%	4	2.6%
	計	84	100.0%	53	63.1%	7	8.3%	10	11.9%	12	14.3%	2	2.4%		
小都市B	公 営	43	100.0%	21	48.8%	6	14.0%	3	7.0%	11	25.6%	2	4.7%		
	民 営	41	100.0%	32	78.0%	1	2.4%	7	17.1%	1	2.4%				
	計	142	100.0%	60	42.3%	14	9.9%	27	19.0%	36	25.4%	4	2.8%	1	0.79
町・村	公 営	87	100.0%	25	28.7%	12	13.8%	19	21.8%	28	32.2%	3	3.4%		
	民 営	55	100.0%	35	63.6%	2	3.6%	8	14.5%	8	14.5%	1.	1.8%	1	1.89

表NO.62 地域区分別 問5-3-6 児童福祉としての保育所運営には関係がない

		総	<u>i</u> †	そうね	思う	ややそ	う思う	ある そう思:			たく わない	わから	ない	その	他	未回	答
	計	837	100.0%	235	28.1%	121	14.5%	187	22.3%	137	16.4%	84	10.0%	16	1.9%	57	6.8%
全国	公 営	325	100.0%	38	11.7%	45	13.8%	105	32.3%	68	20.9%	41	12.6%	4	1.2%	24	7.4%
	民営	512	100.0%	197	38.5%	76	14.8%	82	16.0%	69	13.5%	43	8.4%	12	2.3%	33	6.4%
北海道・	計	128	100.0%	35	27.3%	20	15.6%	26	20.3%	21	16.4%	14	10.9%	2	1.6%	10	7.8%
東北地区	公 営	52	100.0%	4	7.7%	11	21.2%	12	23.1%	11	21.2%	7	13.5%	2	3.8%	5	9.6%
X1076E	民 営	76	100.0%	31	40.8%	9	11.8%	14	18.4%	10	13.2%	7	9.2%			5	6.6%
	計	178	100.0%	38	21.3%	30	16.9%	39	21.9%	35	19.7%	20	11.2%	2	1.1%	14	7.9%
関東地区	公 営	74	100.0%	9	12.2%	11	14.9%	20	27.0%	20	27.0%	7	9.5%			7	9.5%
	民営	104	100.0%	29	27.9%	19	18.3%	19	18.3%	15	14.4%	13	12.5%	2	1.9%	7,	6.7%
	計	97	100.0%	26	26.8%	8	8.2%	30	30.9%	15	15.5%	11	11.3%	2	2.1%	5	5.2%
東海地区	公 営	46	100.0%	8	17.4%	3	6.5%	16	34.8%	8	17.4%	6	13.0%	- 1	2.2%	4	8.7%
	民 営	51	100.0%	18	35.3%	5	9.8%	14	27.5%	7	13.7%	5	9.8%	1	2.0%	1	2.0%
	計	93	100.0%	17	18.3%	18	19.4%	25	26.9%	14	15.1%	11	11.8%	1	1.1%	7	7.5%
北信越地区	公 営	52	100.0%	6	11.5%	8	15.4%	18	34.6%	10	19.2%	8	15.4%			2	3.8%
	民 営	41	100.0%	11	26.8%	10	24.4%	7	17.1%	4	9.8%	3	7.3%	1	2.4%	5	12.2%
	dž	102	100.0%	35	34.3%	15	14.7%	21	20.6%	17	16.7%	7	6.9%	- 1	1.0%	6	5.9%
近畿地区	公 営	29	100.0%	3	10.3%	3	10.3%	12	41.4%	4	13.8%	5	17.2%	- 1	3.4%	1	3.4%
	民 営	73	100.0%	32	43.8%	12	16.4%	9	12.3%	13	17.8%	2	2.7%			5	6.8%
中国・	計	98	100.0%	26	26.5%	12	12.2%	23	23.5%	18	18.4%	9	9.2%	3	3.1%	7	7.1%
四国地区	公 営	44	100.0%	5	11.4%	5	11.4%	17	38.6%	11	25.0%	3	6.8%			3	6.8%
	民 営	54	100.0%	21	38.9%	7	13.0%	6	11.1%	7	13.0%	6	11.1%	3	5.6%	4	7.4%
	計	141	100.0%	58	41.1%	18	12.8%	23	16.3%	17	12.1%	12	8.5%	5	3.5%	8	5.7%
九州地区	公 営	28	100.0%	3	10.7%	4	14.3%	10	35.7%	4	14.3%	5	17.9%			2	7.1%
	民 営	113	100.0%	55	48.7%	14	12.4%	13	11.5%	13	11.5%	7	6.2%	5	4.4%	6	5.3%

表NO.63 所在地区分別 問5-3-6 児童福祉としての保育所運営には関係がない

		総	it	そう	思う	ややそ	う思う	あま そう思え		まっ そう思		わから	ない	その	他	未回	答
	計	837	100.0%	235	28.1%	121	14.5%	187	22.3%	137	16.4%	84	10.0%	16	1.9%	57	6.8%
総計	公 営	325	100.0%	38	11.7%	45	13.8%	105	32.3%	68	20.9%	41	12.6%	4	1.2%	24	7.4%
1	民 営	512	100.0%	197	38.5%	76	14.8%	82	16.0%	69	13.5%	43	8.4%	12	2.3%	33	6.4%
****	ã†	112	100.0%	42	37.5%	16	14.3%	22	19.6%	17	15.2%	7	6.3%		- 1	8	7.1%
都区部・ 指定都市	公 営	28	100.0%	3	10.7%	4	14.3%	10	35.7%	5	17.9%	4	14.3%			2	7.1%
相定部門	民 営	84	100.0%	39	46.4%	12	14.3%	12	14.3%	12	14.3%	3	3.6%			6	7.1%
	計	110	100.0%	32	29.1%	26	23.6%	26	23.6%	10	9.1%	8	7.3%	1	0.9%	7	6.4%
県庁所在市	公営	29	100.0%	4	13.8%	4	13.8%	14	48.3%	3	10.3%	1	3.4%	1	3.4%	2	6.9%
	民営	81	100.0%	28	34.6%	22	27.2%	12	14.8%	7	8.6%	7	8.6%			5	6.2%
	計	137	100.0%	42	30.7%	16	11.7%	23	16.8%	29	21.2%	13	9.5%	2	1.5%	12	8.8%
中都市	公 営	41	100.0%	7	17.1%	4	9.8%	4	9.8%	15	36.6%	7	17.1%			4	9.8%
	民営	96	100.0%	35	36.5%	12	12.5%	19	19.8%	14	14.6%	6	6.3%	2	2.1%	8	8.3%
	計	252	100.0%	64	25.4%	35	13.9%	57	22.6%	43	17.1%	26	10.3%	9	3.6%	18	7.1%
小都市A	公 営	97	100.0%	7	7.2%	18	18.6%	35	36.1%	20	20.6%	5	5.2%	3	3.1%	9	9.3%
	民営	155	100.0%	57	36.8%	17	11.0%	22	14.2%	23	14.8%	21	13.5%	6	3.9%	9	5.8%
	計	84	100.0%	26	31.0%	6	7.1%	24	28.6%	16	19.0%	9	10.7%	1	1.2%	2	2.4%
小都市B	公 営	43	100.0%	5	11.6%	1	2.3%	15	34.9%	12	27.9%	9	20.9%			1	2.3%
	民営	41	100.0%	21	51.2%	5	12.2%	9	22.0%	4	9.8%			1	2.4%	1	2.4%
	計	142	100.0%	29	20.4%	22	15.5%	35	24.6%	22	15.5%	21	14.8%	3	2.1%	10	7.0%
町·村	公 営	87	100.0%	12	13.8%	14	16.1%	27	31.0%	13	14.9%	15	17.2%		- 1	6	6.9%
	民営	55	100.0%	17	30.9%	8	14.5%	8	14.5%	9	16.4%	6	10.9%	. 3	5.5%	4	7.3%

表NO.64 地域区分別 問6 民営化に必要と考えられるプロセス

		総	it	保護者 周知、明 確認後に	異解の	保育士の 最低限に		保育り 急激な 避!	変化を	新し 運営母体 長所を	の理念や	特に必	要ない	70	の他	未回	回答
	計	837	100.0%	747	89.2%	275	32.9%	470	56.2%	540	64.5%	18	2.2%	23	2.7%	42	5.0%
全国	公 営	325	100.0%	295	90.8%	132	40.6%	218	67.1%	187	57.5%	3	0.9%	6	1.8%	18	
	民 営	512	100.0%	452	88.3%	143	27.9%	252	49.2%	353	68.9%	15	2.9%	17	3.3%	24	
北海道・	計	128	100.0%	112	87.5%	45	35.2%	70	54.7%	80	62.5%	2	1.6%	4	3.1%	8	
東北地区	公 営	52	100.0%	48	92.3%	26	50.0%	35	67.3%	26	50.0%			1	1.9%	3	5.8%
*******	民 営	76	100.0%	64	84.2%	19	25.0%	35	46.1%	54	71.1%	2	2.6%	3	3.9%	5	6.6%
	計	178	100.0%	163	91.6%	46	25.8%	113	63.5%	120	67.4%	2	1.1%	6	3.4%	9	5.1%
関東地区	公 営	74	100.0%	68	91.9%	20	27.0%	51	68.9%	47	63.5%	1	1.4%	3	4.1%	5	6.8%
	民 営	104	100.0%	95	91.3%	26	25.0%	62	59.6%	73	70.2%	1	1.0%		2.9%	4	3.8%
	ā÷	97	100.0%	83	85.6%	30	30.9%	52	53.6%	60	61.9%	3	3.1%	4	4.1%	8	8.2%
東海地区	公 営	46	100.0%	37	80.4%	16	34.8%	30	65.2%	25	54.3%			1	2.2%	6	13.0%
	民 営	51	100.0%	46	90.2%	. 14	27.5%	22	43.1%	35	68.6%	3	5.9%	3	5.9%	2	3.9%
	āt	93	100.0%	82	88.2%	34	36.6%	53	57.0%	59	63.4%	3	3.2%	1	1.1%	4	4.3%
北信越地区	公 営	52	100.0%	46	88.5%	25	48.1%	31	59.6%	31	59.6%	1	1.9%			2	3.8%
	民 営	41	100.0%	36	87.8%	9	22.0%	22	53.7%	28	68.3%	2	4.9%		2.4%	2	4.9%
	計	102	100.0%	92	90.2%	35	34.3%	64	62.7%	63	61.8%	2	2.0%	4	3.9%	3	2.9%
近畿地区	公 営	29	100.0%	27	93.1%	13	44.8%	23	79.3%	14	48.3%	1	3.4%				
	民 営	73	100.0%	65	89.0%	22	30.1%	41	56.2%	49	67.1%	1	1.4%	4	5.5%	3	4.1%
+ =	計	98	100.0%	88	89.8%	34	34.7%	49	50.0%	65	66.3%	2	2.0%	2	2.0%	3	3.1%
中国・ 四国地区	公 営	44	100.0%	42	95.5%	16	36.4%	31	70.5%	29	65.9%			1	2.3%	1	2.3%
	民営	54	100.0%	46	85.2%	18	33.3%	18	33.3%	36	66.7%	2	3.7%	_1	1.9%	2	3.7%
	計	141	100.0%	127	90.1%	51	36.2%	69	48.9%	93	66.0%	4	2.8%	2	1.4%	7	5.0%
九州地区	公 営	28	100.0%	27	96.4%	16	57.1%	17	60.7%	15	53.6%					1	3.6%
1	民 営	113	100.0%	100	88.5%	35	31.0%	52	46.0%	78	69.0%	4	3.5%	. 2	1.8%	6	5.3%

表NO.65 所在地区分別 問6 民営化に必要と考えられるプロセス

		総訓	it	保護者 周知、 確認後	理解の	保育士の 最低限に		保育内 急激な 避行	変化を	新し 運営母体 長所る	の理念や	特に必	要ない	₹0	他	未回	答
	計	837	100.0%	747	89.2%	275	32.9%	470	56.2%	540	64.5%	18	2.2%	23	2.7%	42	5.0%
総計	公 営	325	100.0%	295	90.8%	132	40.6%	218	67.1%	187	57.5%	3	0.9%	6	1.8%	18	5.5%
	民営	512	100.0%	452	88.3%	143	27.9%	252	49.2%	353	68.9%	15	2.9%	17	3.3%	24	4.7%
都区部・	計	112	100.0%	98	87.5%	40	35.7%	66	58.9%	66	58.9%	2	1.8%	5	4.5%	6	5.4%
指定都市	公 営	28	100.0%	26	92.9%	9	32.1%	18	64.3%	15	53.6%			- 1	3.6%	2	7.1%
ALC BATTA	民 営	84	100.0%	72	85.7%	31	36.9%	48	57.1%	51	60.7%	2	2.4%	4	4.8%	4	4.8%
	計	110	100.0%	100	90.9%	36	32.7%	69	62.7%	70	63.6%	2	1.8%	3	2.7%	3	2.7%
県庁所在市	公 営	29	100.0%	28	96.6%	14	48.3%	26	89.7%	17	58.6%						
	民 営	81	100.0%	72	88.9%	22	27.2%	43	53.1%	53	65.4%	2	2.5%	3	3.7%	3	3.7%
	計	137	100.0%	116	84.7%	35	25.5%	75	54.7%	89	65.0%	7	5.1%	3	2.2%	10	7.3%
中都市	公 営	41	100.0%	37	90.2%	12	29.3%	28	68.3%	23	56.1%	1	2.4%			4	9.8%
	民営	96	100.0%	79	82.3%	23	24.0%	47	49.0%	66	68.8%	6	6.3%	3	3.1%	6	6.3%
	ā†	252	100.0%	227	90.1%	87	34.5%	143	56.7%	163	64.7%	5	2.0%	7	2.8%	13	5.2%
小都市A	公 営	97	100.0%	84	86.6%	46	47.4%	69	71.1%	46	47.4%	2	2.1%	2	2.1%	7	7.2%
	民営	155	100.0%	143	92.3%	41	26.5%	74	47.7%	117	75.5%	3	1.9%	5	3.2%	6	3.9%
	計	84	100.0%	79	94.0%	24	28.6%	44	52.4%	62	73.8%	1	1.2%	1	1.2%	2	2.4%
小都市B	公 営	43	100.0%	42	97.7%	15	34.9%	26	60.5%	33	76.7%			1	2.3%		
	民 営	41	100.0%	37	90.2%	9	22.0%	18	43.9%	29	70.7%	- 1	2.4%			2	4.9%
	計	142	100.0%	127	89.4%	53	37.3%	73	51.4%	90	63.4%	1	0.7%	4	2.8%	8	5.6%
町・村	公 営	87	100.0%	78	89.7%	36	41.4%	51	58.6%	53	60.9%			2	2.3%	5	5.7%
	民 営	55	100.0%	49	89.1%	17	30.9%	22	40.0%	37	67.3%	1	1.8%	2	3.6%	3	5.5%

表NO.66 地域区分別 問7-1 市町村を通じての情報開示

		総	i†	すでにかれ	なり実施	一部	実施	ある 実施され		まっ 実施され		わから	ない	その	他	未回	答
	計	837	100.0%	460	55.0%	237	28.3%	57	6.8%	19	2.3%	24	2.9%	5	0.6%	35	4.2%
全国	公 営	325	100.0%	168	51.7%	91	28.0%	25	7.7%	9	2.8%	15	4.6%	2	0.6%	15	4.6%
	民 営	512	100.0%	292	57.0%	146	28.5%	32	6.3%	10	2.0%	9	1.8%	3	0.6%	20	3.9%
北海道・	āf	128	100.0%	66	51.6%	38	29.7%	12	9.4%	4	3.1%	3	2.3%			5	3.9%
東北地区	公 営	52	100.0%	25	48.1%	15	28.8%	7	13.5%	2	3.8%	1	1.9%			2	3.8%
******	民営	76	100.0%	41	53.9%	23	30.3%	5	6.6%	2	2.6%	2	2.6%			3	3.9%
	計	178	100.0%	99	55.6%	52	29.2%	11	6.2%	5	2.8%	3	1.7%			8	4.5%
関東地区	公 営	74	100.0%	36	48.6%	22	29.7%	7	9.5%	2	2.7%	3	4.1%			4	5.4%
	民 営	104	100.0%	63	60.6%	30	28.8%	4	3.8%	3	2.9%					4	3.8%
	Ĩ†	97	100.0%	52	53.6%	27	27.8%	9	9.3%	1	1.0%	3	3.1%			5	5.2%
東海地区	公 営	46	100.0%	26	56.5%	9	19.6%	4	8.7%	1	2.2%	2	4.3%			4	8.7%
	民 営	51	100.0%	26	51.0%	18	35.3%	5	9.8%			1	2.0%			- 1	2.0%
	2 +	93	100.0%	55	59.1%	21	22.6%	3	3.2%	2	2.2%	5	5.4%	1	1.1%	6	6.5%
北信越地区	公 営	52	100.0%	30	57.7%	12	23.1%	1	1.9%	2	3.8%	4	7.7%	- 1	1.9%	2	3.8%
}	民 営	41	100.0%	25	61.0%	9	22.0%	2	4.9%			1	2.4%			4	9.8%
	計	102	100.0%	59	57.8%	27	26.5%	6	5.9%	5	4.9%			1	1.0%	4	3.9%
近畿地区	公 営	29	100.0%	17	58.6%	8	27.6%	1	3.4%	2	6.9%					1	3.4%
	民 営	73	100.0%	42	57.5%	19	26.0%	5	6.8%	3	4.1%			1	1.4%	3	4.1%
do ET.	計	98	100.0%	54	55.1%	34	34.7%	5	5.1%			2	2.0%			3	3.1%
中国・ 四国地区	公 営	44	100.0%	23	52.3%	17	38.6%	2	4.5%			1	2.3%			1	2.3%
	民営	54	100.0%	31	57.4%	17	31.5%	3	5.6%		1	1	1.9%			2	3.7%
	計	141	100.0%	75	53.2%	38	27.0%	11	7.8%	2	1.4%	8	5.7%	3	2.1%	4	2.8%
九州地区	公 営	28	100.0%	11	39.3%	8	28.6%	3	10.7%			4	14.3%	1	3.6%	- 1	3.6%
	民 営	113	100.0%	64	56.6%	30	26.5%	8	7.1%	2	1.8%	4	3.5%	2	1.8%	3	2.7%

表NO.67 所在地区分別 問7-1 市町村を通じての情報開示

		総	š†	すでにかな	り実施	一部	実施	ある 実施され			たく れてない	わから	ない	₹0	D他	未回	答
	計	837	100.0%	460	55.0%	237	28.3%	57	6.8%	19	2.3%	24	2.9%	5	0.6%	35	4.2%
総計	公 営	325	100.0%	168	51.7%	91	28.0%	25	7.7%	9	2.8%	15	4.6%	2	0.6%	15	4.6%
	民営	512	100.0%	292	57.0%	146	28.5%	32	6.3%	10	2.0%	9	1.8%	3	0.6%	20	3.9%
都区部・	計	112	100.0%	74	66.1%	24	21.4%	7	6.3%	1	0.9%	1	0.9%	1	0.9%	4	3.6%
部区部: 指定都市	公 営	28	100.0%	21	75.0%	6	21.4%	- 1	3.6%								
18 YE AP ID	民営	84	100.0%	53	63.1%	18	21.4%	6	7.1%	1	1.2%	1	1.2%	1	1.2%	4	4.8%
	計	110	100.0%	60	54.5%	39	35.5%	6	5.5%	1	0.9%	2	1.8%			2	1.8%
県庁所在市	公 営	29	100.0%	15	51.7%	12	41.4%	1	3.4%	1	3.4%						
	民営	81	100.0%	45	55.6%	27	33.3%	5	6.2%			2	2.5%		.	2	2.5%
	計	137	100.0%	89	65.0%	28	20.4%	6	4.4%	3	2.2%	2	1.5%			9	6.6%
中都市	公 営	41	100.0%	27	65.9%	5	12.2%	2	4.9%	1	2.4%	2	4.9%			4	9.8%
	民営	96	100.0%	62	64.6%	23	24.0%	4	4.2%	2	2.1%					5	5.2%
	計	252	100.0%	131	52.0%	78	31.0%	16	6.3%	4	1.6%	8	3.2%	1	0.4%	14	5.6%
小都市A	公 営	97	100.0%	43	44.3%	34	35.1%	7	7.2%	. 2	2.1%	4	4.1%			7	7.2%
	民営	155	100.0%	88	56.8%	44	28.4%	9	5.8%	2	1.3%	4	2.6%	1	0.6%	7	4.5%
	計	84	100.0%	45	53.6%	21	25.0%	7	8.3%	3	3.6%	6	7.1%	2	2.4%		
小都市B	公 営	43	100.0%	24	55.8%	10	23.3%	3	7.0%			5	11.6%	1	2.3%		
	民 営	41	100.0%	21	51.2%	11	26.8%	4	9.8%	3	7.3%	1	2.4%	1	2.4%		
	計	142	100.0%	61	43.0%	47	33.1%	15	10.6%	7	4.9%	5	3.5%	1	0.7%	6	4.2%
町・村	公 営	87	100.0%	38	43.7%	24	27.6%	11	12.6%	5	5.7%	4	4.6%	1	1.1%	4	4.6%
	民 営	55	100.0%	23	41.8%	23	41.8%	4	7.3%	2	3.6%	- 1	1.8%			2	3.6%

表NO.68 地域区分別 問7-2 情報開示の実態をどう考えるか

		総	it	賛	戓	条件付	で賛成	ある 賛成で		反	対	わから	ない	その)他	未回	答
	計	837	100.0%	392	46.8%	289	34.5%	40	4.8%	1	0.1%	73	8.7%	4	0.5%	38	4.5%
全国	公 営	325	100.0%	149	45.8%	118	36.3%	13	4.0%			28	8.6%	1	0.3%	16	4.9%
	民 営	512	100.0%	243	47.5%	171	33.4%	27	5.3%	1	0.2%	45	8.8%	3	0.6%	22	4.3%
北海道・	8+	128	100.0%	61	47.7%	43	33.6%	2	1.6%			16	12.5%	1	0.8%	5	3.9%
東北地区	公 営	52	100.0%	30	57.7%	17	32.7%	1	1.9%			2	3.8%			2	3.8%
*****	民営	76	100.0%	31	40.8%	26	34.2%	1	1.3%			14	18.4%	1	1.3%	3	3.9%
	計	178	100.0%	76	42.7%	64	36.0%	13	7.3%			15	8.4%	1	0.6%	9	5.1%
関東地区	公 営	74	100.0%	34	45.9%	22	29.7%	3	4.1%			10	13.5%			5	6.8%
	民 営	104	100.0%	42	40.4%	42	40.4%	10	9.6%			5	4.8%	1	1.0%	4	3.8%
	ã†	97	100.0%	50	51.5%	30	30.9%	4	4.1%			8	8.2%			5	5.2%
東海地区	公 営	46	100.0%	20	43.5%	17	37.0%	2	4.3%			3	6.5%			4	8.7%
İ	民営	51	100.0%	30	58.8%	13	25.5%	2	3.9%			5	9.8%			1	2.0%
	āt	93	100.0%	43	46.2%	31	33.3%	4	4.3%	1	1.1%	9	9.7%			5	5.4%
北信越地区	公 営	52	100.0%	24	46.2%	20	38.5%	3	5.8%			3	5.8%			2	3.8%
i	民 営	41	100.0%	19	46.3%	11	26.8%	1	2.4%	1	2.4%	6	14.6%			3	7.3%
	計	102	100.0%	45	44.1%	41	40.2%	7	6.9%			4	3.9%	1	1.0%	4	3.9%
近畿地区	公 営	29	100.0%	9	31.0%	14	48.3%	2	6.9%			2	6.9%	1	3.4%	1	3.4%
	民営	73	100.0%	36	49.3%	27	37.0%	5	6.8%			2	2.7%			3	4.1%
_=	āt	98	100.0%	45	45.9%	38	38.8%	3	3.1%			6	6.1%	- 1	1.0%	5	5.1%
中国・ 四国地区	公 営	44	100.0%	17	38.6%	21	47.7%	2	4.5%			3	6.8%			1	2.3%
디프웨스	民営	54	100.0%	28	51.9%	17	31.5%	- 1	1.9%			3	5.6%	- 1	1.9%	4	7.4%
	計	141	100.0%	72	51.1%	42	29.8%	7	5.0%			15	10.6%			5	3.5%
九州地区	公 営	28	100.0%	15	53.6%	7	25.0%					5	17.9%			1	3.6%
l	民 営	113	100.0%	57	50.4%	35	31.0%	7	6.2%			10	8.8%			4	3.5%

表NO.69 所在地区分別 問7-2 情報開示の実態をどう考えるか

		総	it	賛	戓	条件付	で賛成	ある 賛成で		反	対	わから	ない	その	他	未回	答
	計	837	100.0%	392	46.8%	289	34.5%	40	4.8%	1	0.1%	73	8.7%	4	0.5%	38	4.5%
総計	公 営	325	100.0%	149	45.8%	118	36.3%	13	4.0%			28	8.6%	1	0.3%	16	4.9%
	民営	512	100.0%	243	47.5%	171	33.4%	27	5.3%	1	0.2%	45	8.8%	3	0.6%	22	4.3%
den eer ten	計	112	100.0%	52	46.4%	41	36.6%	7	6.3%			7	6.3%			5	4.5%
都区部· 指定都市	公 営	28	100.0%	19	67.9%	6	21.4%	1	3.6%			1	3.6%			1	3.6%
TH ACHIEVE	民 営	84	100.0%	33	39.3%	35	41.7%	6	7.1%			6	7.1%			4	4.8%
	計	110	100.0%	54	49.1%	38	34.5%	3	2.7%	1	0.9%	11	10.0%	1	0.9%	2	1.8%
県庁所在市	公 営	29	100.0%	17	58.6%	11	37.9%					1	3.4%				
	民営	81	100.0%	37	45.7%	27	33.3%	3	3.7%	1	1.2%	10	12.3%	1	1.2%	2	2.5%
	計	137	100.0%	62	45.3%	45	32.8%	9	6.6%			10	7.3%	1	0.7%	10	7.3%
中都市	公 営	41	100.0%	21	51.2%	14	34.1%	1	2.4%			1	2.4%			4	9.8%
	民 営	96	100.0%	41	42.7%	31	32.3%	8	8.3%			9	9.4%	1	1.0%	6	6.3%
	計	252	100.0%	113	44.8%	89	35.3%	13	5.2%			20	7.9%	2	0.8%	15	6.0%
小都市A	公 営	97	100.0%	29	29.9%	44	45.4%	7	7.2%			9	9.3%	1	1.0%	7	7.2%
	民営	155	100.0%	84	54.2%	45	29.0%	6	3.9%			11	7.1%	1	0.6%	. 8	5.2%
	計	84	100.0%	42	50.0%	32	38.1%	4	4.8%			6	7.1%				
小都市B	公 営	43	100.0%	18	41.9%	20	46.5%	- 1	2.3%			4	9.3%				
	民 営	41	100.0%	24	58.5%	12	29.3%	3	7.3%			2	4.9%				
	計	142	100.0%	69	48.6%	44	31.0%	4	2.8%			19	13.4%			6	4.2%
町・村	公 営	87	100.0%	45	51.7%	23	26.4%	3	3.4%			12	13.8%			4	4.6%
	民営	55	100.0%	24	43.6%	21	38.2%	1	1.8%			7	12.7%			2	3.69

表NO.70 地域区分別 問8-1 第三者評価受審の進行状況

		総訓	i †	かなり	受審	一部	受審	ある 受審して	Eり こいない	まっ 受審して		わから	ない	₹ σ.	他	未回	答
	āt	837	100.0%	29	3.5%	163	19.5%	210	25.1%	297	35.5%	88	10.5%	16	1.9%	34	4.1%
全国	公 営	325	100.0%	13	4.0%	47	14.5%	63	19.4%	149	45.8%	30	9.2%	7	2.2%	16	4.9%
	民 営	512	100.0%	16	3.1%	116	22.7%	147	28.7%	148	28.9%	58	11.3%	9	1.8%	18	3.5%
北海道・	ät	128	100.0%	4	3.1%	20	15.6%	36	28.1%	47	36.7%	14	10.9%	1	0.8%	6	4.7%
東北地区	公 営	52	100.0%			8	15.4%	13	25.0%	24	46.2%	4	7.7%			3	5.8%
*****	民 営	76	100.0%	4	5.3%	12	15.8%	23	30.3%	23	30.3%	10	13.2%	1	1.3%	3	3.9%
	計	178	100.0%	12	6.7%	50	28.1%	45	25.3%	41	23.0%	17	9.6%	4	2.2%	9	5.1%
関東地区	公 営	74	100.0%	8	10.8%	19	25.7%	10	13.5%	24	32.4%	5	6.8%	2	2.7%	6	8.1%
	民 営	104	100.0%	4	3.8%	31	29.8%	35	33.7%	17	16.3%	12	11.5%	2	1.9%	3	2.9%
ļ	8+	97	100.0%	1	1.0%	24	24.7%	23	23.7%	33	34.0%	6	6.2%	5	5.2%	5	5.2%
東海地区	公 営	46	100.0%	1	2.2%	7	15.2%	6	13.0%	21	45.7%	5	10.9%	2	4.3%	4	8.7%
	民 営	51	100.0%			17	33.3%	17	33.3%	12	23.5%	1	2.0%	3	5.9%	1	2.0%
	計	93	100.0%	1	1.1%	12	12.9%	26	28.0%	43	46.2%	7	7.5%			4	4.3%
北信越地区	公 営	52	100.0%	1	1.9%	4	7.7%	13	25.0%	28	53.8%	4	7.7%			2	3.8%
	民営	41	100.0%			8	19.5%	13		15	36.6%	3	7.3%			2	4.9%
	計	102	100.0%	2	2.0%	20	19.6%	26	25.5%	33	32.4%	15	14.7%	3	2.9%	3	2.9%
近畿地区	公 営	29	100.0%			2	6.9%	5	17.2%	15	51.7%	6	20.7%	1	3.4%		
	民営	73	100.0%	2	2.7%	18		21	28.8%	18	24.7%	9	12.3%	2	2.7%	3	4.1%
中国・	計	98	100.0%	4	4.1%	14	14.3%	25	25.5%	39	39.8%	13	13.3%	1	1.0%	2	2.0%
四国地区	公 営	44	100.0%	2	4.5%	2	4.5%	12	27.3%	24	54.5%	3	6.8%	1	2.3%		
	民 営	54	100.0%	2	3.7%	12	22.2%	13	24.1%	15	27.8%	10	18.5%			2	3.7%
	計	141	100.0%	5	3.5%	23	16.3%	29	20.6%	61	43.3%	16	11.3%	2	1.4%	5	3.5%
九州地区	公 営	28	100.0%	1	3.6%	5	17.9%	4	14.3%	13	46.4%	3	10.7%	1	3.6%	1	3.6%
<u> </u>	民営	113	100.0%	_4	3.5%	18	15.9%	25	22.1%	48	42.5%	13	11.5%	1	0.9%	4	3.5%

表NO.71 所在地区分別 問8-1 第三者評価受審の進行状況

		総	R†	かなり	受審	一部	受審	ある 受審して		まっ 受審して		わから	ない	その	他	未回	答
	計	837	100.0%	29	3.5%	163	19.5%	210	25.1%	297	35.5%	88	10.5%	16	1.9%	34	4.1%
総計	公 営	325	100.0%	13	4.0%	47	14.5%	63	19.4%	149	45.8%	30	9.2%	7	2.2%	16	4.9%
	民 営	512	100.0%	16	3.1%	116	22.7%	147	28.7%	148	28.9%	58	11.3%	9	1.8%	18	3.5%
都区部・	計	112	100.0%	10	8.9%	47	42.0%	26	23.2%	12	10.7%	10	8.9%	2	1.8%	5	4.5%
郵及部・ 指定都市	公 営	28	100.0%	5	17.9%	12	42.9%	5	17.9%	5	17.9%					1	3.6%
18 75 30 10	民 営	84	100.0%	5	6.0%	35	41.7%	21	25.0%	7	8.3%	10	11.9%	2	2.4%	4	4.8%
	計	110	100.0%	5	4.5%	28	25.5%	37	33.6%	24	21.8%	10	9.1%	3	2.7%	3	2.7%
県庁所在市	公 営	29	100.0%	1	3.4%	9	31.0%	6	20.7%	7	24.1%	4	13.8%	1	3.4%	1	3.4%
	民 営	81	100.0%	4	4.9%	19	23.5%	31	38.3%	17	21.0%	6	7.4%	2	2.5%	2	2.5%
	計	137	100.0%	5	3.6%	38	27.7%	34	24.8%	34	24.8%	16	11.7%	2	1.5%	8	5.8%
中都市	公 営	41	100.0%	3	7.3%	7	17.1%	9	22.0%	12	29.3%	5	12.2%	1	2.4%	4	9.8%
	民 営	96	100.0%	2	2.1%	31	32.3%	25	26.0%	22	22.9%	- 11	11.5%	1	1.0%	4	4.2%
	計	252	100.0%	5	2.0%	28	11.1%	66	26.2%	103	40.9%	34	13.5%	5	2.0%	11	4.4%
小都市A	公 営	97	100.0%	2	2.1%	7	7.2%	21	21.6%	49	50.5%	10	10.3%	2	2.1%	6	6.2%
	民 営	155	100.0%	3	1.9%	21	13.5%	45	29.0%	54	34.8%	24	15.5%	3	1.9%	5	3.2%
	計	84	100.0%			7	8.3%	18	21.4%	50	59.5%	7	8.3%	1	1.2%	1	1.2%
小都市B	公 営	43	100.0%			3	7.0%	5	11.6%	28	65.1%	6	14.0%	1	2.3%		
	民 営	41	100.0%			4	9.8%	13	31.7%	22	53.7%	1	2.4%		j	1	2.4%
	計	142	100.0%	4	2.8%	15	10.6%	29	20.4%	74	52.1%	11	7.7%	3	2.1%	6	4.2%
町·村	公 営	87	100.0%	2	2.3%	9	10.3%	17	19.5%	48	55.2%	5	5.7%	2	2.3%	4	4.6%
	民 営	55	100.0%	2	3.6%	6	10.9%	12	21.8%	26	47.3%	6	10.9%	1	1.8%	2	3.6%

表NO.72 地域区分別 問8-2 第三者評価結果の公開の進行状況

		総	S †	かた 行われ		ー: 行われ		あま 行われて		まっ 行われ ^つ		わから	ない	その	他	未回	答
	計	837	100.0%	36	4.3%	106	12.7%	199	23.8%	253	30.2%	168	20.1%	22	2.6%	53	6.3%
全国	公 営	325	100.0%	16	4.9%	32	9.8%	65	20.0%	110	33.8%	59	18.2%	12	3.7%	31	9.5%
l	民 営	512	100.0%	20	3.9%	74	14.5%	134	26.2%	143	27.9%	109	21.3%	10	2.0%	22	4.3%
北海道・	81	128	100.0%	3	2.3%	12	9.4%	33	25.8%	42	32.8%	25	19.5%	6	4.7%	7	5.5%
東北地区	公 営	52	100.0%			5	9.6%	14	26.9%	22	42.3%	7	13.5%	2	3.8%	2	3.8%
***************************************	民 営	76	100.0%	3	3.9%	7	9.2%	19	25.0%	20	26.3%	18	23.7%	4	5.3%	5	6.6%
	ă†	178	100.0%	16	9.0%	32	18.0%	44	24.7%	36	20.2%	28	15.7%	4	2.2%	18	10.1%
関東地区	公 営	74	100.0%	10	13.5%	11	14.9%	13	17.6%	15	20.3%	11	14.9%	2	2.7%	12	16.2%
	民営	104	100.0%	6	5.8%	21	20.2%	31	29.8%	21	20.2%	17	16.3%	2	1.9%	6	5.8%
	āt	97	100.0%	5	5.2%	15	15.5%	27	27.8%	32	33.0%	13	13.4%	1	1.0%	4	4.1%
東海地区	公 営	46	100.0%	3	6.5%	6	13.0%	6	13.0%	17	37.0%	10	21.7%	1	2.2%	3	6.5%
	民 営	51	100.0%	2	3.9%	9	17.6%	21	41.2%	15	29.4%	3	5.9%			1	2.0%
	計	93	100.0%	3	3.2%	4	4.3%	18	19.4%	34	36.6%	23	24.7%	5	5.4%	6	6.5%
北信越地区	公 営	52	100.0%	2	3.8%	1	1.9%	11	21.2%	18	34.6%	11	21.2%	5	9.6%	4	7.7%
	民 営	41	100.0%	1	2.4%	3	7.3%	7	17.1%	16	39.0%	12	29.3%			2	4.9%
	計	102	100.0%	2	2.0%	15	14.7%	24	23.5%	29	28.4%	26	25.5%	3	2.9%	3	2.9%
近畿地区	公 営	29	100.0%			2	6.9%	7	24.1%	9	31.0%	8	27.6%	2	6.9%	1	3.4%
	民 営	73	100.0%	2	2.7%	13	17.8%	17	23.3%	20	27.4%	18	24.7%	1	1.4%	2	2.7%
中国・	計	98	100.0%	2	2.0%	12	12.2%	21	21.4%	29	29.6%	24	24.5%	1	1.0%	9	9.2%
四国地区	公 営	44	100.0%	1	2.3%	2	4.5%	11	25.0%	17	38.6%	7	15.9%			6	13.6%
	民 営	54	100.0%	1	1.9%	10	18.5%	10	18.5%		22.2%	17	31.5%	1	1.9%	3	5.6%
1	計	141	100.0%	5	3.5%	16	11.3%	32	22.7%	51	36.2%	29	20.6%	2	1.4%	6	4.3%
九州地区	公 営	28	100.0%			5	17.9%	3	10.7%	12	42.9%	5	17.9%			3	10.7%
	民 営	113	100.0%	5	4.4%	11	9.7%	29	25.7%	39	34.5%	24	21.2%	2	1.8%	3	2.7%

表NO.73 所在地区分別 問8-2 第三者評価結果の公開の進行状況

		総	it	かれ 行われ		_ 行われ		ある 行われっ		まっ 行われ ⁻	たく ていない	わから	ない	₹0.	他	未回	答
	dž	837	100.0%	36	4.3%	106	12.7%	199	23.8%	253	30.2%	168	20.1%	22	2.6%	53	6.3%
総計	公 営	325	100.0%	16	4.9%	32	9.8%	65	20.0%	110	33.8%	59	18.2%	12	3.7%	31	9.5%
	民 営	512	100.0%	20	3.9%	74	14.5%	134	26.2%	143	27.9%	109	21.3%	10	2.0%	22	4.3%
都区部・	計	112	100.0%	17	15.2%	28	25.0%	30	26.8%	11	9.8%	24	21.4%			2	1.8%
指定都市	公 営	28	100.0%	8	28.6%	8	28.6%	4	14.3%	4	14.3%	3	10.7%			1	3.6%
THINC HISTIN	民 営	84	100.0%	9	10.7%	20	23.8%	26	31.0%	7	8.3%	21	25.0%			1	1.2%
	計	110	100.0%	4	3.6%	18	16.4%	35	31.8%	19	17.3%	29	26.4%			5	4.5%
県庁所在市	公 営	29	100.0%	t	3.4%	5	17.2%	8	27.6%	2	6.9%	10	34.5%			3	10.3%
	民 営	81	100.0%	3	3.7%	13	16.0%	27	33.3%	17	21.0%	19	23.5%			2	2.5%
	計	137	100.0%	11	8.0%	27	19.7%	26	19.0%	29	21.2%	28	20.4%	3	2.2%	13	9.5%
中都市	公 営	41	100.0%	6	14.6%	7	17.1%	6	14.6%	10	24.4%	7	17.1%	2	4.9%	3	7.3%
	民 営	96	100.0%	5	5.2%	20	20.8%	20	20.8%	19	19.8%	21	21.9%	1	1.0%	10	10.4%
	āt	252	100.0%	2	0.8%	21	8.3%	54	21.4%	103	40.9%	50	19.8%	9	3.6%	13	5.2%
小都市A	公 営	97	100.0%	1	1.0%	5	5.2%	19	19.6%	38	39.2%	20	20.6%	4	4.1%	10	10.3%
	民 営	155	100.0%	1	0.6%	16	10.3%	35	22.6%	65	41.9%	30	19.4%	5	3.2%	3	1.9%
	計	84	100.0%			2	2.4%	17	20.2%	32	38.1%	15	17.9%	6	7.1%	12	14.3%
小都市B	公 営	43	100.0%					7	16.3%	18	41.9%	7	16.3%	3	7.0%	8	18.6%
	民 営	41	100.0%			2	4.9%	10	24.4%	14	34.1%	8	19.5%	3	7.3%	4	9.8%
l	計	142	100.0%	2	1.4%	10	7.0%	37	26.1%	59	41.5%	22	15.5%	4	2.8%	8	5.6%
町・村	公 営	87	100.0%			7	8.0%	21	24.1%	38	43.7%	12	13.8%	3	3.4%	6	6.9%
	民 営	55	100.0%	2	3.6%	3	5.5%	16	29.1%	21	38.2%	10	18.2%	1	1.8%	2	3.6%

表NO.74 地域区分別 問8-3 第三者評価受審は、保育サービスの質の向上に役立つか

		総	it .	そう	思う	ややそ	う思う	ある そう思	まり わない	まっ そう思		わから	らない	未回)答
	計	837	100.0%	157	18.8%	322	38.5%	217	25.9%	49	5.9%	55	6.6%	37	4.4%
全国	公 営	325	100.0%	73	22.5%	137	42.2%	61	18.8%	11	3.4%	21	6.5%	22	6.8%
	民 営	512	100.0%	84	16.4%	185	36.1%	156	30.5%	38	7.4%	34	6.6%	15	2.9%
北海道・	計	128	100.0%	24	18.8%	39	30.5%	38	29.7%	9	7.0%	13	10.2%	5	3.9%
東北地区	公 営	52	100.0%	8	15.4%	24	46.2%	12	23.1%	1	1.9%	5	9.6%	2	3.8%
X10-0E	民 営	76	100.0%	16	21.1%	15	19.7%	26	34.2%	8	10.5%		10.5%	3	3.9%
	計	178	100.0%	26	14.6%	69	38.8%	46	25.8%	17	9.6%	9	5.1%	- 11	6.2%
関東地区	公 営	74	100.0%	17	23.0%	29	39.2%	13	17.6%	3	4.1%	5	6.8%	7	9.5%
	民 営	104	100.0%	9	8.7%	40	38.5%	33	31.7%	14	13.5%	4	3.8%	4	3.8%
	計	97	100.0%	24	24.7%	38	39.2%	23	23.7%	4	4.1%	4	4.1%	4	4.1%
東海地区	公 営	46	100.0%	14	30.4%	19	41.3%	6	13.0%	2	4.3%	2	4.3%	3	6.5%
	民 営	51	100.0%	10	19.6%	19	37.3%	17	33.3%	2	3.9%	2	3.9%	1	2.0%
	計	93	100.0%	21	22.6%	37	39.8%	25	26.9%	1	1.1%	5	5.4%	4	4.3%
北信越地区	公 営	52	100.0%	13	25.0%	21	40.4%	12	23.1%			4	7.7%	2	3.8%
	民 當	41	100.0%	8	19.5%	16	39.0%	13	31.7%	1	2.4%	1	2.4%	2	4.9%
	計	102	100.0%	18	17.6%	48	47.1%	22	21.6%	3	2.9%	8	7.8%	3	2.9%
近畿地区	公 営	29	100.0%	7	24.1%	14	48.3%	5	17.2%	1	3.4%	- 1	3.4%	1	3.4%
	民 営	73	100.0%	11	15.1%	34	46.6%	17	23.3%	2	2.7%	7	9.6%	2	2.7%
-h (=)	計	98	100.0%	17	17.3%	35	35.7%	23	23.5%	8	8.2%	9	9.2%	6	6.1%
中国· 四国地区	公 営	44	100.0%	7	15.9%	19	43.2%	7	15.9%	3	6.8%	3	6.8%	5	11.4%
四國地区	民 営	54	100.0%	10	18.5%	16	29.6%	16	29.6%	5	9.3%	6	11.1%	1	1.9%
	計	141	100.0%	27	19.1%	56	39.7%	40	28.4%	7	5.0%	7	5.0%	4	2.8%
九州地区	公 営	28	100.0%	7	25.0%	11	39.3%	6	21.4%	1	3.6%	1	3.6%	2	7.1%
	民 営	113	100.0%	20	17.7%	45	39.8%	34	30.1%	6	5.3%	6	5.3%	2	1.8%

表NO.75 所在地区分別 問8-3 第三者評価受審は、保育サービスの質の向上に役立つか

		貌	ā†	そう!	思う	ややそ	う思う	あま そう思:			たく わない	わから	らない	未回	答
	計	837	100.0%	157	18.8%	322	38.5%	217	25.9%	49	5.9%	55	6.6%	37	4.49
総計	公 営	325	100.0%	73	22.5%	137	42.2%	61	18.8%	11	3.4%	21	6.5%	22	6.89
	民 営	512	100.0%	84	16.4%	185	36.1%	156	30.5%	38	7.4%	34	6.6%	15	2.99
都区部-	吉	112	100.0%	20	17.9%	45	40.2%	33	29.5%	7	6.3%	5	4.5%	2	1.89
からの・ 指定都市	公 営	28	100.0%	7	25.0%	17	60.7%	3	10.7%					1	3.69
ALC BOIL	民 営	84	100.0%	13	15.5%	28	33.3%	30	35.7%	7	8.3%	5	6.0%	1	1.29
	計	110	100.0%	28	25.5%	38	34.5%	26	23.6%	6	5.5%	7	6.4%	5	4.59
県庁所在市	公 営	29	100.0%	10	34.5%	10	34.5%	4	13.8%			2	6.9%	3	10.39
	民 営	81	100.0%	18	22.2%	28	34.6%	22	27.2%	6	7.4%	5	6.2%	2	2.5%
	計	137	100.0%	26	19.0%	49	35.8%	37	27.0%	9	6.6%	9	6.6%	7	5.19
中都市	公 営	41	100.0%	12	29.3%	19	46.3%	5	12.2%	2	4.9%	2	4.9%	1	2.49
	民 営	96	100.0%	14	14.6%	30	31.3%	32	33.3%	7	7.3%	7	7.3%	6	6.39
	計	252	100.0%	43	17.1%	103	40.9%	64	25.4%	15	6.0%	14	5.6%	13	5.29
小都市A	公 営	97	100.0%	23	23.7%	38	39.2%	18	18.6%	5	5.2%	3	3.1%	10	10.39
	民 営	155	100.0%	20	12.9%	65	41.9%	46	29.7%	10	6.5%	- 11	7.1%	3	1.99
	計	84	100.0%	13	15.5%	31	36.9%	22	26.2%	8	9.5%	4	4.8%	6	7.19
小都市B	公 営	43	100.0%	6	14.0%	17	39.5%	12	27.9%	2	4.7%	2	4.7%	4	9.39
	民 営	41	100.0%	7	17.1%	14		10	24.4%	6	14.6%	2	4.9%	2	4.99
	計	142	100.0%	27	19.0%	56	39.4%	35	24.6%	4	2.8%	16	11.3%	4	2.89
町·村	公 営	87	100.0%	15	17.2%	36	41.4%	19	21.8%	2	2.3%	12	13.8%	3	3.49
	民営	55	100.0%	12	21.8%	20	36.4%	16	29.1%	2	3.6%	4	7.3%	1	1.89

表NO.76 地域区分別 問8-4 第三者評価結果の公開は、保育サービスの質の向上に役立つか

		総	it	そう	思う	ややそ	う思う	ある そう思		まっ そう思:		わから	ない	未回	答
	計	837	100.0%	114	13.6%	269	32.1%	293	35.0%	50	6.0%	74	8.8%	37	4.4%
全国	公 営	325	100.0%	55	16.9%	111	34.2%	96	29.5%	13	4.0%	30	9.2%	20	6.2%
	民営	512	100.0%	59	11.5%	158	30.9%	197	38.5%	37	7.2%	44	8.6%	17	3.3%
北海道・	計	128	100.0%	21	16.4%	35	27.3%	43	33.6%	10	7.8%	14	10.9%	5	3.9%
東北地区	公 営	52	100.0%	8	15.4%	20	38.5%	15	28.8%	2	3.8%	5	9.6%	2	3.8%
******	民 営	76	100.0%	13	17.1%	15	19.7%	28	36.8%	8	10.5%	9	11.8%	3	3.9%
	計	178	100.0%	24	13.5%	54	30.3%	66	37.1%	12	6.7%	13	7.3%	9	5.1%
関東地区	公 営	74	100.0%	16	21.6%	21	28.4%	23	31.1%	2	2.7%	7	9.5%	5	6.8%
	民 営	104	100.0%	8	7.7%	33	31.7%	43	41.3%	10	9.6%	6	5.8%	4	3.8%
	計	97	100.0%	20	20.6%	32	33.0%	31	32.0%	3	3.1%	8	8.2%	3	3.1%
東海地区	公 営	46	100.0%	11	23.9%	16	34.8%	11	23.9%	1	2.2%	5	10.9%	2	4.3%
	民営	51	100.0%	9	17.6%	16	31.4%	20	39.2%	2	3.9%	3	5.9%	1	2.0%
	計	93	100.0%	14	15.1%	23	24.7%	41	44.1%	3	3.2%	8	8.6%	4	4.3%
北信越地区	公. 営	52	100.0%	7	13.5%	15	28.8%	21	40.4%	2	3.8%	5	9.6%	2	3.8%
	民 営	41	100.0%	7	17.1%	8	19.5%	20	48.8%	1	2.4%	3	7.3%	2	4.9%
	計	102	100.0%	15	14.7%	42	41.2%	28	27.5%	5	4.9%	9	8.8%	3	2.9%
近畿地区	公 営	29	100.0%	6	20.7%	15	51.7%	3	10.3%	2	6.9%	2	6.9%	1	3.4%
	民 営	73	100.0%	9	12.3%	27	37.0%	25	34.2%	3	4.1%	. 7	9.6%	2	2.7%
	計	98	100.0%	7	7.1%	33	33.7%	30	30.6%	8	8.2%	13	13.3%	7	7.1%
中国・ 四国地区	公 営	44	100.0%	3	6.8%	15	34.1%	13	29.5%	3	6.8%	5	11.4%	5	11.4%
	民営	54	100.0%	4	7.4%	18	33.3%	17	31.5%	5	9.3%	8	14.8%	2	3.7%
	計	141	100.0%	13	9.2%	50	35.5%	54	38.3%	9	6.4%	9	6.4%	6	4.3%
九州地区	公 営	28	100.0%	4	14.3%	9	32.1%	10	35.7%	1	3.6%	1	3.6%	3	10.7%
	民営	113	100.0%	9	8.0%	41	36.3%	44	38.9%	. 8	7.1%	8	7.1%	3	2.7%

表NO.77 所在地区分別 問8-4 第三者評価結果の公開は、保育サービスの質の向上に役立つか

		総訓	it	そう	思う	ややそ	う思う	ある そう思:		まっ そ う 思		わから	ない	未回	答
_	計	837	100.0%	114	13.6%	269	32.1%	293	35.0%	50	6.0%	74	8.8%	37	4.4%
総計	公 営	325	100.0%	55	16.9%	111	34.2%	96	29.5%	13	4.0%	30	9.2%	20	6.2%
	民 営	512	100.0%	59	11.5%	158	30.9%	197	38.5%	37	7.2%	44	8.6%	17	3.3%
都区部・	計	112	100.0%	15	13.4%	41	36.6%	41	36.6%	6	5.4%	6	5.4%	3	2.7%
部区部· 指定都市	公 営	28	100.0%	7	25.0%	15	53.6%	6	21.4%						
יוימו	民 営	84	100.0%	8	9.5%	26	31.0%	35	41.7%	6	7.1%	6	7.1%	3	3.6%
	計	110	100.0%	20	18.2%	38	34.5%	40	36.4%	3	2.7%	5	4.5%	4	3.6%
県庁所在市	公 営	29	100.0%	8	27.6%	12	41.4%	5	17.2%		1	2	6.9%	2	6.9%
	民 営	81	100.0%	12	14.8%	26	32.1%	35	43.2%	3	3.7%	3	3.7%	2	2.5%
	計	137	100.0%	23	16.8%	36	26.3%	51	37.2%	7	5.1%	14	10.2%	6	4.4%
中都市	公 営	41	100.0%	11	26.8%	12	29.3%	11	26.8%	2	4.9%	4	9.8%	1	2.4%
	民 営	96	100.0%	12	12.5%	24	25.0%	40	41.7%	5	5.2%	10	10.4%	5	5.2%
	市	252	100.0%	28	11.1%	80	31.7%	93	36.9%	18	7.1%	20	7.9%	13	5.2%
小都市A	公 営	97	100.0%	12	12.4%	30	30.9%	33	34.0%	7	7.2%	6	6.2%	9	9.3%
	民 営	155	100.0%	16	10.3%	50	32.3%	60	38.7%	11	7.1%	14	9.0%	4	2.6%
	計	84	100.0%	7	8.3%	29	34.5%	26	31.0%	7	8.3%	9	10.7%	6	7.1%
小都市B	公 営	43	100.0%	5	11.6%	14	32.6%	16	37.2%	1	2.3%	3	7.0%	4	9.3%
	民 営	41	100.0%	2	4.9%	15	36.6%	10	24.4%	6	14.6%	6	14.6%	2	4.9%
	計	142	100.0%	21	14.8%	45	31.7%	42	29.6%	9	6.3%	20	14.1%	5	3.5%
町・村	公 営	87	100.0%	12	13.8%	28	32.2%	25	28.7%	3	3.4%	15	17.2%	4	4.6%
	民 営	55	100.0%	9	16.4%	17	30.9%	17	30.9%	6	10.9%	5	9.1%	1	1.8%

表NO.78 地域区分別 問9 貴園の市町村では合併が行われたか

		総	計	行わ	れた	行われ	はい	副指	中	わから	らない	未回	答
	計	837	100.0%	417	49.8%	350	41.8%	23	2.7%	18	2.2%	29	3.5%
全国	公 営	325	100.0%	155	47.7%	139	42.8%	11	3.4%	5	1.5%	15	4.6%
	民 営	512	100.0%	262	51.2%	211	41.2%	12	2.3%	13	2.5%	14	2.7%
北海道•	計	128	100.0%	60	46.9%	55	43.0%	4	3.1%	5	3.9%	4	3.1%
東北地区	公 営	52	100.0%	18	34.6%	29	55.8%	2	3.8%	2	3.8%	1	1.9%
X10-0E	民 営	76	100.0%	42	55.3%	26	34.2%	2	2.6%	3	3.9%	3	3.9%
	計	178	100.0%	56	31.5%	100	56.2%	8	4.5%	5	2.8%	9	5.1%
関東地区	公 営	74	100.0%	25	33.8%	41	55.4%	3	4.1%	1	1.4%	4	5.4%
	民 営	104	100.0%	31	29.8%	59	56.7%	5	4.8%	4	3.8%	5	4.8%
	計	97	100.0%	46	47.4%	43	44.3%	4	4.1%	1	1.0%	3	3.1%
東海地区	公 営	46	100.0%	23	50.0%	17	37.0%	3	6.5%	1	2.2%	2	4.3%
	民 営	51	100.0%	23	45.1%	26	51.0%	1	2.0%			1	2.0%
	計	93	100.0%	65	69.9%	23	24.7%	1	1.1%			4	4.3%
北信越地区	公 営	52	100.0%	34	65.4%	14	26.9%	1	1.9%			3	5.8%
	民 営	41	100.0%	31	75.6%	9	22.0%					1	2.4%
	計	102	100.0%	39	38.2%	55	53.9%	2	2.0%	3	2.9%	3	2.9%
近畿地区	公 営	29	100.0%	12	41.4%	16	55.2%					1	3.4%
	民 営	73	100.0%	27	37.0%	39	53.4%	2	2.7%	. 3	4.1%	2	2.7%
中国・	計	98	100.0%	76	77.6%	15	15.3%	2	2.0%	1	1.0%	4	4.1%
四国地区	公 営	44	100.0%	31	70.5%	9	20.5%			1	2.3%	3	6.8%
	民 営	54	100.0%	45	83.3%	6	11.1%	2	3.7%			1	1.9%
	計	141	100.0%	75	53.2%	59	41.8%	2	1.4%	3	2.1%	2	1.4%
九州地区	公 営	28	100.0%	12	42.9%	13	46.4%	2	7.1%	-		1	3.6%
	民 営	113	100.0%	63	55.8%	46	40.7%			3	2.7%	1	0.9%

表NO.79 所在地区分別 問9 貴園の市町村では合併が行われたか

			総	計	行わ	れた	行われ	ない	計画	中	わから	らない	未回	答
	ā	t	837	100.0%	417	49.8%	350	41.8%	23	2.7%	18	2.2%	29	3.5%
総計	公	営	325	100.0%	155	47.7%	139	42.8%	11	3.4%	5	1.5%	15	4.6%
1	民	営	512	100.0%	262	51.2%	211	41.2%	12	2.3%	13	2.5%	14	2.7%
**** 157 ****	Ē	t	112	100.0%	19	17.0%	84	75.0%	1	0.9%	5	4.5%	3	2.7%
都区部· 指定都市	公	営	28	100.0%	4	14.3%	23	82.1%			1	3.6%		ŀ
TE ACTIVITY	民	営	84	100.0%	15	17.9%	61	72.6%	1	1.2%	4	4.8%	3	3.6%
	Ē	+	110	100.0%	71	64.5%	25	22.7%	8	7.3%	1	0.9%	5	4.5%
県庁所在市	公	営	29	100.0%	17	58.6%	6	20.7%	3	10.3%			3	10.3%
	民	営	81	100.0%	54	66.7%	19	23.5%	5	6.2%	1	1.2%	2	2.5%
	ă	+	137	100.0%	80	58.4%	44	32.1%	3	2.2%	3	2.2%	7	5.1%
中都市	公	営	41	100.0%	25	61.0%	14	34.1%	1	2.4%			1	2.4%
	民	営	96	100.0%	55	57.3%	30	31.3%	2	2.1%	3	3.1%	6	6.3%
	ā	+	252	100.0%	159	63.1%	81	32.1%	2	0.8%	2	0.8%	8	3.2%
小都市A	公	営	97	100.0%	64	66.0%	25	25.8%	. 1	1.0%			7	7.2%
· ·	民	営	155	100.0%	95	61.3%	56	36.1%	1	0.6%	2	1.3%	1	0.6%
	ŧ.	†	84	100.0%	52	61.9%	29	34.5%			1	1.2%	2	2.4%
小都市B	公	営	43	100.0%	28	65.1%	14	32.6%					1	2.3%
	民	営	41	100.0%	24	58.5%	15	36.6%			1	2.4%	1	2.4%
	â	+	142	100.0%	36	25.4%	87	61.3%	9	6.3%	6	4.2%	4	2.8%
町∙村	公	営	87	100.0%	17	19.5%	57	65.5%	6	6.9%	4	4.6%	3	3.4%
	民	営	55	100.0%	19	34.5%	30	54.5%	3	5.5%	2	3.6%	1	1.8%

表NO.80 地域区分別 問10-1 延長保育事業(ソフト交付金)による変化

		総	ā†	増客	Ą	減	額	変化	なし	 	D他	未回	答
	計	512	100.0%	7	1.4%	153	29.9%	262	51.2%	33	6.4%	57	11.1%
全国	公 営												
	民 営	512	100.0%	7	1.4%	153	29.9%	262	51.2%	33	6.4%	57	11.1%
北海米	計	76	100.0%	1	1.3%	25	32.9%	31	40.8%	8	10.5%	11	14.5%
北海道・ 東北地区	公 営												
未北地區	民 営	76	100.0%	1	1.3%	25	32.9%	31	40.8%	8	10.5%	11	14.5%
	計	104	100.0%	1	1.0%	37	35.6%	48	46.2%	6	5.8%	12	11.5%
関東地区	公 営									-			
	民 営	104	100.0%	1	1.0%	37	35.6%	48	46.2%	6	5.8%	12	11.5%
	計	51	100.0%	1	2.0%	10	19.6%	32	62.7%	3	5.9%	5	9.8%
東海地区	公 営												
	民 営	51	100.0%	1	2.0%	10	19.6%	32	62.7%	3	5.9%	. 5	9.8%
	計	41	100.0%			12	29.3%	22	53.7%	5	12.2%	2	4.9%
北信越地区	公 営												
	民 営	41	100.0%			12	29.3%	22	53.7%	5	12.2%	2	4.9%
	計	73	100.0%	2	2.7%	23	31.5%	39	53.4%	1	1.4%	8	11.0%
近畿地区	公 営												
	民 営	73	100.0%	2	2.7%	23	31.5%	39	53.4%	1	1.4%	8	11.0%
中国•	計	54	100.0%	2	3.7%	14	25.9%	27	50.0%	2	3.7%	9	16.7%
四国地区	公 営										ļ		
	民 営	54	100.0%	2	3.7%	14	25.9%	27	50.0%	2	3.7%	9	16.7%
	計	113	100.0%			32	28.3%	63	55.8%	8	7.1%	10	8.8%
九州地区	公 営												
	民 営	113	100.0%			32	28.3%	63	55.8%	8	7.1%	10	8.8%

表NO.81 所在地区分別 問10-1 延長保育事業(ソフト交付金)による変化

			総	計	増名	頂	減	額	変化	なし	その	0他	未回	答
	計		512	100.0%	7	1.4%	153	29.9%	262	51.2%	33	6.4%	57	11.1%
総計		営												
		営	512	100.0%	7	1.4%	153	29.9%	262	51.2%	33	6.4%	57	11.1%
都区部・	計	-	84	100.0%	2	2.4%	23	27.4%	47	56.0%	4	4.8%	8	9.5%
指定都市	公	営												
10 JE 10 11	民	営	84	100.0%	2	2.4%	23	27.4%	47	56.0%	4	4.8%	8	9.5%
	計	-	81	100.0%	1	1.2%	18	22.2%	52	64.2%	5	6.2%	5	6.2%
県庁所在市	公	営									-			
	民	営	81	100.0%	1	1.2%	18	22.2%	52	64.2%	5	6.2%	5	6.2%
	計	-	96	100.0%	3	3.1%	35	36.5%	35	36.5%	6	6.3%	17	17.7%
中都市	公	営												
	民	営	96	100.0%	3	3.1%	35	36.5%	35	36.5%	6	6.3%	17	17.7%
	計	- 1	155	100.0%	1	0.6%	43	27.7%	86	55.5%	12	7.7%	13	8.4%
小都市A	公	営												
	民	営	155	100.0%	1	0.6%	43	27.7%	86	55.5%	12	7.7%	13	8.4%
	計	-	41	100.0%			13	31.7%	17	41.5%	4	9.8%	7	17.1%
小都市B	公	営												
	民	営	41	100.0%			13	31.7%	17	41.5%	4	9.8%	7	17.1%
	計	- 1	55	100.0%		,	21	38.2%	25	45.5%	2	3.6%	7	12.7%
町∙村	公	営												
	民	営	55	100.0%			21	38.2%	25	45.5%	2	3.6%	7	12.7%

表NO.82 地域区分別 問10-2 施設整備(ハード交付金)による変化

			総	計	増	額	減	額	変化	なし	その	の他	未回]答
	計		512	100.0%	2	0.4%	181	35.4%	198	38.7%	63	12.3%	68	13.3%
全国	公 莒													
	民営	<u> </u>	512	100.0%	2	0.4%	181	35.4%	198	38.7%	63	12.3%	68	13.3%
北海道・	計		76	100.0%			24	31.6%	24	31.6%	14	18.4%	14	18.4%
東北地区	公営													
X-10-2E	民営	\$	76	100.0%			24	31.6%	24	31.6%	14	18.4%	14	18.4%
	計		104	100.0%	1	1.0%	46	44.2%	36	34.6%	8	7.7%	13	12.5%
関東地区	公 営													
	民営	<u> </u>	104	100.0%	1	1.0%	46	44.2%	36	34.6%	8	7.7%	13	12.5%
	計		51	100.0%			12	23.5%	29	56.9%	6	11.8%	4	7.8%
東海地区	公 営													
	民営	\$	51	100.0%			12	23.5%	29	56.9%	6	11.8%	4	7.8%
	計		41	100.0%			17	41.5%	17	41.5%	3	7.3%	4	9.8%
北信越地区	公 営													
	民営	\$	41	100.0%			17	41.5%	17	41.5%	3	7.3%	4	9.8%
	計		73	100.0%	1	1.4%	30	41.1%	29	39.7%	3	4.1%	10	13.7%
近畿地区	公営													
	民営	Ś	73	100.0%	1	1.4%	30	41.1%	29	39.7%	3	4.1%	10	13.7%
中国・	計		54	100.0%			23	42.6%	14	25.9%	9	16.7%	8	14.8%
四国地区	公営													
	民営	\$	54	100.0%			23	42.6%	14	25.9%	9	16.7%	8	14.8%
	計		113	100.0%	<u></u>		29	25.7%	49	43.4%	20	17.7%	15	13.3%
九州地区	公营													
	民営	Ś	113	100.0%		***	29	25.7%	49	43.4%	20	17.7%	15	13.3%

表NO.83 所在地区分別 問10-2 施設整備(ハード交付金)による変化

			総	計	増客	Ą	減	額	変化	なし	その)他	未回]答
	Į.	r i	512	100.0%	2	0.4%	181	35.4%	198	38.7%	63	12.3%	68	13.3%
総計	公	営												
	民	営	512	100.0%	2	0.4%	181	35.4%	198	38.7%	63	12.3%	68	13.3%
都区部・	Ē	r I	84	100.0%	1	1.2%	25	29.8%	44	52.4%	6	7.1%	8	9.5%
都区部: 指定都市	公	営												
10 70 00 10	民	営	84	100.0%	1	1.2%	25	29.8%	44	52.4%	6	7.1%	8	9.5%
	Ē.		81	100.0%			33	40.7%	32	39.5%	8	9.9%	8	9.9%
県庁所在市		営												
	民	営	81	100.0%			33	40.7%	32	39.5%	8	9.9%	8	9.9%
	Ē		96	100.0%			46	47.9%	22	22.9%	10	10.4%	18	18.8%
中都市	公	営												
	民	営	96	100.0%			46	47.9%		22.9%	10	10.4%		18.8%
	Ē		155	100.0%	1	0.6%	50	32.3%	62	40.0%	24	15.5%	18	11.6%
小都市A	公	営												
	民	営	155			0.6%	50	32.3%	62	40.0%	24	15.5%	18	11.6%
	Ē		41	100.0%			9	22.0%	15	36.6%	10	24.4%	7	17.1%
小都市B	公	営												
	民	営	41	100.0%			9	22.0%	15	36.6%	10	24.4%		17.1%
	Ē		55	100.0%			18	32.7%	23	41.8%	5	9.1%	9	16.4%
町・村	公	営												
	民	営	55	100.0%			18	32.7%	23	41.8%	5	9.1%	9	16.4%

表NO.84 地域区分別 問11-1 保育所の統廃合

		総	ā†	すでに行	iわれた	行われる 確		計画 進められ		今の。 計画に		わから	ない	その	他	未回	答
	āf	837	100.0%	66	7.9%	48	5.7%	137	16.4%	394	47.1%	132	15.8%	12	1.4%	48	5.7%
全国	公 営	325	100.0%	36	11.1%	31	9.5%	74	22.8%	124	38.2%	28	8.6%	5	1.5%	27	8.3%
	民営	512	100.0%	30	5.9%	17	3.3%	63	12.3%	270	52.7%	104	20.3%		1.4%	21	4.1%
北海道・	計	128	100.0%	17	13.3%	7	5.5%	20	15.6%	52	40.6%	24	18.8%	2	1.6%	6	4.7%
東北地区	公 営	52	100.0%	11	21.2%	5	9.6%	12	23.1%	17	32.7%	2	3.8%			5	9.6%
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	民営	76	100.0%	6	7.9%	2	2.6%	8	10.5%	35	46.1%	22	28.9%	2	2.6%	1 1	1.3%
	計	178	100.0%	10	5.6%	7	3.9%	24	13.5%	95	53.4%	25	14.0%	2	1.1%	15	8.4%
関東地区	公 営	74	100.0%	4	5.4%	5	6.8%	11	14.9%	35	47.3%	8	10.8%	1	1.4%	10	13.5%
	民 営	104	100.0%	6	5.8%	. 2	1.9%	13	12.5%	60	57.7%	17	16.3%	1	1.0%	5	4.8%
1	計	97	100.0%	11	11.3%	5	5.2%	15	15.5%	46	47.4%	14	14.4%	1	1.0%	5	5.2%
東海地区	公 営	46	100.0%	6	13.0%	5	10.9%	7	15.2%	21	45.7%	4	8.7%			3	6.5%
	民 営	51	100.0%	5	9.8%			8	15.7%	25	49.0%	10	19.6%	1	2.0%	2	3.9%
	計	93	100.0%	9	9.7%	10	10.8%	25	26.9%	25	26.9%	16	17.2%	2	2.2%	6	6.5%
北信越地区	公 営	52	100.0%	5	9.6%	8	15.4%	15	28.8%	13	25.0%	5	9.6%	2	3.8%	4	7.7%
	民 営	41	100.0%	4	9.8%	2	4.9%	10	24.4%	12	29.3%	11	26.8%			2	4.9%
	ä†	102	100.0%	5	4.9%	4	3.9%	14	13.7%	58	56.9%	15	14.7%			6	5.9%
近畿地区	公 営	29	100.0%	3	10.3%	2	6.9%	6	20.7%	14	48.3%	3	10.3%			1	3.4%
	民営	73	100.0%	2	2.7%	2	2.7%	8	11.0%	44	60.3%	12	16.4%			5	6.8%
中国・	計	98	100.0%	7	7.1%	10	10.2%	20	20.4%	36	36.7%	16	16.3%	2	2.0%	7	7.1%
四国地区	公 営	44	100.0%	6	13.6%	3	6.8%	14	31.8%	13	29.5%	3	6.8%	1	2.3%	4	9.1%
	民 営	54	100.0%	1	1.9%	7	13.0%	6	11.1%	23	42.6%	13	24.1%	1	1.9%	3	5.6%
	計	141	100.0%	7	5.0%	5	3.5%	19	13.5%	82	58.2%	22	15.6%	3	2.1%	3	2.1%
九州地区	公 営	28	100.0%	1	3.6%	3	10.7%	9	32.1%	11	39.3%	3	10.7%	1	3.6%		
	民 営	113	100.0%	6	5.3%	2	1.8%	10	8.8%	71	62.8%	19	16.8%	2	1.8%	3	2.7%

表NO.85 所在地区分別 問11-1 保育所の統廃合

	_	総	it	すでに行	iわれた	行われる確		計画進められ		今の。 計画に		わから	ない	その	他	未回]答
	dž	837	100.0%	66	7.9%	48	5.7%	137	16.4%	394	47.1%	132	15.8%	12	1.4%	48	5.7%
総計	公 営	325	100.0%	36	11.1%	31	9.5%	74	22.8%	124	38.2%	28	8.6%	5	1.5%	27	8.3%
	民 営	512	100.0%	30	5.9%	17	3.3%	63	12.3%	270	52.7%	104	20.3%	7	1.4%	21	4.1%
都区部・	計	112	100.0%	6	5.4%	3	2.7%	10	8.9%	57	50.9%	28	25.0%	1	0.9%	7	6.3%
指定都市	公 営	28	100.0%			3	10.7%	2	7.1%	14	50.0%	6	21.4%			3	10.7%
18 XC 10111	民 営	84	100.0%	6	7.1%			8	9.5%	43	51.2%	22	26.2%	1	1.2%	4	4.8%
[計	110	100.0%	5	4.5%	6	5.5%	23	20.9%	53	48.2%	19	17.3%			4	3.6%
県庁所在市	公 営	29	100.0%	2	6.9%	2	6.9%	10	34.5%	12	41.4%	2	6.9%			1	3.4%
	民 営	81	100.0%	3	3.7%	4	4.9%	13	16.0%	41	50.6%	17	21.0%			3	3.7%
	計	137	100.0%	13	9.5%	8	5.8%	15	10.9%	65	47.4%	26	19.0%	2	1.5%	8	5.8%
中都市	公 営	41	100.0%	5	12.2%	5	12.2%	7	17.1%	14	34.1%	6	14.6%			4	9.8%
	民 営	96	100.0%	-	8.3%	3	3.1%	8	8.3%	51	53.1%	20	20.8%	2	2.1%	4	4.2%
	計	252	100.0%	22	8.7%	14	5.6%	43	17.1%	118	46.8%	36	14.3%	1	0.4%	18	7.1%
小都市A	公 営	97	100.0%	13	13.4%	7	7.2%	25	25.8%	34	35.1%	8	8.2%			10	10.3%
	民営	155	100.0%	9	5.8%	7	4.5%	18	11.6%	84	54.2%	28	18.1%	1	0.6%	8	5.2%
	計	84	100.0%	9	10.7%	7	8.3%	17	20.2%	30	35.7%	13	15.5%	6	7.1%	2	2.4%
小都市B	公 営	43	100.0%	7	16.3%	6	14.0%	11	25.6%	13	30.2%	2	4.7%	3	7.0%	1	2.3%
	民 営	41	100.0%	2	4.9%	1	2.4%	6	14.6%	17	41.5%	11	26.8%	3	7.3%	1	2.4%
	āt	142	100.0%	11	7.7%	10	7.0%	29	20.4%	71	50.0%	10	7.0%	2	1.4%	9	6.3%
町・村	公 営	87	100.0%	9	10.3%	8	9.2%	19	21.8%	37	42.5%	4	4.6%	2	2.3%	8	9.2%
	民 営	55	100.0%	2	3.6%	. 2	- 3.6%	. 10	18.2%	34	61.8%	6	10.9%			1	1.8%

表NO.86 地域区分別 問11-2 社会福祉法人以外の保育所の設置

			総	計	設置 計画され		今の。 計画に		わから	らない	₹0	の他	未回	回答
	Ē	 	837	100.0%	83	9.9%	447	53.4%	233	27.8%	24	2.9%	50	6.0%
全国	公	営	325	100.0%	21	6.5%	185	56.9%	80	24.6%	8	2.5%	31	9.5%
	民	営	512	100.0%	62	12.1%	262	51.2%	153	29.9%	16	3.1%	19	3.7%
北海道・	Ē	t	128	100.0%	7	5.5%	62	48.4%	48	37.5%	4	3.1%	7	5.5%
東北地区	公	営	52	100.0%	1	1.9%	33	63.5%	11	21.2%	1	1.9%	6	11.5%
未犯范围	民	営	76	100.0%	6	7.9%	29	38.2%	37	48.7%	3	3.9%	1	1.3%
	Ē		178	100.0%	39	21.9%	83	46.6%	35	19.7%	7	3.9%	14	7.9%
関東地区	公	営	74	100.0%	12	16.2%	34	45.9%	16	21.6%	2	2.7%	10	13.5%
	民	営	104	100.0%	27	26.0%	49	47.1%	19	18.3%	5	4.8%	4	3.8%
	Ē	f	97	100.0%	3	3.1%	55	56.7%	27	27.8%	7	7.2%	5	5.2%
東海地区	公	営	46	100.0%	1	2.2%	30	65.2%	10	21.7%	2	4.3%	3	6.5%
	民	営	51	100.0%	2	3.9%	25	49.0%	17	33.3%	5	9.8%	2	3.9%
	Ē	t	93	100.0%	8	8.6%	55	59.1%	25	26.9%			5	5.4%
北信越地区	公	営	52	100.0%	3	5.8%	31	59.6%	14	26.9%			4	7.7%
	民	営	41	100.0%	5	12.2%	24	58.5%	11	26.8%			1	2.4%
	Ē		102	100.0%	6	5.9%	60	58.8%	31	30.4%	1	1.0%	4	3.9%
近畿地区	公	営	29	100.0%	2	6.9%	17	58.6%	8	27.6%	1	3.4%	1	3.4%
	民	営	73	100.0%	4	5.5%	43	58.9%	23	31.5%			3	4.1%
中国・	Ť	+	98	100.0%	6	6.1%	49	50.0%	29	29.6%	3	3.1%	11	11.2%
四国地区	公	営	44	100.0%	2	4.5%	22	50.0%	12	27.3%	2	4.5%	6	13.6%
	民	営	54	100.0%	4	7.4%	27	50.0%	17	31.5%	1	1.9%	5	9.3%
	ā	+ 7	141	100.0%	14	9.9%	83	58.9%	38	27.0%	2	1.4%	4	2.8%
九州地区	公	営	28	100.0%			18	64.3%	9	32.1%			1	3.6%
	民	営	113	100.0%	14	12.4%	65	57.5%	29	25.7%	2	1.8%	3	2.7%

表NO.87 所在地区分別 問11-2 社会福祉法人以外の保育所の設置

			総	計	設置 計画され		今のる 計画に		わから	らない	₹0	D他	未回]答
	ā	+	837	100.0%	83	9.9%	447	53.4%	233	27.8%	24	2.9%	50	6.0%
総計	公	営	325	100.0%	21	6.5%	185	56.9%	80	24.6%	8	2.5%	31	9.5%
	民	営	512	100.0%	62	12.1%	262	51.2%	153	29.9%	16	3.1%	19	3.7%
#0 G7 40	Į.	t	112	100.0%	34	30.4%	34	30.4%	34	30.4%	5	4.5%	5	4.5%
都区部· 指定都市	公	営	28	100.0%	3	10.7%	9	32.1%	11	39.3%	2	7.1%	3	10.7%
担任部市	民	営	84	100.0%	31	36.9%	25	29.8%	23	27.4%	3	3.6%	2	2.4%
	Ē	t	110	100.0%	15	13.6%	45	40.9%	43	39.1%	3	2.7%	4	3.6%
県庁所在市	公	営	29	100.0%	3	10.3%	11	37.9%	11	37.9%	2	6.9%	2	6.9%
	民	営	81	100.0%	12	14.8%	34	42.0%	32	39.5%	1	1.2%	2	2.5%
	i	†	137	100.0%	17	12.4%	62	45.3%	39	28.5%	9	6.6%	10	7.3%
中都市	公	営	41	100.0%	6	14.6%	21	51.2%	8	19.5%	1	2.4%	5	12.2%
]	民	営	96	100.0%	11	11.5%	41	42.7%	31	32.3%	8	8.3%	5	5.2%
	Į.	t	252	100.0%	14	5.6%	147	58.3%	69	27.4%	5	2.0%	17	6.7%
小都市A	公	営	97	100.0%	7	7.2%	46	47.4%	31	32.0%	2	2.1%	11	11.3%
	民	営	155	100.0%	7	4.5%	101	65.2%	38	24.5%	3	1.9%	_ 6	3.9%
	i	†	84	100.0%	2	2.4%	55	65.5%	21	25.0%	2	2.4%	4	4.8%
小都市B	公	営	43	100.0%	2	4.7%	32	74.4%	7	16.3%	1	2.3%	1	2.3%
	民	営	41	100.0%			23	56.1%	14	34.1%	1	2.4%	_ 3	7.3%
	Ti.	+]	142	100.0%	1	0.7%	104	73.2%	27	19.0%			10	7.0%
町 - 村	公	営	87	100.0%			66	75.9%	12	13.8%			9	10.3%
	民	営	55	100.0%	1	1.8%	38	69.1%	15	27.3%			1	1.8%

表NO.88 地域区分別 問11-3 公立保育所の民営化①

		総	! †		者による 行われた	指定管理 民営化		社会福祉 移作		社会福祉 移管され		学校法人	に移管	学校法 移管され	
	計	837	100.0%	65	7.8%	44	5.3%	203	24.3%	117	14.0%	15	1.8%	10	1.2%
全国	公 営	325	100.0%	19	5.8%	17	5.2%	44	13.5%	38	11.7%	2	0.6%	2	0.6%
	民 営	512	100.0%	46	9.0%	27	5.3%	159	31.1%	79	15.4%	13	2.5%	8	1.6%
北海道・	計	128	100.0%	8	6.3%	3	2.3%	34	26.6%	16	12.5%	3	2.3%		ľ
東北地区	公 営	52	100.0%			1	1.9%	3	5.8%	6	11.5%				i
******	民 営	76	100.0%	8	10.5%	2	2.6%	31	40.8%	10	13.2%	3	3.9%		
	計	178	100.0%	28	15.7%	16	9.0%	37	20.8%	25	14.0%	2	1.1%	7	3.9%
関東地区	公 営	74	100.0%	13	17.6%	6	8.1%	8	10.8%	10	13.5%	1	1.4%	2	2.7%
	民 営	104	100.0%	15	14.4%	10	9.6%	29	27.9%	15	14.4%	1	1.0%	5	4.8%
	計	97	100.0%	4	4.1%	4	4.1%	18	18.6%	14	14.4%	. 1	1.0%		
東海地区	公 営	46	100.0%	2	4.3%	. 1	2.2%	8	17.4%	8	17.4%	1	2.2%		
	民 営	51	100.0%	2	3.9%	3	5.9%	10	19.6%	6	11.8%				
	計	93	100.0%	3	3.2%	7	7.5%	19	20.4%	10	10.8%	1	1.1%	2	2.2%
北信越地区	公 営	52	100.0%			3	5.8%	8	15.4%	4	7.7%				
	民 営	41	100.0%	_	7.3%	4	9.8%	11	26.8%	6	14.6%	1	2.4%	2	4.9%
	計	102	100.0%	6	5.9%	5	4.9%	34	33.3%	14	13.7%			1	1.0%
近畿地区	公 営	29	100.0%	1	3.4%	3	10.3%	7	24.1%	4	13.8%				
	民 営	73	100.0%	5	6.8%	2	2.7%	27	37.0%	10	13.7%			1	1.4%
中国・	計	98	100.0%	6	6.1%	2	2.0%	16	16.3%	16	16.3%	2	2.0%		
四国地区	公 営	44	100.0%	3	6.8%	1	2.3%	5	11.4%	4	9.1%				
	民営	54	100.0%	3	5.6%	1	1.9%	11	20.4%	12	22.2%	2	3.7%		
	計	141	100.0%	10	7.1%	7	5.0%	45	31.9%	22	15.6%	6	4.3%		
九州地区	公 営	28	100.0%			2	7.1%	5	17.9%	2	7.1%				
	民 営	113	100.0%	10	8.8%	5	4.4%	40	35.4%	20	17.7%	6	5.3%		

表NO.88-2 地域区分別 問11-3 公立保育所の民営化②

		その(経営主体		その他の紀 移管され		移管では委託さ		今のところ 計画に		わから	ない	その	他	未回	答
	計	16	1.9%	11	1.3%	25	3.0%	235	28.1%	123	14.7%	49	5.9%	57	6.8%
全国	公 営	3	0.9%	3	0.9%	11	3.4%	124	38.2%	43	13.2%	23	7.1%	29	8.9%
	民営	13	2.5%	8	1.6%	14	2.7%	111	21.7%	80	15.6%	26	5.1%	28	5.5%
JL 1/2 1/4	計	2	1.6%	1	0.8%	4	3.1%	33	25.8%	22	17.2%	8	6.3%	10	7.8%
北海道・ 東北地区	公 営					2	3.8%	23	44.2%	10	19.2%	3	5.8%	5	9.6%
米和地区	民 営	2	2.6%	1	1.3%	2	2.6%	10	13.2%	12	15.8%	5	6.6%	5	6.6%
	āt	8	4.5%	3	1.7%	7	3.9%	44	24.7%	27	15.2%	13	7.3%	11	6.2%
関東地区	公 営	2	2.7%	1	1.4%	4	5.4%	22	29.7%	9	12.2%	6	8.1%	7	9.5%
	民営	6	5.8%	2	1.9%	3	2.9%	22	21.2%	18	17.3%	7	6.7%	4	3.8%
	計	1	1.0%	1	1.0%	1	1.0%	39	40.2%	12	12.4%	4	4.1%	5	5.2%
東海地区	公営			1	2.2%	1	2.2%	19	41.3%	4	8.7%	1]	2.2%	4	8.7%
	民営	1	2.0%					20	39.2%	8	15.7%	3	5.9%	1	2.0%
	計	2	2.2%			3	3.2%	35	37.6%	13	14.0%	5	5.4%	8	8.6%
北信越地区	公 営					2	3.8%	24	46.2%	6	11.5%	4	7.7%	5	9.6%
	民営	2	4.9%			1	2.4%	11	26.8%	7	17.1%	1	2.4%	3	7.3%
	計					4	3.9%	31	30.4%	11	10.8%	2	2.0%	6	5.9%
近畿地区	公 営							12	41.4%	3	10.3%	1	3.4%	2	6.9%
	民営					4	5.5%	19	26.0%	8	11.0%	1	1.4%	4	5.5%
	計	2	2.0%	4	4.1%	3	3.1%	21	21.4%	15	15.3%	8	8.2%	10	10.2%
中国・ 四国地区	公 営	1	2.3%			- 1	2.3%	14	31.8%	8	18.2%	5	11.4%	5	11.4%
디르센스	民営	1	1.9%	4	7.4%	. 2	3.7%	7	13.0%	_ 7	13.0%	3	5.6%	5	9.3%
	Řϯ	1	0.7%	2	1.4%	3	2.1%	32	22.7%	23	16.3%	9	6.4%	7	5.0%
九州地区	公 営			1	3.6%	1	3.6%	10	35.7%	3	10.7%	3	10.7%	1	3.6%
	民 営	1	0.9%	1	0.9%	2	1.8%	22	19.5%	20	17.7%	6	5.3%	6	5.3%

表NO.89 所在地区分別 問11-3 公立保育所の民営化①

		総	āt	指定管理 民営化が		指定管理 民営化		社会福祉 移管		社会福祉 移管され		学校法人	に移管	学校法 移管され	
	ā†	837	100.0%		7.8%	44	5.3%	203	24.3%	117	14.0%	15	1.8%	10	1.2%
総計	公 営	325	100.0%	19	5.8%	17	5.2%	44	13.5%	38	11.7%	2	0.6%	2	0.6%
	民 営	512	100.0%	46	9.0%	27	5.3%	159	31.1%	79	15.4%	13	2.5%	8	1.6%
都区部・	計	112	100.0%	24	21.4%	11:	9.8%	49	43.8%	23	20.5%	3	2.7%		
指定都市	公 営	28	100.0%	7	25.0%	2	7.1%	8	28.6%	8	28.6%				ľ
July Mirily	民 営	84	100.0%	17	20.2%	9	10.7%	41	48.8%	15	17.9%	3	3.6%		
	計	110	100.0%	10	9.1%	5	4.5%	37	33.6%	21	19.1%	6	5.5%	5	4.5%
県庁所在市	公 営	29	100.0%	4	13.8%	3	10.3%	10	34.5%	6	20.7%			1	3.4%
	民 営	81	100.0%	6	7.4%	2	2.5%	27	33.3%	15	18.5%	6	7.4%	4	4.9%
	計	137	100.0%	10	7.3%	5	3.6%	44	32.1%	25	18.2%	3	2.2%	4	2.9%
中都市	公 営	41	100.0%	4	9.8%	1	2.4%	6	14.6%	8	19.5%	1	2.4%	1	2.4%
	民営	96	100.0%	6	6.3%	4	4.2%	38	39.6%	17	17.7%	2	2.1%	3	3.1%
	計	252	100.0%	11	4.4%	16	6.3%	52	20.6%	30	11.9%	1	0.4%	1	0.4%
小都市A	公 営	97	100.0%	2	2.1%	7	7.2%	13	13.4%	8	8.2%	1	1.0%		
	民 営	155	100.0%	9	5.8%	9	5.8%	39	25.2%	22	14.2%			1	0.6%
	āt	84	100.0%	7	8.3%	4	4.8%	12	14.3%	10	11.9%	1	1.2%		
小都市B	公 営	43	100.0%	1	2.3%	3	7.0%	4	9.3%	6	14.0%				
	民 営	41	100.0%	6	14.6%	1	2.4%	8	19.5%	4	9.8%	1	2.4%		
	計	142	100.0%	3	2.1%	3	2.1%	9	6.3%	8	5.6%	1	0.7%		
町 • 村	公 営	87	100.0%	1	1.1%	1	1.1%	3	3.4%	2	2.3%				
	民営	55	100.0%	2	3.6%	2	3.6%	6	10.9%	6	10.9%	1	1.8%		

表NO.89-2 所在地区分別 問11-3 公立保育所の民営化②

			その 経営主体		その他の約 移管され		移管では 委託さ		今のところ 計画に		わから	らない	その	他	未回]答
	31	- T	16	1.9%	11	1.3%	25	3.0%	235	28.1%	123	14.7%	49	5.9%	57	6.8%
総計		営	3	0.9%	3	0.9%	11	3.4%	124	38.2%	43	13.2%	23	7.1%	29	8.9%
		営	13	2.5%	8	1.6%	14	2.7%	111	21.7%	80	15.6%	26	5.1%	28	5.5%
都区部-	計	- [7	6.3%	4	3.6%	5	4.5%	9	8.0%	10	8.9%	5	4.5%	6	5.4%
指定都市		営	2	7.1%	1	3.6%	1	3.6%	2	7.1%	3	10.7%	2	7.1%	3	10.7%
JE AC BIPTI	民	営	5	6.0%	3	3.6%	4	4.8%	7	8.3%	7	8.3%	3	3.6%	3	3.6%
	計	. [4	3.6%			2	1.8%	20	18.2%	18	16.4%	4	3.6%	6	5.5%
県庁所在市	公	営	1	3.4%			2	6.9%	4	13.8%	3	10.3%	2	6.9%	1	3.4%
	民	営	3	3.7%					16	19.8%	15	18.5%	2	2.5%	5	6.2%
	計	• [1	0.7%	2	1.5%	8	5.8%	26	19.0%	21	15.3%	6	4.4%	7	5.1%
中都市	公	営					3	7.3%	8	19.5%	7	17.1%	3	7.3%	4	9.8%
		営	1	1.0%	2	2.1%	5	5.2%	18	18.8%	14	14.6%	3	3.1%	3	3.1%
	āt		3	1.2%	1	0.4%	4	1.6%	77	30.6%	47	18.7%	10	4.0%	21	8.3%
小都市A		営					3	3.1%	35	36.1%	18	18.6%	5	5.2%	11	11.3%
		営	3	1.9%	1	0.6%	1	0.6%	42	27.1%	29	18.7%	5	3.2%	10	6.5%
	計	٠	1	1.2%	2	2.4%	4	4.8%	31	36.9%	9	10.7%	6	7.1%	3	3.6%
小都市B	公	営			1	2.3%	1	2.3%	20	46.5%	3	7.0%	4	9.3%	1	2.3%
		営	1	2.4%	1	2.4%	3	7.3%	11	26.8%	6	14.6%	2	4.9%	2	4.9%
	ät				2	1.4%	2	1.4%	72	50.7%	18	12.7%	18	12.7%	14	9.9%
町・村		営			1	1.1%	1	1.1%	55	63.2%	9	10.3%	7	8.0%	9	10.3%
	民	営			1	1.8%	1	1.8%	17	30.9%	9	16.4%	11	20.0%	5	9.1%

表NO.90 地域区分別 問12-1 交付金化の補助事業への影響

		総i	i t	今までの 打ち切		事業予算	が減額	今ま 基準。 厳しく7	とりも	今までと 継		その他の再編		₹0	D他	未回	凹答
	āt	512	100.0%	52	10.2%	168	32.8%	119	23.2%	128	25.0%	5	1.0%	11	2.1%	29	5.7%
全国	公営		100.00		40.00		00.00		00.00		05.00		4.00		0.40	29	F 70
	民営	512	100.0%	52	10.2%	168	32.8%	119	23.2%	128	25.0%		1.0%	11	2.1%	29	5.7%
北海道・	計	76	100.0%	4	5.3%	31	40.8%	15	19.7%	18	23.7%	11	1.3%	4	5.3%	3	3.9%
東北地区	公 営																
	民営	76	100.0%	4	5.3%	31	40.8%	15	19.7%	18	23.7%	-	1.3%	4	5.3%	3	3.9%
	計	104	100.0%	9	8.7%	30	28.8%	24	23.1%	29	27.9%	2	1.9%	2	1.9%	8	7.7%
関東地区	公 営		Ì														
	民 営	104	100.0%	9	8.7%	30	28.8%	24	23.1%	29	27.9%	2	1.9%	2	1.9%	8	7.7%
	計	51	100.0%	6	11.8%	8	15.7%	19	37.3%	12	23.5%	1	2.0%	1	2.0%	4	7.8%
東海地区	公 営																
	民営	51	100.0%	6	11.8%	8	15.7%	19	37.3%	12	23.5%	1	2.0%	1	2.0%	4	7.8%
	計	41	100.0%	8	19.5%	17	41.5%	9	22.0%	6	14.6%					1	2.4%
北信越地区	公 営																
	民営	41	100.0%	8	19.5%	17	41.5%	9	22.0%	6	14.6%					1	2.4%
	āt	73	100.0%	6	8.2%	24	32.9%	21	28.8%	16	21.9%	1	1.4%	2	2.7%	3	4.1%
近畿地区	公営																
	民営	73	100.0%	6	8.2%	24	32.9%	21	28.8%	16	21.9%	1 1	1.4%	2	2.7%	3	4.1%
	āł	54	100.0%	8	14.8%	23	42.6%	11	20.4%	9	16.7%					3	5.6%
中国・	公 営																
四国地区	民営	54	100,0%	8	14.8%	23	42.6%	11	20.4%	9	16.7%					3	5.6%
	計	113	100.0%	11	9.7%	. 35	31.0%	20	17.7%	38	33.6%			2	1.8%	7	6.2%
九州地区	公営																
	民営	113	100.0%	11	9.7%	35	31.0%	20	17.7%	38	33.6%			2	1.8%	7	6.2%

表NO.91 所在地区分別 問12-1 交付金化の補助事業への影響

		総	i t	今までの 打ち切り		事業予算	「が減額	今ま 基準。 厳しく ⁷	にりも	今までと継		その他の 再編		₹0	の他	未回	答
	計	512	100.0%	52	10.2%	168	32.8%	119	23.2%	128	25.0%	5	1.0%	11	2.1%	29	5.7%
総計	公 営																
	民 営	512	100.0%	52	10.2%	168	32.8%	119	23.2%	128	25.0%		1.0%	11	2.1%		5.7%
都区部・	計	84	100.0%	5	6.0%	21	25.0%	23	27.4%	26	31.0%	1	1.2%	4	4.8%	4	4.8%
指定都市	公 営																
7H 7C H-11	民 営	84	100.0%	5	6.0%	21	25.0%	23	27.4%	26	31.0%	1	1.2%	4	4.8%	4	4.8%
	計	81	100.0%	8	9.9%	27	33.3%	17	21.0%	25	30.9%			1	1.2%	3	3.7%
県庁所在市	公 営																
	民 営	81	100.0%	8	9.9%	27	33.3%	17	21.0%	25	30.9%			1	1.2%	3	3.7%
	計	96	100.0%	8	8.3%	34	35.4%	24	25.0%	20	20.8%	1	1.0%	1	1.0%	8	8.3%
中都市	公 営																
	民 営	96	100.0%	8	8.3%	34	35.4%	24	25.0%	20	20.8%	1	1.0%	1	1.0%	8	8.3%
	計	155	100.0%	20	12.9%	53	34.2%	33	21.3%	35	22.6%	2	1.3%	4	2.6%	8	5.2%
小都市A	公 営																
	民 営	155	100.0%	20	12.9%	53	34.2%	33	21.3%	35	22.6%	2	1.3%	4	2.6%	8	5.2%
	計	41	100.0%	3	7.3%	14	34.1%	11	26.8%	8	19.5%	1	2.4%	1	2.4%	3	7.3%
小都市B	公 営																
	民 営	41	100.0%	3	7.3%	14	34.1%	11	26.8%	8	19.5%	1	2.4%	1	2.4%	3	7.3%
	計	55	100.0%	8	14.5%	19	34.5%	11	20.0%	14	25.5%					3	5.5%
町・村	公 営																
	民営	55	100.0%	8	14.5%	19	34.5%	11	20.0%	14	25.5%					3	5.5%

表NO.92 地域区分別 問12-2 実施している交付金対象事業①

		総	ā†	つどし 広場		育児: 家庭訪		乳幼児優 一時預力		延長 促進		食育等抗	進事業
	計	512	100.0%	17	3.3%	3	0.6%	131	25.6%	400	78.1%	17	3.3%
全国	公 営												
	民 営	512	100.0%	17	3.3%	3	0.6%	131	25.6%	400	78.1%	17	3.3%
北海道・	計	76	100.0%	1	1.3%			11	14.5%	57	75.0%	2	2.6%
東北地区	公 営												
******	民 営	76	100.0%	1	1.3%			11	14.5%	57	75.0%	2	2.6%
	計	104	100.0%	7	6.7%			30	28.8%	76	73.1%	10	9.6%
関東地区	公 営												
	民 営	104	100.0%	7	6.7%			30	28.8%	76	73.1%	10	9.6%
	計	51	100.0%	2	3.9%	1	2.0%	12	23.5%	33	64.7%		
東海地区	公 営												
	民営	51	100.0%	2	3.9%	1	2.0%	12	23.5%	33	64.7%		
	計	41	100.0%					13	31.7%	32	78.0%	2	4.9%
北信越地区	公 営												
	民 営	41	100.0%					13	31.7%	32	78.0%	2	4.9%
	計	73	100.0%	6	8.2%	1	1.4%	25	34.2%	62	84.9%	1	1.4%
近畿地区	公 営												
	民営	73	100.0%	6	8.2%	1	1.4%	25	34.2%	62	84.9%	1	1.4%
中国・	計	54	100.0%					15	27.8%	47	87.0%	1	1.9%
四国地区	公 営												
	民 営	54	100.0%					15	27.8%	47	87.0%	1	1.9%
	計	113	100.0%	1	0.9%	1	0.9%	25	22.1%	93	82.3%	1	0.9%
九州地区	公 営												
1	民 営	113	100.0%	1	0.9%	1	0.9%	25	22.1%	93	82.3%	1	0.9%

表NO.92-2 地域区分別 問12-2 実施している交付金対象事業②

		育児 家庭訪		子育 短期支		保育 地域活		その	他	未回	回答
	計	3	0.6%	19	3.7%	365	71.3%	35	6.8%	39	7.6%
全国	公 営										
	民 営	3	0.6%	19	3.7%	365	71.3%	35	6.8%	39	7.6%
北海道・	計			2	2.6%	47	61.8%	9	11.8%	10	13.2%
東北地区	公 営										
*****	民 営			2	2.6%	47	61.8%	9	11.8%	10	13.2%
	計	1	1.0%	5	4.8%	68	65.4%	4	3.8%	9	8.7%
関東地区	公 営		1								
	民 営	1	1.0%	5	4.8%	68	65.4%	4	3.8%	9	8.7%
	計	1	2.0%	3	5.9%	35	68.6%	1	2.0%	6	11.8%
東海地区	公 営										
	民 営	1	2.0%	3	5.9%	35	68.6%	1	2.0%	6	11.8%
	計			3	7.3%	32	78.0%	5	12.2%	1	2.4%
北信越地区	公 営										
	民 営			3	7.3%	32	78.0%	5	12.2%	1	2.4%
	計			3	4.1%	51	69.9%	4	5.5%	3	4.1%
近畿地区	公 営										
	民 営			3	4.1%	51	69.9%	4	5.5%	3	4.1%
+6	計					45	83.3%	4	7.4%	2	3.7%
中国· 四国地区	公 営										
四国地区	民 営					45	83.3%	4	7.4%	2	3.7%
	計	1	0.9%	3	2.7%	87	77.0%	8	7.1%	8	7.1%
九州地区	公 営										
	民 営	1	0.9%	3	2.7%	87	77.0%	8	7.1%	8	7.1%

表NO.93 所在地区分別 問12-2 実施している交付金対象事業①

			育児 家庭訪	支援 問事業	子育 短期支		保育 地域活		その	他	未回	回答
	Ē.		3	0.6%	19	3.7%	365	71.3%	35	6.8%	39	7.6%
総計	公	営										
	民	営	3	0.6%	19	3.7%	365	71.3%	35	6.8%	39	7.6%
±0 157 ±0	Ē	+	1	1.2%	1	1.2%	52	61.9%	5	6.0%	11	13.1%
都区部・ 指定都市	公	営										
10 C 30 11	民	営	1	1.2%	1	1.2%	52	61.9%	5	6.0%	11	13.1%
	ī	+	1	1.2%	3	3.7%	62	76.5%	4	4.9%	4	4.9%
県庁所在市	公	営										
	民	営	1	1.2%	3	3.7%	62	76.5%	4	4.9%	4	4.9%
	Ē	f	1	1.0%	5	5.2%	65	67.7%	5	5.2%	7	7.3%
中都市	公	営										
	民	営	1	1.0%	5	5.2%	65	67.7%	5	5.2%	7	7.3%
	Ē.	+			6	3.9%	111	71.6%	10	6.5%	9	5.8%
小都市A	公	営										
	民	営			6	3.9%	111	71.6%	10	6.5%	9	5.8%
	Ä	+			3	7.3%	31	75.6%	3	7.3%	4	9.8%
小都市B	公	営	-									
]	民	営			3	7.3%	31	75.6%	3	7.3%	4	9.8%
	Ĭ	t			1	1.8%	44	80.0%	8	14.5%	4	7.3%
町·村	公	営										
	民	営			1	1.8%	44	80.0%	8	14.5%	4	7.3%

表NO.93-2 所在地区分別 問12-2 実施している交付金対象事業②

		育児: 家庭訪!		子育 短期支持		保育 地域活		₹0)他	未回	回答
	計	3	0.6%	19	3.7%	365	71.3%	35	6.8%	39	7.6%
総計	公 営										
	民 営	3	0.6%	19	3.7%	365	71.3%	35	6.8%	39	7.6%
都区部・	計	1	1.2%	1	1.2%	52	61.9%	5	6.0%	11	13.1%
都区部· 指定都市	公 営										
18 AC 30-11	民 営	1	1.2%	1	1.2%	52	61.9%	5	6.0%	11	13.1%
	計	1	1.2%	3	3.7%	62	76.5%	4	4.9%	4	4.9%
県庁所在市	公 営										
	民 営	1	1.2%	3	3.7%	62	76.5%	4	4.9%	4	4.9%
	計	1	1.0%	5	5.2%	65	67.7%	5	5.2%	7	7.3%
中都市	公 営										
	民 営	1	1.0%	5	5.2%	65	67.7%	5	5.2%	7	7.3%
	計			6	3.9%	111	71.6%	10	6.5%	9	5.8%
小都市A	公 営										
	民 営			6	3.9%	111	71.6%	10	6.5%	9	5.8%
	計			3	7.3%	31	75.6%	3	7.3%	4	9.8%
小都市B	公 営	-									
]	民 営			3	7.3%	31	75.6%	3	7.3%	4	9.8%
	計			1	1.8%	44	80.0%	8	14.5%	4	7.3%
町·村	公 営										
	民 営			. 1	1.8%	44	80.0%	8	14.5%	4	7.3%

表NO.94 地域区分別 問12-2-1 実施している保育所地域活動事業の内容

		総	計	世代間交	流等事業	異年齡児	交流事業	育児講座 仕事両立			低学年 け入れ	未回]答
	計	365	100.0%	271	74.2%	215	58.9%	142	38.9%	66	18.1%	27	7.4%
全国	公 営												
	民 営	365	100.0%	271	74.2%	215	58.9%	142	38.9%	66	18.1%	27	7.4%
北海道・	計	47	100.0%	36	76.6%	29	61.7%	9	19.1%	7	14.9%	3	6.4%
東北地区	公 営										ĺ		
米和地區	民 営	47	100.0%	36	76.6%	29	61.7%	9	19.1%	7	14.9%	3	6.4%
	計	68	100.0%	42	61.8%	41	60.3%	30	44.1%	14	20.6%	5	7.4%
関東地区	公 営												
	民営	68	100.0%	42	61.8%	41	60.3%	30	44.1%	14	20.6%	5	7.4%
	計	35	100.0%	26	74.3%	19	54.3%	9	25.7%	6	17.1%	2	5.7%
東海地区	公 営												
	民 営	35	100.0%	26	74.3%	19	54.3%	9	25.7%	6	17.1%	2	5.7%
	計	32	100.0%	24	75.0%	18	56.3%	15	46.9%	4	12.5%	4	12.5%
北信越地区	公 営												
	民 営	32	100.0%	24		18	56.3%	15	46.9%	4	12.5%	4	12.5%
	計	51	100.0%	37	72.5%	31	60.8%	18	35.3%	6	11.8%	6	11.8%
近畿地区	公 営												
	民営	51	100.0%	37	72.5%	31	60.8%	18	35.3%	6	11.8%	6	11.8%
+ 🖻	計	45	100.0%	37	82.2%	31	68.9%	17	37.8%	8	17.8%	2	4.4%
中国· 四国地区	公 営												
	民 営	45	100.0%	37	82.2%	31	68.9%	17	37.8%	8	17.8%	2	4.4%
	計	87	100.0%	69	79.3%	46	52.9%	44	50.6%	21	24.1%	5	5.7%
九州地区	公 営												
	民 営	87	100.0%	69	79.3%	46	52.9%	44	50.6%	21	24.1%	5	5.7%

表NO.95 所在地区分別 問12-2-1 実施している保育所地域活動事業の内容

		総	i l	世代間交	流等事業	異年齡児	交流事業	育児講座 仕事両立		小学校 児童受		未回	答
	Ťã†	365	100.0%	271	74.2%	215	58.9%	142	38.9%	66	18.1%	27	7.4%
総計	公 営												
	民 営	365	100.0%	271	74.2%	215	58.9%	142	38.9%	66	18.1%	27	7.4%
都区部・	計	52	100.0%	36	69.2%	32	61.5%	29	55.8%	7	13.5%	5	9.6%
指定都市	公 営												
18 ACTION	民 営	52	100.0%	36	69.2%	32	61.5%	29	55.8%	7	13.5%	5	9.6%
	計	62	100.0%	50	80.6%	39	62.9%	24	38.7%	7	11.3%	5	8.1%
県庁所在市	公 営												
	民 営	62	100.0%	50	80.6%	39	62.9%	24	38.7%	7	11.3%	5	8.1%
	計	65	100.0%	45	69.2%	37	56.9%	20	30.8%	10	15.4%	5	7.7%
中都市	公 営												
	民 営	65	100.0%	45	69.2%	37	56.9%	20	30.8%	10	15.4%	5	7.7%
	計	111	100.0%	86	77.5%	65	58.6%	43	38.7%	26	23.4%	9	8.1%
小都市A	公 営												
	民 営	111	100.0%	86	77.5%	65	58.6%	43	38.7%	26	23.4%	9	8.1%
	計	31	100.0%	22	71.0%	18	58.1%	10	32.3%	6	19.4%		
小都市B	公 営												
	民 営	31	100.0%	22	71.0%	18	58.1%	10	32.3%	6	19.4%		
	計	44	100.0%	32	72.7%	24	54.5%	16	36.4%	10	22.7%	3	6.8%
町・村	公 営												
	民 営	44	100.0%	32	72.7%	24	54.5%	16	36.4%	10	22.7%	3	6.8%

表NO.96 地域区分別 問13-1 定員の弾力的運用(貴園の在籍児童数)

		総	ā†	定員。	どおり	定員を上	回っている	定員に流	満たない	未回	回答
	計	837	100.0%	67	8.0%	499	59.6%	267	31.9%	4	0.5%
全国	公 営	325	100.0%	33	10.2%	106	32.6%	183	56.3%	3	0.9%
	民 営	512	100.0%	34	6.6%	393	76.8%	84	16.4%	1	0.2%
北海道・	計	128	100.0%	4	3.1%	78	60.9%	46	35.9%		
東北地区	公 営	52	100.0%	2	3.8%	17	32.7%	33	63.5%		
X1075E	民 営	76	100.0%	2	2.6%	61	80.3%	13	17.1%		
	計	178	100.0%	26	14.6%	115	64.6%	35	19.7%	2	1.1%
関東地区	公 営	74	100.0%	14	18.9%	30	40.5%	29	39.2%	1	1.4%
	民 営	104	100.0%	12	11.5%	85	81.7%	6	5.8%	1	1.0%
	計	97	100.0%	9	9.3%	50	51.5%	38	39.2%		
東海地区	公 営	46	100.0%	4	8.7%	17	37.0%	25	54.3%		
	民 営	51	100.0%	5	9.8%	33	64.7%	13	25.5%	-	
	計	93	100.0%	5	5.4%	35	37.6%	51	54.8%	2	2.2%
北信越地区	公 営	52	100.0%	1	1.9%	11	21.2%	38	73.1%	2	3.8%
	民 営	41	100.0%	4	9.8%	24	58.5%	13	31.7%		
	計	102	100.0%	8	7.8%	68	66.7%	26	25.5%		
近畿地区	公 営	29		6	20.7%	6	20.7%	17	58.6%		
	民 営	73	100.0%	2	2.7%	62	84.9%	9	12.3%		
中国・	計	98	100.0%	6	6.1%	52	53.1%	40	40.8%		
四国地区	公 営	44	100.0%	2	4.5%	14	31.8%	28	63.6%		
	民 営	54	100.0%	4	7.4%	38	70.4%	12	22.2%		
	計	141	100.0%	9	6.4%	101	71.6%	31	22.0%		
九州地区	公 営	28	100.0%	4	14.3%	11	39.3%	13	46.4%		
	民営	113	100.0%	5	4.4%	90	79.6%	18	15.9%		

表NO.97 所在地区分別 問13-1 定員の弾力的運用(貴園の在籍児童数)

		総	計	定員	ビおり	定員を上	回っている	定員に	満たない	未回	回答
	計	837	100.0%	67	8.0%	499	59.6%	267	31.9%	4	0.5%
総計	公 営	325	100.0%	33	10.2%	106	32.6%	183	56.3%	3	0.9%
	民 営	512	100.0%	34	6.6%	393	76.8%	84	16.4%	1	0.2%
都区部-	計	112	100.0%	19	17.0%	77	68.8%	15	13.4%	1	0.9%
指定都市	公 営	28	100.0%	12	42.9%	9	32.1%	7	25.0%		
TH AC HIVIN	民 営	84	100.0%	7	8.3%	68	81.0%	8	9.5%	1	1.2%
	計	110	100.0%	7	6.4%	81	73.6%	21	19.1%	1	0.9%
県庁所在市	公 営	29	100.0%	3	10.3%	12	41.4%	13	44.8%	1	3.4%
	民 営	81	100.0%	4	4.9%	69	85.2%	8	9.9%		
	計	137	100.0%	13	9.5%	89	65.0%	35	25.5%		
中都市	公 営	41	100.0%	5	12.2%	15	36.6%	21	51.2%		
	民 営	96	100.0%	8	8.3%	74	77.1%	14	14.6%		
	計	252	100.0%	20	7.9%	157	62.3%	73	29.0%	2	0.8%
小都市A	公 営	97	100.0%	8	8.2%	38	39.2%	49	50.5%	2	2.1%
	民 営	155	100.0%	12	7.7%	119	76.8%	24	15.5%		
	計	84	100.0%	4	4.8%	34	40.5%	46	54.8%		
小都市B	公 営	43	100.0%	1	2.3%	7	16.3%	35	81.4%		
	民 営	41	100.0%	3	7.3%	27	65.9%	11	26.8%		
	計	142	100.0%	4	2.8%	61	43.0%	77	54.2%		
町・村	公 営	87	100.0%	4	4.6%	25	28.7%	58	66.7%		
	民 営	55	100.0%			36	65.5%	19	34.5%		

表NO.98 地域区分別 問13-2 定員の弾力的運用の影響

		総	i t	地域の		園舎が なって		定員以 入所 会計上	ίť		増えて 5りにくい	園児 獲得競 みられ	争が	その	他	未回	答
	āt	837	100.0%	408	48.7%	246	29.4%	115	13.7%	138	16.5%	56	6.7%	79	9.4%	163	19.5%
全国	公 営	325	100.0%	111	34.2%	84	25.8%			52	16.0%	13	4.0%	40	12.3%	109	33.5%
	民 営	512	100.0%	297	58.0%	162	31.6%	115	22.5%	86	16.8%	43	8.4%	39	7.6%	54	10.5%
北海道・	ät	128	100.0%	52	40.6%	42	32.8%	15	11.7%	15	11.7%	12	9.4%	10	7.8%	28	21.9%
東北地区	公 営	52	100.0%	12	23.1%	14	26.9%			7	13.5%	4	7.7%	5	9.6%	21	40.4%
	民営	76	100.0%	40	52.6%	28	36.8%	15	19.7%	8	10.5%	8	10.5%	5	6.6%	7	9.2%
	計	178	100.0%	90	50.6%	40	22.5%	18	10.1%	35	19.7%	4	2.2%	20	11.2%	41	23.0%
関東地区	公 営	74	100.0%	28	37.8%	16	21.6%			14	18.9%	1	1.4%	12	16.2%	25	33.8%
	民営	104	100.0%	62	59.6%	24	23.1%	18	17.3%	21	20.2%	3	2.9%	8	7.7%	16	15.4%
	計	97	100.0%	43	44.3%	36	37.1%	8	8.2%	19	19.6%	5	5.2%	8	8.2%	20	20.6%
東海地区	公 営	46	100.0%	18	39.1%	15	32.6%			10	21.7%	2	4.3%	4	8.7%	13	28.3%
	民営	51	100.0%	25	49.0%	21	41.2%	8	15.7%	9	17.6%	3	5.9%	4	7.8%	7	13.7%
	āt	93	100.0%	40	43.0%	23	24.7%	8	8.6%	8	8.6%	4	4.3%	8	8.6%	27	29.0%
北信越地区	公 営	52	100.0%	16	30.8%	10	19.2%			4	7.7%			6	11.5%	21	40.4%
_	民営	41	100.0%	24	58.5%	13	31.7%	8	19.5%	4	9.8%	4	9.8%	2	4.9%	6	14.6%
	ā†	102	100.0%	54	52.9%	33	32.4%	25	24.5%	23	22.5%	6	5.9%	6	5.9%	14	13.7%
近畿地区	公 営	29	100.0%	9	31.0%	7	24.1%			6	20.7%	2	6.9%	3	10.3%	8	27.6%
	民営	73	100.0%	45	61.6%	26	35.6%	25	34.2%	17	23.3%	4	5.5%	3	4.1%	6	8.2%
中国・	計	98	100.0%	43	43.9%	29	29.6%	12	12.2%	17	17.3%	6	6.1%	17	17.3%	19	19.4%
四国地区	公 営	44	100.0%	13	29.5%	14	31.8%			8	18.2%	2	4.5%	9	20.5%	13	29.5%
	民 営	54	100.0%	30	55.6%	15	27.8%	12	22.2%	9	16.7%	4	7.4%	8	14.8%	6	11.1%
	計	141	100.0%	86	61.0%	43	30.5%	29	20.6%	21	14.9%	19	13.5%	10	7.1%	14	9.9%
九州地区	公 営	28	100.0%	15	53.6%	8	28.6%			3	10.7%	2	7.1%	1	3.6%	8	28.6%
	民 営	113	100.0%	71	62.8%	35	31.0%	29	25.7%	18	15.9%	17	15.0%	9	8.0%	. 6	5.3%

表NO.99 所在地区分別 問13-2 定員の弾力的運用の影響

		総	ŧt	地域の 応えやす		園舎が なって		定員以 入所 会計上	iで		増えて らりにくい	園児 獲得競 みられ	争が	その	他	未回	答
	計	837	100.0%	408	48.7%	246	29.4%	115	13.7%	138	16.5%	56	6.7%	79	9.4%	163	19.5%
総計	公 営	325	100.0%	111	34.2%	84	25.8%			52	16.0%	13	4.0%	40	12.3%	109	33.5%
	民営	512	100.0%	297	58.0%	162	31.6%	115	22.5%	86	16.8%	43	8.4%	39	7.6%	54	10.5%
dan er dan .	計	112	100.0%	52	46.4%	36	32.1%	17	15.2%	21	18.8%	3	2.7%	8	7.1%	23	20.5%
都区部・ 指定都市	公 営	28	100.0%	8	28.6%	7	25.0%			5	17.9%	- 1	3.6%	3	10.7%	10	35.7%
10 AC BIP II	民営	84	100.0%	44	52.4%	29	34.5%	17	20.2%	16	19.0%	2	2.4%	5	6.0%	13	15.5%
	計	110	100.0%	63	57.3%	42	38.2%	13	11.8%	20	18.2%	5	4.5%	9	8.2%	15	13.6%
県庁所在市	公 営	29	100.0%	9	31.0%	12	41.4%			8	27.6%	2	6.9%	1	3.4%	8	27.6%
	民営	81	100.0%	54	66.7%	30	37.0%	13	16.0%	12	14.8%	3	3.7%	8	9.9%	7	8.6%
	計	137	100.0%	75	54.7%	37	27.0%	23	16.8%	25	18.2%	9	6.6%	15	10.9%	20	14.6%
中都市	公 営	41	100.0%	18	43.9%	11	26.8%			8	19.5%	2	4.9%	6	14.6%	11	26.8%
	民 営	96	100.0%	57	59.4%	26	27.1%	23	24.0%	17	17.7%	7	7.3%	9	9.4%	9	9.4%
	計	252	100.0%	125	49.6%	77	30.6%	38	15.1%	46	18.3%	14	5.6%	22	8.7%	44	17.5%
小都市A	公 営	97	100.0%	32	33.0%	25	25.8%			16	16.5%	4	4.1%	13	13.4%	28	28.9%
	民営	155	100.0%	93	60.0%	52	33.5%	38	24.5%	30	19.4%	10	6.5%	9	5.8%	16	10.3%
	計	84	100.0%	36	42.9%	17	20.2%	10	11.9%	7	8.3%	11	13.1%	10	11.9%	21	25.0%
小都市B	公 営	43	100.0%	14	32.6%	4	9.3%			2	4.7%	2	4.7%	6	14.0%	19	44.2%
	民 営	41	100.0%	22	53.7%	13	31.7%	10	24.4%	5	12.2%	9	22.0%	4	9.8%	2	4.9%
	計	142	100.0%	57	40.1%	37	26.1%	14	9.9%	19	13.4%	14	9.9%	15	10.6%	40	28.2%
町・村	公 営	87	100.0%	30	34.5%	25	28.7%			13	14.9%	2	2.3%	11	12.6%	33	37.9%
	民営	55	100.0%	27	49.1%	12	21.8%	14	25.5%	6	10.9%	12	21.8%	4	7.3%	7	12.7%

表NO.100 地域区分別 問14-1 短時間保育士を採用しているか

			総	計	採用し	ている	採用して	ていない	未回	回答
	Ē	+	837	100.0%	470	56.2%	328	39.2%	39	4.7%
全国	公	営	325	100.0%	144	44.3%	158	48.6%	23	7.1%
	民	営	512	100.0%	326	63.7%	170	33.2%	16	3.1%
北海道•	言	+	128	100.0%	67	52.3%	56	43.8%	5	3.9%
東北地区	公	営	52	100.0%	21	40.4%	30	57.7%	1	1.9%
*******	民	営	76	100.0%	46	60.5%	26	34.2%	4	5.3%
	青	+	178	100.0%	100	56.2%	65	36.5%	13	7.3%
関東地区	公	営	74	100.0%	37	50.0%	30	40.5%	7	9.5%
	民	営	104	100.0%	63	60.6%	35	33.7%	6	5.8%
	曹	†	97	100.0%	61	62.9%	34	35.1%	2	2.1%
東海地区	公	営	46	100.0%	22	47.8%	22	47.8%	2	4.3%
	民	営	51	100.0%	39	76.5%	12	23.5%		
	喜	+	93	100.0%	59	63.4%	28	30.1%	6	6.5%
北信越地区	公	営	52	100.0%	34	65.4%	13	25.0%	5	9.6%
	民	営	41	100.0%	25	61.0%	15	36.6%	1	2.4%
	Ē	†	102	100.0%	67	65.7%	33	32.4%	2	2.0%
近畿地区	公	営	29	100.0%	14	48.3%	13	44.8%	2	6.9%
	民	営	73	100.0%	53	72.6%	20	27.4%		
.	Ē	+	98	100.0%	37	37.8%	56	57.1%	5	5.1%
中国· 四国地区	公	営	44	100.0%	10	22.7%	30	68.2%	4	9.1%
	民	営	54	100.0%	27	50.0%	26	48.1%	1	1.9%
	Ē	+	141	100.0%	79	56.0%	56	39.7%	6	4.3%
九州地区	公	営	28	100.0%	6	21.4%	20	71.4%	2	7.1%
	民	営	113	100.0%	73	64.6%	36	31.9%	4	3.5%

表NO.101 所在地区分別 問14-1 短時間保育士を採用しているか

			総	計	採用し	ている	採用して	ていない	未回	回答
	計	F	837	100.0%	470	56.2%	328	39.2%	39	4.7%
総計	公	営	325	100.0%	144	44.3%	158	48.6%	23	7.1%
	民	営	512	100.0%	326	63.7%	170	33.2%	16	3.1%
都区部-	賣	۱	112	100.0%	71	63.4%	37	33.0%	4	3.6%
指定都市	公	営	28	100.0%	16	57.1%	10	35.7%	2	7.1%
11 C TIVIT	民	営	84	100.0%	55	65.5%	27	32.1%	2	2.4%
	計	f	110	100.0%	69	62.7%	38	34.5%	3	2.7%
県庁所在市	公	営	29	100.0%	15	51.7%	11	37.9%	3	10.3%
	民	営	81	100.0%	54	66.7%	27	33.3%		
		+	137	100.0%	89	65.0%	40	29.2%	8	5.8%
中都市	公	営	41	100.0%	18	43.9%	19	46.3%	4	9.8%
	民	営	96	100.0%	71	74.0%	21	21.9%	4	4.2%
	富	+	252	100.0%	141	56.0%	103	40.9%	8	3.2%
小都市A	公	営	97	100.0%	49	50.5%	44	45.4%	4	4.1%
	民	営	155	100.0%	92	59.4%	59	38.1%	4	2.6%
	青	f	84	100.0%	36	42.9%	39	46.4%	9	10.7%
小都市B	公	営	43	100.0%	16	37.2%	21	48.8%	6	14.0%
	民	営	41	100.0%	20	48.8%	18	43.9%	3	7.3%
	i	†	142	100.0%	64	45.1%	71	50.0%	7	4.9%
町•村	公	営	87	100.0%	30	34.5%	53	60.9%	4	4.6%
	民	営	55	100.0%	34	61.8%	18	32.7%	3	5.5%

表NO.102 地域区分別 問14-1-1 短時間保育士を採用した理由

		総訓	i+	常輩 希望者		人件費を	上抑える	常勤 勤務条件。		適り 保育士数		その	他	未回	回答
	āt	470	100.0%	43	9.1%	163	34.7%	182	38.7%	321	68.3%	29	6.2%	5	1.1%
全国	公 営	144	100.0%	11	7.6%	32	22.2%	32	22.2%	93	64.6%	13	9.0%	3	2.1%
	民 営	326	100.0%	32	9.8%	131	40.2%	150	46.0%	228	69.9%	16	4.9%	2	0.6%
北海道・	計	67	100.0%	4	6.0%	23	34.3%	-26	38.8%	55	82.1%	4	6.0%	1	1.5%
東北地区	公 営	21	100.0%	1	4.8%	7	33.3%	7	33.3%	16	76.2%	2	9.5%		
X-10-EE	民営	46	100.0%	3	6.5%	16	34.8%	19	41.3%	39	84.8%	2	4.3%	1	2.2%
	計	100	100.0%	8	8.0%	25	25.0%	35	35.0%	66	66.0%	7	7.0%	3	3.0%
関東地区	公 営	37	100.0%	5	13.5%	5	13.5%	6	16.2%	22	59.5%	5	13.5%	2	5.4%
	民 営	63	100.0%	3	4.8%	20	31.7%	29	46.0%	44	69.8%	2	3.2%	1	1.6%
	**	61	100.0%	4	6.6%	17	27.9%	24	39.3%	41	67.2%	6	9.8%		
東海地区	公 営	22	100.0%	1	4.5%	4	18.2%	4	18.2%	17	77.3%	1	4.5%		
	民 営	39	100.0%	3	7.7%	13	33.3%	20	51.3%	24	61.5%	5	12.8%		
	計	59	100.0%	7	11.9%	26	44.1%	12	20.3%	41	69.5%	2	3.4%	===	
北信越地区	公 営	34	100.0%	2	5.9%	9	26.5%	6	17.6%	22	64.7%	2	5.9%		
	民 営	25	100.0%	5	20.0%	17	68.0%	6	24.0%	19	76.0%				
	計	67	100.0%	4	6.0%	31	46.3%	31	46.3%	48	71.6%	3	4.5%		
近畿地区	公 営	14	100.0%	1	7.1%	6	42.9%	3	21.4%	9	64.3%	1	7.1%		
	民 営	53	100.0%	3	5.7%	25	47.2%	28	52.8%	39	73.6%	2	3.8%		
	計	37	100.0%	8	21.6%	8	21.6%	17	45.9%	21	56.8%	5	13.5%	1	2.7%
中国· 四国地区	公 営	10	100.0%	1	10.0%			5	50.0%	3	30.0%	2	20.0%	1	10.0%
디덴센스	民 営	27	100.0%	7	25.9%	8	29.6%	12	44.4%	18	66.7%	3	11.1%		
	計	79	100.0%	8	10.1%	33	41.8%	37	46.8%	49	62.0%	2	2.5%		
九州地区	公 営	6	100.0%			1	16.7%	1	16.7%	4	66.7%				
	民 営	73	100.0%	8	11.0%	32	43.8%	36	49.3%	45	61.6%	2	2.7%		

表NO.103 所在地区分別 問14-1-1 短時間保育士を採用した理由

		総	ā†	常勤 希望者		人件費?	を抑える	常勤 勤務条件:		適切 保育士数		その	他	未回	答
	計	470	100.0%	43	9.1%	163	34.7%	182	38.7%	321	68.3%	29	6.2%	5	1.1%
総計	公 営	144	100.0%	11	7.6%	32	22.2%	32	22.2%	93	64.6%	13	9.0%	3	2.1%
	民営	326	100.0%	32	9.8%	131	40.2%	150	46.0%	228	69.9%	16	4.9%	2	0.6%
都区部・	計	71	100.0%			24	33.8%	31	43.7%	49	69.0%	5	7.0%	2	2.8%
指定都市	公 営	16	100.0%			3	18.8%	2	12.5%	12	75.0%	1	6.3%	1	6.3%
JA AC BIPTIP	民 営	55	100.0%			21	38.2%	29	52.7%	37	67.3%	4	7.3%	1	1.8%
	ā†	69	100.0%	7	10.1%	28	40.6%	23	33.3%	50	72.5%	3	4.3%	1	1.4%
県庁所在市	公 営	15	100.0%	2	13.3%	2	13.3%	3	20.0%	9	60.0%	1	6.7%	1	6.7%
	民 営	54	100.0%	5	9.3%	26	48.1%	20	37.0%	41	75.9%	2	3.7%		
	計	89	100.0%	10	11.2%	30	33.7%	37	41.6%	68	76.4%	5	5.6%	1	1.1%
中都市	公 営	18	100.0%	1	5.6%	1	5.6%	4	22.2%	14	77.8%			1	5.6%
	民 営	71	100.0%	9	12.7%	29	40.8%	33	46.5%	54	76.1%	5	7.0%		_
	計	141	100.0%	13	9.2%	46	32.6%	51	36.2%	91	64.5%	11	7.8%		
小都市A	公 営	49	100.0%	4	8.2%	11	22.4%	12	24.5%	27	55.1%	8	16.3%		
	民 営	92	100.0%	9	9.8%	35	38.0%	39	42.4%	64	69.6%	3	3.3%		
	計	36	100.0%	5	13.9%	9	25.0%	18	50.0%	19	52.8%	1	2.8%		
小都市B	公 営	16	100.0%	1	6.3%	3	18.8%	5	31.3%	10	62.5%	1	6.3%		
	民 営	20	100.0%	4	20.0%	6	30.0%	13	65.0%	9	45.0%				
	計	64	100.0%	8	12.5%	26	40.6%	22	34.4%	44	68.8%	4	6.3%	1	1.6%
町∙村	公 営	30	100.0%	3	10.0%	12	40.0%	6	20.0%	21	70.0%	2	6.7%		1
	民 営	34	100.0%	5	14.7%	14	41.2%	16	47.1%	23	67.6%	2	5.9%	1	2.9%

表NO.104 地域区分別 問14-1-2 短時間保育士採用による変化

		総	ī1	特 影響(i	に はない	保育 活気 出て:	が	人件: 節約で		職員 勤務条 余裕が	件に	連携 とり! 保育 支障が	こくく	常勤務条	件が	その	他	未回	回答
	ā†	470	100.0%	118	25.1%	55	11.7%	149	31.7%	258	54.9%	33	7.0%	34	7.2%	29	6.2%	9	1.9%
全国	公 営	144	100.0%	35	24.3%	11	7.6%	25	17.4%	66	45.8%	15	10.4%	18	12.5%	12	8.3%	6	4.2%
	民 営	326	100.0%	83	25.5%	44	13.5%	124	38.0%	192	58.9%	18	5.5%	16	4.9%	17	5.2%	3	0.9%
北海道·	計	67	100.0%	16	23.9%	9	13.4%	23	34.3%	36	53.7%	5	7.5%	5	7.5%	4	6.0%	3	4.5%
東北地区	公 営	21	100.0%	4	19.0%	3	14.3%	4	19.0%	10	47.6%	3	14.3%	2	9.5%	1	4.8%	3	14.3%
*****	民 営	46	100.0%	12	26.1%	. 6	13.0%	19	41.3%	26	56.5%	2	4.3%	3	6.5%	3	6.5%		
	計	100	100.0%	28	28.0%	9	9.0%	32	32.0%	50	50.0%	4	4.0%	5	5.0%	9	9.0%	3	3.0%
関東地区	公 営	37	100.0%	11	29.7%	2	5.4%	7	18.9%	13	35.1%	1	2.7%	4	10.8%	6	16.2%	2	5.4%
	民 営	63	100.0%	17	27.0%	7	11.1%	25	39.7%	37	58.7%	3	4.8%	1	1.6%	3	4.8%	1	1.6%
	#	61	100.0%	14	23.0%	9	14.8%	14	23.0%	33	54.1%	4	6.6%	8	13.1%	8	13.1%	1	1.6%
東海地区	公 営	22	100.0%	4	18.2%			2	9.1%	13	59.1%	2	9.1%	4	18.2%	3	13.6%	1	4.5%
	民 営	39	100.0%	10	25.6%	9	23.1%	12	30.8%	20	51.3%	2	5.1%	4	10.3%	5	12.8%		
	計	59	100.0%	13	22.0%	6	10.2%	18	30.5%	29	49.2%	6	10.2%	6	10.2%	1	1.7%	1	1.7%
北信越地区	公 営	34	100.0%	7	20.6%	3	8.8%	4	11.8%	16	47.1%	5	14.7%	5	14.7%	1	2.9%		
	民 営	25	100.0%	6	24.0%	3	12.0%	14	56.0%	13	52.0%	1	4.0%	1	4.0%			1	4.0%
	計	67	100.0%	22	32.8%	9	13.4%	21	31.3%	36	53.7%	5	7.5%	3	4.5%	2	3.0%	1	1.5%
近畿地区	公 営	14	100.0%	7	50.0%	1	7.1%	5	35.7%	2	14.3%	2	14.3%	2	14.3%	1	7.1%		
	民営	53	100.0%	15	28.3%	8	15.1%	16	30.2%	34	64.2%	3	5.7%	1	1.9%	1	1.9%	1	1.9%
	計	37	100.0%	7	18.9%	3	8.1%	9	24.3%	23	62.2%	5	13.5%	4	10.8%	3	8.1%		
中国· 四国地区	公 営	10	100.0%	1	10.0%	1	10.0%	- 1	10.0%	8	80.0%] 1	10.0%	1	10.0%				
	民 営	27	100.0%	6	22.2%	2	7.4%	. 8	29.6%	15	55.6%	4	14.8%	3	11.1%	3	11.1%		
	計	79	100.0%	18	22.8%	10	12.7%	32	40.5%	51	64.6%	4	5.1%	3	3.8%	2	2.5%		
九州地区	公 営	6	100.0%	1	16.7%	1	16.7%	2	33.3%	4	66.7%	1	16.7%						
L	民 営	73	100.0%	17	23.3%	9	12.3%	30	41.1%	47	64.4%	3	4.1%	3	4.1%	2	2.7%		

表NO.105 所在地区分別 問14-1-2 短時間保育士採用による変化

		総	it	特 影響は		保育 活気 出て	が	人件 節約**		職員 勤務条 余裕が!	件に	連携 とり! 保育 支障が	こくく	常勤 勤務条	件が	その	他	未回]答
	計	470	100.0%	118	25.1%	55	11.7%	149	31.7%	258	54.9%	33	7.0%	34	7.2%	29	6.2%	9	1.9%
総計	公 営	144	100.0%	35	24.3%	11	7.6%	25	17.4%	66	45.8%	15	10.4%	18	12.5%	12	8.3%	6	4.2%
	民 営	326	100.0%	83	25.5%	44	13.5%	124	38.0%	192	58.9%	18	5.5%	16	4.9%	17	5.2%	3	0.9%
都区部・	計	71	100.0%	19	26.8%	5	7.0%	23	32.4%	35	49.3%	4	5.6%	3	4.2%	9	12.7%	1	1.4%
指定都市	公 営	16	100.0%	3	18.8%			2	12.5%	5	31.3%	2	12.5%	2	12.5%	5	31.3%	1	6.3%
TEXT RP:11	民 営	55	100.0%	16	29.1%	5	9.1%	21	38.2%	30	54.5%	2	3.6%	1	1.8%	4	7.3%		
[計	69	100.0%	14	20.3%	10	14.5%	29	42.0%	40	58.0%	7	10.1%	8	11.6%	6	8.7%		
県庁所在市	公 営	15	100.0%					4	26.7%	8	53.3%	3	20.0%	4	26.7%	2	13.3%		
	民営	54	100.0%	14	25.9%	10	18.5%	25	46.3%	32	59.3%	4	7.4%	4	7.4%	4	7.4%		
	計	89	100.0%	26	29.2%	11	12.4%	31	34.8%	52	58.4%	5	5.6%	4	4.5%	4	4.5%	4	4.5%
中都市	公 営	18	100.0%	7	38.9%	. 1	5.6%	2	11.1%	8	44.4%	1	5.6%	1	5.6%			2	11.1%
	民 営	71	100.0%	19	26.8%	10	14.1%	29	40.8%	44	62.0%	4	5.6%	3	4.2%	4	5.6%	2	2.8%
	21	141	100.0%	38	27.0%	14	9.9%	35	24.8%	81	57.4%	10	7.1%	10	7.1%	6	4.3%	3	2.1%
小都市A	公 営	49	100.0%	13	26.5%	5	10.2%	7	14.3%	26	53.1%	4	8.2%	5	10.2%	2	4.1%	2	4.1%
1	民 営	92	100.0%	25	27.2%	9	9.8%	28	30.4%	55	59.8%	6	6.5%	5	5.4%	4	4.3%	1	1.1%
	21	36	100.0%	9	25.0%	4	11.1%	8	22.2%	17	47.2%			3	8.3%	1	2.8%		
小都市B	公 営	16	100.0%	5	31.3%	1	6.3%	1	6.3%	6	37.5%			2	12.5%	1	6.3%		
	民 営	20	100.0%	4	20.0%	3	15.0%	7	35.0%	11	55.0%			1	5.0%				
	計	64	100.0%	12	18.8%	11	17.2%	23	35.9%	33	51.6%	7	10.9%	6	9.4%	3	4.7%	1	1.6%
町・村	公 営	30	100.0%	7	23.3%	4	13.3%	9	30.0%	13	43.3%	5	16.7%	4	13.3%	2	6.7%	1	3.3%
	民営	34	100.0%	5	14.7%	7	20.6%	14	41.2%	20	58.8%	2	5.9%	2	5.9%	1	2.9%		

表NO.106 地域区分別 問15-1 園庭の状況

			総	計	専用0)園庭	公園等	を利用	園庭がる 広さが		~ 0	D他	未回	回答
	計	П	837	100.0%	702	83.9%	18	2.2%	70	8.4%	8	1.0%	39	4.7%
全国		営	325	100.0%	271	83.4%	3	0.9%	24	7.4%	2	0.6%	25	7.7%
	民 :	営	512	100.0%	431	84.2%	15	2.9%	46	9.0%	6	1.2%	_14	2.7%
北海道・	計		128	100.0%	111	86.7%	1	0.8%	8	6.3%	2	1.6%	6	4.7%
東北地区		営	52	100.0%	48	92.3%			2	3.8%	1	1.9%	1	1.9%
X TO LO	民 :	営	76	100.0%	63	82.9%	1	1.3%	6	7.9%	1	1.3%	5	6.6%
	計		178	100.0%	140	78.7%	6	3.4%	18	10.1%	1	0.6%	13	7.3%
関東地区	公	営	74	100.0%	62	83.8%	1	1.4%	4	5.4%			7	9.5%
	民	営	104	100.0%	78	75.0%	5	4.8%	14	13.5%	1	1.0%	6	5.8%
	計		97	100.0%	83	85.6%	1	1.0%	10	10.3%	1	1.0%	2	2.1%
東海地区	公	営	46	100.0%	38	82.6%			6	13.0%			2	4.3%
	民 2	営	51	100.0%	45	88.2%	1	2.0%	4	7.8%	1	2.0%		
	計		93	100.0%	71	76.3%	6	6.5%	6	6.5%	2	2.2%	8	8.6%
北信越地区	公	営	52	100.0%	40	76.9%	1	1.9%	3	5.8%	1	1.9%	7	13.5%
	民	営	41	100.0%	31	75.6%	5	12.2%	3	7.3%	1	2.4%	1	2.4%
	計	T	102	100.0%	89	87.3%			10	9.8%	1	1.0%	2	2.0%
近畿地区	公	営	29	100.0%	23	79.3%			4	13.8%			2	6.9%
i	民 :	営	73	100.0%	66	90.4%			6	8.2%	1	1.4%		
	計	П	98	100.0%	85	86.7%	3	3.1%	6	6.1%			4	4.1%
中国· 四国地区	公	営	44	100.0%	36	81.8%	1	2.3%	3	6.8%			4	9.1%
디프랜션스	民	営	54	100.0%	49	90.7%	2	3.7%	3	5.6%				
	計	┪	141	100.0%	123	87.2%	1	0.7%	12	8.5%	1	0.7%	4	2.8%
九州地区	公	営	28	100.0%	24	85.7%			2	7.1%			2	7.1%
	民 7	営	113	100.0%	99	87.6%	1	0.9%	10	8.8%	1	0.9%	2	1.8%

表NO.107 所在地区分別 問15-1 園庭の状況

			総	計	専用0	D園庭	公園等	を利用	園庭がる		その)他	未回	答
	Ē	t	837	100.0%	702	83.9%	18	2.2%	70	8.4%	8	1.0%	39	4.7%
総計	公	営	325	100.0%	271	83.4%	3	0.9%	24	7.4%	2	0.6%	25	7.7%
	民	営	512	100.0%	431	84.2%	15	2.9%	46	9.0%	6	1.2%	14	2.7%
#स्यान्य चेता	Ē	†	112	100.0%	93	83.0%	2:	1.8%	12	10.7%			5	4.5%
都区部· 指定都市	公	営	28	100.0%	23	82.1%			2	7.1%			3	10.7%
THATTAIN	民	営	84	100.0%	70	83.3%	2	2.4%	10	11.9%			2	2.4%
	ā	†	110	100.0%	89	80.9%	4	3.6%	11	10.0%	2	1.8%	4	3.6%
県庁所在市	公	営	29	100.0%	19	65.5%	1	3.4%	5	17.2%			4	13.8%
	民	営	81	100.0%	70	86.4%	3	3.7%	6	7.4%	2	2.5%		
	Ē	t	137	100.0%	106	77.4%	5	3.6%	15	10.9%	2	1.5%	9	6.6%
中都市	公	営	41	100.0%	33	80.5%	1	2.4%	3	7.3%			4	9.8%
	民	営	96	100.0%	73	76.0%	4	4.2%	12	12.5%	2	2.1%	5	5.2%
	Ť		252	100.0%	214	84.9%	7	2.8%	21	8.3%	2	0.8%	8	3.2%
小都市A	公	営	97	100.0%	80	82.5%	1	1.0%	12	12.4%			4	4.1%
	民	営	155	100.0%	134	86.5%	6	3.9%	9	5.8%	2	1.3%	4	2.6%
	ā	+	84	100.0%	73	86.9%		:	4	4.8%			7	8.3%
小都市B	公	営	43	100.0%	37	86.0%			1	2.3%			5	11.6%
	民	営	41	100.0%	36	87.8%			3	7.3%			2	4.9%
	Ī		142	100.0%	127	89.4%			7	4.9%	2	1.4%	6	4.2%
町•村	公	営	87	100.0%	79	90.8%			1	1.1%	2	2.3%	5	5.7%
	民	営	55	100.0%	48	87.3%			6	10.9%			1	1.8%

表NO.108 地域区分別 問15-2 乳幼児にとって園庭とはどのようなものか

		総	i †	生活や遊	びに必要	公園等 <i>0</i> 安全管理		生活や 支障を 規制線 すべきで	きたす	₹0	の他	未回]答
	計	837	100.0%	763	91.2%	232	27.7%	375	44.8%	11	1.3%	42	5.0%
全国	公 営	325	100.0%	295	90.8%	102	31.4%	160	49.2%			23	7.1%
	民 営	512	100.0%	468	91.4%	130	25.4%	215	42.0%	11	2.1%	19	3.7%
北海道•	計	128	100.0%	116	90.6%	31	24.2%	54	42.2%	2	1.6%	6	4.7%
東北地区	公 営	52	100.0%	52	100.0%	15	28.8%	28	53.8%				
>	民 営	76	100.0%	64	84.2%	16	21.1%	26	34.2%	2	2.6%	6	7.9%
	計	178	100.0%	160	89.9%	48	27.0%	86	48.3%	2	1.1%	13	7.3%
関東地区	公 営	74	100.0%	64	86.5%	22	29.7%	37	50.0%			7	9.5%
	民 営	104	100.0%	96	92.3%	26	25.0%	49	47.1%	2	1.9%	6	5.8%
	計	97	100.0%	93	95.9%	24	24.7%	43	44.3%	2	2.1%	3	3.1%
東海地区	公 営	46	100.0%	44	95.7%	14	30.4%	23	50.0%			2	4.3%
	民 営	51	100.0%	49	96.1%	10	19.6%	20	39.2%	2	3.9%	1	2.0%
	計	93	100.0%	81	87.1%	26	28.0%	33	35.5%	1	1.1%	7	7.5%
北信越地区	公 営	52	100.0%	45	86.5%	17	32.7%	24	46.2%			5	9.6%
	民営	41	100.0%	36	87.8%	9	22.0%	9	22.0%	1	2.4%	2	4.9%
	計	102	100.0%	96	94.1%	36	35.3%	44	43.1%	1	1.0%	2	2.0%
近畿地区	公 営	29	100.0%	27	93.1%	8	27.6%	13	44.8%			2	6.9%
	民営	73	100.0%	69	94.5%	28	38.4%	31	42.5%	1	1.4%		
中国・	計	98	100.0%	90	91.8%	33	33.7%	45	45.9%	1	1.0%	4	4.1%
四国地区	公 営	44	100.0%	38	86.4%	19	43.2%	23	52.3%			4	9.1%
	民 営	54	100.0%	52	96.3%	14	25.9%	22	40.7%	1	1.9%		
	計	141	100.0%	127	90.1%	34	24.1%	70	49.6%	2	1.4%	7	5.0%
九州地区	公 営	28	100.0%	25	89.3%	7	25.0%	12	42.9%			3	10.7%
	民 営	113	100.0%	102	90.3%	27	23.9%	58	51.3%	2	1.8%	4	3.5%

表NO.109 所在地区分別 問15-2 乳幼児にとって園庭とはどのようなものか

		総	<u></u>	生活や遊	ぴに必要	公園等0 安全管理		生活や 支障を 規制編 すべき1	髪和は	₹0	D他	未回]答
	計	837	100.0%	763	91.2%	232	27.7%	375	44.8%	11	1.3%	42	5.0%
総計	公 営	325	100.0%	295	90.8%	102	31.4%	160	49.2%			23	7.1%
l	民 営	512	100.0%	468	91.4%	130	25.4%	215	42.0%	11	2.1%	19	3.7%
都区部-	計	112	100.0%	101	90.2%	38	33.9%	54	48.2%			4	3.6%
指定都市	公 営	28	100.0%	26	92.9%	12	42.9%	17	60.7%			2	7.1%
11 AC HIVIT	民 営	84	100.0%	75	89.3%	26	31.0%	37	44.0%			2	2.4%
	計	110	100.0%	101	91.8%	29	26.4%	52	47.3%	2	1.8%	5	4.5%
県庁所在市	公 営	29	100.0%	26	89.7%	12	41.4%	20	69.0%			3	10.3%
	民営	81	100.0%	75	92.6%	17	21.0%	32	39.5%	2	2.5%	2	2.5%
	計	137	100.0%	122	89.1%	39	28.5%	58	42.3%	3	2.2%	10	7.3%
中都市	公 営	41	100.0%	35	85.4%	15	36.6%	20	48.8%			4	9.8%
	民 営	96	100.0%	87	90.6%	24	25.0%	38	39.6%	3	3.1%	6	6.3%
	計	252	100.0%	233	92.5%	72	28.6%	114	45.2%	3	1.2%	10	4.0%
小都市A	公 営	97	100.0%	89	91.8%	27	27.8%	49	50.5%			5	5.2%
	民 営	155	100.0%	144	92.9%	45	29.0%	65	41.9%	3	1.9%	5	3.2%
	計	84	100.0%	74	88.1%	26	31.0%	38	45.2%	2	2.4%	7	8.3%
小都市B	公 営	43	100.0%	37	86.0%	17	39.5%	23	53.5%			5	11.6%
	民 営	41	100.0%	37	90.2%	9	22.0%	15	36.6%	2	4.9%	2	4.9%
	計	142	100.0%	132	93.0%	28	19.7%	59	41.5%	1	0.7%	6	4.2%
町・村	公 営	87	100.0%	82	94.3%	19	21.8%	31	35.6%			4	4.6%
	民 営	55	100.0%	50	90.9%	9	16.4%	28	50.9%	1	1.8%	2	3.6%

表NO.110 地域区分別 問16-1 給食業務を委託しているか

		総	計	委託し	ている	委託して	こいない	未回	回答
	計	837	100.0%	48	5.7%	744	88.9%	45	5.4%
全国	公 営	325	100.0%	24	7.4%	274	84.3%	27	8.3%
	民 営	512	100.0%	24	4.7%	470	91.8%	18	3.5%
北海、岩。	計	128	100.0%	8	6.3%	115	89.8%	5	3.9%
北海道· 東北地区	公 営	52	100.0%	5	9.6%	44	84.6%	3	5.8%
米北地區	民 営	76	100.0%	3	3.9%	71	93.4%	2	2.6%
	計	178	100.0%	10	5.6%	154	86.5%	14	7.9%
関東地区	公 営	74	100.0%	6	8.1%	60	81.1%	8	10.8%
	民営	104	100.0%	4	3.8%	94	90.4%	6	5.8%
	計	97	100.0%	10	10.3%	85	87.6%	2	2.1%
東海地区	公 営	46	100.0%	7	15.2%	38	82.6%	1	2.2%
	民営	51	100.0%	3	5.9%	47	92.2%	1	2.0%
	計	93	100.0%	3	3.2%	82	88.2%	8	8.6%
北信越地区	公 営	52	100.0%	3	5.8%	42	80.8%	7	13.5%
	民 営	41	100.0%			40	97.6%	1	2.4%
	計	102	100.0%	11	10.8%	90	88.2%	1	1.0%
近畿地区	公 営	29	100.0%	1	3.4%	27	93.1%	1	3.4%
	民 営	73	100.0%	10	13.7%	63	86.3%		
中国・	計	98	100.0%	3	3.1%	86	87.8%	9	9.2%
四国地区	公 営	44	100.0%	2	4.5%	36	81.8%	6	13.6%
	民 営	. 54	100.0%	1	1.9%	50	92.6%	3	5.6%
	計	141	100.0%	3	2.1%	132	93.6%	6	4.3%
九州地区	公 営	28	100.0%			27	96.4%	1	3.6%
	民 営	113	100.0%	3	2.7%	105	92.9%	5	4.4%

表NO.111 所在地区分別 問16-1 給食業務を委託しているか

			総	計	委託し	ている	委託して	こいない	未回]答
	ā	†	837	100.0%	48	5.7%	744	88.9%	45	5.4%
総計	公	営	325	100.0%	24	7.4%	274	84.3%	27	8.3%
	民	営	512	100.0%	24	4.7%	470	91.8%	18	3.5%
##7 (57 ±#7 .	吉	+	112	100.0%	5	4.5%	102	91.1%	5	4.5%
都区部・ 指定都市	公	営	28	100.0%	2	7.1%	25	89.3%	1	3.6%
TEXT BY IT	民	営	84	100.0%	3	3.6%	77	91.7%	4	4.8%
	ā	+	110	100.0%	8	7.3%	94	85.5%	8	7.3%
県庁所在市	公	営	29	100.0%	1	3.4%	25	86.2%	3	10.3%
	此	営	81	100.0%	7	8.6%	69	85.2%	5	6.2%
	ā	+	137	100.0%	4	2.9%	126	92.0%	7	5.1%
中都市	公	営	41	100.0%	2	4.9%	34	82.9%	5	12.2%
	民	営	96	100.0%	2	2.1%	92	95.8%	2	2.1%
	計	+	252	100.0%	9	3.6%	232	92.1%	11	4.4%
小都市A	公	営	97	100.0%	3	3.1%	87	89.7%	7	7.2%
	民	営	155	100.0%	6	3.9%	145	93.5%	4	2.6%
	喜	+	84	100.0%	7	8.3%	73	86.9%	4	4.8%
小都市B	公	営	43	100.0%	3	7.0%	36	83.7%	4	9.3%
	民	営	41	100.0%	4	9.8%	37	90.2%		
	計	t	142	100.0%	15	10.6%	117	82.4%	10	7.0%
町•村	公	営	87	100.0%	13	14.9%	67	77.0%	7	8.0%
	民	営	55	100.0%	2	3.6%	50	90.9%	3	5.5%

表NO.112 地域区分別 問16-1-1 どのような方法で行っているか

		総言	+	調理済みの	り物を搬入	調理室を第	(者が使用		会社等に 託	₹0	の他	未[回答
	計	48	100.0%	14	29.2%	24	50.0%	6	12.5%	3	6.3%	1	2.1%
全国	公 営	24	100.0%	11	45.8%	7	29.2%	4	16.7%	2	8.3%		
	民 営	24	100.0%	3	12.5%	17	70.8%	2	8.3%	1	4.2%	1	4.2%
北海道・	計	8	100.0%	1	12.5%	4	50.0%	3	37.5%				
東北地区	公 営	5	100.0%	1	20.0%	2	40.0%	2	40.0%				
******	民営	3	100.0%			2	66.7%	1	33.3%				
	計	10	100.0%	2	20.0%	6	60.0%	1	10.0%	1	10.0%		
関東地区	公 営	6	100.0%	2	33.3%	3	50.0%	1	16.7%				
	民 営	4	100.0%			3	75.0%			1	25.0%		
	計	10	100.0%	5	50.0%	3	30.0%			2	20.0%		
東海地区	公 営	7	100.0%	4	57.1%	1	14.3%			2	28.6%		
	民 営	3	100.0%	1	33.3%	2	66.7%						
	計	3	100.0%	1	33.3%	1	33.3%	1	33.3%				
北信越地区	公 営	3	100.0%	1	33.3%	1	33.3%	1	33.3%				
	民 営												
	計	11	100.0%	3	27.3%	7	63.6%	1	9.1%				
近畿地区	公 営	1	100.0%	1	100.0%								
	民 営	10	100.0%	2	20.0%	7	70.0%	1	10.0%				
中国・	計	3	100.0%	2	66.7%	1	33.3%						
四国地区	公 営	2	100.0%	2	100.0%								
	民 営	1	100.0%			1	100.0%						
	計	3	100.0%			2	66.7%					1	33.3%
九州地区	公 営												
	民 営	3	100.0%			2	66.7%					1	33.3%

表NO.113 所在地区分別 問16-1-1 どのような方法で行っているか

		総	ī†	調理済みの	り物を搬入	調理室を業	き者が使用	人材派遣 委		₹0	り他	未回	回答
	計	48	100.0%	14	29.2%	24	50.0%	6	12.5%	3	6.3%	1	2.1%
総計	公 営	24	100.0%	11	45.8%	7	29.2%	4	16.7%	2	8.3%		
	民 営	24	100.0%	3	12.5%	17	70.8%	2	8.3%	1	4.2%	1	4.2%
ten er ten	計	5	100.0%	1	20.0%	4	80.0%						
都区部· 指定都市	公 営	2	100.0%			2	100.0%						
田足部川	民 営	3	100.0%	1	33.3%	2	66.7%						
	計	8	100.0%	1	12.5%	5	62.5%	1	12.5%			1	12.5%
県庁所在市	公 営	1	100.0%					1	100.0%				
	民 営	7	100.0%	1	14.3%	5	71.4%					1	14.3%
	計	4	100.0%			2	50.0%	1	25.0%	1	25.0%		
中都市	公 営	2	100.0%			1	50.0%			1	50.0%		
	民 営	2	100.0%			1	50.0%	1	50.0%				
	計	9	100.0%	1	11.1%	6	66.7%	1	11.1%	1	11.1%		
小都市A	公 営	3	100.0%	1	33.3%	1	33.3%	1	33.3%				
	民営	6	100.0%			5	83.3%			1	16.7%		
	計	7	100.0%	3	42.9%	2	28.6%	2	28.6%				
小都市B	公 営	3	100.0%	2	66.7%			1	33.3%				
	民 営	4	100.0%	1	25.0%	2	50.0%	1	25.0%				
	計	15	100.0%	8	53.3%	5	33.3%	1	6.7%	1	6.7%		
町・村	公 営	13	100.0%	8	61.5%	3	23.1%	1	7.7%	1	7.7%		
	民営	2	100.0%			2	100.0%						

表NO.114 地域区分別 問16-2 給食業務を委託する予定

		絽	計	今後検討	付の予定	まっ 考えて		将来はお	きえたい	₹0)他	未回]答
	計	744	100.0%	49	6.6%	593	79.7%	21	2.8%	53	7.1%	28	3.8%
全国	公 莒	274	100.0%	26	9.5%	182	66.4%	5	1.8%	42	15.3%	19	6.9%
	民営	470	100.0%	23	4.9%	411	87.4%	16	3.4%	11	2.3%	9	1.9%
北海道・	計	115	100.0%	5	4.3%	91	79.1%	5	4.3%	10	8.7%	4	3.5%
東北地区	公 営		100.0%	2	4.5%	29	65.9%	3	6.8%	7	15.9%	3	6.8%
米礼地区	民営	71	100.0%	3	4.2%	62	87.3%	2	2.8%	3	4.2%	1	1.4%
	計	154	100.0%	15	9.7%	115	74.7%	2	1.3%	14	9.1%	8	5.2%
関東地区	公 焓		100.0%	7	11.7%	32	53.3%	1	1.7%	14	23.3%	6	10.0%
	民営	94	100.0%	8	8.5%	83	88.3%	1	1.1%			2	2.1%
	計	85	100.0%	7	8.2%	62	72.9%	3	3.5%	9	10.6%	4	4.7%
東海地区	公 営		100.0%	4	10.5%	25	65.8%			6	15.8%	3	7.9%
	民営	47	100.0%	3	6.4%	37	78.7%	3	6.4%	3	6.4%	1	2.1%
	計	82	100.0%	4	4.9%	72	87.8%	2	2.4%	2	2.4%	2	2.4%
北信越地区	公 営	42	100.0%	4	9.5%	35	83.3%			2	4.8%	1	2.4%
·	民営	40	100.0%			37	92.5%	2	5.0%			1	2.5%
	計	90	100.0%	6	6.7%	67	74.4%	5	5.6%	8	8.9%	4	4.4%
近畿地区	公 営		100.0%	5	18.5%	14	51.9%			6	22.2%	2	7.4%
	民営	63	100.0%	1	1.6%	53	84.1%	5	7.9%	2	3.2%	2	3.2%
中国・	計	86	100.0%	4	4.7%	75	87.2%			4	4.7%	3	3.5%
四国地区	公 莒	36	100.0%	2	5.6%	27	75.0%			4	11.1%	3	8.3%
	民営	50	100.0%	2	4.0%	48	96.0%						
	計	132	100.0%	8	6.1%	111	84.1%	4	3.0%	6	4.5%	3	2.3%
九州地区	公 営	27	100.0%	2	7.4%	20	74.1%	1	3.7%	3	11.1%	1	3.7%
	民営	105	100.0%	6	5.7%	91	86.7%	3	2.9%	3	2.9%	2	1.9%

表NO.115 所在地区分別 問16-2 給食業務を委託する予定

			総	ā †	今後検討	か予定	まっ 考えて	たく いない	将来はる	きえたい	₹0)他	未回]答
	計	-	744	100.0%	49	6.6%	593	79.7%	21	2.8%	53	7.1%	28	3.8%
総計	公	営	274	100.0%	26	9.5%	182	66.4%	5	1.8%	42	15.3%	19	6.9%
		営	470	100.0%	23	4.9%	411	87.4%	16	3.4%	11	2.3%	9	1.9%
都区部・	計	+	102	100.0%	7	6.9%	81	79.4%	3	2.9%	8	7.8%	3	2.9%
指定都市		営	25	100.0%	3	12.0%	14	56.0%			6	24.0%	2	8.0%
TE ACTION	民	営	77	100.0%	4	5.2%	67	87.0%	3	3.9%	2	2.6%	1	1.3%
	計	h]	94	100.0%	7	7.4%	74	78.7%	4	4.3%	7	7.4%	2	2.1%
県庁所在市	公	営	25	100.0%	3	12.0%	16	64.0%			6	24.0%		
	民	営	69	100.0%	4	5.8%	58	84.1%	4	5.8%	1	1.4%	2	2.9%
	計	+	126	100.0%	9	7.1%	97	77.0%	5	4.0%	9	7.1%	6	4.8%
中都市		営	34	100.0%	3	8.8%	20	58.8%			. 7	20.6%	4	11.8%
		営	92	100.0%	6	6.5%	77	83.7%	5	5.4%	2	2.2%	2	2.2%
	計	۱ ا	232	100.0%	15	6.5%	183	78.9%	7	3.0%	18	7.8%	9	3.9%
小都市A		営	87	100.0%	10	11.5%	56	64.4%	3	3.4%	12	13.8%	6	6.9%
		営	145	100.0%	5	3.4%	127	87.6%	4	2.8%	6	4.1%	3	2.1%
	吉	ŀ	73	100.0%	5	6.8%	61	83.6%			2	2.7%	5	6.8%
小都市B		営	36	100.0%	3	8.3%	27	75.0%			2	5.6%	4	11.1%
		営	37	100.0%	2	5.4%	34	91.9%					1	2.7%
	計		117	100.0%	6	5.1%	97	82.9%	2	1.7%	9	7.7%	3	2.6%
町·村	公	営	67	100.0%	4	6.0%	49	73.1%	2	3.0%	9	13.4%	3	4.5%
	民	営	50	100.0%	2	4.0%	48	96.0%						

表NO.116 地域区分別 問17-1 地域子育で支援センターを併設・運営しているか

		総	計	は	い	いい	ハえ	未回	回答
	計	837	100.0%	174	20.8%	617	73.7%	46	5.5%
全国	公 営	325	100.0%	66	20.3%	234	72.0%	25	7.7%
	民 営	512	100.0%	108	21.1%	383	74.8%	21	4.1%
ルが	計	128	100.0%	27	21.1%	95	74.2%	6	4.7%
北海道· 東北地区	公 営	52	100.0%	13	25.0%	36	69.2%	3	5.8%
***************************************	民営	76	100.0%	14	18.4%	59	77.6%	3	3.9%
	計	178	100.0%	33	18.5%	131	73.6%	14	7.9%
関東地区	公 営	74	100.0%	10	13.5%	57	77.0%	7	9.5%
	民 営	104	100.0%	23	22.1%	74	71.2%	7	6.7%
	計	97	100.0%	29	29.9%	66	68.0%	2	2.1%
東海地区	公 営	46	100.0%	13	28.3%	32	69.6%	1	2.2%
	民 営	51	100.0%	16	31.4%	34	66.7%	1	2.0%
	計	93	100.0%	19	20.4%	67	72.0%	7	7.5%
北信越地区	公 営	52	100.0%	12	23.1%	35	67.3%	5	9.6%
	民 営	41	100.0%	7	17.1%	32	78.0%	2	4.9%
	計	102	100.0%	22	21.6%	79	77.5%	1	1.0%
近畿地区	公 営	29	100.0%	4	13.8%	24	82.8%	1:	3.4%
	民 営	73	100.0%	18	24.7%	55	75.3%		
.	計	98	100.0%	23	23.5%	65	66.3%	10	10.2%
中国・ 四国地区	公 営	44	100.0%	7	15.9%	29	65.9%	8	18.2%
	民 営	54	100.0%	16	29.6%	36	66.7%	2	3.7%
	計	141	100.0%	21	14.9%	114	80.9%	6	4.3%
九州地区	公 営	28	100.0%	7	25.0%	21	75.0%		
	民営	113	100.0%	14	12.4%	93	82.3%	6	5.3%

表NO.117 所在地区分別 問17-1 地域子育で支援センターを併設・運営しているか

		総	計	は	い	いし	ヽえ	未回	回答
	計	837	100.0%	174	20.8%	617	73.7%	46	5.5%
総計	公 営	325	100.0%	66	20.3%	234	72.0%	25	7.7%
	民 営	512	100.0%	108	21.1%	383	74.8%	21	4.1%
都区部:	計	112	100.0%	19	17.0%	85	75.9%	8	7.1%
指定都市	公 営	28	100.0%	5	17.9%	21	75.0%	2	7.1%
	民 営	84	100.0%	14	16.7%	64	76.2%	6	7.1%
	計	110	100.0%	19	17.3%	84	76.4%	7	6.4%
県庁所在市	公 営	29	100.0%	6	20.7%	21	72.4%	2	6.9%
	民 営	81	100.0%	13	16.0%	63	77.8%	5	6.2%
	計	137	100.0%	32	23.4%	97	70.8%	8	5.8%
中都市	公 営	41	100.0%	12	29.3%	24	58.5%	5	12.2%
	民 営	96	100.0%	20	20.8%	73	76.0%	3	3.1%
	計	252	100.0%	57	22.6%	185	73.4%	10	4.0%
小都市A	公 営	97	100.0%	17	17.5%	74	76.3%	6	6.2%
	民 営	155	100.0%	40	25.8%	111	71.6%	4	2.6%
	計	84	100.0%	11	13.1%	69	82.1%	4	4.8%
小都市B	公 営	43	100.0%	5	11.6%	35	81.4%	3	7.0%
	民 営	41	100.0%	6	14.6%	34	82.9%	1	2.4%
	計	142	100.0%	36	25.4%	97	68.3%	9	6.3%
町 - 村	公 営	87	100.0%	21	24.1%	59	67.8%	7	8.0%
	民 営	55	100.0%	15	27.3%	38	69.1%	2	3.6%

表NO.118 地域区分別 問17-1-1 方式—区分はどのようになっているか

		総	ā†	国の	事業	県の	事業	市の	事業	貴園犯	独自で	未回]答
	計	174	100.0%	59	33.9%	32	18.4%	80	46.0%	33	19.0%	1	0.6%
全国	公 営	66	100.0%	18	27.3%	17	25.8%	36	54.5%	9	13.6%		
	民 営	108	100.0%	41	38.0%	15	13.9%	44	40.7%	24	22.2%	1	0.9%
北海道・	計	27	100.0%	8	29.6%	6	22.2%	9	33.3%	6	22.2%		
東北地区	公 営	13	100.0%	3	23.1%	5	38.5%	3	23.1%	3	23.1%		
*****	民営	14	100.0%	5	35.7%	1	7.1%	6	42.9%	3	21.4%		
	計	33	100.0%	12	36.4%	7	21.2%	18	54.5%	7	21.2%		
関東地区	公 営	10	100.0%	2	20.0%			6	60.0%	3	30.0%		
	民 営	23	100.0%	10	43.5%	7	30.4%	12	52.2%	4	17.4%		
	計	29	100.0%	8	27.6%	5	17.2%	16	55.2%	3	10.3%		
東海地区	公 営	13	100.0%	2	15.4%	4	30.8%	9	69.2%				
	民 営	16	100.0%	6	37.5%	1	6.3%	7	43.8%	3	18.8%		
	計	19	100.0%	4	21.1%	6	31.6%	13	68.4%	2	10.5%	i	5.3%
北信越地区	公 営	12	100.0%	3	25.0%	4	33.3%	10	83.3%	2	16.7%		
	民営	7	100.0%	1	14.3%	2	28.6%	3	42.9%			1	14.3%
	計	22	100.0%	4	18.2%	1	4.5%	15	68.2%	5	22.7%		
近畿地区	公 営	4	100.0%					4	100.0%	1	25.0%		
	民 営	18	100.0%	4	22.2%	1	5.6%	[11	61.1%	4	22.2%		
+ E	計	23	100.0%	13	56.5%	2	8.7%	4	17.4%	4	17.4%		
中国・ 四国地区	公 営	7	100.0%	4	57.1%	1	14.3%	2	28.6%				
	民 営	16	100.0%	9	56.3%	1	6.3%	2	12.5%	4	25.0%		
	計	21	100.0%	10	47.6%	5	23.8%	5	23.8%	6	28.6%		
九州地区	公 営	7	100.0%	4	57.1%	3	42.9%	2	28.6%				
	民 営	14	100.0%	6	42.9%	2	14.3%	3	21.4%	6	42.9%		

表NO.119 所在地区分別 問17-1-1 方式—区分はどのようになっているか

_		総	計	国の基	事業	県の	事業	市の	事業	貴園独	自で	未回	答
	計	174	100.0%	59	33.9%	32	18.4%	80	46.0%	33	19.0%	1	0.6%
総計	公 営	66	100.0%	18	27.3%	17	25.8%	36	54.5%	9	13.6%		
	民 営	108	100.0%	41	38.0%	15	13.9%	44	40.7%	24	22.2%	1	0.9%
都区部・	計	19	100.0%	1	5.3%			16	84.2%	4	21.1%		
部区部· 指定都市	公 営	5	100.0%					5	100.0%				
1日之前7门	民 営	14	100.0%	1	7.1%			11	78.6%	4	28.6%		
	計	19	100.0%	8	42.1%			8	42.1%	4	21.1%		
県庁所在市	公 営	6	100.0%	1	16.7%			4	66.7%	1	16.7%		
	民 営	13	100.0%	7	53.8%			4	30.8%	3	23.1%		
	計	32	100.0%	10	31.3%	4	12.5%	17	53.1%	5	15.6%	1	3.1%
中都市	公 営	12	100.0%	1	8.3%	2	16.7%	10	83.3%	2	16.7%		
	民 営	20	100.0%	9	45.0%	2	10.0%	7	35.0%	3	15.0%	1	5.0%
	計	57	100.0%	21	36.8%	12	21.1%	31	54.4%	10	17.5%		
小都市A	公 営	17	100.0%	6	35.3%	6	35.3%	12	70.6%	2	11.8%		
	民 営	40	100.0%	15	37.5%	6	15.0%	19	47.5%	. 8	20.0%		
	計	11	100.0%	4	36.4%	1	9.1%	5	45.5%	4	36.4%		
小都市B	公 営	5	100.0%	1	20.0%	1	20.0%	3	60.0%	2	40.0%		
	民 営	6	100.0%	3	50.0%			2	33.3%	2	33.3%		
	計	36	100.0%	15	41.7%	15	41.7%	3	8.3%	6	16.7%		
町•村	公 営	21	100.0%	9	42.9%	8	38.1%	2	9.5%	2	9.5%		
	民 営	15	100.0%	6	40.0%	7	46.7%	1	6.7%	4	26.7%		

表NO.120 地域区分別 問17-1-2 運営上の困難性・課題

			総	計	7	Ī	Ħ	Ħ
	青	 	174	100.0%	75	43.1%	99	56.9%
全国	公	営	66	100.0%	18	27.3%	48	72.7%
	民	営	108	100.0%	57	52.8%	51	47.2%
北海道・	言	+	27	100.0%	10	37.0%	17	63.0%
東北地区	公	営	13	100.0%	3	23.1%	10	76.9%
**************************************	民	営	14	100.0%	7	50.0%	7	50.0%
	富	†	33	100.0%	10	30.3%	23	69.7%
関東地区	公	営	10	100.0%	1	10.0%	9	90.0%
	民	営	23	100.0%	9	39.1%	14	60.9%
	吉	+	29	100.0%	14	48.3%	15	51.7%
東海地区	公	営	13	100.0%	5	38.5%	8	61.5%
	民	営	16	100.0%	9	56.3%	7	43.8%
	言	+	19	100.0%	8	42.1%	11	57.9%
北信越地区	公	営	12	100.0%	6	50.0%	6	50.0%
	民	営	7	100.0%	2	28.6%	5	71.4%
	吉	+	22	100.0%	10	45.5%	12	54.5%
近畿地区	公	営	4	100.0%			4	100.0%
	民	営	18	100.0%	10	55.6%	8	44.4%
中国・	言	t	23	100.0%	13	56.5%	10	43.5%
四国地区	公	営	7	100.0%	2	28.6%	5	71.4%
	民	営	16	100.0%	11	68.8%	5	31.3%
	言	+	21	100.0%	10	47.6%	11	52.4%
九州地区	公	営	7	100.0%	1	14.3%	6	85.7%
	民	営	14	100.0%	9	64.3%	5	35.7%

表NO.121 所在地区分別 問17-1-2 運営上の困難性・課題

			総	計	4	Ī	#	ŧ
	青	+	174	100.0%	75	43.1%	99	56.9%
総計	公	営	66	100.0%	18	27.3%	48	72.7%
	民	営	108	100.0%	57	52.8%	51	47.2%
都区部:	iii.	†	19	100.0%	11	57.9%	8	42.1%
都区部· 指定都市	公	営	5	100.0%	1	20.0%	4	80.0%
16 XC 60 (1)	民	営	14	100.0%	10	71.4%	4	28.6%
	言	+	19	100.0%	8	42.1%	11	57.9%
県庁所在市	公	営	6	100.0%			6	100.0%
	民	営	13	100.0%	8	61.5%	5	38.5%
	盲	+	32	100.0%	11	34.4%	21	65.6%
中都市	公	営	12	100.0%	4	33.3%	8	66.7%
	民	営	20	100.0%	7	35.0%	13	65.0%
	言	+	57	100.0%	26	45.6%	31	54.4%
小都市A	公	営	17	100.0%	5	29.4%	12	70.6%
	此	営	40	100.0%	21	52.5%	19	47.5%
		+	11	100.0%	6	54.5%	5	45.5%
小都市B	公	営	5	100.0%	4	80.0%	1	20.0%
	民	営	6	100.0%	2	33.3%	4	66.7%
	青	+	36	100.0%	13	36.1%	23	63.9%
町 - 村	公	営	21	100.0%	4	19.0%	17	81.0%
	民	営	15	100.0%	9	60.0%	6	40.0%

表NO.122 地域区分別 問17-1-3 併設・運営していない理由

		総	i†	地垣 ニ ー ズ		財源	不足	人材	不足	市町/ 補助か		その	他	未回	答
	計	617	100.0%	103	16.7%	125	20.3%	98	15.9%	134	21.7%	236	38.2%	61	9.9%
全国	公 営	234	100.0%	41	17.5%	43	18.4%	23	9.8%	24	10.3%	113	48.3%	24	10.3%
	民営	383	100.0%	62	16.2%	82	21.4%	75	19.6%	110	28.7%	123	32.1%	37	9.7%
北海、	計	95	100.0%	22	23.2%	20	21.1%	11	11.6%	20	21.1%	39	41.1%	8	8.4%
北海道・ 東北地区	公 営	36	100.0%	8	22.2%	7	19.4%	3	8.3%	2	5.6%	18	50.0%	3	8.3%
***************************************	民 営	59	100.0%	14	23.7%	13	22.0%	8	13.6%	18	30.5%	21	35.6%	5	8.5%
	計	131	100.0%	19	14.5%	22	16.8%	18	13.7%	24	18.3%	56	42.7%	15	11.5%
関東地区	公 営	57	100.0%	11	19.3%	9	15.8%	4	7.0%	6	10.5%	28	49.1%	6	10.5%
	民 営	74	100.0%	8	10.8%	13	17.6%	14	18.9%	18	24.3%	28	37.8%	9	12.2%
	計	66	100.0%	6	9.1%	14	21.2%	17	25.8%	10	15.2%	32	48.5%	4	6.1%
東海地区	公 営	32	100.0%	3	9.4%	6	18.8%	6	18.8%	1	3.1%	22	68.8%	2	6.3%
	民営	34	100.0%	3	8.8%	8	23.5%	11	32.4%	9	26.5%	10	29.4%	2	5.9%
	計	67	100.0%	12	17.9%	17	25.4%	17	25.4%	11	16.4%	26	38.8%	6	9.0%
北信越地区	公 営	35	100.0%	6	17.1%	8	22.9%	5	14.3%	3	8.6%	16	45.7%	4	11.4%
	民 営	32	100.0%	6	18.8%	9	28.1%	12	37.5%	8	25.0%	10	31.3%	2	6.3%
	計	79	100.0%	8	10.1%	14	17.7%	11	13.9%	20	25.3%	30	38.0%	11	13.9%
近畿地区	公 営	24	100.0%	3	12.5%	3	12.5%	1	4.2%	3	12.5%	12	50.0%	3	12.5%
	民 営	55	100.0%	5	9.1%	11	20.0%	10	18.2%	17	30.9%	18	32.7%	8	14.5%
4.5	計	65	100.0%	11	16.9%	11	16.9%	9	13.8%	17	26.2%	20	30.8%	9	13.8%
中国· 四国地区	公 営	29	100.0%	5	17.2%	5	17.2%	2	6.9%	4	13.8%	12	41.4%	4	13.8%
티프바다	民 営	36	100.0%	6	16.7%	6	16.7%	7	19.4%	13	36.1%	8	22.2%	5	13.9%
	計	114	100.0%	25	21.9%	27	23.7%	15	13.2%	32	28.1%	33	28.9%	8	7.0%
九州地区	公 営	21	100.0%	5	23.8%	5	23.8%	2	9.5%	5	23.8%	5	23.8%	2	9.5%
	民 営	93	100.0%	20	21.5%	22	23.7%	13	14.0%	27	29.0%	28	30.1%	6	6.5%

表NO.123 所在地区分別 問17-1-3 併設・運営していない理由

		総	i †	地域 ニ ー ズ		財源	不足	人材	不足	市町: 補助か		その	他	未回]答
	計	617	100.0%	103	16.7%	125	20.3%	98	15.9%	134	21.7%	236	38.2%	61	9.9%
総計	公 営	234	100.0%	41	17.5%	43	18.4%	23	9.8%	24	10.3%	113	48.3%	24	10.3%
	民 営	383	100.0%	62	16.2%	82	21.4%	75	19.6%	110	28.7%	123	32.1%	37	9.7%
都区部・	計	85	100.0%	10	11.8%	20	23.5%	14	16.5%	16	18.8%	43	50.6%	7	8.2%
指定都市	公 営	21	100.0%	2	9.5%	2	9.5%			1	4.8%	15	71.4%	1	4.8%
) H /C HI/ II/	民 営	64	100.0%	8	12.5%	18	28.1%	14	21.9%	15	23.4%	28	43.8%	6	9.4%
	計	84	100.0%	12	14.3%	17	20.2%	15	17.9%	22	26.2%	26	31.0%	12	14.3%
県庁所在市	公 営	21	100.0%	5	23.8%	2	9.5%	1	4.8%	6	28.6%	7	33.3%	2	9.5%
	民 営	63	100.0%	7	11.1%	15	23.8%	14	22.2%	16	25.4%	19	30.2%	10	15.9%
	計	97	100.0%	13	13.4%	15	15.5%	17	17.5%	27	27.8%	38	39.2%	9	9.3%
中都市	公 営	24	100.0%	4	16.7%	2	8.3%	3	12.5%	5	20.8%	14	58.3%	2	8.3%
	民 営	73	100.0%	9	12.3%	13	17.8%	14	19.2%	22	30.1%	24	32.9%	7	9.6%
	青	185	100.0%	36	19.5%	29	15.7%	26	14.1%	43	23.2%	65	35.1%	19	10.3%
小都市A	公 営	74	100.0%	11	14.9%	12	16.2%	8	10.8%	6	8.1%	38	51.4%	9	12.2%
	民 営	111	100.0%	25	22.5%	17	15.3%	18	16.2%	37	33.3%	27	24.3%	10	9.0%
	計	69	100.0%	14	20.3%	20	29.0%	12	17.4%	13	18.8%	20	29.0%	7	10.1%
小都市B	公 営	35	100.0%	8	22.9%	7	20.0%	4	11.4%	5	14.3%	11	31.4%	4	11.4%
	民営	34	100.0%	6	17.6%	13	38.2%	8	23.5%	8	23.5%	9	26.5%		8.8%
	計	97	100.0%	18	18.6%	24	24.7%	14	14.4%	13	13.4%	44	45.4%	7	7.2%
町・村	公 営	59	100.0%	11	18.6%	18	30.5%	7	11.9%	1	1.7%	28	47.5%	6	10.2%
	民 営	38	100.0%	7	18.4%	6	15.8%	7	18.4%	12	31.6%	16	42.1%	1	2.6%

表NO.124 地域区分別 問18-1 地域でニーズがある事業

		総	dž	放課後 健全育		地域児 育成活動	童健全 支援事業		健全 別事業	未回	回答
	計	512	100.0%	289	56.4%	121	23.6%	183	35.7%	139	27.1%
全国	公 営										
	民 営	512	100.0%	289	56.4%	121	23.6%	183	35.7%	139	27.1%
北海道・	計	76	100.0%	40	52.6%	10	13.2%	18	23.7%	25	32.9%
東北地区	公 営										
X10-0E	民 営	76	100.0%	40	52.6%	10	13.2%	18	23.7%	25	32.9%
	計	104	100.0%	52	50.0%	33	31.7%	44	42.3%	31	29.8%
関東地区	公 営										
	民 営	104	100.0%	52	50.0%	33	31.7%	44	42.3%	31	29.8%
	計	51	100.0%	31	60.8%	12	23.5%	18	35.3%	11	21.6%
東海地区	公 営										·
	民 営	51	100.0%	31	60.8%	12	23.5%	18	35.3%	11	21.6%
-	計	41	100.0%	24	58.5%	7	17.1%	13	31.7%	10	24.4%
北信越地区	公 営										
	民 営	41	100.0%	24	58.5%	7	17.1%	13	31.7%	10	24.4%
	計	73	100.0%	47	64.4%	27	37.0%	33	45.2%	16	21.9%
近畿地区	公 営										
	民 営	73	100.0%	47	64.4%	27	37.0%		45.2%		
中国・	計	54	100.0%	29	53.7%	9	16.7%	18	33.3%	15	27.8%
四国地区	公 営										
	民 営	54	100.0%	29	53.7%	9		18	33.3%		27.8%
	計	113	100.0%	66	58.4%	23	20.4%	39	34.5%	31	27.4%
九州地区	公 営										
	民 営	113	100.0%	66	58.4%	23	20.4%	39	34.5%	31	27.4%

表NO.125 所在地区分別 問18-1 地域でニーズがある事業

		総訓	it .	放課後 健全育		地域児 育成活動		児童健 特別	全育成 事業	未回	回答
	計	512	100.0%	289	56.4%	121	23.6%	183	35.7%	139	27.1%
総計	公 営										
	民 営	512	100.0%	289	56.4%	121	23.6%	183	35.7%	139	27.1%
都区部・	計	84	100.0%	48	57.1%	21	25.0%	29	34.5%	24	28.6%
部位部: 指定都市	公 営										
111/11/11/11	民 営	84	100.0%	48	57.1%	21	25.0%	29	34.5%	24	28.6%
	計	81	100.0%	38	46.9%	14	17.3%	30	37.0%	29	35.8%
県庁所在市	公 営										
	民 営	81	100.0%	38	46.9%	14	17.3%	30	37.0%	29	35.8%
	計	96	100.0%	54	56.3%	23	24.0%	35	36.5%	28	29.2%
中都市	公 営										
	民 営	96	100.0%	54	56.3%	23	24.0%	35	36.5%	28	29.2%
	計	155	100.0%	89	57.4%	45	29.0%	56	36.1%	37	23.9%
小都市A	公 営										
	民 営	155	100.0%	89	57.4%	45	29.0%	56	36.1%	37	23.9%
	計	41	100.0%	26	63.4%	8	19.5%	17	41.5%	9	22.0%
小都市B	公 営										
	民 営	41	100.0%	26	63.4%	8	19.5%	17	41.5%	9	22.0%
	計	55	100.0%	34	61.8%	10	18.2%	16	29.1%	12	21.8%
町·村	公 営										
	民 営	55	100.0%	34	61.8%	10	18.2%	16	29.1%	12	21.8%

表NO.126 地域区分別 問18-2 実施している事業

			総	 	児童福祉 併設型 児童館	民間	放課後 健全育!		₹ 0.)他	これ 実施して		未回]答
	計	Τ	512	100.0%	8	1.6%	94	18.4%	46	9.0%	324	63.3%	53	10.4%
全国	公 営													
	民営	Š	512	100.0%	8	1.6%	94	18.4%	46	9.0%	324	63.3%	53	10.4%
北海道・	計		76	100.0%			12	15.8%	7	9.2%	48	63.2%	10	13.2%
東北地区	公营													
X-10-0E	民営	Š	76	100.0%			12	15.8%	7	9.2%	48	63.2%	10	13.2%
	計		104	100.0%	3	2.9%	16	15.4%	9	8.7%	70	67.3%	9	8.7%
関東地区	公营													
	民営	Š	104	100.0%	3	2.9%	16	15.4%	9	8.7%	70	67.3%	9	8.7%
	計	-	51	100.0%			7	13.7%	6	11.8%	35	68.6%	3	5.9%
東海地区	公言													
	民营	Š	51	100.0%			7	13.7%	6	11.8%	35	68.6%	3	5.9%
	計		41	100.0%			10	24.4%	3	7.3%	28	68.3%	2	4.9%
北信越地区	公营													
	民営	Š	41	100.0%			10	24.4%	3	7.3%	28	68.3%	2	4.9%
	計		73	100.0%	3	4.1%	11	15.1%	8	11.0%	47	64.4%	7	9.6%
近畿地区	公営													
	民営	Š	73	100.0%	3	4.1%	11	15.1%	8	11.0%	47	64.4%	7	9.6%
中国・	計		54	100.0%			10	18.5%	4	7.4%	32	59.3%	9	16.7%
四国地区	公営													
	民意	Š	54	100.0%			10	18.5%	4	7.4%	32	59.3%	9	16.7%
	āt		113	100.0%	. 2	1.8%	28	24.8%	9	8.0%	64	56.6%	13	11.5%
九州地区	公営													
L	民営	Š	113	100.0%	2	1.8%	28	24.8%	9	8.0%	64	56.6%	13	11.5%

表NO.127 所在地区分別 問18-2 実施している事業

		総	計	児童福祉 併設型 児童館	民間	放課後健全育		₹0)他	これ実施して		未回]答
	計	512	100.0%	8	1.6%	94	18.4%	46	9.0%	324	63.3%	53	10.4%
総計	公 営												
	民営	512	100.0%	8	1.6%	94	18.4%	46	9.0%	324	63.3%	53	10.4%
都区部・	計	84	100.0%	2	2.4%	8	9.5%	7	8.3%	62	73.8%	7	8.3%
指定都市	公 営												
16 XC 80117	民営	84	100.0%	2	2.4%	8	9.5%	7	8.3%	62	73.8%	7	8.3%
	計	81	100.0%			10	12.3%	10	12.3%	56	69.1%	8	9.9%
県庁所在市	公 営												
	民営	81	100.0%			10	12.3%	10	12.3%	56	69.1%	8	9.9%
	計	96	100.0%			16	16.7%	9	9.4%	60	62.5%	13	13.5%
中都市	公 営												
	民営	96	100.0%			16	16.7%	9	9.4%	60	62.5%	13	13.5%
	計	155	100.0%	6	3.9%	37	23.9%	11	7.1%	90	58.1%	16	10.3%
小都市A	公 営												
	民 営	155	100.0%	6	3.9%	37	23.9%	11	7.1%	90	58.1%	16	10.3%
	計	41	100.0%			9	22.0%	4	9.8%	25	61.0%	3	7.3%
小都市B	公 営												
	民 営	41	100.0%			9	22.0%	4	9.8%	25	61.0%	3	7.3%
	計	55	100.0%			14	25.5%	5	9.1%	31	56.4%	6	10.9%
町 • 村	公 営												
	民 営	55	100.0%			14	25.5%	5	9.1%	31	56.4%	6	10.9%

表NO.128 地域区分別 問18-3 児童福祉施設併設型民間児童館を設置する上での問題点

		総	計	市町村が 補助が		用地·自	己資金	その	他	わから	ない	未回	答
	計	512	100.0%	152	29.7%	201	39.3%	27	5.3%	128	25.0%	95	18.6%
全国	公 営												
	民 営	512	100.0%	152	29.7%	201	39.3%	27	5.3%	128	25.0%	95	18.6%
זוי ג≠¥	計	76	100.0%	26	34.2%	28	36.8%	8	10.5%	13	17.1%	15	19.7%
北海道・ 東北地区	公 営												
未礼地区	民 営	76	100.0%	26	34.2%	28	36.8%	8	10.5%	13	17.1%	15	19.7%
	計	104	100.0%	29	27.9%	42	40.4%	4	3.8%	31	29.8%	17	16.3%
関東地区	公 営										ļ		
	民 営	104	100.0%	29	27.9%	42	40.4%	4	3.8%	31	29.8%	17	16.3%
	計	51	100.0%	15	29.4%	24	47.1%	3	5.9%	15	29.4%	6	11.8%
東海地区	公 営												
	民 営	51	100.0%	15	29.4%	24	47.1%	3	5.9%	15	29.4%	6	11.8%
	計	41	100.0%	9	22.0%	17	41.5%			14	34.1%	6	14.6%
北信越地区	公 営												
	民 営	41	100.0%	9	22.0%	17	41.5%			14	34.1%	6	14.6%
	計	73	100.0%	26	35.6%	30	41.1%	4	5.5%	14	19.2%	16	21.9%
近畿地区	公 営												
	民 営	73	100.0%	26	35.6%	30	41.1%	4	5.5%	14	19.2%	16	21.9%
+ =	計	54	100.0%	19	35.2%	19	35.2%	5	9.3%	12	22.2%	10	18.5%
中国· 四国地区	公 営												
四国地区	民 営	54	100.0%	19	35.2%	19	35.2%	5	9.3%	12	22.2%	10	18.5%
	計	113	100.0%	. 28	24.8%	41	36.3%	3	2.7%	29	25.7%	25	22.1%
九州地区	公 営										-		
	民 営	113	100.0%	28	24.8%	41	36.3%	3	2.7%	29	25.7%	25	22.1%

表NO.129 所在地区分別 問18-3 児童福祉施設併設型民間児童館を設置する上での問題点

			総計		市町村からの 補助が困難		用地·自己資金		その他		わからない		未回答	
	計		512	100.0%	152	29.7%	201	39.3%	27	5.3%	128	25.0%	95	18.6%
総計		営												
	民	営	512	100.0%	152	29.7%	201	39.3%	27	5.3%	128	25.0%	95	18.6%
都区部・ 指定都市	計		84	100.0%	22	26.2%	39	46.4%	7	8.3%	21	25.0%	13	15.5%
	公	営												
	民;	営	84	100.0%	22	26.2%	39	46.4%	7	8.3%	21	25.0%	13	15.5%
県庁所在市	計		81	100.0%	25	30.9%	34	42.0%	1	1.2%	25	30.9%	10	12.3%
	公	営				1								l
		営	81	100.0%	25	30.9%	34	42.0%	1	1.2%	25	30.9%	10	12.3%
	計		96	100.0%	26	27.1%	37	38.5%	6	6.3%	19	19.8%	23	24.0%
中都市	公	営								i				
		営	96	100.0%	26	27.1%	37	38.5%	. 6	6.3%	19	19.8%	23	24.0%
小都市A	計		155	100.0%	42	27.1%	57	36.8%	9	5.8%	39	25.2%	34	21.9%
	公	営												
		営	155	100.0%	42	27.1%	57	36.8%	9	5.8%	39	25.2%	34	21.9%
小都市B	計		41	100.0%	15	36.6%	15	36.6%	2	4.9%	12	29.3%	5	12.2%
		営												
		営	41	100.0%	15	36.6%	15	36.6%	2	4.9%	12	29.3%	5	12.2%
	計		55	100.0%	22	40.0%	19	34.5%	2	3.6%	12	21.8%	10	18.2%
町·村	公	営												
	民	営	55	100.0%	22	40.0%	19	34.5%	2	3.6%	12	21.8%	10	18.2%

表NO.130 地域区分別 問19 保育制度または保育所運営についての意見

		総	計	4	=	無		
全国	計	837	100.0%	194	23.2%	643	76.8%	
	公 営	325	100.0%	66	20.3%	259	79.7%	
	民 営	512	100.0%	128	25.0%	384	75.0%	
기타 하는 V폭	計	128	100.0%	34	26.6%	94	73.4%	
北海道· 東北地区	公 営	52	100.0%	12	23.1%	40	76.9%	
******	民 営	76	100.0%	22	28.9%	54	71.1%	
	計	178	100.0%	36	20.2%	142	79.8%	
関東地区	公 営	74	100.0%	11	14.9%	63	85.1%	
	民 営	104	100.0%	25	24.0%	79	76.0%	
	計	97	100.0%	25	25.8%	72	74.2%	
東海地区	公 営	46	100.0%	12	26.1%	34	73.9%	
	民 営	51	100.0%	13	25.5%	38	74.5%	
	計	93	100.0%	17	18.3%	76	81.7%	
北信越地区	公 営	52	100.0%	11	21.2%	41	78.8%	
	民 営	41	100.0%	6	14.6%	35	85.4%	
	計	102	100.0%	22	21.6%	80	78.4%	
近畿地区	公 営	29	100.0%	8	27.6%	21	72.4%	
	民 営	73	100.0%	14	19.2%	59	80.8%	
中国• 四国地区	計	98	100.0%	21	21.4%	77	78.6%	
	公 営	44	100.0%	8	18.2%	36	81.8%	
	民 営	54	100.0%	13	24.1%	41	75.9%	
	計	. 141	100.0%	39	27.7%	102	72.3%	
九州地区	公 営	28	100.0%	4	14.3%	24	85.7%	
	民営	113	100.0%	35	31.0%	78	69.0%	

表NO.131 所在地区分別 問19 保育制度または保育所運営についての意見

		総	dž	4	3	無		
	計	837	100.0%	194	23.2%	643	76.8%	
総計	公 営	325	100.0%	66	20.3%	259	79.7%	
i	民 営	512	100.0%	128	25.0%	384	75.0%	
#0 t=2 40	計	112	100.0%	38	33.9%	74	66.1%	
都区部· 指定都市	公 営	28	100.0%	12	42.9%	16	57.1%	
יוימו	民 営	84	100.0%	26	31.0%	58	69.0%	
県庁所在市	計	110	100.0%	19	17.3%	91	82.7%	
	公 営	29	100.0%	6	20.7%	23	79.3%	
	民 営	81	100.0%	13	16.0%	68	84.0%	
	計	137	100.0%	37	27.0%	100	73.0%	
中都市	公 営	41	100.0%	12	29.3%	29	70.7%	
	民 営	96	100.0%	25	26.0%	71	74.0%	
	計	252	100.0%	59	23.4%	193	76.6%	
小都市A	公 営	97	100.0%	17	17.5%	80	82.5%	
	民 営	155	100.0%	42	27.1%	113	72.9%	
小都市B	計	84	100.0%	15	17.9%	69	82.1%	
	公 営	43	100.0%	7	16.3%	36	83.7%	
	民 営	41	100.0%	8	19.5%	33	80.5%	
	計	142	100.0%	26	18.3%	116	81.7%	
町 - 村	公 営	87	100.0%	12	13.8%	75	86.2%	
	民 営	55	100.0%	14	25.5%	41	74.5%	

改正保育制度施行の実態及び保育所の運営管理に関する調査研究報告書 (平成18年度)

平成19年3月

発行所 社会福祉法人 日本保育協会 〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5丁目53番1号 電話 03-3486-4412番(代)

